会　議　録　目　次

平成30年第２回曽於市議会定例会

会期日程 …… 1

○６月８日（金）

議事日程第１号 …… 3

開　　会 …… 6

開　　議 …… 6

会議録署名議員の指名 …… 6

会期の決定 …… 6

議長諸般の報告 …… 6

市長の一般行政報告 …… 6

常任委員会の閉会中の所管事務調査報告 …… 7

報告第１号～報告第３号 …… 15

承認案第１号～承認案第４号 …… 24

議案第39号～議案第53号 …… 38

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙 …… 43

散　　会 …… 45

○６月12日（火）

議事日程第２号 …… 47

開　　議 …… 49

一般質問

渡辺　利治　議員 …… 49

上村　龍生　議員 …… 76

徳峰　一成　議員 …… 94

久長登良男　議員 …… 119

散　　会 …… 137

○６月13日（水）

議事日程第３号 …… 139

開　　議 …… 141

一般質問

迫　　杉雄　議員 …… 141

伊地知厚仁　議員 …… 162

重久　昌樹　議員 …… 178

松ノ下いずみ議員 …… 188
散　　会 …… 200

○６月14日（木）
議事日程第４号 …… 201
開　　議 …… 203
一般質問
今鶴　治信　議員 …… 203
渕合　昌昭　議員 …… 223
宮迫　　勝　議員 …… 240
岩水　　豊　議員 …… 258
散　　会 …… 282

○６月15日（金）
議事日程第５号 …… 283
開　　議 …… 285
議案第39号、議案第40号 …… 285
議案第41号～議案第44号 …… 296
議案第45号 …… 296
議案第46号 …… 300
議案第47号 …… 318
議案第50号、議案第51号 …… 318
議案第54号 …… 323
陳情第２号、陳情第３号 …… 326
散　　会 …… 326

○６月26日（火）
議事日程第６号 …… 327
開　　議 …… 330
議案第39号、議案第40号 …… 330
議案第41号～議案第44号 …… 335
議案第45号 …… 341
議案第46号 …… 342
議案第47号 …… 360
議案第50号、議案第51号 …… 361
議案第48号、議案第49号、議案第52号、議案第53号 …… 364
議案第54号 …… 366

陳情第１号 …… 369
陳情第２号 …… 371
陳情第３号 …… 373
同意案第１号 …… 374
閉会中の継続調査申出について …… 378
議員派遣の件 …… 378
発議第１号 …… 379
閉　　会 …… 381

平成30年第２回曽於市議会定例会

会　期　日　程

平成30年第２回曽於市議会定例会会期日程

会期19日間

月	日	曜	会　　議	摘　　要
６	８	金	本　会　議	○開会 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○議長諸般の報告 ○市長の一般行政報告 ○閉会中の事務調査報告 ○議案等の上程・提案理由の説明
	９	土	休　　日	
	１０	日	休　　日	
	１１	月	休　　会	
	１２	火	本　会　議	○一般質問
	１３	水	本　会　議	○一般質問
	１４	木	本　会　議	○一般質問
	１５	金	本　会　議	○議案審議・委員会付託
	１６	土	休　　日	
	１７	日	休　　日	
	１８	月	休　　会	委員会
	１９	火	休　　会	委員会
	２０	水	休　　会	委員会
	２１	木	休　　会	
	２２	金	休　　会	
	２３	土	休　　日	
	２４	日	休　　日	
	２５	月	休　　会	

月	日	曜	会　　議	摘　　要
6	２６	火	本　会　議	○委員会審査報告・審議・表決 ○閉会

平成30年第２回曽於市議会定例会

平成30年６月８日

（第１日目）

平成30年第２回曽於市議会定例会会議録（第１号）

平成30年６月８日（金曜日）
午前10時開議
場所：曽於市議会議場

１．議事日程

（第１号）

第１　会議録署名議員の指名

第２　会期の決定

第３　議長諸般の報告

第４　市長の一般行政報告

第５　常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
（総務常任委員長・文教厚生常任委員長・建設経済常任委員長報告）

（以下３件一括議題）
第６　報告第１号　継続費逓次繰越しの報告について
第７　報告第２号　繰越明許費繰越しの報告について
第８　報告第３号　専決処分の報告について（損害賠償の額を定めること）

（以下４件一括議題）
第９　承認案第１号　専決処分の承認を求めることについて（曽於市税条例の一部改正）
第10　承認案第２号　専決処分の承認を求めることについて（曽於市国民健康保険税条例の一部改正）
第11　承認案第３号　専決処分の承認を求めることについて（平成29年度曽於市一般会計補正予算（第９号））
第12　承認案第４号　専決処分の承認を求めることについて（平成29年度曽於市介護保険特別会計補正予算（第５号））

（以下15件一括提案）
第13　議案第39号　曽於市旅館・ホテル施設誘致促進条例の一部改正について
第14　議案第40号　曽於市税条例の一部改正について
第15　議案第41号　曽於市国民健康保険条例の一部改正について
第16　議案第42号　曽於市ひとり親家庭医療費助成金支給条例の一部改正について
第17　議案第43号　曽於市子ども医療費助成金支給条例の一部改正について
第18　議案第44号　曽於市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定

める条例の一部改正について

第19　議案第45号　曽於市末吉原口地区特産物加工センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

第20　議案第46号　平成30年度曽於市一般会計補正予算（第１号）について

第21　議案第47号　平成30年度曽於市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について

第22　議案第48号　平成30年度曽於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について

第23　議案第49号　平成30年度曽於市介護保険特別会計補正予算（第１号）について

第24　議案第50号　平成30年度曽於市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）について

第25　議案第51号　平成30年度曽於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第１号）について

第26　議案第52号　平成30年度曽於市笠木簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）について

第27　議案第53号　平成30年度曽於市水道事業会計補正予算（第１号）について

第28　鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

２．出席議員は次のとおりである。（20名）

１番　重久昌樹	２番　松ノ下いずみ	３番　鈴木栄一
４番　岩水豊	５番　渕合昌昭	６番　上村龍生
７番　宮迫勝	８番　今鶴治信	９番　九日克典
10番　伊地知厚仁	11番　土屋健一	12番　山田義盛
13番　大川内冨男	14番　渡辺利治	15番　海野隆平
16番　久長登良男	17番　谷口義則	18番　迫杉雄
19番　徳峰一成	20番　原田賢一郎	

３．職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長　持留光一　次長兼議事係長　森岡雄三　総務係長　吉田宏明

専門員　津曲克彦

４．地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（26名）

市長	五位塚剛	教育長	谷口孝志
副市長	八木達範	教育委員会総務課長	外山直英
副市長	大休寺拓夫	学校教育課長	川路道文
総務課長	今村浩次	社会教育課長	岩元浩

大隅支所長兼地域振興課長	濱田政継	農林振興課長	竹田正博
財部支所長兼地域振興課長	吉野　実	商工観光課長	荒武圭一
企画課長	橋口真人	畜産課長	野村伸一
財政課長	上鶴明人	耕地課長	小松勇二
税務課長	桂原光一	建設課長	新澤津順郎
市民課長	内山和浩	水道課長	徳元一浩
保健課長	桐野重仁	会計管理者・会計課長	田代庄市
介護福祉課長	小園正幸	監査委員事務局長	吉元　剛
福祉事務所長兼福祉課長	川添義一	農業委員会事務局長	中山純一

開会　午前１０時００分

―――――――・――・―――――――

○議長（原田賢一郎）

おはようございます。

これより平成30年第２回曽於市議会定例会を開会いたします。

○議長（原田賢一郎）

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

―――――――・――・―――――――

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（原田賢一郎）

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、徳峰一成議員及び重久昌樹議員を指名いたします。

―――――――・――・―――――――

日程第２　会期の決定

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は本日から６月26日までの19日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。よって、会期は19日間と決定いたしました。

―――――――・――・―――――――

日程第３　議長諸般の報告

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第３、議長諸般の報告であります。

報告につきましては、配付のとおりでありますので御了承願います。

―――――――・――・―――――――

日程第４　市長の一般行政報告

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第４、市長の一般行政報告であります。

報告につきましては、配付のとおりでありますので御了承願います。

―――――――・――・―――――――

日程第５　常任委員会の閉会中の所管事務調査報告（総務常任委員長・文教厚生常任委員長・建設経済常任委員長報告）

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第５、常任委員会の閉会中の所管事務調査報告であります。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（宮迫　勝）

おはようございます。

総務常任委員会閉会中所管事務調査報告書。

議会の承認を得ておりました閉会中の所管事務調査を実施しましたので、報告いたします。

１、調査地及び調査事項。

（１）和歌山県田辺市。

①定住・移住支援の取り組みについて。

②コミュニティＦＭを活用した防災について。

（２）和歌山県那智勝浦町。

①土砂災害による犠牲者をゼロにする取り組みについて。

（３）和歌山県土砂災害啓発センター。

①土砂災害の対策について。

２、調査期間。

平成30年５月14日（月曜日）から16日（水曜日）まで、３日間。

３、調査委員。

宮迫勝、伊地知厚仁、今鶴治信、土屋健一、渡辺利治、海野隆平、久長登良男、以上７名です。

４、調査・研修内容。

（１）和歌山県田辺市。

和歌山県田辺市は、平成17年に旧田辺市と２町２村が合併。合併時の人口８万5,667人が、現在では７万4,877人で、１万790人減少しています。１年間に830人減少している計算になります。

このような状況の中で田辺市は、県と連携した「和歌山方式」による移住推進に取り組んでおり、民間委員９名による田辺市定住支援協議会が設置されています。事務局を田辺市森林局山村林業課に置き、県と市の補助金（２分の１）計50万円で運営しています。

特徴的なのは、移住相談の総合窓口となる移住担当職員（ワンストップパーソ

ン）を配置していることでした。移住担当職員は、移住希望者の暮らし、仕事、住まいに関するさまざまな相談に対応したアドバイスを行い、地域案内や空き家の紹介等、地域住民や先輩移住者との橋渡しを担っています。和歌山県と田辺市、そして地域住民が一体で取り組んでいます。

田辺市では、東京、大阪、和歌山市で移住フェア、相談会を開催しています。平成29年度の活動実績は、相談件数が延べ73組でありました。また、移住に関心のある方を対象に、県主催で現地体験会を実施しています。29年度は東京・大阪方面から、30代から40代を中心とした13名が、２泊３日の行程で、田舎暮らし体験やＩターン者の仕事や暮らしの見学、地元住民との交流会を行っています。さらに、移住希望者を対象に、最長で１年間滞在できる「お試し住宅」を４地区に９戸設置して、平成21年度から29年度に41世帯が利用し、18世帯が定住しています。

和歌山県と田辺市の支援制度として、県外からの移住に際し、空き家を改修する場合、改修工事費に対し、和歌山県の補助金が上限80万円、田辺市が県の補助金を除いた額の２分の１、上限80万円を交付しています。平成23年度から29年度までに41件の利用がありました。

ほかにも、県外から移住し起業される方の起業費用に対し、和歌山県が上限100万円、田辺市が県の補助金を除いた額の２分の１、上限50万円を交付しています。平成24年度から29年度で９件の活用実績がありました。

平成19年度から29年度までに、相談件数1,611件、案内件数318件、移住世帯数152世帯、移住人数285人というすばらしい実績を上げていました。その内容は、30代が64世帯、40代が31世帯、その他年代の子育て世代が76％を占めています。移住の動機として、世界遺産の観光地で仕事をしてみたい、和歌山の紀州備長炭を生業としたいなど、地域の魅力が移住につながっていました。

今回の研修で、和歌山県と田辺市の連携と、移住担当職員や地元住民と移住住民で構成する受入協議会が、空き家の紹介や移住体験者との交流・親睦が移住につながっていると感じました。曽於市でも、豊かな自然、農業を活用した体験型移住に力を入れ、子育て世代に子育てしやすい環境のＰＲと、移住支援の拡充・整備が必要であると感じました。

コミュニティＦＭを活用した防災について、田辺市は台風災害や南海トラフ地震災害対策として、コミュニティＦＭ「ＦＭ―ＴＡＮＡＢＥ」と、災害時における放送に関する協定を締結しています。毎年９月に行われる防災訓練では、ＦＭ―ＴＡＮＡＢＥが生放送で避難の呼びかけやリポートをしています。防災一口メモや市職員による防災啓発番組も放送していました。ＦＭ―ＴＡＮＡＢＥは民間企業なので市の助成はなく、市の情報に関する番組に使用料を支払っているとのことでした。

田辺市は、たびたび台風の経路となることや、南海トラフ地震発生帯に近接していることから、気象的・地形的にも多種多様な災害が想定されるため、住民の防災に対する認識の高さを感じました。

（２）和歌山県那智勝浦町。

次に、那智勝浦町の防災の取り組みについて報告します。

那智勝浦町は、人口１万6,573人、紀伊半島の南東端に位置し、気候温暖で風光明媚、雄大な自然に恵まれた温泉と漁業、那智山の門前町です。

平成23年９月４日の台風12号で、総雨量1,000㎜を超える記録的な大雨が降り、死者28名、行方不明者１名、全壊住宅105棟、半壊800棟、床上浸水440棟の大きな被害を受けました。記録的な大雨により、沢の山腹が何カ所も崩壊し、那智川沿いに土石流が発生し大災害となりました。

那智勝浦町では、このときの災害発生の分析、その後の復旧工事や防災堰建設について詳しく検証し、結果をまとめられていました。災害発生時の夜中に、消防団や自主防災組織の方々が、川沿いの避難所であった保育園から別の場所の小学校へと避難場所の移動を指示、さらに小学校の避難場所も１階から３階へと移動を指示するなど、被害を未然に防げた例なども紹介されました。那智勝浦町は、南海トラフ地震による津波被害のおそれがあることから、ＪＲとの避難訓練にも取り組んでいました。

町民は防災に対する意識が高く、自主防災組織連絡協議会が設立され、組織率は100％で、研修会、交流会、視察などを実施。その結果、自主防災組織間の連絡が密になり、防災情報が入手しやすくなって、各自主防災組織の活性化に大きな効果をもたらしています。

曽於市は津波の心配はありませんが、大雨による山津波はいつ起きるかわかりません。日ごろより、住民みずからが避難する呼びかけが大事である。また、市民への防災意識の啓発に、もっと積極的に取り組むべきではないかと強く感じました。

（３）和歌山県土砂災害啓発センター。

和歌山県土砂災害啓発センターは、平成23年９月の台風12号による紀伊半島の甚大な災害を繰り返させないため、土砂災害の記録を後世に伝えるとともに、土砂災害に関する研究の拠点とし、国・県・町・大学・研究機関と連携を図りながら、土砂災害の研究活動を進めています。

曽於市は地震による津波の心配はありませんが、台風の通り道であることや、昨今の異常気象による災害は、いつ、どこで起きるかわかりません。シラス土壌という特質を考えると、常に災害に備えなければなりません。これまでの想定にとらわれず、まずは避難すること、自分の命は自分で守ることが一番であると感じた研修

でありました。

なお、今回の事務調査についての詳しい資料等は事務局に保管してありますので、御参照願います。

以上で、報告を終わります。

○議長（原田賢一郎）

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（徳峰一成）

文教厚生常任委員会閉会中所管事務調査報告書。

議会の承認を得ておりました閉会中の所管事務調査を実施しましたので、報告します。

県外調査。

１、調査地及び調査事項。

（１）北海道恵庭市。

市民と行政の協働による評価を軸にした生涯学習基本計画の推進について。

計画策定に至る経緯と概要、計画推進に対する評価と今後の展開について。

（２）北海道小樽市。

小樽市ふれあい収集について。

事業の取り組みに至る経緯と概要、今後の展開について。

２、調査期間。

平成30年５月７日から９日の３日間。

３、調査委員。

徳峰一成、鈴木栄一、松ノ下いずみ、上村龍生、大川内冨男、谷口義則、原田賢一郎。

４、調査内容。

（１）北海道恵庭市。

恵庭市は札幌の近郊にあり、毎年、人口は少しずつふえており、花づくりで有名な町であります。人口は６万9,447人、面積は294.65km^{2}であります。

恵庭市では、市民と行政の協働による評価を軸にした生涯学習基本計画の推進に取り組んでおり、これまで10年間にわたり生涯学習基本計画を第３期まで取り組み、現在、第４期の生涯学習基本計画の取り組みに入っております。

事業の特徴は、市民24名で構成される推進協議会と、行政で構成される推進会議の２つの組織が、各事業の準備、実施、実施後の結果について評価を行い、次年度の取り組みに生かしている点であります。

例えば、生涯学習で取り組むスポーツに関しては、所管課をスポーツ課から福祉

課に移管したり、あるいは評価の内容を深く検討するため、評価対象事業を、これまで102事業あったものを30の事業に絞るなど改善を行い、各取り組みを前に進めるために努力しているとの説明がありました。

さらに、これらの事業の中で印象的だったのは、通学合宿の取り組みであります。市内８つの小学校区で、各地区の公民館、研修センター、神社などに１泊から３泊ほど宿泊しながら通学する事業であります。父母や地域のボランティアや老人クラブなどの協力で、平成16年から毎年行っているとの説明がありました。たくましく協調性のある子供に成長することを目的としての取り組みであるとの印象を持ちました。

（２）北海道小樽市。

小樽市は、明治以降の北海道の開拓においては港湾都市として、さらに行政や産業の中心都市として大きな役割を担った市であります。市庁舎を初め、歴史的に貴重な、また当時の活況を感じる建造物が今日に残ることで全国に知られています。このことに加え、運河を一部残したこともあり、現在、小樽市を訪れる観光客は外国人を含め年間790万人に上る、観光業が盛んな町であります。

人口は、ピーク時に20万人を超えていましたが、港湾都市としての役割が弱くなったため、毎年減少を続け、現在では11万7,924人であります。小樽市には国立大学があり、若者が目立ち、早朝から外国人観光客を多く目にしていたため、高齢化率が39％であるとの説明には委員一同驚きました。

小樽市のふれあい収集事業の事業主体は清掃環境部清掃事業所で、対象となる世帯は、１、歩行困難によりごみ出しができない世帯、２、病気が理由でごみ出しができない世帯、３、介護を必要としているためごみ出しができない世帯、４、障がい者が理由でごみ出しができない世帯、５、その他の理由でごみ出しができない世帯、これら約900世帯を対象に、平成17年度から家庭ごみ減量化・有料化に伴い、ごみ収集のサービスの一環として実施しております。

申し込みの方法は、本人のほか親族、介護施設職員、民生委員などからの電話での申し込みによるものです。これを受けて、清掃事業所等による複数面談、そしてごみ等の収集曜日（祝日でも可）及び時間帯が決まります。

収集体制・方法としては、軽トラック２台に２名ずつ乗車し、１週間に１回、指定した曜日・時間帯に戸別訪問を行い、安否確認のため必ず声をかけながら、ごみ、資源物を一括収集するものであります。不在の場合は、事後、必ず安否の確認を行っています。

これまでの取り組みで５人の孤独死発見と、救急車の出動要請で４人の命を救うことができたとのことでありました。冬は雪深い地域でありますので、ふれあい収

集は困難が絶えないようであります。

これらにかかる予算は、職員の人件費まで加えると、年間2,000万円近い予算であるとの説明がありました。

各委員より、高齢化率が小樽市と同じく39％で、ごみ出しに苦労されている高齢者が多い本市でも、今後、参考にしていくべきではないかといった意見や感想がこもごも出されました。

なお、今回の事務調査についての詳しい資料等は事務局に保管してありますので御参照願います。

○議長（原田賢一郎）

次に、建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（迫　杉雄）

建設経済常任委員会閉会中所管事務調査報告。

議会の承認を得ておりました閉会中の所管事務調査を実施しましたので、報告いたします。

まず、農林業・畜産振興に関する調査。

（曽於市地区春季畜産品評会）

１、調査地。

曽於中央家畜市場、末吉畜産指導センター、財部畜産指導センター。

２、調査期間。

平成30年４月11日から12日、13日の３日間です。

３、調査委員。

11日。迫杉雄、重久昌樹、岩水豊、渕合昌昭、九日克典。

12日。迫杉雄、重久昌樹、岩水豊、渕合昌昭、九日克典、山田義盛。

13日、迫杉雄、重久昌樹、岩水豊、渕合昌昭、九日克典、山田義盛。

農林業・畜産振興に関する調査。

（曽於地区春季畜産共進会）

１、調査地。

曽於中央家畜市場。

２、調査期間。

平成30年５月17日（木）、１日間です。

３、調査委員。

迫杉雄、重久昌樹、岩水豊、渕合昌昭、九日克典、山田義盛。

４、調査内容（曽於市地区春季畜産品評会・曽於地区春季畜産共進会）。

曽於市畜産振興協議会主催の春季地区畜産品評会が、大隅地区４月11日、末吉地

区４月12日、財部地区４月13日、それぞれ開催されました。

地区別の出品頭数は、大隅地区23頭、末吉地区47頭、財部地区30頭で、曽於地区畜産共進会への出品牛が選考されました。

曽於地区春季畜産共進会は、そお鹿児島農協とあおぞら農協の共催で、旧曽於郡８カ町より１部32頭（12カ月未満）、２部28頭（12カ月から15カ月歳）、３部12頭（16カ月から18カ月）、４部（父系群）24頭の合計96頭の出品がありました。

本市からは、末吉町15頭（15.6％）、大隅町16頭（16.7％）、財部町14頭（14.6％）が出品され、審査の結果、肉用牛１部においては、最優秀賞に末吉町の「みちこ号」「あいこ111号」と大隅町の「かずえ５号」が、肉用牛２部においては、末吉町の「よしこ号」「けいこ号」が、肉用牛３部においては財部町の「もりこ号」と末吉町の「さちえ号」が選ばれております。肉用牛４部（父系群）においては、善亀忠の「みねこ号」「うづき号」「よしゆり号」が、それぞれ選ばれました。

出品中の種雄牛別では、善亀忠が30頭、全体の31.3％、華春福28頭（29.2％）、美国桜９頭（9.4％）が出品頭数の69.9％を占めております。

現在、全国的な生産頭数の減少で子牛価格が高値で推移しており、生産農家は明るい表情でありますが、一方、肥育農家では飼料高騰による経営悪化が懸念されております。さらなる畜産振興に努力されることを期待するものであります。

結果については、報告書の最後に添付してありますので御参照ください。

次に、県外調査。

１、調査地及び調査事項。

（１）北海道農業公社。

農業公社設立までの経緯・運営状況について。

畜産・耕種部門における取り組み状況について。

（２）北海道虻田郡ニセコ町。

ＴＭＲセンター、堆肥センターのこれまでの成果と当面の課題。

これからの展開と展望について。

２、調査期間。

平成30年５月14日から16日、２泊３日です。

３、調査委員。

迫杉雄、重久昌樹、岩水豊、渕合昌昭、九日克典、山田義盛。

４、調査内容。

まず、（１）北海道農業公社。

札幌市は、石狩平野の南西部に位置し、面積は1,121km^{2}で人口は約195万人と、

北海道全体の約３割を占めています。北海道の道都として、政治、経済、文化の中心であり、1869年に開拓使が置かれ、市の創建が始まり、社会経済情勢が大きく変化している中で、市民と行政が目指すべきまちの姿とまちづくりの方向性を共有し、新たなまちづくりに取り組んでいます。

公益財団法人北海道農業公社は、昭和45年６月に北海道、北海道生産農業協同組合連合会、社団法人北海道酪農開発事業団の３者により、財団法人北海道農業公社として設立し、平成24年４月には、公益財団法人として移行認定を受け、あわせて北海道開発公社から北海道農業公社に名称変更しております。事業は本所、支所９カ所、牧場１カ所が道内全域に位置して、職員259名で６つの事業（農業担い手育成事業、農地中間管理事業、農地保有合理化等事業、農村施設整備事業、農用地開発整備事業、畜産振興事業）に取り組まれています。

特に、農用地開発整備事業は公社の収益事業のメーンとなっており、直営事業と受託事業が行われています。直営事業は、農業生産基盤の整備を行うために草地の造成・整備改良等を行い、受託事業では、公社の技術力や施工能力を必要とする地域に対して、草地整備等を主体に耕地整備、土地改良等基盤整備事業を行い、農業者や大型法人の支援を行っております。

また、冬場は雪のため作業ができず、車両整備や他県（宮城県や岩手県）での水田排水や除塩作業へオペレーター派遣するなど工夫されているようでありましたが、年間雇用に苦慮されている状況でありました。

肉用牛貸付事業の優良肉用牛貸付事業では、昨年度は鹿児島県から117頭を導入し、そのうち31頭を曽於中央家畜市場から導入しております。導入される牛は、比較的飼いやすい華春福が約90％を占めているとのことでありました。

本市の農業公社についても受託作業等がない時期の作業や収益の確保、採算性や雇用形態等の課題がある。設立には農業者が中心となり、事業展開を行うことが重要である。今後、本市の目指す農畜産業振興に、農業公社設立を機会に、農家と行政のさらなる連携が必要であると感じました。

（２）北海道虻田郡ニセコ町（ニセコＴＭＲセンター、堆肥センター）。

ニセコ町は道央の西部に位置し、ニセコ町役場国際交流員等により全国的認知度は高く、面積は197.13㎢で、人口は約4,900人であります。

まず、ニセコＴＭＲセンターは、平成18年５月にようてい酪農組合ニセコ支部がＴＭＲセンターの設立を念頭に事業勉強会、視察を実施され、平成25年６月に酪農家６戸が構成員となって本格稼働し、運営されております。

事業整備内容は、北海道農業公社が行う畜産担い手整備事業（補助率50％）を活用し、事業費３億2,283万4,050円で整備されております。

飼料作付と収穫作業は構成員で行い、混合作業と飼料配送については作業員２名を常時雇用し、飼料の供給を行っています。

ＴＭＲ飼料は、１kg当たり20円で供給されているが、単価設定により借入金返済と経常収支に大きく影響することから、バランスのとれた単価設定が必要であるとのことでありました。

現在、本市が進めている農業公社設立と並行してＴＭＲセンターの建設や低コストの飼料を生産するため、地域未利用資源活用事業（笹サイレージ・笹竹飼料）等を模索する必要があるのではないかと感じました。

次に、堆肥センターは、平成14年に設立され農協に指定管理し、管理運営されております。クリーン農業の先取的実践を図るため、施設に持ち込まれる原料は、主に家畜農家の余剰堆肥でありますが、水分調整用として抜根破砕チップが使用され、また、特徴的な取り組みとして溶解性袋を利用した生ごみと下水道汚泥も原料として混合し、低コストで良質な堆肥づくりに努められ、資源ごみの有効活用が図られておりました。

なお、これらの事務調査についての詳しい資料等は事務局に保管してありますので、御参照願います。

以上であります。

○議長（原田賢一郎）

以上で、常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を終わります。

―――――・――・―――――

日程第６　報告第１号　継続費逓次繰越しの報告について

日程第７　報告第２号　繰越明許費繰越しの報告について

日程第８　報告第３号　専決処分の報告について（損害賠償の額を定めること）

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第６、報告第１号、継続費逓次繰越しの報告についてから日程第８、報告第３号、専決処分の報告について（損害賠償の額を定めること）までの以上３件を一括議題といたします。

本件については提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第６、報告第１号から日程第８、報告第３号まで一括して説明をいたします。

日程第６、報告第１号、継続費逓次繰越しの報告について説明をいたします。

平成29年度曽於市一般会計継続費繰越計算書のとおり、衛生費の曽於市クリーンセンターの施設整備事業の119万9,000円を平成30年度へ繰り越しました。

曽於市クリーンセンター施設整備事業については、平成29年度継続費予算現額

１億5,792万4,000円のうち支出済額及び支出見込額は１億5,659万円となり、残額の133万4,000円のうち119万9,000円を平成30年度へ繰り越しました。

次に、日程第７、報告第２号、繰越明許費繰越しの報告について説明をいたします。

平成29年度曽於市一般会計繰越明許費繰越計算書のとおり、総務費の普通財産管理費を初めとする22件、４億7,686万円を平成30年度へ繰り越しました。

繰り越しの理由についてですが、まず総務費の普通財産管理費は、資材調達に期間を要したこと、民生費の保育所等整備補助事業は、土地の購入や地目変更に時間を要したためです。

農林水産業費の活動火山周辺地域防災営農対策事業は、事業計画の採択がおくれたこと、畜産基盤再編総合整備事業及び資源リサイクル畜産環境整備事業は、工事資材の確保に期間を要したこと、畜産クラスター事業は、既存施設の撤去作業等に不測の日数を要したこと、農道等維持補修費及び林道管理費は、台風災害による甚大な被害により復旧時間に多大な時間を要したこと、市単独土地改良事業費は、湧水処理のための用地取得に日数を要したこと、農地耕作条件改善事業は、用水路隧道の閉塞延長距離が長く、平成30年度予算とあわせて執行する必要が生じたためです。

商工費の地域商品券発行事業は、商品券の使用期限が平成30年12月末日まであること、土木費の道路維持費及び過疎対策事業は、土地所有者との境界確定に不測の日数を要したこと、市単独事業及び合併特例事業は、土地所有者との用地交渉に日数を要したこと、辺地対策事業は、取得困難な用地による設計変更に日数を要したこと、社会資本整備交付金事業は、災害復旧等の交通規制により不測の日数を要したこと、排水路整備工事は、盛り土材の調達に期間を要したこと、橋梁長寿命化修繕工事は、橋梁の支承取りかえに伴い不測の日数を要したこと、砂防費は、台風災害の多数発生に伴う入札中止等により受注者が確保できなかったためです。

災害復旧費の現年発生農地・農業用施設災害復旧費及び過年発生農地・農業用施設災害復旧費は、台風16号による災害が多数発生し、復旧に必要な標準工期や労務・機械等が確保できなかったためです。

次に、日程第８、報告第３号、専決処分の報告について説明をいたします。

平成29年11月５日、午前10時10分ごろ、財部町下財部357番地の１、財部温泉健康センター駐車場内において、財部温泉健康センターの職員が運転する本市所有のマイクロバスが、送迎のため場内通路を直進した際、駐車場内に停車していた車が急に後進してきたため、急停車したところ、乗車していた相手方が座席正面の手すりで頭部を打ち負傷した事故について、和解が成立したので、地方自治法第180条

第１項の規定に基づき、本案を報告するものであります。

この事故による賠償金額は199万9,309円でありますが、全国市有物件災害共済会から全額支払われます。

以上で、日程第６、報告第１号から日程第８、報告第３号まで一括して説明をいたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（原田賢一郎）

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○１９番（徳峰一成議員）

まず、報告２号の繰越明許費について質問をいたします。

以前、あるいは昔だったら、この繰越明許というのはごく限られた事業であって、どうしても年度内に事業が終わらないために、やむなく翌年度への繰り越しという点が中心でありました。最近は、国の補正予算との関係、あるいは補助事業との関係で、12月、場合によっては３月議会で提案されている事情もありまして、このように非常に大きくなっております。市長説明にありましたように、全部で22件、そして繰越明許の総額が４億7,686万円であります。全体の予算が約５億9,000万円でありますから、繰越明許費に回した予算額、事業費額は、全体の実に80％、この事業費の８割は翌年度に繰り越しというのが、今回の提案であります。

この繰り越しの理由については、今、市長から説明がありましたので質問は省きます。

質問の第１点でありますけれども、通常、私たちは４月から翌年の３月までが１つの会計年度ということで、市長から予算等が提案されて、議会がそれをチェックしながら承認するというのを基本スタイルといたしておりますが、これが近年、今、申し上げましたように崩れてきております。地方自治体としてはいかんともしがたい理由はありましても、やはり議会サイドとしては文節的にこの問題も考える必要があるのではないかと個人的には思っており、その観点から、まず質問の第１点であります。

ただいまの報告があった22件の中で、ほとんどが３月、あるいは12月議会に提案された事業であると思うんですが、簡潔に、上から順を追って、何月議会に提案された事業であるのか報告してください。これが第１点であります。

それから、第２点目は、これは毎年質問しておりますが、各事業の終了見込みは本年度の何月ごろをめどにしているのか、これもお答え願いたいと考えています。やはり議会サイドとしてはずるずると、やむを得ないからといって工期を延ばすことはいかがなものか、これも個人的には考えておりますので、一定のめどを説明してください。

以上、２件であります。

次に、報告３号の専決処分について質問をいたします。

内容については市長から説明があり、また添付資料にも書いてあります。

まず、質問の第１点でありますけれども、市と相手側との過失割合は何対何であるのか。これは、民間だったら、ここで非常に議論化というか、なかなか合意できない点もありますが、これも議会から見たら、全額保険から出るからよしとするという側面だけでなくて、やはり一般的な社会通念上の基本的な観点からの質問でありますが、過失割合は何対何であるのか、これが第１点。

それから、第２点目は、最近の事例では、大変大きい専決処分じゃないかと思っております。質問でありますが、この障がい等については、もう完治したのかどうか、後遺症は残らないのかどうか。示談が成立したとはいえ、やはり判例上は示談が成立しても後遺症等が残ったら、場合によってはこれは逆転するということもないわけじゃないと思っております。その点で、障がいの程度等について、あるいは今後についてどうであるのか報告してください。これは第２点目であります。

第３点目は、相手方の負担額というのが幾らであるのか、これも報告してください。

以上です。

○市長（五位塚剛）

基本的には、繰越明許費につきましては、１回目で説明いたしましたように、国との関係で、補正予算で新たな事業を受けた場合に、どうしても年度末に完成ができない事業等がありました。また、いろんな理由がありまして、どうしてもやむを得なく終了できないということで繰り越しをいたしております。基本的には、やはり年度内に完成をさせるというのが私も基本だというふうに思っておりますけど、国のいろんな大型補正等も出てきておりますし、やむを得ない事情もあるということで御理解をいただきたいと思います。

繰り越したその事業の、いつ提案されたかということについて、全て今答えること、できるかわかりませんけど、担当課から説明をさせます。

また、専決処分につきましても、これは市の温泉を利用した方の状況でありますので、基本的には市のほうがどうしてもやむを得ない状況での事故だったというふうに思っております。これも詳しくは説明をさせたいと思います。

○大隅支所長兼地域振興課長（濱田政継）

徳峰議員の質問にお答えいたします。

まず、普通財産管理費でございますが、これは12月定例議会で提案したものでございます。内容としましては……。

（「時間の関係で、もう内容はいいですので、何月会議か、何月に終わるのか」と言う者あり）

○大隅支所長兼地域振興課長（濱田政継）

完成予定は７月10日でございます。

○福祉事務所長兼福祉課長（川添義一）

それでは、保育所の整備の補助事業でございますが、２号補正、６月でございます。完成につきましては本年の８月を予定しております。

○農林振興課長（竹田正博）

お答え申し上げます。

３番目の活動火山周辺防災営農対策事業でございますが、30年の３月に提案しておりまして、これにつきましては３件でございました。もう全て入札完了をしているところでございます。

それから、下のほうに林道管理費がございます。これにつきましては、当初予算で計上いたしましたが、災害等により発注が遅くなりました関係で、完成につきましては、入佐線が７月20日までの工期、内山炭床線については、もう５月中に完成しております。

以上です。

○畜産課長（野村伸一）

お答えいたします。

畜産基盤再編総合整備事業でございますが、当初予算で計上いたしまして、工期のほうが６月末を予定しております。

次に、畜産資源リサイクル畜産環境整備事業でございますが、当初予算で計上でございます。これも同じく６月末を工期としております。

続きまして、畜産クラスター事業でございますが、これにつきましても当初予算で計上しております。工期のほうを８月末で予定しているところでございます。

以上です。

○耕地課長（小松勇二）

農道等維持補修費でございます。これは、当初でも計上しておりましたが、また補正の６月で追加で計上いたしておりまして、これにつきましては、30年の６月には全て完了する予定でございます。

それから、市単独土地改良事業費でございます。これは鶴路地区の排水路の分で６月補正で計上しましたけれども、もう今、既に発注しておりまして、30年の６月までには完了する予定でございます。

続きまして、農地耕作条件改善事業でございます。これにつきましては、寺園の

隧道の用水路の分でございますが、これは６月補正で計上いたしまして、これにつきましては、補正分だけでは足りずに、30年度予算と合わせて発注する予定でございますが、国からの内示がございません。内示が来次第、９月には発注をしまして、来年の３月までには完了する予定でございます。

以上です。

○商工観光課長（荒武圭一）

続きまして、商工費の地域商品券発行事業でございますが、予算計上は当初予算で計上しておりました。地域商品券の有効期限が翌年の12月31日となっておりますので、これに精算事務の期間がありますので、３月31日までに事業は終了するというものでございます。

○建設課長（新澤津順郎）

建設課分については12月でお願いしたものでございますが、市単独事業につきましては完成をしております。

それから、道路維持につきましても完成していることろでございます。

辺地対策事業につきましても完成をしております。

それから、過疎対策事業につきましては、一路線は６月20日、それからもう一路線は７月末で完成をする予定でございます。

それから、社会資本整備総合交付金事業につきましては完成しておるところでございます。

それから、合併特例事業につきましては、10月までの工期となっているところでございます。

それから、排水路整備事業につきましては完成をしているところでございます。

それから、橋梁長寿命化修繕事業につきましては６月、それから砂防費につきましては８月の完成を予定しているところでございます。

以上です。

（「12月会議ですか」と言う者あり）

○建設課長（新澤津順郎）

はい。

○福祉事務所長兼福祉課長（川添義一）

それでは、私のほうで報告の３号であります専決処分の部分でございますが、市と相手方の過失割合というのは何対何かということでございましたが、これにつきましては、全員協議会でもお話しいたしましたが、事故の相手方がない状態でございました。ですので、何対何という設定はないところでございます。

また、額については、完治したということでございましたので、この金額が出て

きたところでございました。

したがって、３番目の質問でございました相手方の負担額というのは、この積算上はないところでございます。

以上です。

○耕地課長（小松勇二）

失礼しました。一番下のほうの災害のほうの報告が漏れておりました。

現年発生農地・農業用施設災害復旧費でございます。これにつきましては補正で、６月、９月、12月で計上いたしておりまして、この分につきましては、もう既に全部発注済みでございますが、一番遅いので８月には全て完了する予定でございます。

それから、その下の過年発生農地・農業用施設災害復旧費でございます。これにつきましても、発注済みでございまして、これにつきましては７月には終わる予定でございます。

以上です。

○福祉事務所長兼福祉課長（川添義一）

先ほど申しました民生費の２号の報告のほうで、私、保育所等の整備補助事業について６月と申し上げましたが、申しわけありません、９月の間違いでございます。９月の補正でございました。

失礼いたしました。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑ありませんか。

○１９番（徳峰一成議員）

まず、繰越明許について22件説明がありましたけれども、これは12月、あるいは３月議会の提案というのは意外と少ないと、全部じゃなくて、当初予算で計上されたのも少なくありますけれども、１点だけ、市の考え方をお聞きいたします。

先ほど申し上げましたけども、全体としては予算総額が５億9,600万円前後であります。その中で今回が４億7,600万円ということで、全体の約80％、ほとんどが繰越明許であります。これらは国の補正だけじゃないみたいですね、ただいまの課長のそれぞれの説明を聞きますと。

これも基本として、結論から言って、いたし方ないのかどうか。あるいはもうちょっと当初予算に入れ込む、あるいは６月予算に入れ込むことを含めて、検討の余地はないのかどうかを含めて、市としての基本的なこの予算の提案の時期を含めて、事業の期間のあり方を含めて検討の余地があるんじゃないかとも思っております。余りにも金額が多過ぎますので。その点で検討、検証はされていないのかどうか、１点だけ伺います。これでいたし方ないということだったら、一つの考え方として、

少なくとも検証は必要でないかと思っております。その点からの質問であります。

次に、この損害賠償についてでございます。今回を含めて、市有地内の、あるいは市道を含めて、この事故については、基本的には相手方に負担額はないというか、全額、市の負担で対応しているようでありますけれども。例えば市有地といっても交通事故が全てでなくって、体育施設を含めて事故が生じた場合にどうであるのかって、ケースによって違うんでしょうか。やはり、これも市としての基本的な賠償のあり方についても、方針なり考え方があろうかと思っております。

民間だったら、過失割合を何対何にするかというので、最もこれが熾烈なまでに、金額が多くなりますと、この議論がされております。どうしても納得ができん場合は裁判にまで発展するケースもありますけれども、市の場合はどうなんでしょうか。大分、一般と違うような感じがいたしますけれども、この交通事故だけじゃなくって、市有地内、あるいは市の施設内における事故についての基本的な賠償のあり方についての考え方っていうのはどうなんでしょうか。一定の方針なりがあろうかと思いますので答えていただきたいと思っております。

○市長（五位塚剛）

繰越明許費の関係でありますが、基本的に予算を計上する場合は、市単独事業の場合、また県、国の補助事業をもらう場合は、十分それなりの対応をしております。当然ながら、国県の補助事業をもらう場合は、事前に打ち合わせをして当初予算で上げるもの、また６月、９月に上げるもの、いろいろありますので、そのときの国の、県の指導のもとに予算化をしております。当然ながら、それも含めて完成の日にちもちゃんと計算してやっておりますけど、いろいろと事情があってできなかったものについて繰り越しをしているわけでございます。それについても、ちゃんと国、県に報告しながら、指導受けながら、一日も早い完成検査を目指しているとこでございます。

事故等の専決処分の問題でございますが、市道を含めた市の施設の中での交通事故の場合は相手との関係がありますから、当然ながら交通事故の場合は相手との割合の関係が発生してきます。それについても、当然、市のほうの保険の方と相手と交渉しながら解決を目指しております。

ただ、曽於市の施設の中で、例えば階段等で転んで骨折をした場合、そのときが市の過失が発生するのかしないのか、いろんな状況がありますので、当然そのことについては市が入っております保険会社との交渉の中で相手と相談してまいりますけど、いろんな場合発生します。例えば、市の入札におって、いろんな事故等が発生しますけど、その場合も市が責任があるようなことも発生しますけど、そういうことを含めて１つ１つのケースが違う場合がありますので、そういう場合に対応で

きるように総合的な保険に入って対応を進めているところでございます。基本的にはそのようなことでございます。

○１９番（徳峰一成議員）

賠償問題については、これは五位塚市政になってからでございますが、かつての旧南之郷中学校で、いわゆる自殺事件についての損害賠償の問題もありました。そうした予期せぬというか、大きな問題もありますので、基本的な、原則的な市の考え、対応を聞いたわけでございます。答弁よろしいです。

この繰越明許について、これだけ、全体の事業費の８割分を繰越明許に充てるというのは、幾つかの角度から検証が必要やないかという問題提起です。

例えば、これは事業の中で、大休寺副市長にもかかわる事業でありますけど、なぜ私そのことを言うかというと、今度の６月補正でも、当初ではゼロ計上だったのが、ぽんと６月に出されているのがあります。なぜ、当初予算で予算計上はできなかったのか。これはほんの一例でありますけども。

私は、先ほど幾つかの観点、角度から検証が必要であると。例えば総合振興計画にしっかりと位置づけられた上での予算計上であるのかどうかを含めての検証なんですよ。総合振興計画の位置づけが弱かったから、このように年度の途中から、場合によっては来年度末にも予算計上があるとも限らないと思うんですよ、あり得ると思うんですよ。そういった点で、幾つかの角度からの検証が必要じゃないか。検証した結果、現状ではいたし方ないという結論に達したら、それでいいんですよ。そういった観点からの先ほどの質問です。

副市長に答弁してください。

○副市長（大休寺拓夫）

今回の繰り越しにつきましては、大きな部分を国からのトンネル事業でしておりますので、当然、当初予算のときには、ある程度の内示といいますか、内諾でわかっておりましたから当初で計上させていただいたと。そういう中で、正式な内示が来て入札をし、実際してみると資材がそろわないとか、あとは実計問題とか、そういう関係で繰り越しをさせていただいたと、それがほとんどでございまして、非常に大きな金額を占めていた関係でそういう比率になったかと思います。

あとは、当初予算か補正かという話なんですが、事業によりましては、内々でいただいているものについては当初で上げることもあります。しかしながら、４月に入ってからでないと、いろいろ申請とかありまして、そこでやっと内々示をいただけるという、そういう事業もございますので、そういう場合は、当然当初ではなくて６月補正でお願いするということになります。これは当然、トンネル事業が、ほぼ同じような考え方でございます。

以上でございます。

（何ごとか言う者あり）

○副市長（大休寺拓夫）

はい。その関係でも、どうしても当初でのせられないものですから、その時点では振興計画にはのせられない、そういう関係で補正と同時にさせていただいているというのが実情でございます。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

報告３件については、以上で終わります。

ここで10分間休憩いたします。

――――――・――・――――――

休憩　午前１１時０３分

再開　午前１１時１３分

――――――・――・――――――

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○１８番（迫　杉雄議員）

先ほどの建設経済常任委員会報告の中で、訂正をお願いしたいと思います。

報告書の２ページの下から７行目に、喜亀忠30頭、華春福28頭、そして次を私が「よしくにざくら」と読みましたので、「みくにざくら９頭」に訂正をお願いします。

終わります。

――――――・――・――――――

日程第９　承認案第１号　専決処分の承認を求めることについて（曽於市税条例の一部改正）

日程第10　承認案第２号　専決処分の承認を求めることについて（曽於市国民健康保険税条例の一部改正）

日程第11　承認案第３号　専決処分の承認を求めることについて（平成29年度曽於市一般会計補正予算（第９号））

日程第12　承認案第４号　専決処分の承認を求めることについて（平成29年度曽於市介護保険特別会計補正予算（第５号））

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第９、承認案第１号、専決処分の承認を求めることについて（曽於市税条例の一部改正）から日程第12、承認案第４号、専決処分の承認を求めることについて（平成29年度曽於市介護保険特別会計補正予算（第５号））までの以上４件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第９、承認案第１号から日程第12、承認案第４号まで一括して説明をいたします。

日程第９、承認案第１号、専決処分の承認を求めることについて説明をいたします。

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、曽於市税条例の規定を改正する必要が生じ、その規定の施行の日との関係上、地方自治法第179条第１項の規定により専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

改正の内容は、法人市民税の税額控除に関する規定の追加、法人市民税の納期限の延長の場合の延滞金の取り扱いに関する規定の追加、固定資産税の特例期間の延長が主なもので、そのほか引用している条項及び字句の整備を行うものであります。

次に、日程第10、承認案第２号、専決処分の承認を求めることについて説明をいたします。

地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、曽於市国民健康保険税条例の規定を改正する必要が生じ、その規定の施行の日との関係上、地方自治法第179条第１項の規定により専決処分をいたしましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

今回の改正は、国民健康保険税の基礎課税額の限度額を「54万円」から「58万円」に、５割軽減判定所得額を「27万円」から「27万5,000円」に、２割軽減判定所得額を「49万円」から「50万円」に改正するものです。

次に、日程第11、承認案第３号、専決処分の承認を求めることについて説明をいたします。

平成29年度曽於市一般会計補正予算（第９号）を、地方自治法第179条第１項の規定により、平成30年３月31日付で専決処分しましたので、これを報告し、承認を求めるものです。

今回の専決処分でありますが、歳入については、交付決定による地方交付税の増、事業費確定による国県支出金や繰入金等の増減が主なものです。

歳出については、ふるさと開発基金や市立学校施設整備基金への積立金等が主なものです。

この結果、歳入歳出予算の補正額は１億9,299万6,000円を追加し、予算総額は歳入歳出それぞれ230億8,959万5,000円となりました。

次に、日程第12、承認案第４号、専決処分の承認を求めることについて説明をいたします。

平成29年度曽於市介護保険特別会計補正予算（第５号）を、地方自治法第179条第１項の規定により、平成30年３月31日付で専決処分しましたので、これを報告し、承認を求めるものです。

今回の専決処分でありますが、事業費等の確定によるもので、歳入については、繰入金の人件費繰入金を995万3,000円減額するものが主なものですが、歳出については、予備費を995万3,000円減額するものが主なものであります。

この結果、歳入歳出予算の補正額は1,087万1,000円を減額し、予算総額は歳入歳出それぞれ56億3,872万8,000円となりました。

以上で、日程第９、承認案第１号から日程第12、承認案第４号までを一括して説明をいたしましたので、よろしく御承認をくださいますようお願いをいたします。

○議長（原田賢一郎）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○１９番（徳峰一成議員）

質問項目が多いために、承認案は補正予算と分けて審議していただいたほうがありがたかったんですけども、４項目ありますので、まとめて質問いたします。

まず第１点は、承認案の第１号の市税関係でございます。質問は３点であります。

専決処分の理由の一番最後尾の中に、「特に緊急を要し議会を招集する時間的余裕がないため」ということで理由が書いてあります。

質問の第１点でありますけども、本年度４月１日以降、現在まで、今回の改正にかかわる内容の事例が何件発生したのか。恐らく発生していないんじゃないかと疑問点が湧くために、この「緊急を要し」という文言については、こだわりがあるための質問でございます。これは質問の第１点。

それから、質問の第２点目。改正の内容の中心的なのを簡潔に説明してください。市長からも説明がありましたけど、もうちょっと具体的に説明をしてください。

それから、質問の第３点目。市長説明に若干ありましたけれども、法人市民税について、前もって課長にも伺ったところ、例えば延滞金については、通常でありま

すと１カ月までは7.3％、２カ月以上の延滞金は14.6％、はっきり言ってサラ金に近い高額な利率でありますが、特例によりまして、平成25年度の法改正に伴いまして、１カ月内の延滞金は2.6％、それから２カ月以上は8.9％。8.9％というのは、これは非常に高過ぎるという点があります。曽於市として、これを下げることはできないのかどうか。もろもろ考えても8.9％の延滞金というのは高過ぎるんじゃないでしょうか。これは、市独自に条例改正ではできないものかどうか、この１点でございます。これは３番目、この項の質問であります。

次に、承認案の第２号についてでございます。国民健康保険の条例改正でございます。

質問の第１点、この医療分といいますか、国民健康保険の医療分の限度額が54万円から58万円に引き上げられております。質問でありますけれども、対象者はおおむね何名であるのか、この限度額を納めている方々は。そして、この４万円の引き上げに伴っての１年間の増収額は大体どれぐらいであるのか、これが質問の第１点。

それから、質問の第２点目は、いわゆる国保の軽減世帯分に対する引き上げでございます。２割軽減、５割軽減、７割軽減世帯とありますが、今回はその中で２割軽減世帯と５割軽減、５割は27万から27万5,000円、それから２割軽減については49万円から50万円に改正されております。質問でありますけど、同じく対象者は、この限度ぎりぎりの方々、そう多くはないと思うんですけども、それぞれ何名であるのかどうかです。そして軽減措置額は幾らであるのかです。

そして、これは確認でありますけども、これの軽減については、国からの交付税措置が全額あると思っておるんですが、今回の引き上げも含めて、全額交付税措置があるというふうに理解していいのかどうか、確認の質問であります。

次に、３点目の質問でございます。このことによって――確認でありますけども――国民健康保険は、いわゆる国民健康保険税の医療分と後期高齢、そして介護保険分からなっておりますけども、これらの最高の限度額が、従来の89万円が、今回の改正に伴いまして93万円になるということで理解していいのかどうか、これが質問でございます。

次に、承認案の第１号の一般会計補正予算について、財政問題を中心として質問をいたします。

市長報告にもありましたけども、一つは――その前に、歳入の項目で、固定資産税の中の償却資産が１億2,000万円補正増額となっております。もうこれは大変な金額でございます。もちろん市としてはありがたい増収でありますが。質問でありますけども、この償却資産の１億2,000万円の増収分は、どういった内容の１億2,000万円であるのか、分析はされていると思いますので説明をしてください。当

然、30年度以降も、この増収分が期待できるというか、あり得ると思うんですが、その点で中身を教えてください。これが質問の第１点でございます。

それから、基金積み立てにつきましては、一つはふるさと開発基金に、当初は予算計上はゼロでありましたけども、今回は２億5,000万円、２億5,000万円という大変なこれに基金を回しております。これが一つの特徴であります。

それから、２つ目は、市長説明にもありましたけども、市立学校施設整備基金の積立金に、これも予算がゼロから１億円。１億円、専決とはいえ積み立てられております。合わせて３億5,000万円でございます。

この点で質問でありますけども、このこと自体も一つの側面としてみたら、もちろんありがたい、肯定的評価をしなければなりませんけれども、やはり、これらもしっかりした財政計画に基づいての、年度末における、当然、専決処分でなければならないと思っております。その点で、市長でも副市長でも財政課長でもいいんですが、財政計画にのっとっての今回の専決処分であるのか、この質問であります。

財政計画を見る限り、必ずしもそうなっていないんじゃないかと思うんです。１億円、２億円単位の大変な金額が専決処分されて、このこと自体はいいとしても、しかし、それも財政計画にのっとっての予算計上でなければいけないのじゃないでしょうか。その点で、財政計画に乗っかっての予算計上であるのか、これが質問であります。

関連いたしまして、毎回質問いたしている点でありますが、いわゆる特定目的の基金、これらは当然、目的があると思います。これも財政計画並びに総合振興計画の関係で目的があろうかと思っております。今回は、ふるさと開発に２億円、それから市立学校施設整備に１億円ということで、優先して回されております。その点で、特にこの２点、ふるさと開発基金の今後の取り崩しを含めた計画、あるいは市立学校施設も、今回は１億積み立てまして６億6,000万円になりました。ふるさと開発の場合は２億5,000万円積み立てて13億円になっております。これらの今後の取り崩しを含めた総合振興計画の関連で、どういった目的のために今回積み立てたのか、その関連性を説明してください。全くわからないからでございます。私自体としては。その点で説明をしてください。

最後に、承認案の第４号、介護保険の補正予算について質問をいたします。質問は１点でございます。

市長説明にも若干ありましたけども、今回の中でちょっと質問したいのが、人件費１人分以上に相当する995万3,000円が補正減となっております。これ、専決において。これは、なぜ３月の最終本会議までに補正提案ができなかったのかという、こういった単純な質問であります。人件費ですよ、人件費１人分以上に相当する

990万円、これをなぜ専決をせざるを得なかったのか。それが予算書だけじゃわからない、想像ができない、３月議会までできたんじゃないかという疑問点がありますんで、お答え願いたいと考えております。

以上です。

○市長（五位塚剛）

基金への問題でありますが、当然、29年度の決算をした場合に剰余金が出てまいります。その剰余金をどのようにして執行していくかという意味では、一番使いやすい予算では財調のほうに積んでいくわけですけど、財調についても、この間の説明をいたしましたが、大体、約30億円の財調になってきておりますので、今後、大規模の学校の改修工事等やいろいろのが発生しますので、当然ながら、そういう建設事業に使いやすい形での基金ということで、財政課と十分相談をして提案をしたところでございます。

あとはまた、各担当課長から補足をさせたいと思います。

○税務課長（桂原光一）

それでは、質問に対して回答していきたいと思います。

まず、１番目の質問で、該当件数が何件あったかということでございましたけども、該当はないところでございます。

それと、２番目の内容につきまして説明させていただきます。

まず、48条の改正につきましては、国内に本社を置く内国法人の法人市民税の申告納付についての規定を、第２項、第３項として追加するもので、外国子会社合算税制により、親会社への所得の合算をされた実体のある外国子会社に課される法人税のうち、合算された外国子会社の所得に対応する金額については、法人税及び地方法人税から控除し切れなかった金額を、法人住民税の法人税割から控除するものとされたところでございます。

続きまして、第52条の改正につきましては、法人税の申告期限の延長の特例の適用があった場合の延滞金について、第２項、第３項、第５項、第６項として準用規定を追加するものでございまして、法定期限までに納税され減額更正があった後に、さらに増額更正がされた場合には、延滞金の計算と基礎となる期間について、納期限から増額更正までの期間を除く旨を規定するものでございます。

あと、附則の改正につきましては、附則第10条の３は、固定資産税の減額の規定の適用を受けようとするものがすべき申告について規定していますが、今回の地方税法の改正によりまして、バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る税額の軽減措置が創設されました。その申告方法について、第12項として規定の追加を行うものでございます。

附則第11条の２から第13条及び第15条の改正につきましては、土地の価格の特例、宅地に係る固定資産税の特例及び農地に係る固定資産税の特例措置を32年度まで期間延長されたものでございます。それ以外に、項のずれや字句の整備を行っているところでございます。

続きまして、法人市民税の利率の問題でございますが、特例によりまして１カ月以内は2.6％、１カ月を超えた分については8.9％ということで、市の条例によって安くできないかというようなことでございましたが、この利率について安くできるかどうかについては、ちょっとまだ調べていないところでございます。

（「基本的にできないかどうかという質問です」と言う者あり）

○税務課長（桂原光一）

基本的にできるかどうかということについて、調べていないところでございます。ただ、国においても県税においても、この利率で延滞金を徴収している状況でございます。

続きまして、国民健康保険税条例の分でございます。限度額が上がったことによります対象者ということでございました。基礎課税額の限度額が、今回対象に58万円を超えた方が171世帯ございます。その人数としまして671人でございました。金額にしまして747万4,442円になるところでございます。

それと、今度は減収分、軽減判定の分でございますが、軽減判定分が22世帯、人数にしまして46人が該当するところでございます。減収額分が90万5,200円となるところでございます。

それともう一点、交付税の関係でございますが、交付税については……。

（「課長、私は27万5,000円、あと49万から50万と……」と言う者あり）

○税務課長（桂原光一）

どれ。

（「22世帯というのは両方合わせて22世帯というんですか」と言う者あり）

○税務課長（桂原光一）

はい、そうでございます。内訳としまして、２割軽減世帯が２世帯の９人、５万4,200円、５割世帯が20世帯で37人、85万1,000円で、90万5,200円の減額となるところでございます。

交付税につきましては、保健課長のほうで答えます。

以上でございます。

○保健課長（桐野重仁）

それでは、７割軽減、５割軽減、２割軽減の負担割合につきましては、県が軽減額の４分の３、市が４分の１の負担割合となっております。

以上です。

（「全額じゃないんですね」と言う者あり）

○保健課長（桐野重仁）

はい。

○税務課長（桂原光一）

もう一点、補正関係の償却資産の関係でございますが、１億2,000万円の増額補正でございます。結論から言いまして、当初予算の見込みが甘かったということになろうかと思っております。増額の内訳としましては、機械及び装置が１億639万円、構築物が537万円、車両及び運搬具を152万円、工具器具及び備品を682万円見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○財政課長（上鶴明人）

それでは、先ほど質問のありました特定目的基金の中のふるさと開発基金と市立学校施設整備基金について御説明いたします。

今回の専決予算につきまして、特別交付税の交付決定がございました。これに伴う増額分が３億8,025万6,000円という額が増になったところでございます。そのほか、執行残、そうしたものを加味しまして、今回、基金に充当という形で考えたところでございますが、ふるさと開発基金につきましては、平成27年度の約14億3,500万円をピークに減少しております。この基金は、市の施設整備事業や公共用地取得事業、または地域づくり事業に必要な資金として積み立てているものでございまして、先ほど市長も申されましたとおり、大変活用しやすい基金となっているところでございます。

今後、大規模な建設事業としましては、今現在、進行しておりますクリーンセンターの整備や、それから今後、老朽化した施設の修繕等が計画されておることから、それらに多額の一般財源が必要となってくるということを想定いたしまして、今回、新規に２億5,000万円を積み立てたところでございます。その結果、平成29年度末の最終的基金残高は13億750万6,000円となる見込みでございます。今後も、決算等を考慮しながら、随時積み立てていきたいとは考えているところでございます。

次に、市立学校施設整備基金についてでございます。今回、１億円の積み立てを行っておりますが、これにつきましては市立の学校に係る施設の整備に必要な資金として積み立てており、現在、建てかえ等の整備が必要な学校としましては岩川小学校が計画されているとこでございます。現在のところ、計画では、一応、事業費が約17億円と計画されておりますが、今後、末吉小学校の建てかえ事業等も計画されていくと考えられますことから、今回、１億円の積み立てを行ったとこでござい

ます。その結果、平成29年度末の最終的基金残高は６億6,097万8,000円となる見込みでございます。

それと、もう一つございました財政計画における予算計上かということでございますが、財政計画の見直しを毎年10月に実施しております。毎年１回だけですので、今回その段階では、まだ特別交付税の増、それから執行残等を加味することができませんでしたので、予算計上としては財政計画上にのっとったものではないというところでございます。

以上です。

○介護福祉課長（小園正幸）

介護保険の特別会計でございますが、御指摘のとおり、人件費につきましては３月までに大体わかるわけですが、歳出につきましては３月までに補正をいたしまして、決算に近い数字になっております。精査いたしましたところ、歳入に余裕がありましたので、介護保険特別会計の人件費は一般会計からの繰り入れになっております。貴重な一般財源でありますので、できるだけ決算に近い数字でという判断をいたしまして、今回、お願いをしたところでございます。

○１９番（徳峰一成議員）

介護保険の一般会計の繰り入れについては、また改めて議論したいと思います。

まず、専決、承認案の第１号でございますけれども、１回目の質問で申し上げましたように、「特に緊急を要し時間的余裕がないため」ということで、課長答弁では、該当者は１件もないということでございます。恐らく１年間を通して、今回の改正に伴っての事例というのは、もう一、二件も、課長、ないんじゃないですか。恐らく。劇場にバリアフリーといって、劇場はないわけだし、あるいは二重課税といっても、これはいわゆるペーパーカンパニーといいますか、外国に税金逃れのための会社を設立することに関連した、いわば条例改正であろうかと思っております。

ですから、申し上げたいのは、やはり実態に即して、専決はいたし方なかったとしても、「特に緊急を要し」というのが違和感があったんです、最初から読んだときから。やっぱり文章には一言一句、注意を払って書いていただきたいと思います。もう答弁よろしいです。

質問でありますけども、これは市長か副市長が答弁してください。

繰り返しますけれども、この延滞金です。延滞金が、特例措置がとられているとはいえ、２カ月以上の延滞金については8.9％です。非常にこれは高いんです。これは、理論的には下げることは、まだ検討されていないじゃいけないと思うんです。ここは議会質疑の状況であります。

例えば、後の国保の上限の引き上げについても、何が何でも引き上げなけりゃい

けないという数字じゃないですよね、課長。これは、あくまでも上限だから、曽於市としてここまでしなくてもいいわけです、というふうに私は理解いたしており、あくまでも上限を国は設定したいわけでありますから。ですから、この延滞金についても、8.9％が引き下げることが独自にできるんだったら、もっと引き下げていいんじゃないかと。社会情勢、あるいは社会通念から照らしても、今までは余りにも高過ぎるというか、昔からのいわば高い利率なんです、ゼロ金利時代でありますので。その点で、どなたでもいいから答弁してください。これはもう思い切った五位塚市政らしい改革が、これは必要じゃないかと思います。ほかの市町村はともあれ。これが質問の第１点であります。

それから、質問の第２点目、国民健康保険税等の限度額について、課長答弁でありますように、54万円から58万円が約747万円。そして２つの軽減世帯分が、これはマイナスの約90万円であります。差額分が六百数十万円であります。

質問でありますけれど、これは今回を含めて補正予算で計上されておりますか、補正予算で。これ答弁してください。

当然、この条例改正と予算というのは、表裏一体のものでなければならないと理解いたしております。ですから１万円、あるいは５万円をかえるのにも、やはり補正予算で修正をすべきじゃないでしょうか。あるいは予算総額を当然すべきだと思っております。これが定例議会における予算審議の基本であろうかと思っております。その点で、この増額分については、総体としての六百数十万円、予算計上されているでしょうか、これが質問の第１点であります。

それから、保健課長の答弁の中で、軽減世帯についての差額分については、全額交付税措置じゃなくて、県が４分の３、市が４分の１というふうに答弁がありましたけども、これも正確さを期すために重ねての答弁でございます。というのは、以前、同じ質問をしたときに、当時の担当課長は、全額、国の交付税措置というふうに、私の記憶が間違わなければ、答弁された経過があるからでございます。４分の３対４分の１ということで、間違いないのかどうかです。大事な点でありますので答弁してください。

以上です。

○市長（五位塚剛）

国保の限度額の問題でありますが、基本的には、限度額を決めるのは市独自の考え方でやるというふうに思っております。

また、滞納については、この間、国保の滞納者につきましては、十分相手方と相談して納めてもらうように努力をしております。また、分納をしてもらうようにして、基本的にはなるべく滞納しないように、そういうお願いもしながら、お互いに

意見交換をしております。

結果的に、いろんな事情があって滞納されている方がありますけど、私たちも、たくさん延滞金を取ろうという気持ちはありませんけど、この間ずっと同じような流れできておりましたので、今そういう状況になっております。

延滞金について見直しをするかというのは、今後、検討はさせていただきたいというふうに思います。

（「どなたでもいいから理論的に可能かどうかという、その質問です」と言う者あり）

○市長（五位塚剛）

可能ですよ、条例だから。

（「可能ということでいいんですね」と言う者あり）

○市長（五位塚剛）

はい。

（何ごとか言う者あり）

○税務課長（桂原光一）

国民健康保険税につきましては、本賦課を６月１日に行っております。ですので、まだ補正の段階ではないところです。

○１９番（徳峰一成議員）

３回目の質問であります。

通常は、条例改正とそれに伴う予算の増減については表裏一体のものとして、これまで恐らく例外なく、同じ議会で提案されていたと思っております。そのための条例改正でありますから。ですから、これは本来だったら、この６月補正で、金額に関係なく、もしされていないんだったら、今後はすべきじゃないでしょうか。条例改正も専決、急いでやって、またそれに関する、いわば予算の増減について、もし補正予算で提案されていないんだったら、これはおかしいんじゃないですか。もっと明確な答弁してください、これが第１点と。

それから、１回目の質問に関連した固定資産税です。１億数千万円の増収、これは課長答弁では、いわば当局の見込み違いということでございます。これは大変な金額であります。これは当初予算、あるいは６月補正予算で、この見込み違い分は、一応増収分として補正予算に計上されておりますか。これは大変な金額でありますよ。そのための、いわば専決でしょ。当初予算に間に合わなかったら、今回の６月補正で固定資産税の増収分として、当然、予算計上しなけりゃいけないですよ。

これは委員会審議の付託事項じゃないと言われても、３回目しか質問ができんから、どなたか明確なる答弁してください。もう再質問はしなくていいように。

○副市長（大休寺拓夫）

国保税の限度額の関係ですが、これについては議員も御存じのとおりに、３月31日で法が決定されて４月１日施行ですので、どうしても３月末じゃないとできないということと、あと、補正予算につきましては、実際所得が出上がるのが、30年度賦課の所得が出上がるのが、どうしても６月じゃないと出上がりませんので、出上がっていないところで国保税の計算も確定できないと。そういう状況で、できたら６月補正に上げられればいいんですが、そこはちょっとできませんので、事務上無理ということで上げないということです。

（「固定資産ですか」と言う者あり）

○副市長（大休寺拓夫）

国保税の話です。済いません。

（「昔は違ったんですよ。昔は違ったんですよ。昔は固定資産だったですよ」と言う者あり）

（何ごとか言う者あり）

○議長（原田賢一郎）

よろしいですか。よろしい。

○税務課長（桂原光一）

固定資産税額の補正につきましては、実績を見てみないと、今から、ほとんどが太陽光発電が主なものなんですけども、まだ年度途中で幾ら上がってくるかもわからないわけです。

（「それはあとで研究してください。ちょっとそれはおかしいから」と言う者あり）

（何ごとか言う者あり）

○税務課長（桂原光一）

今回、３月の段階で最終補正を行えばよかったんですけども、その段階で補正をしておりませんでしたので、今回、専決でお願いすることになったわけでございます。

以上でございます。

○議長（原田賢一郎）

ほかにありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認案４件については、会議

規則第37条第３項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。よって、承認案４件については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は１件ずつ行います。

まず、承認案第１号、専決処分の承認を求めることについて（曽於市税条例の一部改正）の討論を行います。反対の討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、承認案第１号を採決いたします。本案は承認することに賛成の方の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、承認案第１号は承認することに決しました。

次に、承認案第２号、専決処分の承認を求めることについて（曽於市国民健康保険税条例の一部改正）の討論を行います。反対の討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、承認案第２号を採決いたします。本案は承認することに賛成の方の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、承認案第２号は承認することに決しました。

次に、承認案第３号、専決処分の承認を求めることについて（平成29年度曽於市

一般会計補正予算（第９号））の討論を行います。反対の討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

○１９番（徳峰一成議員）

承認案第３号にはあえて反対いたしませんけれども、今後の検討課題にはしてください。

この償却資産、固定資産税、これは流動資産じゃないんですよ、固定資産ですよ。こうした固定的な資産が、実に、年度末で１億2,000万円も予算計上が歳入として計上されていると。今後、30年度以降どうなるかというのは、大変な金額でありますから、これをいつの議会に、この増収分をどれだけ予算計上するかというのは、少なくともこの専決の提案がされているから、きょうの段階で――これは課長だけの責任じゃなくて、トップとして検討したり、答弁をされなければいけないんですよ、少なくとも。そういった答弁がされていないんです。これは、今後の大きな課題としてください。余りにも金額が大きいし、曽於市としては市税の中で、この固定資産、特に償却資産が大きなありがたい部分を占めるんです。そうした意味でも大事に取り扱っていただきたいと考えています。

○議長（原田賢一郎）

反対の討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、承認案第３号を採決いたします。本案は承認することに賛成の方の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、承認案第３号は承認することに決しました。

次に、承認案第４号、専決処分の承認を求めることについて（平成29年度曽於市介護保険特別会計補正予算（第５号））の討論を行います。反対の討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、承認案第４号を採決いたします。本案は承認することに賛成の方の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、承認案第４号は承認することに決しました。

ここで昼食のため、休憩いたします。午後はおおむね１時、再開いたします。

――――――・――・――――――

休憩　午前１１時５８分

再開　午後　１時００分

――――――・――・――――――

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。

――――――・――・――――――

日程第13　議案第39号　曽於市旅館・ホテル施設誘致促進条例の一部改正について

日程第14　議案第40号　曽於市税条例の一部改正について

日程第15　議案第41号　曽於市国民健康保険条例の一部改正について

日程第16　議案第42号　曽於市ひとり親家庭医療費助成金支給条例の一部改正について

日程第17　議案第43号　曽於市子ども医療費助成金支給条例の一部改正について

日程第18　議案第44号　曽於市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第19　議案第45号　曽於市末吉原口地区特産物加工センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第20　議案第46号　平成30年度曽於市一般会計補正予算（第１号）について

日程第21　議案第47号　平成30年度曽於市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について

日程第22　議案第48号　平成30年度曽於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について

日程第23　議案第49号　平成30年度曽於市介護保険特別会計補正予算（第１号）について

日程第24　議案第50号　平成30年度曽於市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）について

日程第25　議案第51号　平成30年度曽於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第１号）について

日程第26　議案第52号　平成30年度曽於市笠木簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）について

日程第27　議案第53号　平成30年度曽於市水道事業会計補正予算（第１号）について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第13、議案第39号、曽於市旅館・ホテル施設誘致促進条例の一部改正についてから日程第27、議案第53号、平成30年度曽於市水道事業会計補正予算（第１号）についてまでの以上15件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第13、議案第39号から日程第27、議案第53号までを一括して説明をいたします。

日程第13、議案第39号、曽於市旅館・ホテル施設誘致促進条例の一部改正について説明をいたします。

旅館業法が改正され、ホテル営業及び旅館営業の営業種別が統合され、旅館・ホテル営業と改正されたため、本案を提案するものです。

次に、日程第14、議案第40号、曽於市税条例の一部改正について説明をいたします。

地方税法等の一部を改正する法律及び生産性向上特別措置法が公布されたことに伴い、中小企業者等が生産性向上特別措置法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得をした先端設備等に該当する一定の機械装置等に係る固定資産税の課税標準を最大３年間、ゼロとする特例措置について、条例で定めるため、地方自治法第96条第１項第１号の規定に基づき、提案するものです。

次に、日程第15、議案第41号、曽於市国民健康保険条例の一部改正について説明をいたします。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律により、国民健康保険法が改正され、平成30年度から都道府県も保険者となったことに伴い、関連する規定を改正するため、本案を提案するものです。

次に、日程第16、議案第42号、曽於市ひとり親家庭医療費助成金支給条例の一部改正について説明をいたします。

所得税法等の一部を改正する等の法律の施行により、所得税法が改正され、配偶者の規定が整備されたことに伴い、関連する規定を改正するため、地方自治法第96条第１項第１号の規定に基づき、提案するものです。

次に、日程第17、議案第43号、曽於市子ども医療費助成金支給条例の一部改正について説明をいたします。

鹿児島県乳幼児医療費助成事業費補助金交付要綱の改正に伴い、平成30年10月１日以降の診療分から、住民税非課税世帯の未就学児を対象に、県内の医療機関等の窓口における自己負担金をなくす制度を導入するため、地方自治法第96条第１項第１号の規定に基づき、提案するものです。

次に、日程第18、議案第44号、曽於市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について説明をいたします。

児童福祉法第34条の８の２第２項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準の改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件を改正するため、地方自治法第96条第１項第１号の規定に基づき、提案するものです。

次に、日程第19、議案第45号、曽於市末吉原口地区特産物加工センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について説明をいたします。

末吉原口地区特産物加工センターの老朽化に伴い、末吉町深川7549番地の旧曽於市深川学校給食共同調理場に、機能移転するものです。

今回の移転により、洗濯室とそれに伴う設備を有しなくなったことから、設備及び使用時間の変更を行うものです。

次に、日程第20、議案第46号、平成30年度曽於市一般会計補正予算（第１号）について説明をいたします。

まず、一般会計補正予算書の１ページをお開きください。

第１条は、歳入歳出予算の総額に５億7,668万1,000円を追加し、総額を237億1,068万1,000円とするものです。

第２条は、繰越明許費であり、小学校施設整備事業について、翌年度に繰り越して使用することができる経費を５ページの第２表のとおり定めています。

第３条は、地方債の補正であり、６ページの第３表のとおり、災害時避難拠点整備事業の限度額420万円を追加し、道路改良整備事業及び小学校施設整備事業の限度額を変更しております。

それでは、予算の概要を、配付しました補正予算提案理由書により説明をいたしますので、１ページをお開きください。

今回の補正予算について、歳入から説明しますと、国庫支出金は、道路橋梁費補助金の防災・安全交付金を2,124万3,000円減額し、児童福祉費補助金の保育所等整備交付金を4,331万7,000円追加するものが主なものです。

県支出金は、農業費補助金の産地パワーアップ事業費補助金を３億7,657万1,000円、食料産業・６次産業化交付金を8,500万円それぞれ追加するものが主なもので

す。繰入金は、財政調整基金繰入金を6,279万1,000円減額し、諸収入は、土木費雑入の建物火災共済給付金を1,056万5,000円、市債は、道路橋梁債の道路改良整備事業を1,210万円、小学校債の小学校施設整備事業を5,250万円それぞれ追加するものが主なものです。

歳出については、荒茶加工施設建設工事等の追加により産地パワーアップ事業を３億7,657万1,000円、青汁加工施設建設工事等の追加により６次産業化支援事業を8,500万円、市有高岡団地建設工事の追加により住宅建設費を1,992万2,000円、岩川小学校改築事業に伴う測量設計業務委託料等の追加により小学校施設整備事業を8,888万1,000円それぞれ追加するものや、人事異動等による職員給の増減が主なものです。

次に、日程第21、議案第47号、平成30年度曽於市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について説明をいたします。

まず、特別会計補正予算書の１ページをお開きください。

第１条は、歳入歳出予算の総額に1,042万6,000円を追加し、総額を54億9,671万7,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をいたしますので、５ページをお開きください。

今回の補正は、葬祭給付費の追加及び人事異動等によるもので、歳入については、一般会計繰入金を926万6,000円、繰越金を116万それぞれ追加しております。

歳出については、総務費の一般管理事務費を16万円、国民健康保険総務職員給を926万6,000円、保険給付費の葬祭諸費を100万円それぞれ追加しております。

次に、日程第22、議案第48号、平成30年度曽於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について説明をいたします。

特別会計補正予算書の５ページをお開きください。

第１条は、歳入歳出予算の総額から1,038万8,000円を減額し、総額を５億6,588万9,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をいたしますので、６ページをお開きください。

今回の補正は、人事異動等によるもので、歳入については、一般会計繰入金を1,038万8,000円減額し、歳出については、後期高齢者医療総務職員給を1,038万8,000円減額しております。

次に、日程第23、議案第49号、平成30年度曽於市介護保険特別会計補正予算（第１号）について説明をいたします。

特別会計補正予算書の９ページをお開きください。

第１条は、歳入歳出予算の総額から319万7,000円を減額し、総額を54億8,127万2,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をいたしますので、７ページをお開きください。

今回の補正は、人事異動等によるもので、歳入については、繰入金を319万7,000円減額し、歳出については、介護保険総務職員給を319万7,000円減額しております。

次に、日程第24、議案第50号、平成30年度曽於市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）について説明をいたします。

特別会計補正予算書の13ページをお開きください。

第１条は、歳入歳出予算の総額に178万8,000円を追加し、総額を１億9,795万円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をいたしますので、８ページをお開きください。

今回の補正は、無停電電源装置取りかえ修繕料の追加及び人事異動等によるもので、歳入については、繰越金を178万8,000円追加し、歳出については、施設管理費を180万6,000円追加するものが主なものです。

次に、日程第25、議案第51号、平成30年度曽於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第１号）について説明をいたします。

特別会計補正予算書の17ページをお開きください。

第１条は、歳入歳出予算の総額から18万8,000円を減額し、総額を１億1,249万1,000円とするものです。

第２条は、地方債の補正であり、20ページの第２表のとおり、下水道事業債の限度額を変更しております。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をいたしますので、９ページをお開きください。

今回の補正は、国庫支出金の交付決定や人事異動等によるもので、歳入については、国庫支出金を577万7,000円、一般会計繰入金を21万1,000円それぞれ減額し、市債を580万円追加しております。

歳出については、生活排水処理職員給を21万1,000円減額し、予備費を２万3,000円追加しております。

次に、日程第26、議案第52号、平成30年度曽於市笠木簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）について説明をいたします。

特別会計補正予算書の21ページをお開きください。

第１条は、歳入歳出予算の総額に３万円を追加し、総額を1,823万4,000円とする

ものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をいたしますので、10ページをお開きください。

今回の補正は、人事異動等によるもので、歳入については、繰越金を３万円追加し、歳出については、簡易水道職員給を３万円追加しております。

次に、日程第27、議案第53号、平成30年度曽於市水道事業会計補正予算（第１号）について説明をいたします。

特別会計補正予算書の25ページをお開きください。

第２条は、予算第３条に定めた収益的支出の補正であり、水道事業費用既決予定額から808万7,000円を減額し、予定額を５億3,452万7,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をいたしますので、11ページをお開きください。

今回の補正予算の収益的支出は、人事異動等による職員給与費等の減額により808万7,000円減額しております。

以上で、日程第13、議案第39号から日程第27、議案第53号までを一括して説明をいたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

―――――・――・―――――

日程第28　鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第28、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員は、鹿児島県内市町村の長及び議員のうちから、市長区分６人、市議会議員区分６人、町村長区分４人、町村議会議員区分４人から構成されております。

現在の広域連合議会議員のうち、市議会議員から選出する議員について３人の欠員が生じているため、広域連合規約第９条第３項及び広域連合議会の議員の選挙に関する規定に基づき選挙の告示を行い、候補者の届け出を締め切ったところ、市議会議員から選出すべき人数を超える４人の候補者がありましたので、広域連合規約第８条第２項の規定により、選挙を行います。

この選挙は同条第４項の規定により、全ての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選人を決定することになりますので、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人の告知は行いません。

そこで、お諮りいたします。選挙結果の報告については会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。よって、選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち、候補者の得票数までを報告することに決定しました。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場を閉める）

○議長（原田賢一郎）

ただいまの出席議員数は20人であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第２項の規定により、立会人に松ノ下いずみ議員及び鈴木栄一議員を指名いたします。

候補者の名簿を配付します。

（候補者名簿配付）

○議長（原田賢一郎）

候補者の名簿の配付漏れはありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

配付漏れなしと認めます。

投票用紙を配付します。

（投票用紙配付）

○議長（原田賢一郎）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（原田賢一郎）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号を読み上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（持留光一）

それでは、議席順に申し上げます。

１番、２番、３番、４番、５番、６番、７番、８番、９番、10番、11番、12番、13番、14番、15番、16番、17番、18番、19番、20番。

（投票）

○議長（原田賢一郎）

投票漏れはありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。松ノ下議員及び鈴木議員の立ち会いをお願いします。

（開票）

○議長（原田賢一郎）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数20票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち、有効投票20票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち、新屋敷幸隆君ゼロ票、西江園明君16票、伊勢知正人君ゼロ票、たてやま清隆君４票、以上のとおりであります。

議場の閉鎖を解きます。

（議場を開く）

○議長（原田賢一郎）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は６月12日午前10時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。

――――――・――・――――――

散会　午後　１時２７分

平成30年第２回曽於市議会定例会

平成30年６月12日

（第２日目）

平成30年第２回曽於市議会定例会会議録（第２号）

平成30年６月12日（火曜日）
午前10時開議
場所：曽於市議会議場

１．議事日程

（第２号）

第１　一般質問
通告第１　渡辺　利治　議員
通告第２　上村　龍生　議員
通告第３　徳峰　一成　議員
通告第４　久長登良男　議員

２．出席議員は次のとおりである。（20名）

１番　重久　昌樹	２番　松ノ下　いずみ	３番　鈴木　栄一
４番　岩水　豊	５番　渕合　昌昭	６番　上村　龍生
７番　宮迫　勝	８番　今鶴　治信	９番　九日　克典
10番　伊地知　厚仁	11番　土屋　健一	12番　山田　義盛
13番　大川内　冨男	14番　渡辺　利治	15番　海野　隆平
16番　久長　登良男	17番　谷口　義則	18番　迫　杉雄
19番　徳峰　一成	20番　原田　賢一郎	

３．職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長　持留　光一　次長兼議事係長　森岡　雄三　総務係長　吉田　宏明
専門員　津曲　克彦

４．地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（27名）

市長	五位塚　剛	教育長	谷口　孝志
副市長	八木　達範	教育委員会総務課長	外山　直英
副市長	大休寺　拓夫	学校教育課長	川路　道文
総務課長	今村　浩次	社会教育課長	岩元　浩
大隅支所長兼地域振興課長	濱田　政継	農林振興課長	竹田　正博
財部支所長兼地域振興課長	吉野　実	商工観光課長	荒武　圭一

企画課長	橋口真人	畜産課長	野村伸一
財政課長	上鶴明人	耕地課長	小松勇二
税務課長	桂原光一	建設課長	新澤津順郎
市民課長	内山和浩	水道課長	徳元一浩
保健課長	桐野重仁	会計管理者・会計課長	田代庄市
介護福祉課長	小園正幸	監査委員事務局長	吉元剛
福祉事務所長兼福祉課長	川添義一	農業委員会事務局長	中山純一
財部支所建設水道課長	上集基志		

開議　午前１０時００分

―――――――・――・―――――――

○議長（原田賢一郎）

おはようございます。これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

―――――――・――・―――――――

日程第１　一般質問

○議長（原田賢一郎）

日程第１、一般質問を行います。

順次質問を許可いたします。通告第１、渡辺利治議員の発言を許可いたします。

○１４番（渡辺利治議員）

14番、創政会、渡辺です。通告に基づき、私の質問を始めさせていただきます。

通告に出してありました災害問題でございますけど、けさ５時前にちょっとした地震がありましたけど、やはり災害はいつ来るかわかりません。自然災害というのは非常に怖いものでございます。

まず、桜ケ丘団地建設について伺います。①市内に多くある市営住宅の中でも、今回は桜ケ丘の住宅の建設に関係について、これまでの足取りと今日までのどのような形で進んできたのか、経緯について伺います。②では、現在の住宅に住んでおられる方々や地域住民への住宅建設に対する説明は十分になされ、市当局としては納得しているのかをお尋ねします。③では、議会提出資料の中にもありましたが、桜ケ丘団地の完成年度、戸数、新居への移転の日程を求めるものであります。間取り等も提出していただければ幸いです。④では、バリアフリーも計画されておりますが、１階希望という方々が大変おられますが、平屋建ての計画はどのようなふうになっているか伺います。⑤桜ケ丘団地が新築された後、当然解体をしなければなりませんが、跡地問題について、またほかの団地等についても跡地利用問題についての説明を伺います。

２番目の災害対策についてお尋ねします。私が12月議会で一般質問をいたしております。そのときの市長は、すぐします、市民への安心・安全のために対応しますと公言しておりましたが、実際はまだ終わっておらない状況でございますが、28年度災害復旧がおくれている、その対応を国県にはどのようにしているのか伺います。②復旧されていない数とその費用の対策、財源、それはどうなっているのかを伺います。③全て復旧されるのはいつなのかを伺います。④です。①、②、③につきましては、災害の事後処理について伺いましたが、では今後想定される災害についての本市での対策は万全でありますか。大丈夫でしょうか。市長の見解を求めます。

３番目、岩川小学校移転問題について。①市民への説明はこれでよかったのか。このまま進めていいのか。これまでの経緯を踏まえた上での市長、教育長の見解を求めます。

４番目に６次産業化支援事業についてお尋ねします。これまでに支援事業を受けたものは何件ありますか。その内容について伺います。そしてまた、②で規則、交付要綱で適用されるものはどんなものなのか、また、この事業に対しての見直しが必要ではないのかという質問におきまして、以上、壇上での質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、渡辺議員の一般質問にお答えしたいと思います。質問事項の１、２、４については、私が最初に答弁をいたしますが、質問事項の３については教育長に後から答弁をさせます。

１、桜ケ丘団地建設についての①経緯と現在の状況について、お答えをいたします。

桜ケ丘団地の建てかえについては、入居者への説明会を重ね、アンケートや聞き取り調査を実施して、入居者の意向をもとに進めているところで、昭南病院隣接地に非現地建てかえから現地建てかえに計画変更したところです。

平成30年度において、ＰＦＩ事業を導入するためのアドバイザー契約を締結し、ＰＦＩ事業の導入可能性調査を実施しているところで、今後は事業実施方針案の策定業務を計画しているところです。

１の②現在の居住者と地域住民への説明について、お答えをいたします。

桜ケ丘団地の建てかえ計画について、入居者へ説明会の開催やアンケート調査を実施し、あわせて入居者に対して今後の意向について聞き取り調査を実施してきたところです。非現地建てかえから現地建てかえの計画変更についても入居者の意向によるものです。

入居者以外の地域住民への説明会は開催していないところです。

１の③完成年度、戸数、新居移転の日程、間取り等についてお答えをいたします。

桜ケ丘団地の建てかえ計画について、今後ＰＦＩ事業を導入した場合に、事業者からの提案により完成年度は異なりますが、建物新築工事が平成32年度、公園整備や跡地整備などは平成33年度の計画です。建設戸数については、入居者への最終確認を実施している状況ですが、50戸程度として、新居への移転時期は平成32年度末を計画しております。

間取りについては、３タイプとして、１ＤＫの35ｍ^2、２ＤＫの50ｍ^2、３ＤＫの70ｍ^{2}です。

１の④平屋建ての計画はないのかについて、お答えをいたします。

入居者へのアンケートでは、１階への入居希望が多かったところですが、新築する建物は鉄筋コンクリート４階から５階建てで40戸程度を計画しており、エレベーターやバリアフリー化も取り入れるため、高齢者でも入居は十分可能です。また、不足する10戸程度は木造の２階建てで補う予定ですが、平屋建てについても検討いたします。

１の⑤解体後の跡地問題について、お答えいたします。

桜ケ丘団地を含め解体後の跡地利用については、事業者からの提案により異なりますが、宅地分譲等に活用する計画です。

２、災害対策についての①平成28年災害復旧がおくれた理由と国県への対応策について、建設課関係は特にありませんでしたので耕地課関係についてお答えをいたします。

平成28年の災害は、梅雨前線豪雨や台風16号により甚大な災害が発生し、国の補助対象となる災害発生箇所数は408カ所、工区数にしますと1,000工区以上と非常に多く、年内に国の災害査定を終了することが困難な状況でした。

災害査定を受けないと国の補助対象にならないため、国と県へお願いをし、特別に１月まで災害査定を延長していただきました。そのようなことから、ほとんどの工事が繰り越しとなり、復旧が平成29年度までかかったところであります。

２の②平成28年災害の現在の積み残し数とその費用の内訳について、お答えいたします。

平成28年の災害で復旧が完了していないのは、大隅町恒吉の岩下橋１カ所のみであり、その費用の内訳は、国の補助金が5,391万8,697円で、一般財源が59万9,703円であります。

２の③全て復旧されるのはいつになるのかについて、お答えをいたします。

大隅町恒吉の岩下橋の復旧が完了するのは、平成30年７月17日の予定であります。

２の④災害予防策は万全であるかについて、お答えいたします。

農地・農業用施設を災害から守るため、過去から現在に至るまで、特殊農地保全整備事業やシラス対策事業等で排水路等の整備を行ってきましたが、近年の局地的な集中豪雨には対応できていないのが実状です。

今後は、農村地域防災減災事業などで排水路の再整備を行っていきたいと考えています。

また、農地・農業用施設の日常の維持管理は、集中豪雨や台風による災害を防止あるいは軽減するためにとても大切です。

災害復旧事業の対象となる施設は、適正な維持管理を行っていることが前提となっており、維持管理不良による場合は国の災害査定時に採択されませんので、水路

などの草刈り、泥上げ、清掃作業など適正に維持管理していただきたいと思います。

４、６次産業化支援事業についての①これまでの対象は何件で、どんな内容かについてお答えいたします。

６次産業化支援事業の対象者は、平成29年度は２件で、内容については新規商品開発補助が１件で13万9,500円、地域資源開発整備事業補助で焼き芋製造に係る機械及び施設整備事業が１件で50万円となっております。

４の②規則・交付要綱で適用されるのはどんなものか、見直しの必要はないのかについて、お答えいたします。

本事業におきましては、新規商品開発補助は以前から要綱にありましたが、地域資源開発整備事業の施設整備・機械導入と商談会旅費補助については29年９月から施行しております。

適用される要件としては、いずれも６次産業化を目指す個人及び団体で、ハード事業は国の６次産業化支援事業の採択を受けないもの、ソフト事業については、商品開発と宣伝販売に係る経費について一定額を助成するものです。現在のところは事業開始２年目でありますので、効果の検証をしながら見直しが必要であれば検討したいと考えております。

後は、教育長が答弁をいたします。

○教育長（谷口孝志）

渡辺議員の大きな３番目の岩川小学校移転問題についての①市長・教育長の見解についてお答えいたします。

平成28年７月、岩川高校跡地等利活用検討委員会が設置され、岩川小学校移転や災害時用の多目的用地として活用することが望ましいとの答申をいただいたことを踏まえまして、本市としては岩川高校跡地に岩川小学校を移転する方向で計画を進めているところです。

市民への説明については、県との譲渡契約が整っていない段階では、県の意向もあり住民説明会の実施ができなかったところであります。

本年４月１日付で譲渡契約を締結いたしましたので、４月24日、議会全員協議会で報告を行い、４月26日に岩川小学校保護者へ説明を行いました。また、５月26日に岩川校区公民館役員に説明を行ったところです。今後、住民説明会を明日６月13日と翌14日の２日間実施する予定であります。

以上です。

○１４番（渡辺利治議員）

桜ケ丘団地の建設について伺います。

もう経緯と現在の状況はわかります。

ＰＦＩ事業を導入するかのためのアドバイザー契約を結ぶということで、この事業に乗っておられますが、この事業は本当にいい利点があります。我々も鎌倉のほうにこの事業の生い立ちというか、いろいろなその事業の勉強もしてまいりました。本当にこれは大事なものだと思っておりますが、これまでに曽於市におきまして、このＰＦＩ事業を取り入れた実績がございますか。

○市長（五位塚剛）

旧町時代を含めて、ＰＦＩ事業は今まで取り入れてはないと思っております。

○１４番（渡辺利治議員）

今まで実績経験のないこの大きな事業を導入するわけでございますが、本当にこれは大事な問題だと思っておりますので、慎重に進めていかせていただきたいと思っております。

これで団地建設につきまして、戸数が50戸程度としており、そのうちの40戸が鉄筋コンクリート、残り10戸が木造２階建てを計画もしくは平屋建ても検討するということになっておりますけど、１階に入居する希望、これは相当多いわけですよね。議会報告会の中でもそういう方が直接見えられて尋ねておられましたので、改めてここで質問をするわけでございますが、計画の中では30戸掛ける２となっておりましたが、その場合、単純計算にすれば真ん中階段で両方入る、それを３つ階段をつくれば６掛ける５は30で１階が６部屋、もう一つのほうで６部屋、合計12、１階が確保されるわけなんですが、今回この40にした場合、１つの建物に少なくとも60戸よりは大分少なくなりますよね。建て方にもよりますけど。下を大きく、上を小さくする。同じ５階建てでも。

計画書にあります30掛ける２と今回の50、そしてまた２階建て、この違いは何でしょうか。

○市長（五位塚剛）

この間、いろいろと計画について内部検討もいたしました。また、聞き取り調査もいたしまして、場合によっては今住んでいる方が民間のほうに移るとか、いろんなあれがありましたのでそういうのによって程度変わっておりますけど、建設課長に答弁をさせたいと思います。

○建設課長（新澤津順郎）

それではお答えいたします。

議員のおっしゃいました60戸につきましては、以前の計画ではそうなっていたところでございますが、今回、入居者への聞き取りを再度行いまして、約50戸程度で建設できるのではないかというところでございます。

その原因としましては、現在、桜ケ丘団地にもたくさんの空き家があるわけでご

ざいますが、大隅町管内にたくさんの空き家があるわけでございます。今回、そのような状況の中でたくさんの戸数を建設したとしても将来空き家が出てくる予想がされますし、また、この住宅をたくさんつくりますとほかの団地にもまた空き家が出てくるという悪循環が予想されますので、今回調査をいたしまして現実的には47戸という数字が出ているわけでございますが、50戸程度で建設をしたいと考えているところでございます。

以上です。

○１４番（渡辺利治議員）

当初60戸から50戸に減らされておりますけど、これは現入居者たちの要望に応えての戸数ということを答弁されておりますけれど、実際これをつくったときにほかの団地より今回つくるやつは本当にエレベーターもつく、バリアフリー化されている、非常に環境の整った、いい、市としては本当に立派な住宅なんでしょうけど、しかし、ほかの住宅から見ますとあっちに入りたいという方もおられるわけでしょうけど、今の条例で規則かわからんけど、覚えてないんだけど、市営住宅から市営住宅への転居は可能でしょうか。

○市長（五位塚剛）

基本的には、今、市営住宅に住んでいらっしゃる方が新しい市営住宅ができたから転居したいということは、条例上は認めていないところであります。

○１４番（渡辺利治議員）

確かに、そうなっておりました。でも、一般の個人の住宅から今度は民間の住宅に入っている方々が今回こっちのほうに入りたいと応募された場合は、当然断ることはできないと思います。アンケート等をとったのは現在の入居者だけでしょう。ですから、広く門戸を開けるとしたら、やはり50戸じゃなくて市民に対応できるような戸数を建てなければいけないんじゃないかと思いますが、どうお考えでしょうか。

○市長（五位塚剛）

やはり私たちも今の桜ケ丘住宅を含めて大隅町に旭ケ丘住宅、天神丘住宅もありますけど、残念ながら空き家がかなりふえてきております。ですから、そういう状況の中で今回の桜ケ丘団地にたくさんの戸数をつくるということについては、先々いろいろとまた問題が起きるということで今の住んでいる方々の生活圏を守るという立場からいろいろ見直しをしたところでございます。

○１４番（渡辺利治議員）

それは当然、現在住んでいる方を尊重しなければなりませんが、やはりこうした立派なものをつくるに当たっては、やはり民間から入る、民間の住宅を借りている

方が入ろうとした場合でやはりそこには今の限られた戸数でなくして、もっとつくるべきであります。その考えは変わりませんか。

○市長（五位塚剛）

市営住宅については、社会資本整備事業交付金というのがありまして、今までやっておりましたけど、残念ながらこの事業については非常に市の持ち出しが多くて、やっぱり住宅をつくるとなると本当に財政的な厳しさがあります。そういう意味でＰＦＩ事業を取り入れて少しでも市の軽減措置をしたところでございます。

現在のところ、この戸数で十分対応ができるというふうに思っております。ふやすという考えはありません。

○１４番（渡辺利治議員）

曽於市の財政を見てみますと当然一般財源持ち出しというのは相当負担がありますから、今回の桜ケ丘団地につきましては現状で多分いかれるでしょうけど、やはり曽於市民がやはりバリアフリー化された住宅等に入りたい気持ちがあるんでしたら、今後このような事業をさらに取り入れていくことを望んでおります。

次に、解体した後の跡地問題、これにつきましてはここの団地を含めて宅地分譲等ということで計画ではありましょうけど、やはり分譲地に限らず、「等」と書いてありますから多分幅広い形でのこれは答弁だと思いますけど、やはり市民のためになるものでなければならないと思いますけど、前回、大隅北のほうで善意によりまして無償で市のほうへ譲渡された、その後、今、宅地分譲とかでやっておりますけど、やはり安価な価格での分譲化というのは願っておるところでございます。もらったものをそんなに高く売る必要はないんです。造成費は別です。原価に対する経費を変えていけば当然安くできるわけですから、今後これは市の土地ということでそんなに無茶な値段をつけるような分譲だけは避けていただきたいと思います。

次に、災害対策についてお伺いします。

災害対策でおくれた理由等はるる述べておられますが、やはり最終的には市民がいかに安心して普通の生活に戻れる、そういうのが願うところではないでしょうかと思いますけど、この答えにありますように29年度で終わり、28年度積み残しは１件とありますけど、29年度というのはことしの３月末をもって29年度と解釈しますけど、これはほかに積み残しはないでしょうか。

○市長（五位塚剛）

１回目の答弁で建設課はありませんというふうに答弁いたしました。耕地課関係について、先ほど答弁いたしましたが、詳しいことについては耕地課長から答弁をさせます。

○耕地課長（小松勇二）

お答えいたします。

28年度の災害につきましては、市長のほうから答弁がありましたとおり１件のみでございます。

○１４番（渡辺利治議員）

私の見た限り、この岩下橋１件じゃなくして、まだ実際あります。去年、12月で一般質問のときにすぐしますということで経緯を伺っていたところ、確実に確かに早くできたところはありましたけど、でもまだ復旧できていないところがあります。それはどのように対応いたしますか。

○市長（五位塚剛）

28年度の災害で、もし仮に被害を受けたのであれば、そのときに我々行政また地元からの要請があって調査をして国に査定をしてもらわないとこの災害復旧はできません。その後に起きたものについて28年度災でやりなさいといってもこれはもうできませんので、当然ながら、今、災害が起きていて復旧がされていないのであれば、それは場合によっては市単独事業になるのかというふうに思っております。

○１４番（渡辺利治議員）

現年発生、28年度の災害でのことを言っておりまして、実際にまだ私の知っている箇所で済んでいないところは現実にあります。

今、市長の答弁があったように、もしそれがあったら早急に市単独でやりますということですので、これだけは絶対早くやってください。間違いないでしょうか。

○市長（五位塚剛）

今言われるところがどこなのかはっきりわかりませんけど、耕地課がつかんでいるのかわかりません。実際にそうであれば、当然ながら状況を見て予算化をしなければなりません。測量設計をして予算化をしなきゃなりませんけど、それについて耕地課長のほうでつかんでいるのか、確認をさせたいと思います。

○耕地課長（小松勇二）

お答えいたします。

そのような箇所が実際はあるんですが、それは過年災ということで28年以前に壊れていたということで、そういうところの復旧については今なかなか国のほうが過年災は認めませんので、市単災を検討していかなければいけないというふうに考えているところでございます。

○１４番（渡辺利治議員）

28年の現年発生でちゃんと報告をして写真までとってあるんです。これは確か市長は全て目を通すことはできませんから、各課にお願いをするわけなんですけど、それがちゃんとあります。もうこれ以上は言いませんけれど、早急にしていただけ

ますか。

○市長（五位塚剛）

早急にするということは答弁できませんけど、現状をまず今の耕地課長の話では28年度以前の災害になっているというふうに言われておりますけれど、28年度であったら当然ながら28年度に県・国を含めて災害査定を受けるのがこれは基本であります。それ以前のものだからということで多分できなかったんだろうと思いますけど、状況は担当課がつかんでおりますので緊急性があるところ、また、市民にいろんな問題があるようなところについては今後当然ながら予算を組んで復旧は進めて考えていきたいというふうに思います。

○１４番（渡辺利治議員）

今の答弁で、課内でしっかりと執行部のほうで揉んでから対応するようにお願いします。

続きまして、今まで質問いたしましたのは災害が発生した後の対応ということでございます。全てが災害対策という形で農地・農業用施設とは限りませんよね。災害とは全てが自然災害、天災を含めて。それに対する災害予防対策は万全であるのかと市長に見解を求めておるわけですが、多分、市長のお考えの私との行き違いでこれはもう災害復旧だけと思っておられるんでしょうけど、これは災害を含めての避難とか、そういうものを含めての防災マップ、そういうのを含めての災害対策でございますので、そこらあたりの説明をお願いします。

○市長（五位塚剛）

市道、農道において災害が集中豪雨によって路肩決壊するところというのは大体同じようなところがあるようでございます。ですから、今、市道、農道によってそういうところについては二次災害を防止するために市単独で排水のところにかさ上げを支持しておりまして、それが大分されているようでございます。そのような形での二次災害を防ぐのと、また予防をしていきたいというように思います。

また、市道、農道沿いで杉を含めた流木があるところについては、災害が起こりそうなところについては事前に地権者の了解をもらって伐採をしたり、また災害が起きる、そういう危険マップについても当然ながらちゃんと準備を今しているところでございます。

基本的には、予想できない災害が発生する可能性もありますので、それはそれをとして市全体として各課一緒になってそれを進めていきたいというふうに思います。

○１４番（渡辺利治議員）

災害が発生した場合、河川、農道とかそういうのに限らず、この前所管事務調査で和歌山のほうに行ったんですけど、やはり防災マップはしっかりとなされており、

当然、曽於市においてもできておりますけど、このとき一番気になったのが避難者への呼びかけのあり方、タイミング、これが一番私なりにはちょっと気になった状況でございますけど、この呼びかけのあり方のとり方の声をどのような方向で進めておりますか。

○市長（五位塚剛）

台風とかいろんな災害が起きた場合に危険を感じた場合に公民館を中心とした避難訓練をしたり、いろんなことをこの間やっております。また、防災会議も開きましていろいろ何らかの対応をしなきゃならんということで会議を進めております。基本的な考え方について総務課長のほうから答弁をさせたいと思います。

○総務課長（今村浩次）

それでは、お答えをいたしたいと思います。

今、議員がおっしゃられましたとおり、近年非常に局地的な災害、豪雨あるいは大きな規模を伴った台風の襲来等がふえてきているというような状況にあるところでございます。これを受けまして、市といたしましても、今、見直し等も行っているところでございますが、一つ今回は土砂災害警戒区域にある避難所等の解消というのを今年度実施したしましたけれども、今後もいろいろとしていかなければいけないところでございます。

今１つ、対職員でいいますと業務継続計画というのを作成中でございます。何か大きな災害が起きたときに、それぞれの例えば保健課なり、財政課なり、時系列で30分後、１時間後どのような対応をしていくか、実際どこに電話をしてどのように対応をしていくかという、そういうところを今作成中でございますので、そういうのを作成いたしまして大規模災害に備えたいというふうに思っております。

先ほど言われました市民への周知方法でございますけれども、一つは今現在ＦＭというのがございます。２つ目にはエリアメールというところで携帯電話会社と提携をいたしまして、そこにも市のほうで避難所開設とか、避難所の解除とかそういうところをエリアメールで流すということも現在行っております。

後は、安心・安全メールというのもございますし、大きな災害が予想される場合には消防団による現地の巡回による周知等を行っているところでございます。

以上でございます。

○１４番（渡辺利治議員）

避難対策、いろいろと答えが出ておりますけど、やはりメールにつきましてはここには限度があります。それを補助的に本当に命がけでやってくれるのが地域の消防団員、あるいはまた地域の元気な方々が一番頼りになるわけですけど、しかし、自分で動ける人はまだいいです。この前の和歌山県でもありました弱い者に対して

の対応はどうしているのだろうかということを伺いましたけど、曽於市においてはどのような対応をとっておるんでしょうか。

○市長（五位塚剛）

一つは、家族を含めて自分たちの家族の中にそういう寝たきりの方々がどこにいるかというのを、やはりちゃんとしっかりとつかんでいく必要があるだろうと思っています。そのために民生委員の協力、また見周りの方々、消防団を含めていろんな体制をとっているところでございます。ただ、どんな災害が起きるかわかりませんので、その体制について、やはり随時訓練等を含めて意識の改革をしていかないと地震で建物が壊れたところに寝たきりの方が動けなかったとか、おるということも想定がされますので、そういう人的な把握というのをやっぱりネットワークで確実につかむ必要があるだろうと思っております。それは総合的にやっぱりつくっていかなくてはいかんだろうというふうに思っておりますけど、それの中心的な役割は行政の役目でありますので、引き続き努力はしていきたいというふうに思います。

○１４番（渡辺利治議員）

老老介護という言葉がありますけど、やはりいざ避難というときになりますと、非常に大変なものが、きついものが危険を伴っておりますので、そこらあたりをよく考えていかなければならない対応だと思っておりますけど、やはり皆さんとそこを周知し合ってしなければならない。

和歌山県ではカードをつくっておりました。家族全員がお互いに持つやつ、それを持っておりました。それらの例も参考にしていただければありがたいと思います。

それと、不幸にしていざ災害が発生した場合、福祉施設への受け入れをさせざるを得ない方々もいらっしゃると当然おると思いますが、そのときの体制の方法はどうなっているんでしょうか。

○市長（五位塚剛）

具体的にはいろんな例がありますけど、福祉事務所のほうで基本的には流れをつかんでおりますので答弁をさせたいと思います。

○福祉事務所長兼福祉課長（川添義一）

お答えいたします。

通常の避難所に避難して行っても支援が必要だという方々がいらっしゃいますので、福祉避難所というのを設置する形で今計画をつくっているところでございます。

また、その対象者につきましては、今、年に１回、民生委員さんを通じて調査をお願いしているんですが、ことしは通常よりも少し引き寄せて、なおかつその調査項目についても今協議をしておりまして、もう少しその支援の中身を検討しようということで考えているところでございます。

先週、先々週もそういう協議をしたところでございまして、できるだけ早く民生委員さんたちの協力を得てどういった支援が必要か、また人数についても、名簿についてはもうつくってシステム化しておりますけども、そのシステムの中身をもう少しまた検討したいというふうに考えておりまして、計画としてはあるわけですけど、計画をまだ見直して、現実にどれだけのことができるかというのを考えていく段階で今あると思っているところでございます。

以上です。

○１４番（渡辺利治議員）

あくまでも計画中でありまして、これが実行されたらまたおかしいわけですけど、本当に怖いものでございますけど、計画中の中に福祉施設のほうへ仮に行った場合、社協がするんじゃなくして、福祉施設のほうに行った場合のその方々の福祉施設の対応、それはその施設の空きベッドでするのか、市が貸与してするのか、そこらあたりはどうなります。

○福祉事務所長兼福祉課長（川添義一）

お答えいたします。

そこのところの具体的な施設との協議はまだ済んでおりませんので、お願いはしますという形での協力はお願いはしておりますが、またベッドをどうするか、そこのところをことし検討して解決していきたいと思っているところでございます。

○１４番（渡辺利治議員）

ことしに解決と今申されましたけど、災害はいつ来るかわかりません。南海トラフじゃないけど、けさ、びっくりしたでしょう。５時ちょっと前の地震。あれも震度３でしょうから。

この福祉の施設に対するベッド貸与というのが、まだ今から考えるというということなんですけど、これは福祉施設の事業所の方々は常にそれを余分に持っているわけではないですよね。これは経費ですから。そのためにはやはり市が貸与すべきであると思いますけど、こういうシステムをつくっている市があるんです。あります、これは。ですから、これをことし中にはと言わずに、もっと前倒しじゃないけどもうちょっと早めにしてもらいたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

災害が起きた場合に体育館等でどうしても避難所をしなければならない。ただ体育館では非常に寝るのが大変厳しいということで、段ボールでベッドをつくるということで、これは市と契約といいますか、協定を結びましてそれはすぐにそういう形での対応はできるようになっております。

今言われるように福祉的に体の弱い方々のベッドについてはまだ対応ができてお

りませんので、当然ながらその対応も必要になってくるだろうと思っております。

今後、どれだけの予算が必要なのか十分検討をして前向きに進めていきたいというように思います。

○１４番（渡辺利治議員）

確かに人の命は大事でございます。当然、避難されたときにそういうベッド等があれば一番安心・安全なわけです。段ボールに関しましては、これはもう健常者でありましたら誰でも使えるわけですから、これについては何も心配しておりませんけど、早い対策をお願いいたします。前向きに考えますと言われましても、これは私に対しまして逃げ言葉にしか聞こえませんので、これは絶対にしてほしいと思っております。

もう１点、災害復旧があと１件、この橋が残っているわけですけど、この橋に限らず災害復旧された町というのは本当に活気があります。この前、和歌山へ行ったときも山あいの中の道路をトラックがほとんど９割です。１割が乗用。何を意味しますかというと、やはり物流が動いている、活気があります。生きています。ですから、早い復旧を当然国、県にお願いするわけですけど、市独自でも早急な対策が望まれますので、市のほうでも十分検討するようにお願いいたします。

災害対策はこれだけです。

６次産業化について質問をいたします。

これまで２件でありますよね、答弁の中に。事業費がどんだけあってこんだけあったかわかりませんけど、今回の委員会の説明資料を見てみますと６次化で１件、産地パワーアップで１件、これは似たようなものですけど、産地パワーに関しては県の事業ですか。県農政部の所管に係る補助金交付要綱に基づいての事業であります。そしてまた、これは確実に２分の１と断言しています。ただし、６次産業におきましては２分の１以内、それも上限が１億円の85％、事業費が８億円あった場合、産地パワーは４億円が補助です。もちろん市は負担がありません。県のトンネルですよね。県支出金となっていますから。産地じゃなくして、この６次化に関しましては、要綱で見ますといろんなのが書いてあるんだけど、２分の１以内であって、さらに１億円が上限である85％、これは何か不公平を感じません。

○市長（五位塚剛）

６次化加工については、農家の方々、特に今回はお茶農家が申請されたものでございます。これは制度がいろいろありまして、国の補助事業ですから当然それの差は出てくると思いますけど、それにしてもやっぱりこの事業を受けるにはもう３年前から計画書を立てておりまして、やっと今回認定を受けるという状況でありまして、場合によってはもうそれぐらいかかるんだったらもう自己資金で簡単なやつで

やろうという方々も出てきております。それはやっぱりいろんな条件があります。市の単独事業でできるものについては、それは大きなものについては補助ができませんけど、一定のことについては支援をしたいと思いますけど、その差についてどう思うかと言われてもそれは制度上の補助事業ですので、これはやむを得ないというふうに思います。

○１４番（渡辺利治議員）

制度上の問題といたしましては、市のトップといたしまして、やはりこの狙いは一緒なんですよね。地域活性、農業発展、雇用の拡大、いろんなもので書いてあるんですけど、やはりそこは市として何らかの対策を講ずるべきであるんでしょうけど、その点は全然考えないのでしょうか。

○市長（五位塚剛）

国に対しても今までいろんな事業がありました。申請をしても全体枠が決まっておりまして、その中から振り分けをされますので、件数が申し込みが多ければ当然補助の率も少なくなってきたというのは今までもいっぱいあります。ですから、それに対して市が補塡をしなさいと言っても、それは簡単にできるものではありません。制度上の問題もありますけど、引き続きやっぱり国に対しても県に対してもやっぱり申請者にちゃんと補助ができるように引き続きそれのお願いはできるというように思います。

○１４番（渡辺利治議員）

市のこの要綱を見てみますとありますよね。施設の整備、機械導入、新規商品、４番まであるんですけど、この施設整備、機械導入、これは２分の１、そしてまた３分の１、あるいは限度額以内となります。しかし、それは上限が50万円、20万円とかいろいろあるんですけど、しかしこれすら６次産業支援のやつ、それには全然入っていませんよね。今回の支出のほうに対しましては。なぜですか。

○市長（五位塚剛）

基本的には国、県の補助事業をその事業者がお願いをしておるわけですので、その事業を市としては認定できるように一生懸命これは書類作成を含めて努力をしております。そういう意味での支援はいっぱいしております。それに対して多分億単位のお金ですから、その中に50万円上限で補助をしたほうがいいのかというと、それよりもちゃんとした補助をもらったほうがいいわけですから、だから市の補助は100万円ぐらいの事業主体の中で最高50万円の支援をして６次化加工をする、そういうための目的でありまして、そのように理解してほしいというふうに思います。

○１４番（渡辺利治議員）

何も数千万円の補助を市に出せとは言っておりません。ただ、こういう要綱があ

る以上はこれは要綱にのっとってするべきものが本当の要綱じゃないんでしょうか。何で今回だけ。金額が大きいからそこに50万円出しても焼け石に水みたいなことを言いますけど、これじゃ単なる絵に描いた餅じゃないですか。何でこういうような要綱があるんですか。これは実行して初めてこの支援事業というのは成り立つわけです。これを見て初めて計画をするときにこんな事業もあるんだということがわかれば、幾らか助かるなと、５万円であろうと10万円であろうとお金に変わりはありません。金額じゃないです。何でこれを生かさないんですか。

○市長（五位塚剛）

先ほども答弁をいたしましたように財部のお茶の組合の方々が長年の夢をかけて国の補助事業をもらってやるようになりました。当然ながら補助事業を受けるにしても自分たちの半分以上のお金をまた自分たちでつくらなきゃなりません。それでも、それで受けようということで長年の準備をされてきました。また、丸山のお茶屋さんも大麦若葉を中心とした６次加工をしたいということでの相談がありまして、この間、ずっと一緒になって市が取り組んできました。そういう意味で全体的な金額が大きいですので、それは当然ながら国、県の補助事業のほうでやりましょうということになりまして、だから市としてはそれ以外の小さな方々の６次加工には当然ながら申請があれば支援をしますけど、そういう意味では分けているところでございます。

農林振興課長のほうで経過を含めて説明をさせます。

○農林振興課長（竹田正博）

お答え申し上げます。

一般質問の通告の中では、この６次産業化の支援事業についてということでございましたので、答弁書は市単事業という形で答弁書をつくらせていただいたところでございますが、今おっしゃられる国の６次産業化事業を今回、千里食品さんが受けられることになりました。私どももこの６次産業化の事業につきましては、今、６次産業化地産地消法でこの認定を受けなければならないというのがあります。それで、千里食品さんは、ことしの２月28日にやっと認定を受けられて、そして初めてハード事業へ移行できるということになりました。約３億円を超えるハード事業でございます。当初は１億円を上限という形でございましたけれども、これは交付金事業という形になっておりますので、国のほうから指定された金額がもう決定ということになってしまいます。見込みが１億円あったものが8,500万円になってしまいました。

今言われる市の単独事業とのすみ分けでございますが、私どものほうとしましては、６次産業化の国の事業を取り入れるにはこれだけの年数がかかってしまう。し

たがって、それだけの事業費をかけないものについては、国の事業にかからない部分を市の事業で補うという形で考えておりまして、市の補助要綱という形でつくっているところでございます。

以上です。

○１４番（渡辺利治議員）

私が質問をしているのは、市がつくっている要綱が何で生かされないのか、それです。今、課長が答弁をされたのはそれにのっとってのことであって、それ以上する、しないは言えないでしょう。だから市長に聞いているんです。最終の権限が市長です。これを生かしてください。どんなお考えですか。

○市長（五位塚剛）

当然、担当課のほうでこの間の歴史の中でつくり上げた要綱であります。そのことでいろんな今までの実例の中で市に対して不満とか、いろんな要請はありませんでした。当然、この要綱というのは市民の中でいろんな６次産業化をしたいという人たちのための事業であります。当然、いろいろ今ある事業については国県の補助をたくさんもらえるわけですので、それを基本的には優先をさせるというのが考え方でありまして、その方々に市の補助を今出しなさいと言っても、それはできないことであります。

○１４番（渡辺利治議員）

これは国県事業と言いますけど、市はソフトでいろいろ後押しをしていると言われますけど、では何もできないから市はこれはノータッチというわけにはいきませんけど、やはり市がそれだけ携わってやってくれる、それは本当にありがたいことなんですけど、この要綱が生きている以上はしなきゃいけないでしょう。やったらこれをつぶせばいいんです。やらないんだったら。生きているんです、この要綱というのは。使うことはないと言われますけど、何で生きているものを使わないんですか。じゃあ、６次化産業を誰がするんですか。小さいものしか与えないんですか。だから、さっき言った金額に関係なく公平にやってください。そうじゃないんですか。絵に描いた餅は要りません。再度答弁をお願いします。

○市長（五位塚剛）

先ほどから言いますように、６次産業化をしたいという気持ちがある方は当然ながら農林振興課に相談に来られます。だから、私たちもいろんな意味で後押しをしております。当然、規模が大きな規模になればやっぱり国の補助事業、県の補助事業をもらうようにします。この事業というのは市単独の補助金でありまして、それはやっぱりそんな大きなのをかけない人たちに支援をするものでありまして、その大きな事業をする人たちにこれを充てるということは今は考えていないところでご

ざいます。

○１４番（渡辺利治議員）

小さい仕事をする方々に対しての考えを持っておられていますが、じゃあ、予算の実際額は幾ら持っておられるんですか。

振興計画の金額とは違いますから、合計は。計画に入っている数字とは違いますから。どんだけ市がそれだけ持っていますか。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

６次産業化支援事業のいわゆる当初予算での市単独事業分という考え方でいきまして、事業費は144万円、一応当初予算で計上をしているところでございます。

○１４番（渡辺利治議員）

それが当初予算で上がってまいりました。しかし、この要綱が生きている以上は、関係なく与えるべきじゃないんですか。それが公平じゃないんですか。何でやるんですか。ちゃんと決まっているでしょう、上限も割合も。何でそこで分けるんですか。それ以上の答えが多分出てこないんでしょう。さっきからオウム返しじゃないですか。繰り返しでしない、できませんで。意味がないです、この要綱の。どうなんですか。

○市長（五位塚剛）

当初予算で今144万円ほどの予算を持っておりますということで答弁がありました。当然ながら、今後市民の中からたくさんの６次加工の相談があれば、この予算を充ててまいります。それでもまだ足りなくなったら、当然同じような補助の対象で補正を組んでまいります。基本的には先ほど答弁したことと同じでございます。

○１４番（渡辺利治議員）

質疑は３回で質問は無制限です。だから144万円は今回あるけど、それをもし多く来た場合はちゃんと補正もとると言われますけど、しかしこれが生かされていかないわけです。使わないんだから。使おうとしないんだから。なぜしないんですか。

○副市長（大休寺拓夫）

お答えいたします。

この補助要綱が市単独事業の補助要綱のつくりになっておりまして、原則国県補助のないものについて、この市単独を使うというのが原則であります。そういうことで言われますけど、今回の場合は国県補助がついておりますので、それについてはちょっとダブルではできない。例えば、新規就農の２年間補助、あれも国があるものについては市は出しませんので、また一方、議員も御存じだと思いますが、福祉サイドの施設整備、そういうものもあります。そういうものについては別途補助

要綱を用意をして補助残に対して、例えば2,500万円とかそういうものは補助はしておりますので、もともと規則のつくり方が市単独でつくっておりますから該当しないということでございます。

○１４番（渡辺利治議員）

ダブルの補助はしないと、そう答えておりますけど、やはり市がこうやって独自につくっている以上は生かさなければいけないわけなんです。市民は当然それを思っているんです。それは執行部が知っているだけであって、今まで市長がその答えを出さなかったでしょう。副市長が出した。

（「何をですか」と言う者あり）

○１４番（渡辺利治議員）

今の答え。

（「さっき言いました」と言う者あり）

○１４番（渡辺利治議員）

二重に出すとは言っていません。絶対言っていません、それは。議事録を、今からテープをとりましょうか。絶対言っていません、これ。今、副市長が答えて二重に出さないんだと。でもこういうのは見直す必要があるんじゃないかと。

今、ここに私が２番目に書いてありますように見直しの必要はないのかと。さらに伺いますけど、お答えをお願いします。

○市長（五位塚剛）

先ほどから答弁をいたしますように、市民の中から、または農家の方から自分の付加価値を高めるために６次産業化をしたいという方があれば、当然我々行政のほうに相談が来られます。それで、その相談の中で市の今ある条例の中でこういう支援もできますと、また大規模になれば国、県の補助事業がありますけど、どうされますかということで計画書をとってこの間ずっとやってきております。そういう形でありますので、この要綱というのはやはり市民のための支援事業でありまして、引き続きこの形で進めていきたいというふうに思います。

○１４番（渡辺利治議員）

１回目の質問で６次産業支援の②で質問をしておりますが、その答えで必要であれば検討したいと答えております。今の答えはしないということでしょう。矛盾しませんか。何らかの形でできるはずと思います。だから、見直すものがあれば検討したいと考えております。見直すときは見直すということでしょう。全然しないというのを２回目以降は繰り返しますけど、１回目ではちゃんと答えてあります。ちゃんと書いてありますから。何でこんだけ答弁が違うんですか。説明をお願いします。

○市長（五位塚剛）

基本的には私が答弁をしたとおりでございますけど、ただ、今、担当課長も副市長も答弁をいたしましたように国県の補助事業をもらっているものについては、どうしてもその事業で進めていただきたい。それ以外の市民の中からこの事業についての見直しがあるのであれば、それは当然、まだ問題があればそれはやっていきたいというふうに思いますけど、それは国の事業をもらっている人たちにこの事業を充てるということではありません。

○１４番（渡辺利治議員）

この件につきましてはもういいです。

○議長（原田賢一郎）

渡辺議員、休憩。

○１４番（渡辺利治議員）

いいです。

○議長（原田賢一郎）

ここで、渡辺議員の一般質問を一時中止して10分間休憩いたします。

―――――・――・―――――

休憩　午前１１時０８分

再開　午前１１時１８分

―――――・――・―――――

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開き、渡辺議員の一般質問を続行いたします。

○１４番（渡辺利治議員）

一般質問の通告には、岩川小移転問題については市長並びに教育長の見解を求めておりますけど、まだないですよね。そのほうから先にしていただきたいと思います。

○市長（五位塚剛）

先ほど教育長が答弁をいたしましたけど、基本的には全く一緒でございます。

○１４番（渡辺利治議員）

両方出しておりますので、当初でお願いします。

それでは、28年４月に岩川高校の跡地問題での委員会が設置されて、その答申ももらっていると答弁されておりますが、29年２月だったか、たしか企画課審議会の中での答申書も出されておりますけど、その件についての見解を求めます。２月14日か13日か、たしかあるはずです。

28年４月で岩川高校跡地等利活用検討委員会が出されていますよね。それに対し

ての答えがどうなっているのか。そしてまたこの企画審議会のほうから答申が出ていますよね。２月14日に受け付けています。ここにちゃんと載っています。２月14日で受理していますから、私はこの２月14日で企画審議会のほうからのやつを執行部が受け取ったと思っておりますので、その中についての実施計画に対する（３）のところの小学校のところです。

○議長（原田賢一郎）

暫時休憩します。

――――――・――・――――――

休憩　午前１１時２１分

再開　午前１１時２５分

――――――・――・――――――

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○企画課長（橋口真人）

お答えいたします。

平成30年２月14日に行われました曽於市総合企画審議会からの答申の件でございます。

答申内容につきまして、岩川小学校の件でございますが、小学校あり方検討委員会事業について、統廃合ありきでなく市内小学校の現状及び課題を再考し、今後のあり方について慎重に議論を進めることとありますが、これにつきましては岩川小の件ではなくて小学校全体のあり方の件について意見が出たところでございました。

○１４番（渡辺利治議員）

審議会が審議した、それは確かに一学校でなくして曽於市にある学校、それは当然なんだけど、こういう問題が出ている以上はやはり岩川小のあり方についても当然審議されるべき、意見が出るべきであります。そうじゃないんですか、市長。

○市長（五位塚剛）

小学校のあり方については、今も議論をしております。今答弁がありましたように小学校を統合するという前提で審議はしておりません。今ある学校をやはりいろんな学校の条件がありますので、そのあたりを含めて検討はしておりますけど、今、この岩川高校跡地については岩川小学校を建設するということで最終的にはいろんな意見を聞きながら決定をいたしました。それを前提として教育長がさっき答弁をしたところでございます。

○１４番（渡辺利治議員）

いろんな審議会がありますけど、その中の答申というのは本当に尊重しなければ

ならないわけですよね。実行とは言いませんけれども、必ずこれは尊重すべきものと思っておりますが、今、市長が言われたように統合ありきとかそういうのは私も問うておりませんけど、この学校関係に関する問題であれば、当然、岩川小のことも議題となってくるわけですよね。当然ですよね、それは。それは誰が見たって同じです。だから、その中での見解はどうなんでしょうかと伺います。

○市長（五位塚剛）

総合企画審議会の中で具体的にここに岩川小学校のことについて具体的に触れられておられませんので、それは私たちにこのことについてちゃんとどうするべきということがあれば当然検討しますけど、この答申にはそのことは具体的なものについては触れられていないというふうに思っています。

○１４番（渡辺利治議員）

総合的に判断した場合は教育長、市長もですけど、これは当然考える余地すべきことなんですよね。全然問題になっていない状況であれば別ですけど、実際問題として動いているわけでしょう。ですから、こういう答申というのは尊重しなければならないというのはそこなんです。それはいいんですけど、それはそれで置きます。

この譲渡問題はこれは高校の跡地のことですけど、住民説明は実施できなかった。なぜこれはできなかったんでしょうか。

○教育長（谷口孝志）

先ほど１回目の答弁の中でも申し上げましたが、私どもも岩川高校跡地の活用につきましては平成28年の９月15日に跡地等利活用検討委員会からの答申を受けまして、県のほうともやり取りをしていったわけですが、県の意向が正式にまだ譲渡契約が整わないうちは公には余りしないでくれということだったものですから、私どももその県の意向を尊重しながら、しかし一方では県のほうでは無償譲渡するに当たっては市はどのような方向で計画を持っているのかという打診はありましたので、この答申にも基づきまして考えらえる例えば岩川小の移転、それから災害時の防災拠点の一つとしての用地活用と、そのような方向で案を示しながら内々では進めていたわけであります。ただ公にこうして岩川小学校を岩川高校跡地に移転しますということを大っぴらに言えない状況であったというのは県の意向でもあるということです。

○１４番（渡辺利治議員）

これは当然県の答えを待つのが当たり前ですよね。県の答えを待たずに先走りするわけにはいきません。

４月24日の全協の中で報告を受けました。あくる日、なぜか新聞にぱっと出ていました。その全協の中での意見はまだ住民が説明が足りない、まだ納得いかないと

いう形でしたので、まだ公表を控えてとは記憶にないんですけど、とにかく説明をしなさい、それからじゃないと、ある人の意見ではむしろ旗が上がってからでは遅いんですという意見も出ました。全協の中で。それぐらい深刻な慎重な問題なんです。これは大きな事業なんです。

その後の説明会というのはここに書いて、５月26日に説明した、あとまだあしたとあさってですか。議会にはちゃんと提案されているんです。何で間隔を置かない。住民説明がしっかりとなされてから、説明もしくは住民が納得されてからの提案が本当は最善なんです。この日曜日のＮＨＫの「西郷どん」、若い志士たちが血気盛んでやっておったところ西郷どんが命にかえて腹を割って話をしたところ納得をされたでしょう。そこまではいかんでも、やはり住民の意見、それは尊重しなければなりません。何でこうして、まだこれから先に説明もする。ただその１回、26日した。じゃあ、この状況を教えてください。

○教育委員会総務課長（外山直英）

では、４月26日に岩川小学校の保護者に対しましてＰＴＡ総会の場で説明を私のほうでさせていただきましたけれども、そのときの状況といたしましては特に大きな反対の意見ですとか、そういったことはございませんでした。

以上です。

○１４番（渡辺利治議員）

学校に出向いてＰＴＡの全員の中での説明と伺いましたけど、やはり全体の中では出せない人もいます。小分けにしなさいとは言いませんけど、学校、保護者だけが問題にかかわってくるわけじゃないでしょう。地域です。引いては、曽於市でもいいんですけど、やはり地域なんです。その意見を尊重しなければなりません。何でその後、たった１回きりで今回提案をされるんですか。

○市長（五位塚剛）

岩川高校の終了に伴って、やっぱりこの岩川高校の跡地をどのようにして地域のために生かすべきかということを我々行政、教育委員会も含めて相当議論をいたしました。ですから、まず岩川高校の跡地を住民、市民の方々にやっぱりどう生かすべきかというのを議論してもらうために学校の関係の皆さん、また公民館、商工会、青年団を含めていろんな各層の方々に代表で入っていただきまして議論をしていただきました。だから、地域の方々の代表も相当入っておりますので、一定の議論はできたというふうに思っております。その中で当然市の考え方というのをやっぱり持っていないと県のほうと交渉ができませんでしたので、検討委員会の答申として岩川高校の跡地は岩川小学校の移転と災害用の多目的な広場というのが望ましいという答申を受けましたので、これを前提として市としては前に進めたわけでござい

ます。

その後、県のほうから一定、譲渡契約ができるまでは動かないでくださいというお願いもありましたので、譲渡契約ができた段階で具体的に今学校の関係、また地元の方々にも市の考え方を今示しているところでございます。

○１４番（渡辺利治議員）

当然、県の結果を待って市は動きます。動いたんでしょう。そういう経過になっていますから。住民への説明会はたった１回きりでしょう。それで十分納得されたと考えておられるんですか。この前の議会報告会の中でもやはりそういう問題がありました。説明会というのをどのように受けとめているんですか。

○市長（五位塚剛）

市民への説明会というのは、いろんな形の方法があるだろうと思っております。私たちも議会に予算を認めていただきましたので、それを前提として岩川高校の跡地については岩川小学校を移転、改築したいということを市政説明会で説明をいたしました。今回は一般住民の方々も参加できるようにいたしました。また今後もいろんな形での説明は引き続き努力していきたいというふうに思います。

○１４番（渡辺利治議員）

課長のほうでは小学校のＰＴＡのみの説明報告ですよね。今、市長のほうは一般の方もと言われましたけど、いつ行われたんですか。

○市長（五位塚剛）

市政説明会。

○１４番（渡辺利治議員）

市政説明会はちょっとしか言わんが。あんなんで納得するか。

○市長（五位塚剛）

市政説明会でこのこともちゃんと説明をいたしました。今回は大隅のほうからもたくさんの方々から質問もありました。この学校の移転、改築の問題でも質問がありました。１回限りで全ての住民が理解できるわけではないというふうに思っております。ただ私たち市といたしましても、教育委員会といたしましても大事な大きな事業でありますので、悔いのないように今後も引き続き説明会はしていきたというふうに思います。

○１４番（渡辺利治議員）

市長のおっしゃるとおりです。大事な事業、大きな事業なんです。そのためにはやはり説明が不足したらだめなんです。住民が100％納得するとは私も申しません。今のままではまだ納得していません。皆さんは知らないでしょうけど、議員は地域の方々、それからいろいろな方々から情報を得ているんです。お願いに来ているん

です。このままじゃいかんからっち、もうちっとどげんか審議、説明をしてくれんどかいと。そのためにあしたとあさってするかもしれませんけど、それだけ深刻なんです。市民の考えというのは。これでもそのまま進めますか。

○市長（五位塚剛）

基本的には早く事業を進めないと基本的には県との約束で開校は１カ月でもおくれたりいろいろすると県に対して違約金を払わなければならないということがあります。当然、私たちは事業計画もおくれましたので、一日も早く進めるために今回の議会で予算もお願いしてあります。ですから、また今後も、今言われるように説明をしてほしいという方が個別的にあるんでしたら、言ってもらえれば教育委員会を含めて私たちが出て行っていろいろと説明をしたいと思います。いろんな形で努力はしたいと思います。

○１４番（渡辺利治議員）

説明会は大いにしてもらったほうがいいです。ただ、今、市長の答弁で違約金がどうこうと言われましたけど、その後、県の回答がおくれた、そのために事業自体がおくれたわけでしょう。県の回答を待っておくれたわけだから、それに対して何で市が責任を負わなきゃなりませんか。県の都合でおくれたわけです、答えが。それについて何で今度は市が負担しなきゃならんのですか。何でそこを強く言わないんですか。

○市長（五位塚剛）

私たちは一日も早く県と譲渡契約をお願いしたいということでずっと交渉してまいりました。ただ岩川高校は以前化学系の科がありまして、そのために県といたしましては譲渡する場合にもし土壌の問題が発生したときに、それは県としても十分対応ができないといかんということで、その関係で土壌審査をしまして、その関係がのびたためにおくれました。ただ、違約金の問題は計画どおりに事業を開始いたしますので、これが計画的に事業が終わらなかったときには違約金が発生するということになっております。ですから、一日も早く私たちは同時並行で今進めておるところでございます。

○１４番（渡辺利治議員）

同時並行で今進めていることでございましょうけど、やはり市民が納得しなければこれはいけないでしょう。今回、早急にしいてはことを仕損じるじゃないですけど、別に我々が反対、賛成、それをまだ誰も表明していないわけですけど、これに対する質問でありますから、もうちょっと市民の声を聞くことはできないんですか。

○教育長（谷口孝志）

先ほどのるる答弁しております中で、私どもの意がまだ伝わっていない部分もあ

るかもしれませんが、この岩川高校跡地等利活用検討委員会の答申書の中に、先ほど県のほうに計画を上げたその中身と同時に附帯意見がつけてありました。その中には、岩川小学校の移転に関しては地理的、歴史的観点から反対の意見もあったという意向もあります。

私どもの耳にも例えば、なぜ岩川高校跡地に移すのか、岩川小学校の今の場所にそのまま建てかえできないのかとそういう意見もあったということも入っております。私どもの耳にも入っておりますが、私どものほうでも検討した結果、岩川小学校の教育活動を停滞させることなく続けるためには、やはり校庭に仮設校舎を建てたり、あるいは工事用の車両が出入りする中では、当然学校の教育活動に幾らかのというかかなりの影響が出るわけです。それと比べたら、やはり岩川小学校跡地に移して、そしてその間、移転するまでは全く今の小学校における教育活動に変化はない、しかも伝統行事であります弥五郎どん祭りの会場としても岩川小学校の校庭は毎年大きな役割を果たしているわけですので、そういう面でも支障が出るだろう。我々としては、当然この反対意見があったということも、ここに附帯意見がついておりますので、そのことも踏まえた上で、やはり一番いいのは岩川高校跡地に移すことではないかと、そういうことで答申そのものもやはり望ましいのは小学校の移転が望ましいという判断をいただいておりますし、それに加えて例えば災害時の防災拠点の一つとしても活用をすることが望ましいというのがありましたので、当然この利活用検討委員会の委員の皆様全員がそれでいいと言われたことではないというのは十分私どもも承知した上で、各会、各層の代表者の方が集まった検討委員会でしたので、そのような判断をしながら今までのような進め方をしてきたわけであります。

ただ議員がおっしゃるように説明会については十分だとは思っておりません。したがって、機会あるごとにこういった経緯等について説明をしながら、あしたの晩、あさっての晩ありますけど、それ以降も市長も言いましたように必要があれば、やはり十分説明をして納得していただきたいというふうに考えているところであります。

○１４番（渡辺利治議員）

議会に提案された以上はどっちか答えが出るでしょう。でも、まだ納得していない。納得されていない方、賛成の方おられるでしょうけど、地域住民の中で、それをこの議会が一方的に認めましたとどんどん進めるわけですか。やはり住民サービスの面から見ると、これを次の議会におくっても別に３カ月支障はありますか。それこそここまでしましたっちゅうことでゴーサインが出るんだったらまだいいです。そこ２カ月です。県からもらって。その考えはないんでしょうか。

○市長（五位塚剛）

先ほども答弁をいたしましたように、私たちはこの間いろいろな形での議論を進めてきました。検討委員会での答申、またいろんなところでの意見も聞いております。今言われるように一部の方が反対されているということについても聞いておりますけど、その辺については私たちも誠意を持って説明を開いていきたいというふうに思います。

事業を先送りということはいろんな問題が発生しますので、この状況で進めさせていただきたいというふうに思います。

○１４番（渡辺利治議員）

現時点から岩川小の明治10年以来の学校ですよね。そこから向こうになった場合、やはり子供さん方が距離は延びたとしても縮まる人もおりますからそれはもう問いませんけど、そこの斜め前に大隅中学校がありますよね。やはり登下校に関してのいろんな危険も増すと思います。高校とは違って。やはりそこらあたりも慎重に考えていかなければならないと思います。そこらあたりちょっとどんな考えであるのか伺います。

○教育長（谷口孝志）

ただいま議員から指摘のあったことについては、私どものほうもそのことには認識しております。したがって、岩川小が岩川高校跡地に移転、開校となる場合には、また登下校の問題とか、これはまた先ほど議員がおっしゃった、いわゆる岩川小学校だけを考えるということではなくて、また包括的に子供たちの通学問題等についてはあわせて考えていく必要も出てくるのではないかというふうに考えております。もろもろの移転に伴う課題というのは当然出されると思いますので、それについては十分受けとめながら一番いい対応策というのを検討していきたいと、そのことについては現在でも話し合っているところであります。

○１４番（渡辺利治議員）

小学校に限る問題じゃない、やっぱり地域を含めての考えということでありますけど、ではもちろん弥五郎どんの歴史ある、あそこも当然考えなければなりませんけど、今答弁がありましたけど、あれは本当に重要な問題だと思っております。これは鹿児島県の三大祭りですよね。そこも十分考慮していただければならないと思っております。

今、教育長が岩川小問題だけでなくほかのものもと言われましたけど、今、大隅地域振興検討委員会というのも立ち上がっていますよね。仮称でありますけど、岩川市街地活性化検討会、これは８月ですか、立ち上がりますよね。目的は大体一緒なんです。公民館、市役所、いろいろありますけど、小学校、もちろんあそこを含

めての形。これはほとんど執行部は一緒でしょう。そうすると今度は多分委員となられる方もそこまで２つ、３つあっても変わらないと思います。これは何で一本化できずに別々にやっていくのか。私はそれが不思議なんです。一本化することによって意見も出るし、そしてまた第三者、識見、入っていないんですよね。皆さんが識見が高いからそれで十分なんでしょうけど、私が見る限りはこういう組織というのは必ずオブザーバーとして何かいますよね。そのような考えはないんでしょうか。一本化で考えていく必要。そしてまた委員の選考。

○市長（五位塚剛）

今いろんな組織の協議会をお願いいたしました。一つは市役所のあり方、支所のあり方、公民館のあり方、文化センターのあり方、いろんな問題が発生しておりますのでそれはそれとして審議をしなきゃなりません。商店街の活性化もこれは今どうしても進めなきゃならないということでメンバーはなるべく競合しないようにということで人選もいたしました。でも最終的にはやっぱり商工会の代表とかいろんな地域の公民館代表とかそういう人たちが入って来ますけど目的が違いますので、それはそれとして議論をしていただきたいと思います。統合しようという考えは今のところないところでございます。

○１４番（渡辺利治議員）

統合の意思はないと言われましたけど、目的は一緒じゃないですか。大隅のあそこを活性化しようということです。問題点は公民館、高校、市役所、いろいろ問題があるんですけど、それを踏まえた中での、委員の人数が違うと言うけど委員をもうちょっとふやしたらいいわけです。いろんな意見が出ます。限られた中での委員会じゃなくして、大きな器で委員会をつくるべきじゃないですか。

○市長（五位塚剛）

たくさんの大きな人数で議論をしたほうがいいというふうに思われるかもしれませんけど、意外とそれよりはある程度、20人を下るぐらいの人数のほうが率直な意見が出るだろうと思います。考え方の違いでしょうけど、余りにも大きくやってしまうとやっぱり議論が雑駁になってしまう可能性がありますので、今回は目的をはっきりさせてやはり曽於市の未来と役所のあり方、またいろんなことが今検討しないといけない時期に来ておりますので、また地域の商店街を含めた地域活性化ですのでそれはそれとして別にしたいというふうな思いで３町ごとにつくるようにいたしました。

以上です。

○１４番（渡辺利治議員）

３町ごとにつくるのは、これはよくわかります。自分の住んでいるところをどう

しようかと。曽於市から見れば曽於市が全体なんですけど、今においては自分の住んでいるところ、元町、そこの活性化をするのは当然なんでしょうけど、やはり私が言っているのは人数をふやしなさい、倍にしなさい、100にしなさいじゃないんです。もうちょっと考えて一体化した中での検討委員会ができないんでしょうか。いかがですか。

○市長（五位塚剛）

今始まったばかりでありますので、問題点が発生するようでしたらそのときはまた検討しなきゃならないと思いますけど、今始まったばかりでございますのでこのまま続けさせていただきたいというふうに思います。

○１４番（渡辺利治議員）

こういう議論があるからこそ８月につくられるものも一緒にしたらいいじゃないですか。まだ始まっていないんだから。だから、一本化してこういう検討委員会というのをしたほうがよっぽど効率が上がると思います。やはりその考えに変わりはないんですか。

○市長（五位塚剛）

私たち当局のほうもいろいろ検討した結果で議会にお願いをしていましたので、まだ結論が出ていませんので、当然この結論が出た後にやはりもう一つその総合的なものが必要だというふうになれば、それはまた考えるべきだと思いますけど、今は目的も違って、今ちゃんとメンバーのほうもお願いをして始まりましたのでこれで議論をさせていただきたいというふうに思います。

○１４番（渡辺利治議員）

小さい課題じゃないんです。大きな課題で取り組んでいかなきゃなりませんので、やはりそこら辺は慎重にこの検討委員会というのは立ち上げるようにお願いいたしまして私の一般質問を終わります。

○議長（原田賢一郎）

ここで昼食のため休憩いたします。午後はおおむね１時再開いたします。

―――――・――・―――――

休憩　午前１１時５１分

再開　午後　１時００分

―――――・――・―――――

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第２、上村龍生議員の発言を許可いたします。

○６番（上村龍生議員）

６番、創政会の上村龍生です。ことしも梅雨の時期となりました。台風も発生しております。これから先、大雨や台風の被害も災害も心配されるところです。先ほど渡辺議員の質問にもありましたが、私のほうからも当局におかれましては、災害警戒対策に遺漏なきように十分な警戒態勢をとっていただきたいと思います。

本日は通告に従いまして、以下の３項目についての質問を行います。

１項目め、地元の関心が高まってきている岩川小学校改築事業について。

これまで先ほど渡辺議員の一般質問や４月24日の市議会の全員協議会等で説明があったことと一部重複をしますが、本会議を通じて市民の皆様に説明をしてもらいたいとの思いで、市長、教育長に質問をいたします。

①これまでの経緯について報告してください。

②現在の進捗状況と今後の予定について示してください。

③地元住民の方々への説明会の予定を示してください。

④地域振興検討委員会との関連について示してください。

⑤地元の地域活性化との関連について市長の考えを伺います。

次に、２項目め、少子高齢化対策は本市を含め全国的に地方自治体が掲げる最大の課題でありますが、今回は高齢化に焦点を合わせて質問をいたします。

近年、急速に高齢化社会が進行し、高齢者に優しい地域づくりが叫ばれております。そこで高齢化社会に対応した施策の実施について市長への質問です。

①曽於市の高齢化率の現状と、全国、県内での位置づけを報告してください。

②高齢化率について、今後の見通しを報告してください。

③高齢化社会に対応するため、思いやりタクシー、バスについては、運行開始から13年目を迎え抜本的な路線の見直しが必要とされていますが、現状と今後の見通しを示してください。

④本年５月の小樽市における行政視察において、高齢者等の１人でごみ、資源ごみ等の搬出ができない世帯に対して、個別回収サービス事業（ふれあい収集）についての研修を受けてきました。本市の高齢化率を考えると、今後曽於市としても十分に検討していく必要があるのではないかなと感じながら帰ってきたところです。現状でのこのような取り組みに対する市長の考え、感想でも結構ですが、お聞かせください。

次に、３項目め、行政評価を用いた決算審査について。

①行政評価の内容を示してください。

②行政評価を用いた決算審査の本市の状況を報告してください。

③県内の状況を報告してください。

④行政評価では事業ごとの評価を行い、その事業について他の市町村や数値的な

平均値との比較が可能となり、事業改善・見直しの点でかなり有効であると思われます。本市での今後の取り組みについて市長の考えを示してください。

以上で、壇上から１回目の質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、上村議員の一般質問に対してお答えをしたいと思います。

質問事項の１の④、１の⑤、２と３については私が最初に答弁をいたしますが、質問事項の１の①から１の③までについては、教育長に後から答弁をさせます。

１の④地域振興検討委員会との関連について、お答えいたします。

今回の大隅地域振興検討委員会では、大隅支所、大隅中央公民館の改築等や支所機能のあり方を重点的に検討していただくことにしておりますが、これらを検討していく中で、岩川小学校跡地利用などについても協議されるものと考えております。

１の⑤地元の地域活性化との関連についてお答えをいたします。

岩川小学校改築事業と地域活性化との関連につきましては、岩川高校跡地等利活用検討委員会の答申に触れられております。岩川小学校跡地については、商店街を含め地域の活性化が図られるよう検討委員会を設置して慎重に検討していくべきであるとの答申に従いまして、今後、外部検討委員会を設置し、地域の方々の御意見を踏まえ検討してまいりたいと考えております。

２、高齢化に対応した施策の実施の①曽於市の高齢化率の現状等について、お答えいたします。

2015年の国勢調査によると、曽於市の高齢化率は37.5％となっており、高齢化率の高い順位から比較しますと、全国1,810市町村においては339番目、鹿児島県43市町村では11番目となります。

２の②曽於市の高齢化率の今後の見通しについてお答えをいたします。

2015年に実施した国勢調査をもとに、国立社会保障人口問題研究所が試算し発表した内容によりますと、曽於市の高齢化率は、2020年は41.4％、2025年は44.3％、2030年は45.4％、2035年は45.6％と予想されております。

２の③思いやりタクシー・バスの現状と今後の見通しについて、お答えいたします。

平成28年度決算における思いやりタクシー乗車人数は４万236人で、27年度に対して1,669人の減となっています。思いやりバスにつきましては、24年度から曽於高校の通学生の利用が始まったため毎年増となっていましたが、28年度の乗車人数は５万4,029人で、27年度に対して409人の減となりました。

全体では、毎年ごと減少傾向となっていることから、30年度は自治会に出向き、座談会を開催し、利用者の声を聞くとともに、思いやりタクシーの制度をわかりや

すく説明することにより、新たな利用者の増につなげたいと考えております。

２の④高齢者等のごみを搬出できない世帯に対する個別回収サービス事業の取り組みについて、お答えいたします。

高齢者等に対しましては、今後、ごみ出しや分別ができない方がふえていくのではないかと考えております。これに対しましては、一般家庭の個別回収の方法も考えられますが、人件費など多額の費用を要しますので、検討が必要であると考えております。

また、現在の取り組みといたしましては、体の不自由な方や車のない方、家族が他市町村に在住で帰って来られない方など、家の片づけなどについては、曽於市シルバー人材センターと一般廃棄物処理業務協定書を交わしまして、ごみの出し方の研修を受けた人材センターの職員が、ごみの分別作業、ごみ出しまでの業務を行っています。

なお、介護福祉課では、介護保険の地域支援事業の中の多様なサービスで10分間サービスを実施しております。この事業では、市のサポーター研修を受けた地域の方々が高齢者宅を訪問し、薬の服用の確認やごみの分別、ごみ出しなど10分間でできるちょっとした支援の取り組みを行っていますので、この事業も活用しながら高齢者の支援をしてまいりたいと思います。

３、行政評価を用いた決算審査の①行政評価の内容について、お答えいたします。

行政評価とは、行政活動の施策及び事業の目的を明確にしながら、成果目標を設定し、その活動に対して投入された予算の妥当性や成果等について、他部署等により客観的な評価を行い、その評価の結果に基づく改善を次年度以降の行政活動や予算に反映させていく仕組みですが、本市においては、事業担当課において毎年度の決算成果から次年度の事業の検討を行っており、行政評価制度は導入していないところであります。

３の②行政評価を用いた本市の決算審査の状況について、お答えいたします。

本市は、行政評価制度を導入していないため、本市の決算審査では、主要施策の成果や収入支出状況の内容など結果に基づく資料の提出及び説明となっております。

３の③県内の状況について、お答えいたします。

行政評価制度を導入している鹿児島県内の自治体は、15市４町となっておりますが、その結果を議会の決算審査資料としている団体はないところです。

３の④今後の取り組みについて、お答えいたします。

行政評価制度は、評価指標を設定し、その結果を事業担当課の評価に加えて予算担当課、振興計画担当課、行政改革担当課等が評価するとともに、外部評価も行うことで住民等からの意見を取り入れる仕組みもあり、成果の観点から真に必要な施

策であるか、改善すべき点がないかを検討する機会にもなります。

一方、評価指標の設定の難しさや評価事務の効率化、評価結果を限られた予算の中での次年度予算編成への活用など課題点もあるようですが、今後、制度を研究してまいりたいと考えております。

以下は教育長が答弁をいたします。

○教育長（谷口孝志）

上村議員の１番目の岩川小学校改築事業についての①これまでの経緯について、お答えいたします。

これまでの経緯ですが、平成28年３月に閉校した岩川高校の跡地につきまして、鹿児島県では跡地の活用策がないことを確認した上で、本市としてどのような活用ができるか検討を行ってまいりました。

平成28年７月、岩川高校跡地等利活用検討委員会が設置され、同年９月、岩川小学校移転や災害時用の多目的用地として活用することが望ましいとの答申をいただいたことから、具体的な内容について計画を進めているところです。

②現在の進捗状況と、今後の予定についてお答えいたします。

現時点では、本６月議会に基本設計・実施設計を行うための補正予算をお願いし、承認していただいた後、具体的な作業に入ることになります。

平成31年度以降、解体設計や地質調査などを行い、平成32年度に高校校舎の解体、平成32年度から33年度に改築工事を実施し、平成34年４月に小学校を開校する予定としております。

③地元住民の方々への説明会の予定について、お答えいたします。

本年４月１日付で県から無償譲渡されましたので、４月26日に岩川小学校保護者へ、５月26日に岩川校区公民館役員に説明を行いました。

今後は、住民説明会を明日６月13日と翌14日の２日間実施する予定であります。

以上です。

○６番（上村龍生議員）

それでは、２回目の質問に入りたいと思います。１項目、順番に１番のほうから質問をさせていただきます。

経緯のところでありますけども、岩川小学校改築事業につきましては、今説明をいただきました。先ほどの質問にもありましたけども、御承知のとおり、この件について地元住民からいろんな意見が出されております。そこで、これまでの経緯をもう少し詳細にちょっと質問をしたいと思いますので、よろしくお願いします。

まず、報告いただいたんですが、その検討委員会の中で意見としていろいろと出されていると思うんですが、その辺のところ、内容的なところの詳細をちょっと報

告していただけませんか。

○教育委員会総務課長（外山直英）

３回ほど委員会がございましたので、多くの意見をいただいているところですが、主なものについて御説明いたします。

まず、ある委員の方からは、このまま岩川高校跡地に関して決定していいのか、それから住民へのアンケート、地域の声を聞くことが必要ではないのかといった声があったようでございます。

また、岩川小学校の現状として、全児童のうち約半数程度が上のほうの町といいますか、桜ケ丘、あけぼの、八合原などのほうからの児童であるので、そういった通学に関しても配慮してほしいといったような意見が主だったようでございます。

以上です。

○６番（上村龍生議員）

それから、これまでの説明の中で、説明会がなかなかなされていないようなのでありますが、この検討委員会以外で地元の方なり先ほどの報告を含めて、何らかの形で説明なり、報告なり等が行われておれば、その中身ちょっと紹介をしてください。

○教育委員会総務課長（外山直英）

教育長答弁でも申しておりますけれども、４月26日が、岩川小学校のＰＴＡ総会にて説明を行っております。

また、５月26日ですが、岩川校区公民館役員の方々に対しまして説明をしたところでございます。その中ではやはり住民への説明が遅かったんではないかといったような御意見をいただいたところでございます。

以上です。

○６番（上村龍生議員）

質問のちょっと方向を変えてみたいと思います。この岩川小学校の改築工事は、先ほど来説明がありますように岩川高校跡地の曽於市への、鹿児島県から曽於市への譲渡問題と深くかかわっておる問題であります。

譲渡に向けた取り組みの中で説明あったんですが、県からの市への要請なり、市への要請というのは具体的には計画書をつくる上での譲渡へ向けた取り組みの条件なり、かれこれ取り組み等に対する指導があったのではないかと思うんですが、それのところちょっと報告をいただけませんか。

○教育委員会総務課長（外山直英）

議員おっしゃるように、県のほうからも公共用の施設に供する場合についてのみ、無償譲渡の対象となるといったような指導を受けたところでございます。

○６番（上村龍生議員）

それと、その公共の施設の用に供するというのが、とりあえず一番の大きな条件だと思うんですが、その公共の用に供する施設として、多分検討委員会の中でいろんな話が出ていると思うんですよね、小学校以外にも。ですから、どういう事案といいますか、公共施設として意見として出されているのか紹介ください。

○教育委員会総務課長（外山直英）

３回の検討委員会の中で出た意見といたしましては、大隅支所の移転または大隅中央公民館といったような意見が出たようでございます。

○６番（上村龍生議員）

そういう意見等を踏まえて、最終的に高校跡地への岩川小学校の移転が決まった理由、先ほど来答申がそうであったということであったんですけども、なぜそういうふうになったのか理由をわかれば報告をしてください。

○教育長（谷口孝志）

ただいま課長が答弁いたしましたように、例えば支所の移転とかあるいは中央公民館としての建てかえ移転と、そういう用地にもということが出たわけでありますが、先ほど来、大隅地域振興検討委員会等々ありますが、それからこの28年の９月15日付の答申書の中にも、いわゆる商店街を含め地域の活性が図れるよう小学校が移転した場合の跡地についての検討をしなさいというようなことも入っております。

そういうことで、部内で検討する中では、この支所の問題、それから岩川、大隅の中央公民館の問題等々は、今度はもうちょっと大きい角度で全体的に検討する必要があるんじゃないかと。そうした場合には、例えば支所機能と学校の施設等を絡めながらいうのはできないかという、内部検討はしたわけでありますけど、これについては全体的な岩川地域の振興という面からの別途検討委員会を立ち上げてしたほうがよかろうと。そして、結果的には岩川小学校の校舎がもう非常に老朽化していると、そういうことであれば、岩川小学校の移転候補地として検討していくのが一番いいんじゃないかということで、その上での進め方ということになったというふうに記憶しております。

○６番（上村龍生議員）

経緯について、いろいろと細かく質問をしてきたんですけども、ここでこれまでの取り組みが一般的にというか感覚的に言うと、十分であったのかというところの検証をしたいと思って質問をしたところです。

住民の先ほど来出ていますけども、意見をしっかりくみ取る努力がなされたのかなというのは、もう素直な感想なんですよね、私たちの。ですから、これまでの取り組みをやっぱり踏まえながら、もう少し時間ありますから今後の取り組みに生か

す必要があるのではないかと、これは私も渡辺議員の意見と全く同じであります。その大枠のところで市長、その辺のところいかがですか。

○市長（五位塚剛）

岩川高校跡地をどのようにして大隅地域の皆さんたちのために生かすかというのは、大きな課題であり、また岩川高校の跡地のために、また曽於市活性化のためにもつながるためにもどうにかしなくてはならないというのは、多くの市民の、また大隅の方々の声でもあるというふうに思っております。

それを前提として、検討委員会を各層の皆さんたちに参加してもらいまして、いろいろな率直な御意見を出してもらいました。最終的には岩川小学校の老朽化に伴った、どうしても新築、改造しなきゃならないという問題がありましたので、そのことも検討委員会に投げかけました。

また、先ほども出ましたように、岩川小学校のところに同じようにつくった場合に、いろんな工事用の問題、移転のプレハブの問題、いろんな問題がありました。工事費の問題もありまして、最終的にはそのことなんかもお話をいたしまして、全体としては検討委員会のほうも岩川小学校の移転・改築、また災害等が起きた場合にも、住民の避難場所を含めた多目的な広場ということで一定の答えをいただきましたので、これをもとにして私たち行政のほうも一定の予算のこともありますので、その予算の計画を十分検討して対応ができるかということと、あとは県との関係で、県が無償譲渡する理由は、公共的施設にしかできないということでありましたので、そのことをお願いして一日も早い無償譲渡を進めてお願いしておきました。

最終的には、無償譲渡の結果を得ましたので、学校側との説明会、公民館の方々の説明会、今後また地元の市民への説明会、これについては何回もまた開いていって、御協力をお願いしたいなというふうに思っております。

○６番（上村龍生議員）

地元の活性化の関連、非常に密接に関連するんですけども、この小学校移転の話やら高校跡地利用について、私は平成27年の９月議会で一般質問をしておるんですが、その中でちょっと少し振り返ってみたいと思うんですけども、内容的には当時、27年９月当時は、当時の岩川高校跡地利用計画がなかなか進んでいない状況でありまして、そのままいけば、もし何も残らない、どういうことかと言うと、高校跡地を使えない状況に追い込まれてしまうと、地元の衰退ははかり知れないものになるだろうというようなお話をいたしました。

そのために早急に岩川高校跡地の、先ほど話がありましたけども、公共施設の利用計画を策定をして、跡地の県から市への譲渡を実現する必要があるということを認識をした上で公共施設として、私はその当時質問に立ったのは、こっちの主な話

は医師会立病院の話だったんですけどね。医師会立病院等の移転問題もありますが、今もそうですが、なかなか前に進まないという状況を踏まえて、そこで岩川小学校の改築は目の前に迫っていた事案でありましたので、一つの案として岩小の移転を質問の中で取り上げてみました。

そして、移転等含めて、先ほど来、話ありますけども、医師会病院の移転を含めて岩小もし移転になれば、跡地はもともと市有地でありますので、先ほど来、話ありましたけども、その跡地の有効利用を後年度に図っていけば、まちづくり、地域おこし、地域活性化等のはかり知れない波及効果も生まれるのではないのかという趣旨で質問をした。この27年の９月議会のときであります。

そうではあります。ただし、ただ、ここでやっぱり地元の人たちの声、特に岩川小学校の卒業生、この方々のこの小学校の今の場所に対する愛着については、はかり知れないものがあります。それで私は今の状況では、この地元の人たちの理解を得られないことには、移転計画は進まないのではないかというふうに感じています。これまでの経緯や今後の展望と地元住民の方々と十分な議論を含めて深めてもらって、理解が得られることが必要不可欠、これがないと、この話は前には進まないのではないのかなというふうに私は思っております。

これを含めて、２番と３番の今後の予定もあったんですけどね、この地元の理解を深めるための方策を先ほど来、教育長、市長のほうから答弁をいただいたんですが、この地元の住民の方々の十分な理解が得られずに、このことにゴーサインを出すのは議会としても、これ、はい、わかりましたというふうには、なかなか言えないと思うんですよね。

ですから、その辺のところを十分にしっかりと計画を練っていただいて、対策を練るということが望まれると思うんですけども、市長いかがですか。

○市長（五位塚剛）

まず、岩川高校跡地の利活用検討委員会を大隅町出身の地域の代表いろんな方々に入ってもらいまして、検討していただきました。いろいろな御意見がありました。しかし最終的には、各層の方々がやはりいろんなやっぱり検討した結果、やはり岩川小学校をこちらのほうに移転改築したほうが一番いいでしょうということで、回答をいただきました。

このことについては、各層の方々ですので、かなりの市民と議論をされております。それだけではやっぱりもう不十分でありますので、私たち行政のほうも説明会の中でも説明をしておりますし、また学校のＰＴＡの方々にも特別に説明をいたしました。これでは不十分だということで、あした、あさって、地域の方々に説明をしたいと思います。いろんな疑問点、またいろんな意見が出るでしょうけど、その

意見については十分私たちもよく聞いて、一生懸命前に進むようにいきたいと思いますので、引き続き地域の皆さんの理解を得られるように、教育委員会を中心として、私たちも誠意努力していきたいというふうに思います。

○６番（上村龍生議員）

最初の理解をいただく努力、これに尽きることなんですけども、ですから、そこの取り組みを教育長の最初の渡辺議員の答弁でもありましたけども、県がゴーサインを出すまでは説明もできないと。それから４月に決定いただいてから、住民全般に対しての説明会というのは、あした、あさってが恐らく初めてだろうというところで、個人的にはそれで足りるはずがないという感触を持っているんです、私は。

ですから、もう少し、これは真剣に今まで話をされたような、説明をされたようなことを、さっき申しましたけども特に卒業生、地元の方々、もう強固に反対をされている方がおられます。そういう方々と膝を交えてしっかりと語り込んでいただいて、理解をしていただく努力をぜひしっかりとやっていただきたいと思うんですが、教育長それのところ。

○教育長（谷口孝志）

今議員のほうからもありましたが、近いところであしたの夜、それからあさっての夜、そういった説明会の場を設けておりますが、今もありましたように、卒業生ＯＢの方々が現在の岩川小学校の地に対する思い入れが強いと、これはもうどこの学校のどこのＯＢであってもそうだと思います。それぞれ自分たちの学校への思い入れが強いわけであります。

したがいまして、その皆さん方の思いも聞きながら、ただ、現状としては、今の岩川小学校を建てかえる、現在地に建てかえる上での、また非常に困難な面もあるわけですので、そこのところを十分に説明をしながら、なお仮に岩川小学校の移転がもし完了したときには、その段階で今度は皆さん方のＯＢの思いというものを受けとめながら、どのように岩川小学校の跡地を活用していくかと、そこのところにまた十分意を用いる必要があるだろうと思います。

いずれにしましても、今議員のほうからありましたように、明日、明後日の夜の説明会の場では、皆さん方からの意見をしっかりと受けとめまして、私どもが対応できるところは真剣に対応していきたいというふうに思います。

○６番（上村龍生議員）

あした、あさって、説明会が計画されておりますよね。ですから、その内容等を確認をしながら、そこで不十分であれば、また次の機会を探していただくと、つくるというようなこと。それから、しっかりとした理解ができるようにしてもらえるように努力をしていただくと。

さっきも申しましたけども、今の状況では議会としては、はい、そうですかと、簡単には言えないんですよ、私たちも。地元の人たちですから、その辺のところも考慮しながら、けしんかぎい努力をしていただきたいということを申し上げまして、次の質問に入ります。

市長も今のところよかったですよね。同じことですよね。はい。あと２番、３番と４番とまだ質問が控えていますので、私はこのところはこれで終わります。

次、大きな項目、２項目めのところです。高齢化に対応した施策の実施のところでありますが、最初の高齢化率の現状と全国県内での位置づけのところであります。この数値をぱっと、きょう聞いたんですけども、市長、これ感想というかありますかね。

○市長（五位塚剛）

高齢化につきましては、基本的にはずっとある程度の推計というのは出ておりまして、特に私たちの曽於市というのは、少子高齢化でそれがかなり急速に進んでいくのは出ておりましたので、現状としては今の状態ですので認識はしております。

○６番（上村龍生議員）

進んでいくという状況に変わりはないと思うんですけども、今後の見通しの中で、大体パーセント出ているんですが、担当課として何年度ぐらいは、この高齢者の比率ではなくて、人口が一番ふえる状況になるのか、多分どっかの時点で下降になっていくんじゃないかなと予測は立つんですが、それのところちょっと報告していただけますか。

○企画課長（橋口真人）

お答えいたします。

人口そのものが今減少傾向になっているところでございますが、65歳以上の高齢化比率でございます。2020年が１万3,917人、41.4％、これが人口としてのピークだとなっております。これは国立社会保障・人口問題研究所からの資料でございますが、人口としては2020年、これが一番大きくなっております。

○６番（上村龍生議員）

人口比率的にはだんだん上がってきているようですけども、人口としては2020年、これがピークということで、これを前提にしまして、施策のところで思いやりタクシーとバスの報告があったんですけども、これ減少傾向というのを報告いただいたんですが、これは恐らく検討されていると思うんですけども、その原因かれこれ、どのような分析をされておりますか。

○市長（五位塚剛）

思いやりタクシー・バスについては、交通対策委員会もありまして、随時報告し

ておりますが、やはり今まで思いやりタクシーを利用されている方が高齢によって亡くなられまして利用できなくなったというのは、全体の利用数の減少ということになっているようでございます。一番大きな理由はそういう状況であると思っております。

○６番（上村龍生議員）

昨年の11月に市議会議員選挙がございましたよね。そのときにいろいろと地域を回らせてもらったんですが、その中で特に思いやりバスのことで、こっちまで来てもらえんと、ないごて来てもらえんのかなという話、何件か伺ったことがあるんですよね。個別に担当課でお話をさせてもらったことはないんですが、一つには、やっぱり特にバスについて言うと、路線の問題なり、それほど感覚として実際どうかわかんないですけども、利用者に利便性というか使いやすさというか、そういうのが少し欠けている部分があるのではないのかなというのをずっと考えていたんです。

ですから、今回は高齢者に優しい施策ということで取り上げさせてもらったんですけどね、その辺のところというか、何か路線なり、路線についてまた後ほど質問するんですが、そういうことが話題になるとか話になるとかいうことはなかったですかね。

○市長（五位塚剛）

この思いやりタクシーは、旧町の末吉時代からスタートした制度でございます。合併をいたしまして財部、大隅を含めて、コースを新たに設けて自治会を中心的に回る方式をいたしました。それとコース内であれば、自由に手を挙げて、そこから乗ることもできるし、またそのコース内であれば、途中でもおりることができます。そういう方式に今変えております。

また、この間、自治会のほうから、通っていない自治会のほうにも通してもらえんですかという要請があれば十分それは検討して、陸運局に変更届を出して協議をしてもらって、そのように改善はしております。

また、この間もいろいろ要望がありまして、やっぱり利用数をふやすために、担当課のほうで自治会に出向いていろんな意見を聞こうということでなっておりますので、また、いろいろ御意見を聞かせていただければありがたいと思います。

○６番（上村龍生議員）

変更要請等があれば、今後とも聞いていくという話でありました。私、気になっていたのが、この路線等かれこれのこの変更について、決定でもいいですけども、何年かに何回か頻度とかわからないんですが、今の状況で見直しとか、そういうことは毎年するとか、何年に１回するとか、これでいくと「座談会等を今後は開いて利用者の声を聞く」となっていますが、今のところの定例的なやり方としては、ど

のような方向でやってきたのか、ちょっとそこを報告してもらえますか。

○企画課長（橋口真人）

お答えいたします。

まず、この思いやりタクシーの路線変更でございますが、毎年個人あるいは自治会等からの変更の要望はあるところでございます。これに対しまして毎年１回交通対策審議会を開きまして、変更している状況でございます。

ただ、今年度は、いわゆる来た要望ではなくて、やはり我々のほうから自治会のほうに出向いていって、もちろん乗っている方の要望は当然でございますが、余り利用されていない方、そういう方々の要望も聞いてみようということで、自治会を回っているところでございます。

基本的には路線変更につきましては、毎年要望を取りまとめまして、年度末に陸運局のほうへ申請する形になっております。

○６番（上村龍生議員）

高齢者の方々、自動車運転免許証をいずれの時点かでは返さないといけなくなる時点が来るんですけども、これも非常に難しい問題で、恐らくこれが全てではないんですけどね、思いやりタクシー、バスの関係である程度足が確保されるようであれば、あんまり危険でない状況も生まれるのかなということも、考えてはいるんです。最近テレビとか報道関係で高齢者の方々の事故も多いし、実際に親戚、身内でも高齢者になって、なかなか免許証を手放せない状況等もあります。

それともう一つは、普通に考えれば、先ほど2020年までは高齢者の人口がふえる、比率を言うとずっとまだふえていくんですけども、普通に考えると、この人口に比例して利用者の数もふえるのが普通なのかなというような感じを持っているんですけどね。だから何らかの原因があって、利用者が減っているんだろうと思うんですが、ぜひここは地域の実情、なかなか足のない方おられるのは事実であります。地域格差というか不公平感が出ないように配慮していただいて、今後の対応をしていただきたいと思っておりますが、市長、このところで何かあれば。

○市長（五位塚剛）

この思いやりタクシーにつきましては、本当にお年寄りの方々の足の確保ということで、買い物、病院、また市役所のほうに来られるときには、非常に大事な足の確保になっていると思っております。

ただ、どうしても、一日に一往復しかできないところ、また時間帯の問題、また集落でも１カ所しか通らないところ、いろいろあります。だから総合的にやっぱり担当課のほうも十分調整をしながら、この間やってまいりました。引き続き、住民が利用できやすいようなやり方を引き続き努力はしていきたいというふうに思いま

す。

○６番（上村龍生議員）

そういうところで、それも今後検討していただければと思います。

（何ごとか言う者あり）

○６番（上村龍生議員）

４番目のところです。

○議長（原田賢一郎）

休憩しますか。

○６番（上村龍生議員）

はい。

○議長（原田賢一郎）

ここで上村議員の一般質問を一時中止して、10分間休憩します。

――――――・――・――――――

休憩　午後　１時５１分

再開　午後　２時０１分

――――――・――・――――――

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き、会議を開き、上村議員の一般質問を続行いたします。

○６番（上村龍生議員）

冒頭に先ほどの質問の中で、不適切な表現がありましたので、訂正と修正、おわびを申し上げます。

質問の中で、高齢者の方の「足のない方」、「足のない人」という表現をいたしましたが、これを取り消しまして、「高齢者で交通手段のない人」に訂正をさせていただきたいと思います。大変失礼しました。

それでは、質問の２番目の④のところに入りたいと思いますが。４のところ、これは先週の金曜日の本会議で、文教厚生委員長の報告で、ふれあい収集につきましては視察に行ったというところで報告をなされたところであります。これは今すぐにどうこうという話ではありませんで、今後の課題として何らかの形で受けとめていかなくてはいけないのではないかというところで質問をしたところでありますが。

この事業を行うに当たっての課題かれこれ先ほど答弁の中でも出てきましたけども、当局のほうで、この事業といいますか、この内容について多分答弁書にもありますが、検討が必要であると考えておりますという答弁があるんですけども、何らかの話題なり検討等まではいかなくても、そういう議題ないし話題ないし、そういう話になったことがあれば、ちょっと紹介をしていただけないですか。

○市長（五位塚剛）

行政評価につきましては……

（「ごみ収集」と言う者あり）

○市長（五位塚剛）

ごみ収集。

（「はい」と言う者あり）

○市長（五位塚剛）

あ、じゃ誰か。

○市民課長（内山和浩）

それでは、話題になったというようなことですけれども、これにつきましては市民の皆様から、だんだん分別等ができなくなったというような御意見をいただいておりまして、環境係のほうと一緒になりまして、何かいい方法はないかということで、今取り組みをしているところでございます。具体的には個別回収をどのような方法でやったらいいかということについて議論をしているところでございます。

これにつきましては、廃棄物の清掃に関する法律が昭和45年にできたんですけれども、そのときに焼却処理施設とかあと埋立処分場が急速に普及をしまして、それに伴いまして都市部で個別回収をするようなシステムができ上がったところでしたけれども、その当時犬、猫、カラス等による飛散とか、そういったものがありまして、もう一つは費用の面で多額になってきたということもありまして、自治会のステーション回収を進めたら、地域で取り組みができた上に費用がかからないというような施策に変わっていきました。今度は高齢化等を理由に、高齢化するというようなこともありまして、逆に個別回収に戻っていくような形に現在なってきております。

市民課としましても、なかなかどの方向がいいのかちょっと検討しているところで、このような質問をいただきまして、いろいろ調査をしてみました。この中では、ちょっと先を超されたような気がするんですけれども、介護福祉課のほうのこの10分間サービスというので、何かありがたいなという印象を受けておりまして、この後ちょっと調査をしましたら、社会福祉協議会のほうで、ほっとサービスという事業をされているようで、こちらについても日常生活の支援をするということで、依頼者と面接をした上で支援をするかどうかを判断すると。これについては30分当たり300円の有料で会員制というようなことでございました。

こういったものがあって、私どもにはなかなか大変だというような声が届いていないというところもあるのかなというふうに思っているところです。

○６番（上村龍生議員）

何らかの形で考えておるというような話だったと思います。

ちなみに、この研修先の小樽市では、私も基本的には高齢者対策の一環として始まったのかなという思いでちょっと質問したんですけども、実際はそうではなくて、全国的に問題になったごみ屋敷ですね、高齢者の方の。あの対策で市民課、向こうでは環境部だったですかね、そちら主導で対策として全国的な流れの中で行ってきたというようなこともありました。

ですから、将来的にはしかし、どっちにしても福祉部門と連携をしながらいかなければいけない話なのだろうなということが非常に話題になって、私も質問したところでした。

それと、もう一点、志布志市のほうでちょっと市外の方と話する機会があって、偶然にこの話題になったんですけども、志布志市のほうでも取り組んでおられました。ただ、直接市が担当するのではなくて、うちも一緒ですけども外郭団体みたいな感じですが、一番やっぱり非常に困っているのが、志布志・大崎は分別、品物が非常に多いですよね、高齢者の方がなかなかそれに追いつかないと。小樽市でもそうだったんですけども、玄関先までは分別して出していただくと。部屋の中に入って職員が行くと、物がなくなったとかいろいろとトラブルが起きるから、もう絶対中には入れさせないということだったんですが。志布志のほうでも分別種目が多くて、なかなか高齢者の方がそれのところがよくできないというところで、非常に大きな壁にぶち当たっているという状況は聞いております。

ただ、これはもう先ほど来、話されていますけども、高齢化が進む、高齢者が多くなるにつけて、この問題も放置のできない問題であることは間違いがありません。ですから、今後検討するということでございますので、ぜひ先進地なりいろんなところ勉強していただいて、取り組みを強化していただきたいというふうに思っております。

最後のところ、３番目のところ、行政評価を用いた決算審査についてのところであります。これも最新のところで、ちょっとなかなか答弁書も苦労されたのではないかなと思うんですけども、ここのところでは答弁をいただいた現状のところの県内の状況のところがありましたよね。行政評価、自治体のところですね。３の③のところですが、県内の状況で県内の自治体では市が15の市、町のほうは少ないんですけどね。市のほうが結構行っているという状況だなと、私もこれ初めて、きょう聞いたんですけども、これのところ市長はどう考えられましたかね。

○市長（五位塚剛）

行政評価を用いた決算の審査ですけど、なかなかほかの市町村と比べようにも内容が違いますので、簡単にはいかないなと感じております。

また、私たち市については、目標値を決めて努力をしなさいという視点を持っております。要するに予算をいただいた以上は、その予算の効率化となぜ住民サービスを達成するための目標値ですね、これが大事であろうということで、最終的にはそのことが決算で生かされるべきだというふうに思っております。

今、曽於市がこの行政評価を導入しようとか、それはほとんどまだ議論は出ていないとこでございます。

○６番（上村龍生議員）

ありがとうございます。行政評価のところは一つの方法論でありますけども、私、去年からことしにかけまして、ＪＭ、昨年も紹介したんですけど、全国市町村の国際文化研修で自治体財政と自治体決算のちょっと研修を現在も受けておりますが、その中で財政民主主義という言葉がよく出てきております。

その中身に深く関連があるんですけども、３つの要素からありまして、１つ目が地方税や地方債。要するに住民に負担を負わせて徴収する歳入関係と、これらの使い道である歳出については、住民の了解を得なければ執行ができない。住民の了解というのが議決ということだろうと思うんですが。

その２つ目が、歳入歳出は予算という文書で議会の承認を得なければならない、現在行われていますし、３つ目の予算の結果は決算という文書で議会の承認を得なければならない。これが大きな要素なんですが、その決算においては、予算の審議を確認する。すなわち予算策定をした予算の結果はどうだったのか検証しなければいけない。その検証作業において、検証のできる資料として、この行政評価という文言が出てきたという理解をしているんです。

今質問をしている行政評価という手法を用いた決算審査というところで、現在市のほうでは取り組みをされていないというふうにお聞きしました。ただ現場で、私の知るところでは、統一した様式かれこれもないんですが、一部行政評価と思われるような評価方法をとっているところもあるというのも承知をしております。

この行政評価、先ほど内容的には説明があったところなんですけども、各自治体違うから比べるのなかなか難しいんですが。ただ、このおもしろいところは、かねて数字にできない事業、数字にできないというのは、例えば一つの事業の本来数値化できない、数字であらわれない業務。例えばいろいろあるんですけども、一つの事業に成果として１から５までランクをつけると、通知表と一緒ですけども、その結果が４なら４であった、少々よかったと、そういう項目を幾つか並べて総合点を出すわけですね。

そういうことでどういうことかと言うと、非財務数値、数字にあらわれないものを数値化をして、ほかの市町村、特に曽於市と同じレベル、同規模地方団体という

のがあると思うんですけどね。そこの団体との比較ができると、そうするとどういうかと言えば、その平均と比べて上なのか下なのか、その事業に対しての評価がこの数値でよくわかるというようなことが非常に特徴的だと言われています。

ですから、先ほど来から話がありますけども、非常に事業評価、事業に対しての見直し、検討かれこれというのが非常にわかりやすいんですよね。ただ、この答弁書にもありましたけども、最初の評価の仕方の基準とか様式づくりが非常に難しくはないんですけども、非常に面倒くさいところはあると思います。ただ１回つくれば、これ様式全部使えますから、普通の事務手続の中に事務評価までできてしまうという、１回つくれば便利なところもあるというふうにお聞きをしています。

これも今すぐにどうこうという話ではないんです。ただ今言いましたように、類似団体との比較なり、それから類似団体もありますけども、県内の自治体との比較なり、それともう一点いいなと思ったのは、曽於市内でいろいろ事業やっているじゃないですか。その事業に対して、多分ここは忙しいとか、暇とかいろいろバランスがあると思うんですよね。その中で必要な事業、余り必要でない事業というような評価もできると。それによって、これ事務の効率化にもつながってくると思うんですよね。曽於市、事務の行財政改革の一環にもなるのかなというようなことも感じて、私これ話を聞いたときに一番思ったのは、この決算審査、特に非常にわかりやすくなって事業の改善点も見つけやすくなるなというようなことを感じたところでした。

さっきも申し上げましたけど、この取り組みも今すぐにどうこうという話ではないんです。将来的にこういういい制度があるのであれば、ぜひ研究していただいて有効活用をすべきではないのかなということを感じての質問でした。市長、もう一回感想でも結構ですが、いかがですか。

○市長（五位塚剛）

行政評価のやり方について、プラス面もあるだろうというふうに思っております。すぐにはできないかもしれませんけど、せっかくですので、総務課長が何か考えを持っているかもしれませんので……。

（笑声）

○市長（五位塚剛）

総務課長に振りたいと思います。

○総務課長（今村浩次）

それでは、お答えをしたいと思います。

行政機関が行う政策の評価に関する法律というのが、平成14年ですかね、これは国のものでございますが、できているようでございます。これが各地方公共団体が

これをしなさいということはないんですけれども、国からの指針において少しは示されているというような状況であるところでございます。

今議員が言われましたとおりに、これを用いて、これをうまく活用していくと、非常に大きな効果が生まれる可能性があるというふうに思いますが、それをどのようにやっていくか、その基礎、考え方をまとめることがまず第一かなと思っておりますので、今後十分検討させていただいて、生かしていければと思うところでございます。

以上です。

○６番（上村龍生議員）

終わります。

○議長（原田賢一郎）

ここで、質問者交代のため、10分間休憩します。

――――――・――・――――――

休憩　午後　２時１８分

再開　午後　２時２７分

――――――・――・――――――

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第３、徳峰一成議員の発言を許可いたします。

○１９番（徳峰一成議員）

私は、共産党議員団を代表して、大きく５項目にわたり質問をいたします。これまで一般質問に当たりまして、事前に担当課長と２回、３回議論を重ねて、また資料もいただいたりしましたけども、先ほどの１回目の答弁書を見る限り、率直に申し上げて意に沿わないというか、まだ十分納得できない内容の答弁が中心課題でありますので、非常に残念でありますが、２回目以降、これは具体的な前向きな答弁をしていただくよう強く要請しながらの質問に入りたいと思っております。

初めに、曽於医師会立病院の充実、強化について。

①去る３月23日の本会議では、平成30年度の新年度予算について、文教厚生委員会のこれは総意です、総意として、一般会計予算については、一つは、曽於医師会立病院の建てかえ、移転についての協議が進んでいない。今後曽於市の重要な課題として重視して取り組まれたい。

そして一つは、グラウンドゴルフ場は収支計画が策定されていないため、策定されたい。

さらに一つは、地区公民館のトイレの水洗化などの改善計画が見られない。改善

計画を立て、取り組みの強化を図られたいの３項目。

そして、介護保険特別会計の予算については、社会福祉協議会に委託される地域支援事業費の4,057万4,000円の中の一般財源の941万円の被保険者負担金、市民の負担金については、これが多いために軽減の方向で、軽くする方向で見直しを検討されたいとの１項目。合わせて４項目の意見を出しました。

３月23日の本会議では、これらが承認されました。市長はこれら４項目の議会の総意を尊重されて、今後対応されるか、まず所見を求めます。

②こうした総体的な質問の上に立ち、初めに曽於医師会立病院の充実、強化について質問をいたします。

このことについては、これまで私や同僚の上村議員が一般質問で、昨年来取り上げてきた経過があります。大変大事な問題であり、改めて市の考え方や方針、方針です、方針をお聞きいたします。

③当病院の組織の現状、実態はどうであるか、医師や看護師など職員の体制について、さらに診療科並びに不足している診療科について、また利用状況等についてなど報告してください。

あわせて、近隣の自治体では、例えば霧島市立医師会医療センターの組織や人的体制、利用状況についても報告してください。

④曽於市が加入する曽於地域医療確保対策協議会の平成28、29年度の開催状況と協議内容等について報告してください。対策協議会は過去２年間、当病院の移転や建てかえのあり方について協議がされてこなかったと聞いております。４年前、数百名規模の市民が参加したシンポジウムが２回開かれて大変な熱気であり、市長も参加されております。その熱気や熱意はどこに行ったのか、なぜ協議はこの間されてこなかったのか、経過とその理由をお聞きをいたします。

次に、グラウンドゴルフ場の運営では、収支計画の策定後について。

①昨年秋オープンの新地公園内のグラウンドゴルフ場について、29年度までにかかった事業費の総額について。さらに29年度の利用状況と収入について、これらを含む管理費を報告してください。

②30年度の予算では、グラウンドゴルフ場の利用者使用料収入として１万円が計上されています。率直に言って少ない。30年度の利用状況の見通しを伺いたい。

一方、歳出では、日常の管理費のほか駐車場を広げるための用地取得費や整備費などの予算が計上されております。これらの内容と歳出の予算についても伺いたい。

③31年度以降の収支計画は策定されたでしょうか。収支計画についてお聞きいたします。

次の質問、地区公民館はトイレの水洗化など改善について。

①地区公民館のトイレの現状や実態について報告してください。

②議会の指摘を受け、今後の改善計画は策定されたでしょうかお聞きをいたします。

③関連して、市が運営する各施設や公園の水洗化の現状について、また利用される方の中には、体が不自由な高齢者が多いために、こうした方々のためのトイレの改善、さらにトイレの掃除など日常的な管理の実態について報告してください。

あわせて、これらの点で今改善すべき課題があるとするならば、これら施設や公園のトイレの改善計画についてお聞きをいたします。

次に、介護保険、地域支援事業で被保険者負担がふえているのは、軽減する方向で、軽くする方向で見直しをについて。

平成30年度の４月１日からいきいき健康センター内にある地域支援事業は、市の直営から社会福祉協議会に運営が委託されました。委託することで、国県の補助がふえて経費節減になるというのが市の一つの説明でした。ところが30年度予算を見ますと、確かに経費の節減にはなっておりますが、一方で介護保険に加入する市民、つまり被保険者の財政負担の割合はふえております。これでは被保険者の市民から見て納得できない道理のある予算の立て方とは言えません。基本的な点で改善の余地があります。市長の見解を求めます。

最後の質問、霧島ジオパークに市は主体的で積極的なかかわりをについて。特に主体的ということを強調したいと思います。

①霧島ジオパークの組織について、この数年間の予算、そして曽於市の負担金や曽於市の予算について、曽於市の独自の予算について。されにこれまでに取り組んできた事業あるいはこれまでに取り組んできた市独自の事業についてお聞きをいたします。

②霧島ジオパークは、曽於市にとってはどれほどプラス効果がありましたか、具体的にお聞きをいたします。

③一昨年７月21日付南日本新聞で大きく報道され、私たち市民にとってはほっとなニュースともなりました財部町の横市川に係る上鶴橋について。上鶴橋のジオパークとの関連や位置づけについて。また現状や課題、さらに今後の市の方針や対策についてお聞きをいたします。昨年も同僚議員の迫議員が、同じ立場での質問がありました。一歩、二歩進んだでしょうか。

最後に④今回の質問の準備に当たり、私はジオパークを生かした市の主体的で積極的なかかわりあるいは取り組みが弱かったのではないかと改めて感じております。具体的には２回目以降の質問で指摘いたしますが、曽於市としての課題や教訓、改善点をお聞きをいたします。あわせて、今後の市の主体的で積極的なかかわりにつ

いての方針をお聞きをいたします。

これで私の１回目の質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、徳峰議員の一般質問にお答えしたいと思います。

１、曽於医師会立病院の充実、強化の①、４項目の今後の対応について、お答えいたします。

平成30年３月23日の本会議で承認されました４項目の意見につきましては、議会の総意を尊重し、それぞれ対応してまいりたいと考えております。

１の②曽於医師会立病院の充実、強化の市の考え方あるいは方針について、お答えいたします。

曽於医師会立病院は、地域住民に大きな安心と医療に対する信頼をもたらし、また救急医療、高次医療の拠点としての役割を担い、曽於医療圏の拠点施設として重要だと考えております。しかしながら、医師の高齢化や医師不足、病院の老朽化等さまざまな課題があります。

市といたしましては、これまでと同様に２市１町、保健所、消防組合、医師会と連携し、今年度、曽於医師会立病院の諸課題について曽於地域医療確保対策協議会にて提案してまいりたいと思っております。

１の③当病院の組織の現状、利用状況あわせて霧島市立医師会医療センターの組織や利用状況について、お答えいたします。

曽於医師会立病院の組織について、平成29年度は15の診療科があり、常勤医師８人、非常勤医師11人、看護師93人、その他の職員94人で合計206人の体制となっております。医師の高齢化や小児科、脳神経外科等の常勤医師の不足により医療の提供が十分できていない状況です。

利用状況については、延べ人数で申しますと、外来患者３万3,445人、入院患者３万8,539人となっております。

次に、霧島市立医師会医療センターの組織や利用状況について、平成29年度は21の診療科があり、常勤医師27人、非常勤医師47人、看護師225人、その他の職員174人で合計473人の体制となっております。

利用状況については、延べ人数で申しますと、外来患者６万497人、入院患者７万7,619人となっております。

１の④協議会の開催状況と協議内容、当病院の移転や建てかえのあり方について協議されてこなかった経過とその理由について、お答えいたします。

協議会の開催につきましては、平成28年度協議会は１回、幹事会２回、平成29年度協議会１回、幹事会１回開催されております。協議内容といたしましては、平成

28年度、平成29年度ともに協議会負担金の決算及び予算、医師確保のための大学訪問が主な協議事項です。

曽於医師会立病院の移転や建てかえのあり方については、平成27年７月21日の曽於地域医療確保対策協議会で協議されていますが、医師会としての移転等を含めた基本的な方針が示されなかったことや委員のそれぞれの立場があり、その後、協議会がなされていない状況であります。

２のグラウンドゴルフ場の運営では、収支計画策定をの①29年度までの事業費総額、利用状況、収入及び管理費についてお答えいたします。

29年度までの事業費総額は１億6,704万9,000円であります。

次に利用状況でありますが、昨年度の10月から３月までの半年間で市内の利用者が１万2,895人、市外の利用者が170人の合計１万3,065人となっております。

収入は、利用料が３万1,160円となっております。

なお、管理費といたしましては、委託料、工事請負費、備品購入費等の総額が約1,188万円となっております。

２の②30年度の利用状況の見通しと管理費についてお答えいたします。

利用料１万円についてですが、市外の方の利用料60人分及び民間等団体の占用利用料１日分を見込んで予算計上しております。

30年度の利用状況の見通しにつきましては、市内利用者３万人、市外利用者500人を見込んでおります。

次に駐車場用地の土地取得費と整備費についてですが、土地取得費は1,181万8,000円、測量委託費に76万円、整備費に1,614万円1,000円、委託料等の管理費に2,068万9,000円を見込んでおります。

２の③31年度以降の収支計画についてお答えいたします。

収支計画につきましては、収入を10万円程度、歳出につきましては委託料等の管理費が年間約820万円程度となる見込みであります。

３の地区公民館はトイレの水洗化など改善計画の①地区公民館のトイレの現状や課題について、お答えをいたします。

現在、社会教育課で管理している地区公民館は、地区研修センター、地区青少年館を含め19施設あります。その中で６施設について浄化槽を設置し水洗化しておりますが、残りの13施設について水洗化できていない状況です。

13施設のうち平成19年度に６施設、平成24年度に３施設、平成25年度に１施設、簡易水洗として整備しております。

３の②今後の改善計画について、お答えいたします。

水洗化できていない13施設のうち簡易水洗の10施設については今後も現状での管

理とし、残りの３施設についてはできるだけ早く改善してまいりたいと考えております。

３の③市が運営する各施設等の水洗化の現状、清掃など管理の状況、課題、改善計画について、お答えいたします。

市が所有する施設のうち、トイレを設置している施設数は389施設であり、そのうち水洗式のトイレを設置している施設は330施設であります。

トイレの基数で申し上げますと、男子トイレの大便所、女子トイレ、住宅の兼用トイレ等の合計2,830基のうち2,544基、89.9％が水洗式となっております。

施設の管理につきましては、庁舎及び公園等につきましてはシルバー人材センターへ委託し、地区公民館につきましては、その施設の利用者が清掃等を行っております。

今後も施設利用者等からの意見を聞いて、優先度を検討しながら水洗化を実施してまいりたいと考えております。

４、介護保険、地域支援事業で被保険者負担がふえているのは見直しをの①市長の見解を聞きたいについてお答えいたします。

御指摘のとおり、第１号被保険者の負担増はできるだけ避けなければならないと考えております。

グループホーム入所費用の一部助成の増額の他に今年度から、社会福祉士など不足する専門職を配置するために地域包括支援センターの運営を委託しておりますが、その財源として第１号被保険者の保険料も充てております。

委託費の財源は、国38.5％、県19.25％、市19.25％、１号被保険者23％の負担区分となっております。

委託することによって、国・県の補助事業が活用できることから大変有利ですが、それに伴う負担も義務づけられていますので、現状では制度上の負担割合をお願いしたいと考えております。

第７期計画では、第１号被保険者の負担減につながるよう基金を全て取り崩して保険料に充てて保険料の設定をしたところであります。議員の言われることも理解できますので、可能な限り第１号被保険者の負担減につながるよう研究を進めてまいりたいと思います。

５、霧島ジオパークには、積極的なかかわりをの①霧島ジオパークの組織と過去数年間の予算、曽於市の負担金や予算、これまで取り組んだ事業、市の独自の取り組みなどについてお答えをいたします。

霧島ジオパーク推進連絡協議会は、平成20年10月に発足しており、霧島市、曽於市、都城市、小林市、えびの市、高原町の５市１町のほか鹿児島県及び宮崎県の地

域振興局、協議会構成市町の商工会議所、商工会、観光協会及び文化協会などが会員となっております。

曽於市の会員は、私と市議会議長のほか曽於市観光特産開発センター所長の３人であります。

協議会の平成29年度予算は約778万円、平成30年度予算は1,001万円であります。曽於市の負担金は、平成29年度103万5,000円、平成30年度が98万6,000円です。

これまで取り組んだ事業は、世界及び日本ジオパークの情報収集のためのジオパーク大会への参加、パンフレツトや看板の作成などであります。

５の②市にとって、どれほどプラス効果があったかについてお答えをいたします。

曽於市の霧島ジオパークのジオサイトは、桐原の滝と三連轟であります。曽於市では、観光特産開発センターがジオサイトトレッキングを開催しており、平成24年度から延べ433人の参加者がありました。トレッキングのほかジオサイトを日帰りで回るツアーなども開催しており、ツアー参加者には、市内飲食店で食事や道の駅などでお土産品の購入などにより経済的な効果があったと思われます。

５の③上鶴橋のジオパークとの関連や位置づけについてお答えいたします。

上鶴橋については、現在霧島ジオパークのジオサイトには認定されておりません。理由の１つ目は、現在霧島ジオパークのエリアは、日豊本線以北となっており、上鶴橋は今のところはエリア外であるということです。

２つ目に、上鶴橋の地質は姶良カルデラの噴出物が固まった溶結凝灰岩であり、霧島ジオパークのジオサイトとして認定される加久藤カルデラの噴出物ではないという点にあります。

今後、霧島ジオパークと桜島・錦江湾ジオパークの統合や統合後の世界ジオパークへの認定を見込み、この「上鶴橋」を曽於市にある姶良カルデラのジオサイトとして広めていきたいと考えております。

５の④課題や教訓、改善点、今後の方針についてお答えいたします。

課題や教訓といたしましては、霧島市や宮崎県の市や町に比べて、観光分野への取り組みが弱かった点が上げられると思います。経済課に配置していた商工観光係と商工ブランド推進係を独立させて、２年前に商工観光課を設立しました。

今後は商工観光課と観光特産開発センターを軸として、霧島ジオサイトや霧島にまつわる食・文化なども発信していきます。

桜島・錦江湾ジオパークとの統合も見据えて、本市は両方にまたがるエリアに位置しますので、積極的にＰＲを取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○１９番（徳峰一成議員）

時間が40分で限られておるし、５項目でありますので、かなり荒っぽい質問の論立てになろうかと思いますが、中心として質問をいたします。

まず、医師会立病院の問題でございます。先ほども申し上げましたが、５年前、４年前に数百名規模の医師会病院の問題、地域医療の問題をテーマとした数百名規模のシンポジウムが開かれましたけれども、以来、４年、５年たちましたけれども、前に進んでいないというより、むしろ全体としては、この問題は後退していると言っていいのかと、残念ながら思っております。

例えばシンポジウムでも具体的には地域医療というのが表立ったテーマでありましたけども、具体的な中身、内容としては、医師会立病院がもう既に建設、開設されてから30数年たっており老朽化もあり、また非常に医師の体制も弱い、ほかの問題などもありまして、この建てかえあるいは移転、これが提起された一つの大きな課題でありました。

また、関連いたしまして私たち議会としても、ちょうど同じくこのシンポジウムが開催される直前の平成25年の５月に文教厚生委員会が当時委員長は、同じ同僚議員の大川内議員が委員長をされておりましたけども――のもとで、医師会病院も一応研修項目の一つとして調査をいたしました。

当時の資料を見ましても、当時の医院長先生立派な写真もつくっておられるんですが、自治体として支援をお願いしたいという中に、やはりそうした答弁にもありました脳神経外科の医師の確保あるいは循環器内科の医師の確保等を含めて、自治体にお願いしたいとありました。これが前進しておりません。あるいは今後の大きな課題として、やはりこの施設の老朽化等を含めて、開設されてからもう既に５年前で30年たっております。

ですから、やはり鹿児島市内からのアクセスのいいところへの移転というのも、具体的に文書で委員会に一応要望事項として出されております。特に建てかえと移転の問題が、この間、２年間全く対策協議会でも議論されておりません。それは１回目の答弁の中にも一部理由がありました。

そこでお聞きしたいんですが、曽於市としてのこの医師会立病院に対しての今後の方針ですね、方針、方針をお聞かせ願いたいということで、私は１回目もこの通告用紙で書いたんです。方針をお聞かせ願いたいと。その点で明確な答弁が見られませんので、改めてこの医師会立病院の充実、強化、１回目の質問そのものです。このことについて市の考え方あるいは方針をお聞きいたします。

市の方針がはっきり出さなければ議会でも深みのある論議ができないし、あるいは何よりも対策協議会の中での市の主体的な立場からの問題提起含めて、議論がなされないんですよね、残念ながら。特に自治体では志布志、大崎、曽於市、３つの

自治体で構成されております。その点で市の方針もお聞かせ願いたいと考えています。きょうお聞きしたいのは一番この点なんです、医師会関係では。市の考え方お聞かせください。

○市長（五位塚剛）

市の考え方ということでありますが、私たちのこの曽於地域に２市１町としての救急医療病院、また夜間の病院として中核的な役割を果たしている医療機関だというふうに認識しております。そのため私たちも医師の確保についても課題やいろんなところに医師の確保について積極的にお願いして回っております。

今後も市民の命を守る大事な場所でありますので、存続を含めて、基本的な考え方は変わっておりません。

○１９番（徳峰一成議員）

そのことは昨年の私の一般質問、同僚議員の上村議員の同じ立場からの質問でも、同じ今の答弁がされているんですよ、それもわかっているんです。私が聞きたいのは、今前段で説明しましたように、この老朽化したことを含めての今のこの医師会病院の今後のあり方について、建てかえか移転を含むかを含めて、市はどのような基本的な方針を持っているかなんです。

持っていますか、担当のキャップの大休寺副市長、方針をお聞かせ願いたいと思っております。課長では答弁できないんですよ、これは。だから一般質問で問われているんです。方針をお持ちですか。持ってなかったら持っていないで、ここから出発しなきゃいけない。

○副市長（大休寺拓夫）

お答えいたします。

必要性について今市長が申し上げましたので、なくてはならない中核的な施設であります。

（何ごとか言う者あり）

○副市長（大休寺拓夫）

はい。市としましては、要は２市１町の関係もございますので、また医師会の考え方もあります。医師会にとって昔ほどもそういう余裕もありませんので、医師会立病院というのはまず不可能だろうということであります。そうなりますと、前段もありましたけれどもリニューアル、リフォームですね。今の曽於医師会立病院をリフォームをし、有明病院と合体をするという方法と、あるいは新たに規模を小さくして、必要なものを集約をして新病院を建てると、この２つしかないと思います。

それを各市町の考えもございますので、また位置の問題もございます。また医師会のまたいろいろ機器等もございますから、考え方としては今の病院をリフォーム

するか、新たにまた規模を小さくしてつくるか、そちらになろうかなと市としては考えております。

○１９番（徳峰一成議員）

ただいまの副市長の答弁というのは、集団的な議論されていないですね。これはやっぱり億単位、何十億単位のお金のかかる問題、そして今後末長く、私たち曽於市民にとって直接ですよ、間接だけじゃなくて。私たちは多くの方々が年齢とともに、重なるとともに、やはりお医者さんにかからなきゃいけないて、そして具体的に医師会病院にもお世話にならなきゃならないんですよ。ですから、まさに市長答弁になったように命と健康にかかわる問題なんですね。ですから、これはトップを中心として残念ながら議論されていないようですから、議論されて、それやっぱり文書でもって答弁できるような市の方針を議会にも示していただきたい。

そして、その立場でやはりこの対策協議会でも、構成団体に対して問題提起をやっていく。問題提起しなければ、はっきりいって現状は全く進まないどころか、この５年間見ても後退しっ放しでありますから、ですから、まず市の明確なしっかりした方針を出していただきたいと、ここからまた議論をとりあえず進めざるを得ないと思うんです。市の方針を一応、いつまでに立てていただけるでしょうか。

○市長（五位塚剛）

今副市長が答弁をいたしましたように、まず基本は医師会立病院です。だから医師会に加入されている病院の先生たちが基本的な考え方を示してもらわないと、市は残念ながらどうすべきかというのはなかなか前には進まないところでございます。

この間、会がありまして、私は積極的に場合によっては昭南病院の隣に曽於市の土地がありますので、もしそちらのほうに縮小した形での病院を総合病院として建てる気持ちがあれば、市としてはそういうことも提供はしますよというお話をいたしましたけど、なかなか現状の医師会の病院の先生たちは、前の今の医師会病院をつくったときのまだ負債も抱えていらっしゃるし、医師会の病院の先生たちが全体的にまとまるというのは基本でありますけど、これがなかなか前に進んでいないところであります。

それと先ほど言いました２市１町の考え方も全く考え方が違いますので、問題提起は今後やっていきたいと思います。

○１９番（徳峰一成議員）

今市長の答弁て、もう私わかりきっているんですよ。30年前、40年前と医師会をめぐる環境といいますか、全然違うんですから。あのときはだから、まだ先生方も若かったし、また元気があったというか経営的にも。ですから医師会立病院ができたんですよ。

それが旧末吉町、大隅町初めとして自治会としても要請があった、それは私は議員だった、総務委員会の議員だったですよ。一応負担金を支払ってここにしたって。環境が違うんですよね。それを前提にしなければ、今市長の言ったところでもう議論が終わっちゃいます。

ですから、それらを含めてやはり集団的な議論、第２、第３のアプローチの仕方を含めて研究が必要である。その点でいつまでにやはり議会にも報告できるような方針が出されますか、重ねてお聞きいたします。それでなければ前へ進めません。

○市長（五位塚剛）

今後、会はありますので提案はしてまいりますけど、いつまでに市の見解というのかわかりませんけど、それは日時は提案はできないところでございます。

○１９番（徳峰一成議員）

会は１年に１回しか開かれていないんですよ。せいぜい１年に２回ですよ。去年が１回、おととしが２回でしょう。これからこの間続いているんですよ、この５年間見てみたわけですね。それでいいんですかという私は提起なんですよ。これは文教厚生委員会の基本的な全員の一致した考え方です。あえて名前申し上げますけども、同僚の上村議員だけじゃなくて、この間、先ほどの委員長されていた大川内議員も同じ文厚のメンバー、それから合併後委員長されていた原田議長も文厚委員長の経験者、そして議長経験者の同僚の谷口議員を含めておられるんですよね。ですから、一定の共通の認識になっているけども、しかし議会の論議が深まっていないんですよ。ですから、それをやはり踏まえて、もっと集団的にトップの議論をして。

きょうはこれ以上議論したって前へ進まんから、改めて私や同僚議員が質問するでしょう。もっと前向きな具体的な答弁をしてください。きょうの答弁と上村議員の議事録見ても、答弁というのはきょう同じ水準なんですよ。一般論的な前向きな答弁なんだけども、抽象的なんですね。この繰り返しなんですよ。

私個人的にもちょうど去年の今、５月か６月医師会病院にも１週間入院させていただいてお世話になりました。そして、その後やはり医師が不足しているもんですから、向こうの病院の紹介でお隣の医療センター隼人にも１週間お世話になりました。医師の数含めて、もちろん利用者含めて向こうは２倍以上ですよ。全然スタッフ含めて体制が違うんですよ、同じ医師会病院であってもですね。向こうは鹿児島医師会からあるいは都市型だからでは済まないと思うんですよね、教訓点があると思うんです、学びとる。

そういった点も含めて私は研究した上で、集団で討議して市の方針を２つ、３つ持ちながら対策協議会に。１回弱かった、そしてどうしても前へ進まなかったら、じゃどうするかと。この場でしようがないのか、あるともっと市独自の思い切った

立て方をやるのか、そうしたらやはり議会へも非公式を含めて相談をされることになるかもしれません。

そうしたことを含めて、やはりスケジュールをもって、スケジュールをもって取り組んでもらいたい、そのスケジュール表が全くないんですよ、１年に１回開催の協議会以外は、これでいいのかという問題提起なんです。副市長どうですか、副市長の責任重大ですよ。

○副市長（大休寺拓夫）

この間、この医療確保対策協議会、これは事務局が志布志市、市長が会長で事務局が志布志市の保健課――あ、保健課かな。

（何ごとか言う者あり）

○副市長（大休寺拓夫）

幹事長は志布志市ということでございました、これが年１回と。途中、医療検討委員会なるものをつくって、そちらで作業部会でもむということで協議会でも決定をしましてやっていたんですが、それぞれの立場がございまして暗礁に乗り上げたというのがございます。その関係で、この会がなかなか開かれてこなかったというのはあります。

今回志布志市長さん、あと副市長、大崎町のほうも副町長かわってこられましたので、改めて曽於市の考えなりそういうものを示しながら、そこの回数を今まで１回でしたので３回以上開催できるように。また、場合によれば、副市長、副町長、担当課長入りながら、そういう協議を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○１９番（徳峰一成議員）

副市長には厳しい言い方させて申しわけないんですが、私期待しているから、力のある副市長でありますから、ただ農業公社より私は難しい問題だと思っております、この問題はですね。

ですから次の質問、私は同僚議員のときにはもっと前向きな市としての方針も出しながら答弁ができるように、やはりリーダーシップを発揮して、課長とも相談しながら、もちろんトップの市長とも相談されながら、前向きな答弁ができるように一応準備してください。具体的なことを言ったら手足を縛るから申し上げません、きょうは。それほど大事な、しかし非常に難しい問題であることはもう重々承知でありますので、もっと前向きな議論ができるように、一応方針等を含めて議論をしてください。副市長の答弁をお願いします。

○副市長（大休寺拓夫）

大変大きな大事な事業でございますので、慎重にかつまた志布志市、大崎町の意

見も聞きながら、次回いい報告ができるように、頑張っていきたいと思います。

○１９番（徳峰一成議員）

期待しております。これ皆、市民みんながやはり避けて通れない自主的な問題であろうかと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、グラウンドゴルフ場について、収支計画を立てられたいと、この収支計画というのは利用料金が少なくても、これだけの億単位のお金がかかっているし、利用者が幸いなことに、ありがたいことに今後もふえる方向でしょう。ですから大事な、曽於市にとっては五位塚市政の事業の中心の一つとして私も位置づけたいんですよ。その点でやはり収支計画を立てていくちゅうかいう基本スタイルをとっていただきたいんです。

収支計画、担当課長、３年間でもいいですから持っておられますか。たった１万円と言って私も当初予算でもうカッと来たんですよ、もう座置だから。昨年半年間でも３万円かの収入でしょう。でしょうね、これが１年間の当初予算で本格始動する１万円ですから。十分議論されていないんですよ、利用状況含めてですね。せっかくの大きな事業でありながら、座置程度の１万円て、これいかがなものかと、この立て方がですね。

岩元課長おられますか、今度なったばっかりですね、非常に意気込んでおられますので……。

（笑声）

○１９番（徳峰一成議員）

勉強の結果を過去30年、31年、32年、収支状況を報告してください。これも前もって議論をした上での本日の質問でありますから、十分準備されていると思います。

○社会教育課長（岩元　浩）

お答えいたします。

30年度による１万円でございますが、30年度当初予算計上実績といたしまして5,500円でございました。１年分といたしまして、その倍相当の１万円を計上しております。

なお、この利用につきましては、年度内補正をお願いしたいと思います。

続きまして、30年度、31年度以降の収支計画でございますが、10万円につきましては、利用者100円の500人分と占用の4,320円の10日分を計上いたしました。

なお、管理費820万……

（「ちょっと細かいことで、31年度は幾ら、32年度は収入額、支出は幾らですよでいいんです」と言う者あり）

○社会教育課長（岩元　浩）

あ、31年度以降につきましては、収入10万円、管理費820万円でございますが、これ以降につきましては、今後この収支が続く見込みということで考えております。

以上です。

○１９番（徳峰一成議員）

これもやはり課長はまた責任がないから、なられたばっかりだから、やはり市長、副市長もせっかくの大事な事業として今後育てていかなければいけないて。当初から１万円というのは議論がされなかったということでありますので、今後教訓にしていただきたいと思うんですよね。やはり10万円ということでありますので、ですね。私問題提起はそこなんですよね、やはり。

そして、２点目の質問であります。これは課長にも申し上げて同じ考え方と思うんですけども、市長なども考えていただきたいんですが、大事な事業であったら、大事な事業であったら、例えばこれは副市長も考えていただきたいと思います。このグラウンドゴルフ場関係は、財部、大隅と同じように、曽於市の場合も、末吉の場合は末吉地区の体育施設の管理費の中でも、どんぶり勘定で書いてありますよ。

そして今度30年度のこの用地取得費、駐車場のための。これは建設課のほうで一応計上されていますよね、課長そうですよね。こうやってばらばらなんですよ。これでは恐らく担当課長以外は、失礼ながらもちろん議員もそうですけども、市長、副市長でも聞かなければわからんと思うんですよ。

なぜかと言いますと、この末吉地区の体育施設になったらグラウンドゴルフのほかに体育館、ふれあい広場あるいは栄楽公園、弓道場等含めての総体で書いてありますから、清掃業務委託にしても、公園管理料の材料等についても、その中でどれだけグラウンドゴルフ場が入っているか。つまりそれらを含めて、30年度の１年間のグラウンドゴルフ場の歳出は幾らかは計算できないんですよ。これはどんなに有能な人でも聞かなければわからんですよね、課長、そうですよね。

こうしたやはり予算計上のあり方がいいのかどうかと。そう大きくない利用状況で、事業であったらもう末吉地区ということで包含して一つにまとめてもよかったんですけども、グラウンドゴルフ場をやはり一つの柱として、今後育てていきたいんだったら、収支がわかる形でのこの予算計上のあり方が大事だと思うんですね。

市長、副市長は御存じでしょう、私の言っている点がですね。ですから、これをどうするかはお任せしたいと思うんですが、岩元課長代表して答弁してください。

○社会教育課長（岩元　浩）

お答えいたします。

現在予算といたしましては、末吉地区体育施設管理費でございますが、今後財政課と協議いたしまして、新たに新地公園グラウンドゴルフ場管理費を設ける考えで

ございます。

以上でございます。

（「わかりやすい形にしてください」と言う者あり）

○１９番（徳峰一成議員）

次に、地区公民館のトイレの水洗化、これも私だけじゃなくて文厚委員会の同僚議員が、予算、決算、補正予算のたびに、この文厚関係の施設がいっぱいありますので答弁がありましたように。トイレの水洗化並びに障がい者用等のためのやはり改善等は計画的に改善計画を立てて改善されたいということで、ずっとくどいぐらい言ってきました。その中で今回出されたのが、この地区公民館のトイレの現状であります。

そして関連して市が運営する各施設、公園、これは特に社会教育課と建設課が管理する公園が、施設が多いんでありますけども、現状をお聞きして、そして先ほど市長から答弁がありました。これについて、やはりこれはこれでいいんですけども、特に障がい者の方あるいはこれら施設を利用される方が高齢の方が多いと、どうしても足腰が不自由な方々が多い。ですから水洗化だけじゃなくて、そのための台座つきあるいは障がい者用のトイレの改善を含めてのやはり改善計画が必要ではないかと。現状は非常にこの点が弱いです。

その点で先ほどの答弁もいいんですけども、まだ不十分な面が見られます。その点で今後改善をしていただきたいと思っております。一気にもちろんできないために、議会も私も改善計画を立てて、計画的に一応していただきたいという委員会での意見だったんです。その点で市長答弁をお願いいたします。

○市長（五位塚剛）

市の施設につきましては、私も随時調査をしております。やはり今和風便器から洋式化というのが非常に希望が多いところでありますので、随時それは計画して進めてきております。

また、地区の公民館につきましては、具体的に要望があったところについては、必ず現地調査をしております。ですから緊急性のあるところを含めて、随時これも計画していきますけど、一気にはできませんけど、年次的にちゃんとやっていきたいと思います。

○１９番（徳峰一成議員）

障がい者関係含めて改善していきたいという確認の答弁でありました。具体的に担当課長にお聞きしますけども、先ほどの１回目の答弁書の中、30年度以降についても改善計画が出されましたけども、それについてはそれで年間どれだけの予算を伴うかは試算された上での改善計画なんでしょうか。

当然先ほど市長答弁あったようにお金がかかります。ですから、それは予算措置されていますか、それが第１点。もう関連してされていると思うんですけども、２点目はそれをすぐ総合振興計画に入れなければいけないですよね。本当だったら３月議会での委員長報告だから、先日の全員協議会間に合う形でのこの過疎計画含めてやっぱり計画に入れてほしかったんですけども、これが入っていない。これはいつの時点で、総合振興計画、過疎計画に入れますか。予算の面と２つお答えください。

○社会教育課長（岩元　浩）

お答えします。

現在予算については、計上をしていないところでございます。

（「だからですよ。総合振興計画はいつ入れますか。それと改善計画は財源は検討された上での先ほどの答弁なんですか」と言う者あり）

○社会教育課長（岩元　浩）

３施設につきましては、地元に委託ということもございまして、まず地元と協議、調整いたしまして、予算のこともございますので、今後財政課と協議をしながら進めていきたいと思います。

予算につきましては、31年度事項になると思います。

以上でございます。

○１９番（徳峰一成議員）

これもキャップは、副市長は大休寺さんですかね。副市長はどなたですか、教育委員長ですか。この地区公民館に当たるのは、岩元課長の上司は教育長になるわけですか。

（何ごとか言う者あり）

○１９番（徳峰一成議員）

教育長にお聞きしてもちょっとあれですね。

（笑声）

○１９番（徳峰一成議員）

じゃ、もう教育長答弁よろしいですので、課長わかりますね、私の質問ですね。やはり予算を伴うから収支計画というか改善計画先ほど答弁があったのは、市長のほうで一応評価いたしますけども、じゃ、どれぐらいお金がかかるかというのは、一応検討された上での改善計画だったわけでしょう。そこまでしていないんですか、予算については。

○社会教育課長（岩元　浩）

予算につきましては、まず水洗化に伴う予算でございますが、建物等トイレの状

況によりますけれども100万円、簡易水洗につきましては同じく20万円程度を考えております。

以上です。

○１９番（徳峰一成議員）

きょう間に合いませんので、やっぱり文書でこれも文厚委員会に報告してください。文書ですね。何年度に何カ所どこどこて、これに幾らかかりますと。そして何年度はどことどこて、そして幾らかかる。それは当然総合振興計画に入れなければいけないでしょう。だから、それをいつ入れますかというのをきょう聞きたかったんですよ。そこまでいっていないから、今後お願いしたいと思います。

次の質問に移ります。

○議長（原田賢一郎）

徳峰議員、休憩しましょう。

○１９番（徳峰一成議員）

休憩。はい。

○議長（原田賢一郎）

ここで、徳峰議員の一般質問を一時中止して、10分間休憩いたします。

―――――・――・―――――

休憩　午後　３時２０分

再開　午後　３時２９分

―――――・――・―――――

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き、会議を開き、徳峰議員の一般質問を続行いたします。

○１９番（徳峰一成議員）

４番目の質問、介護保険の地域支援事業で被保険者負担がふえているのは見直しを、ここまでが去る３月議会の文教委員長の意見でございました。

それで、これがどういった内容であるかの前に、個人的に私は、介護保険というのは年々、その役割、重要度が、曽於市にとっても、議会にとっても、何よりも市民全体にとって非常に財政的にも大きくなっております。

御承知のように、平成30年度、本年度から介護保険の１年間の予算が国民健康保険とちょうど肩を並べました。年間54億円ですよ、54億円。来年度からはもう間違いなく国民健康保険より大きくなるでしょう、介護保険の予算額はですね。

そうした中で、基本的には、予算は、40歳以上の方々はみんな、給料から引かれたり、あるいは払ったりしておりますけれども、65歳以上の方々の介護保険がそんな状況なんですね。その中で、本年度から介護保険料が曽於市でも値上げがされま

した。

そして、介護保険をめぐる予算の内容も、どんどんいろんな意味で変わっております、よくも悪くも。その中の一つが新地公園内の生きいき健康センターの中にあった、いわゆる包括事業の中の地域支援事業、これは曽於市が直営でやっておりました。市の職員が７名以上、正規職員だけでも常駐いたしまして、そして対応しておりましたけれども、本年度から、これを社会福祉協議会に一応委託いたしました、一部職員が残っておりますけれども。その理由が、先ほど申し上げたように、これまでも国・県の補助はあったんですけれども、例えば、昨年の場合も、地域支援事業には約1,000万円の補助がありました、国と県が。しかし、委託をすることによってこれがふえると。ふえるということは、結果的に市の持ち出しが少なくなるわけでありますから、そういった理由で委託になりました。このこと自体は、特に議会でも大きな異論はございませんでした。反対はありませんでした。

予算がどうなったかといいますと、事業料が若干ふえたこともありまして、地域支援センターの29年度、昨年度は約6,500万円の予算でありました、人件費を含めて6,500万円。これが30年度は8,500万円にふえました。約1.3倍、事業料が人件費を含めてふえました。それがふえたために、国・県の補助も1,000万円から2.3倍の2,300万円にふえました。これは市から説明があったとおりであります。議会の中でもあったとおり。ここまではよかった。

しかし、予算を見たら、一般財源、市の持ち出し以上に、私たち市民、つまり、65歳以上の被保険者の負担がべらぼうに高くなっているんですよ、べらぼうに比率が。どれだけ高くなっているかというと、これは前もって担当課長にも計算してもらった間違いのない数字であるんですけれども、市の負担は、29年度と比べると、30年度は7.7%ふえておりますよ、持ち出しで7.7%。しかし、65歳以上の介護保険の被保険者の負担の増加、金額はそうでもないんだけど、負担の割合は117%ふえているんですよ。市も7.7%中、15倍ふえているんですよ、15倍比率が。それをふやしたまま予算に出していると。そして、予算後も、課長の説明では、どうしても国・県の補助をもらうとこうならざるを得ないという説明が、これまでの通告要旨を出してからの説明なんですね。

私は、介護保険に限らず、これでいいのかということを市長や副市長にも問いたいんですよ、もちろん課長はそうですけれども。私たち議員はもちろん、市民の代表、市民の目線で常に物事を見ながら、先ほど、お二人の午前中の同僚議員も厳しい質問をされました。市民の目線です。いみじくも、市長も１回目の渡辺議員の答弁の中で、市民の目線という言葉を使われました。これは大事ですよ。立場は違っても、提案する側とチェックする立場、市民の目線。しかし、今私が申し上げた介

護保険のあり方、市民の目線に立っていないでしょう、7.7％と117％ふえているんだから。国・県の補助があったら、ここをどうしてもいじることができなかったら、介護保険特別会計予算の54億円の中でどこかを修正しながら、被保険者の負担を軽くするというか。特別会計だから、これは。介護保険の場合は、国保と違って、一般会計での独自の補塡措置は全然ないですので、もろもろを考えた場合は。これが本当に市民の目線に立つ予算の運営方じゃないかと私は思っております。このことをくどくどと私は前もって担当課長にも申し上げました。しかし、残念ながら、１回目の答弁書を見る限り、それに沿っていないですね、残念ながら。どれだけ市民の目線が理解できたのかどうかですね。

これは本年度終わりじゃないから。31年度以降も続きます。そして、31年度以降はますます、委託された社会福祉協議会の事業は、内容的にも予算的にもふえます。課長、そうですよね。大休寺副市長、そうですよね。この委託事業はふえるでしょう、今後ともですね。ですから、やはり30年度、初年度が大事だ、出足が。ですから、私が申し上げたいのは、ふえた分は、被保険者も負担をふやすというのは、これはいたし方ないんですよ。だけど、一般財源との負担の割合と同じような大体ほぼ負担割合でふやしていただきたいと、その１点に尽きます。その点も研究して、そして、少なくとも、始まっておりますので、30年度中にこれの答えを予算上で出してください。ここの答弁を明確にしていただきたいんですよ。恐らくできるでしょう、どなたもですね。無理なことは言っていないから。だから、課長でも、市長でも、副市長でもいいですので、答弁してください。もうこれ以上は、本日は質問いたしませんので、課題として一応投げかけます。本年度中に、だから、見直しをしてください。

○副市長（大休寺拓夫）

お答えいたします。

その前に、最初の御説明で、介護保険と国保が同額ほど大きくなったと言われましたけれども、介護自体は0.6％の伸びですので、要は、国保特会のほうが県の広域化になりまして納付金が減った関係で大体介護保険と同じ額になったと、そういうことですので。

この問題につきましては、地域支援事業というのが国の対象事業になっておりますので、これについては全て、国・県・市、あと介護被保険者、割合がもう国で決まっておりますから、ここはまずいじれないという問題があります。

ただ、総務費とかそういうところについては市のお金を入れておりますので、ここはもう補助は係りませんから、そこはできます。

地域支援事業につきましては、ことしのことを申し上げますと、平成30年度の当

初で国が、地域支援事業にかかわる事業ですね、地域支援事業をするためには、地域支援事業費だけではなくて、そこにかかわる人件費が係っておりますから、介護職員、要は介護福祉課にいる正規職員ですね、この分もかかわっておりますので、それを申し上げますと、国が1,500万円、県が780万円、市が１億1,000万円、あと介護保険料から940万円、この940万円ということを言われているわけですが、ここを昨年度、平成29年度の当初で申し上げますと、国が730万円、県が360万円、市が１億400万円、保険料で450万円というのを出しております。この差を見ますと、30年度と29年度の差額だけ単純に申し上げれば、地域支援事業にかかわる国が820万円の増、県が410万円の増、市が670万円の増、あと介護保険料に響いたのが490万円ほどということになります。これは、要は包括支援センターを、今までのやり方が経過措置でございまして、保健師５人を入れながら３職種、社会福祉士、あと主任ケアマネジャー、あと保健師ということで、これを３人ずつの９名配置しないといけないところを、一応経過措置ということで特段認めていただいてやってきておりましたけれども、原則どおりやりなさいということで、国・県からも指導がありました関係で、ここの人をふやさないといけないということがございました。そういうことで、保健師のほうは５名のうち３名を返しました。あと、事務も２人返しまして、そのかわりに、社協の雇用による社会福祉士３名、主任ケア３名、あと保健師１名、事務１名、そういう人員といたしましたので、相当な充実が図られたと思います。そういう関係で負担割合が保険料にも響いたということでございまして、決して900万円が単純にふえたという意味ではございません。御理解のほうよろしくお願いします。

○１９番（徳峰一成議員）

済いません、時間がもったいないな。さっきの答弁をしてくださいよ。30年度に研究の結果を見直ししてくださいということ。研究に対してはどうなの。あと、やり方はもう任せますよ。

○副市長（大休寺拓夫）

地域包括支援センター自体はもう民間委託を始めましたので、これはまた、例えばの話、市の職員を入れるとなれば、また去年の元に返りますけれども、そういうわけにもいきませんので、スタッフの関係がありまして、ここは国の負担割合でいくしかないというのが現状でございます。

○１９番（徳峰一成議員）

一般予算として見直してくださいと言っているんですよ。

課長、今の意見、議論が副市長のところに伝わっていないですよ。私は、介護保険のほうの総体予算として見直しをするようにと。包括支援センターだけをいじく

ったってもう結論は出ないからと。物事の中心点をしっかり伝えてください。もうこれ以上は答弁しない。時間がもったいない。もう答弁はよろしい。

ただ、30年度中には見直してください、これはですね。委員会の全体の総意でありますので。

最後に、ジオパークについて質問いたします。

４点ほど質問を予定しておりましたけれども、時間の関係で３点に絞ります。

まず第１点、その前に、30年度、29年度、28年度のジオパークに関連する曽於市独自の予算、負担金じゃなくて、説明してください。これが欠けている、１回目の答弁で。独自の予算は幾らですか。

○商工観光課長（荒武圭一）

お答えいたします。

独自の予算といいますのは、ジオパーク推進協議会に対する負担金だけを支出しておりましたので、１回目の答弁の金額が独自の予算となっております。

以上です。

○１９番（徳峰一成議員）

市長、副市長にはよく考えていただきたいんですよ。市独自の予算が１円もないんですよ。1,000円もないの、毎年ですね。ですから、私が冒頭で申し上げたように、壇上で、主体的な取り組み方をしていただきたいと、申し上げたのはそこなんですよ。独自の予算を立てなければ、独自の施策は生まれないですよ。負担金の中の事業しかないから。だから、観光事業と一体となってという、それを全否定するわけではないけれども、答弁にならざるを得ないんですよ、不十分な形で。これはもうジオパークに関心のある方、傍聴者の方々からすると、納得できないですよ。だから、来年度からは独自の予算を含めて考えてください。まず、ここから始めましょう。はい、答弁をお願いします。

○市長（五位塚剛）

霧島ジオパークにつきましては、１回目に答弁いたしましたように、全体でいろいろ活動を決めまして、それに伴って負担金を払っております。その中でいろいろ事業を進めてきましたので、市で独自の予算というのは持っておりませんでした。

ただ、ジオパークについては、なかなかまだ今後、桜島との関係もありまして非常に流動的であります。

上鶴橋につきましては、市の独自でこれは守るべきだというふうに思っております。そのための、今、隣地の土地の所有者に相談して、市が購入するか、市が借りるか、また、観光ができるように整備をしなさいということで今指示をしているところでございます。

○１９番（徳峰一成議員）

私は、ジオパークについては、これを生かすためには市独自の取り組みが必要じゃないかと思っております。私だけじゃないと思うんですが、そのためには予算が必要なんですよ、金額はともあれ。だから、独自に予算を組まなければ、独自の施策はできんですよ、今の世の中。だから、中身はともあれ、独自の予算を立てていただきたい、これは単純な質問です。答弁をしてください。

○市長（五位塚剛）

市の独自の予算をしなさいということでありますけど、市の独自の活動をするということをまだ決めておりませんので、それは今後検討させていただきたいと思います。

○１９番（徳峰一成議員）

もうジオパークが始まってから、さっき言ったように、９年たっているんですよ。もうこのことを今議論するのが情けないですよね。今の市長答弁ですね。

もう次に行きましょう。質問の２点目、ジオパークは、一般の市民には理解が、あるいは認識がほとんどございません。ありません。つまり、その内容がわかっておりません。そのためには、市が独自の予算を立てながら取り組まなければいけないと思っております。もう先ほどの答弁ですから、独自の予算がないと、これも取り組まれんでしょう。

第３点目、10年近くたつジオパークでありますが、曽於市にはジオパークを、今言ったように、普及するための養成講座も開かれてありません。あれは独自の認定制度的な取り組みをされておりません。これらを含めて、このままじゃ広がらないと思いますよ。どなたでもいいから答弁してください。これもやっぱり予算が必要ですよ、金額はそう大きくなくても。何もが予算ですよ、全て。

○市長（五位塚剛）

だから、予算を立てるためには、何をするかということが、市の独自で何をするかというのが決まっておりません。ですから、今までは、ジオパークの組織に加わって、一緒になった負担金の中で看板を立てたりとか、いろんなことはしていただいた。また、研修もその中で行っていきました。だから、今後、曽於市として独自のジオパークの活動がどのようにできるかというのは、これは検討してまいりますけど、予算を今、いつどうするかというのは、まだ検討しておりませんので、今後の課題とさせていただきたいと思います。

○１９番（徳峰一成議員）

課長とはかなり議論しました、今の繰り返しでありますけれども。ちょっと厳しい言い方だけれども、この間、ジオパークとして市民に目がつくのは看板ぐらいで

すよ。看板ぐらいですよね。私たち一般市民が目につくのはですね。何のこっちゃろうかいとぐらいしか思わんですよ、ジオパークといっても。片仮名だからですうね。ジオパークを説明するきょうは残念ながら時間がありませんので省きますけれども、ですから、独自の予算を立てながら、負担金だけじゃなくて。負担金というのはもう負担金でありますから、それ以外の使い道はございませんので。できませんので。一つは、市民への理解を広げるためのあり方を含めてが一つ、それから、２つ目は、何よりもそのための人の養成、ジオパークガイドを含めたですね。あれは、できたら、独自の認定制度も必要となるかもしれません、独自の。曽於市独自のですね。ということを含めて、そうした関心のある方々の養成のための取り組み、ほかにもありますけれども、これらはもう本当に必要ですよ。これも時間がないからあれですが、上鶴橋にしても、今後の取り組みにしても関連性がありますので、引っ張っているんですから。課長、どう考えますか。答弁してください。

○商工観光課長（荒武圭一）

お答えいたします。

ジオパークにつきましては、今まで事務局であります霧島市を中心で動いていたというところも確かに否めないというふうに思います。

ただ、最近は、トレッキングツアーといいまして、都城市と曽於市と連携したツアーを組みまして、その中では専門のガイドがおりまして、溝ノ口洞穴であったり、桐原の滝であったり、その成り立ちについて、「ジオ」という言葉を使っているかどうかはわかりませんけれども、今、ガイドの中でそうやって説明をしているところでございます。

今、１回目の質問で答弁しましたけれども、今の霧島ジオサイトのエリアが日豊本線、吉都線、肥薩線をくくるエリア内となっておりますが、今後、このエリアを市町村境、そして、桜島・錦江湾と統合した暁には、その両方が重なる曽於市ということになってまいりますので、私どもとしては、今後、上鶴橋のような、溝ノ口洞穴のような、ジオサイトに匹敵するようなものがないか、今後も調査を続けていきながら、ＰＲをしていきたいというふうに思います。

人材の育成といたしましては、独自の……

○１９番（徳峰一成議員）

いつからするんですか。予算がないわけだから。

○商工観光課長（荒武圭一）

予算が今のところはありませんので。

○１９番（徳峰一成議員）

ここの区分を議論する場じゃないから、議会は。具体的な議論だから、いつから

やって、いつの予算措置と、ちゃんと答弁しながらせにゃいかんとよ。あくまでも、ゼロの計上での答弁ですから。

○商工観光課長（荒武圭一）

また予算については市長と協議してから決めたいと思います。

○１９番（徳峰一成議員）

だから、いつから。

○商工観光課長（荒武圭一）

来年度に検討をしたいと思いますけれども、まだ私のほうでは、はっきりとはお答えできないところです。

以上です。

○１９番（徳峰一成議員）

だから、市長、副市長、残念ながら、こういった議論にならざるを得ないんですよ、予算がないからですね。予算が幾らかでももろもろの事業にあったら、予算増額を含めてということで議論が成り立つんだけれども、予算がゼロなんだから。だから、残念ながら、きょうはこういったことにならざるを得ないんですよ。だから、早急に、予算措置を含めて必要ならばという答弁があったら、それを踏まえてもっと私もやる気があったんですけどね、質問に。

じゃあ、もう話の角度を変えまして、そのために、これも課長には再三申し上げているんだけれども、霧島を中心とした対策協議会におんぶにだっこの形でのこの間の曽於市のかかわりでございました。かかわること自体は非常に重要なんですけれども、その点、私は、今後の課題としては――重要な課題、これは――曽於市独自の関心のある市民の方々の何名かにも参加してもらって、曽於市独自のジオパークの対策協議会を設置する気はないかと。ここでまず議論をするというか。そして、ジオパークの人材の養成を含めて、あるいは、宣伝のあり方、観光のあり方を含めて議論していくと、どうしてもこの組織は立ち上げるべきだと思います。どんどん積極的な議論が出ると思うんですよ。その点で市長の答弁をお願いしたいと思います。

○市長（五位塚剛）

この問題につきましては、曽於市の場合は、メセナ末吉の配下にあります観光開発センターが中心となっていろんな取り組みをしていただいております。その中に市の予算も出しております。その中でもいろんなことができるだろうと思っております。それと同時に、今、ジオに関心のある方々がいらっしゃれば、その方々を今後どういうふうに育てていくかというのはまた今後の課題でありますので、ぜひこれは検討させていただきたいと思います。

○１９番（徳峰一成議員）

個人的な意見としては、これは課長に申し上げたいのは、観光は観光、ジオパークは観光が全てじゃないですから、観光も一つでありますけれども、だから、独自の組織を立ち上げるべきですよ。便宜的な組織の運営のあり方では、継続的な本当の意味での発展は私はないと思いますね。観光関係とダブること、連携プレーをとることが非常に大事です。だけど、目的が全く同じじゃないから、独自の組織を立ち上げて、そこで発展させるというやり方が組織のあり方の基本じゃないかと個人的には思っております。十分そのことを含めて検討してください。

次に、上鶴橋ですね。これが進んでおりません。これは、結果がどうであれ、上鶴橋の位置づけや評価が今後どうなるかは関係なく、ジオパークとの関連で大事な橋であります。ですから、これは早急に何らかの措置をとるべきではないかと。昨年も同じ質問を同僚の迫議員がされたんですけど、進んでいないんですよ。本当は本年度の予算に、あるいは、少なくとも総合振興計画にこれは一定入れるべきであったと思っております。

例えば、これは担当課からいただいた、これにタッチされている鹿大の名誉教授の大木先生の論文の最後の中でも、上鶴橋については貴重な自然遺産であると。また、もう一つ、貴重な文化財であるともいえると。だから、これはもう学ぶ教材としても長く保存していただきたい。そのためにも、一方で、現状のままでは車の振動で、いずれシラスのアーチは崩れ落ちると考えられると。新たな橋を近くに建設する、あるいは、車を迂回させてこの貴重なシラスの天然アーチを保存することが望まれますということであるんですよ。これがまだ現在は白紙の状態なんですよ。予算以前の問題として、まだ計画にも、総合振興計画にも俎上に出されていないんですね。これはもう速やかに早急に俎上にのせていただきたいと思っております。これは、もうジオパークとは関係なく、この保存問題は専門家もこう言っているわけでありますので、ですから、これはしていただきたい。市長の答弁をしてください。

○市長（五位塚剛）

上鶴橋の発見は、地元の方に見つけていただきました。非常に貴重な財産だというふうに認識しております。そのために、一応、教育委員会のほうに、これを保存するために、今、内部検討を含めて指示をしてあります。それと、道路の改良工事が今後始まりますので、上鶴橋が崩壊しないような工事をしなきゃなりません。そのことも含めて検討は十分していきたいというふうに思います。

○１９番（徳峰一成議員）

大体いつからをめどにされているんですか。

○市長（五位塚剛）

まだ、指示はしてありますけど、ことしじゅうには具体的な手だてをしていきたいというふうに思います。

○１９番（徳峰一成議員）

課長、いっぱい問題提起がありがたいことにありました。やりがいがある仕事でありますので、同じ財部町出身ですから、後の人たちに残すためにも頑張っていただきたいと思います。決意を含めて、課長、答弁をお願いします。答弁ですよ。決意を含めた答弁をお願いします。

○商工観光課長（荒武圭一）

大木教授の報告にもありますように、観光地としてもそうですけれども、貴重な地質遺産、そして文化財としても、教育委員会とも協議していきながら、保存、そして発展していくように努めていきたいと思います。

○１９番（徳峰一成議員）

ジオパーク全体に対しての決意。

○商工観光課長（荒武圭一）

はい。勉強会から始めていきまして、そのような会が、桜島との統合の前に、こちらのほうが先行するような形で進めていければいいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

ここで質問者交代のため、暫時休憩いたします。

―――――・――・―――――

休憩　午後　３時５７分

再開　午後　４時００分

―――――・――・―――――

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第４、久長登良男議員の発言を許可いたします。

○１６番（久長登良男議員）

今回は、会派による政務調査及び常任委員会の所管事務調査を踏まえ、また、議会報告会での意見・要望等に基づいて質問いたします。

それでは、先日通告をいたしておりました一般質問として、３項目について質問をします。

１項目めとして、一般行政についての４つのことについてお伺いします。

１番目、環霧島会議、大隅総合開発期成会及び霧島ジオパーク推進連絡協議会、大隅広域観光開発推進会議についてのおのおの趣旨及び発足年度はいつか、また、会の開催は年何回開催されているか。メンバーはどのようになっているか。主な審議内容はどのようなことが議題になっているか。会議で曽於市の意見要望等を提案されていると思いますが、主なものをお伺いしたい。あわせて、前、新聞等で大きく取り上げられました上鶴橋についての経過をお伺いします。

以上４つの事項についてお伺いします。

次に、雇用対策についてであります。

１番目として、市内における30人以上雇用されている会社の３年間の雇用状況推移はどのようになっているかお伺いします。

２番目として、最近、各種総会及び経営者の話の中で、働く人がいないとお聞きしますが、そこでお伺いします。人口対策として、農林業及び建設業の技術者、従業員の確保対策は考えられないかお伺いします。

３項目めとして、財部周辺の開発についてであります。

財部支所一帯の将来構想はどのように考えているかお伺いします。

２番目に、空き家や売り地の看板が見受けられる。開発をするよい機会だと思いますが、考えをお伺いします。

３番目として、大隅・財部地域振興検討委員会を立ち上げられておりますが、この会の中で将来のまちづくり構想を検討すべきだと思いますが、考えをお伺いします。

以上で、壇上からの質問といたします。

○市長（五位塚剛）

それでは、久長議員の一般質問にお答えしたいと思います。

１、一般行政についての①環霧島会議の趣旨等についてお答えいたします。

環霧島会議は、日本最初の国立公園である霧島山をふるさとの山と捉える自治体がお互いの行政区域を越えて連携し、地域活性化を図ることを目的に平成19年11月に設立され、毎年２回、会議を開催しております。

この会議は、霧島市、湧水町、曽於市、都城市、高原町、えびの市、小林市の７市町の首長及び議長の14人が委員となり、環境や観光、防災及び教育等にかかわる施策の連携等について協議を行っております。

また、近年の新燃岳や硫黄山の噴火による対策や被害に対しての支援等の要請についても協議しております。

曽於市からは、イノシシ等の有害鳥獣の捕獲についての情報交換や連携について提案をいたしました。

１の②大隅総合開発期成会の趣旨等についてお答えいたします。

大隅総合開発期成会は、大隅地域の一体的開発を推進し、当該地域の産業、経済、文化等の飛躍的向上を図ることを目的に、昭和51年に設立され、毎年１回の会議を開催しております。

この会議は、大隅半島の４市５町の首長及び議長の18人が委員となり、大隅の地域一体的な発展に資する最重点課題の解決に向けて議論するとともに、国や県等への建議及び陳情等を行っております。

また、大隅地域と関西方面を結ぶ唯一の海上輸送航路である「さんゆらわあ」の航路存続を見据えたＰＲなどの利用促進についても取り組んでいるところです。

最近の曽於市の主な要望としては、東九州自動車道や都城志布志道路、県道の整備促進に加えて、曽於弥五郎インターチェンジと都城志布志道路有明インターチェンジの間のバイパス道路の計画を要望しているところでございます。

１の③の霧島ジオパーク推進連絡協議会についてお答えいたします。

霧島ジオパーク推進連絡協議会の趣旨は、環霧島地域の美しい地質遺産を地域住民、行政等が連携して保護・研究し、教育的活用やジオツーリズムの場として利用できる環境整備を行うことにより、地域社会の活性化に寄与するため、平成20年10月に設立されました。

会議は、総会が年１回、市町村担当課長による幹事会が年１回、フォーラムが年１回開催されております。

協議会の構成メンバーは、霧島市、曽於市、都城市、小林市、えびの市、高原町の５市１町の首長・議会議長のほか、鹿児島県及び宮崎県の地域振興局、商工会議所、商工会、観光協会や文化協会などが会員となっております。

会議の内容は、霧島ジオパークの世界ジオパーク認定に向けた取り組みや霧島ジオパークの魅力を世界に発信する方法、地域住民に対して理解促進を図る方法などを審議しております。

本市の意見としては、ジオサイトである桐原の滝や三連轟の利活用について提案をしております。

１の④、大隅地域観光開発推進会議についてお答えいたします。

大隅地域観光開発推進会議の趣旨は、地域資源を活用した観光地域づくりを進め、国内外の大隅地域への観光客の流れを創出し、観光による地方創生を実現するため、平成６年11月に設立されました。

会議は、総会が年１回、市町村担当課長による会議が年４回ほど行われ、推進会議の構成メンバーは、大隅地域４市５町の観光担当課長です。

これまで、大隅地域の観光推進の取り組みや、本年８月１日に設立される株式会

社おおすみ観光未来会議について協議をしてまいりました。

本市としましては、大隅半島の最北部に位置しておりますので、今後は、大隅半島全域に法人設立の効果があらわれるように要請をしてまいります。

２、雇用対策についての①市内における雇用状況の推移についてお答えいたします。

商工業統計調査による本市の従業員数が30人以上の企業に聞き取り調査を行いましたので、その結果を報告します。

対象企業13社のうち、12社から回答を得ております。

平成27年４月１日の従業員総数は1,701人であり、平成28年４月１日の総数は1,685人で、前年比16人の減です。平成29年４月１日の総数は1,785人となり、前年比100人の増です。12社のうち、従業員数が増加している企業は９社であり、減少している企業は２社、増減なしが１社でありました。

近年の傾向として、募集人員に対して応募者が到達しない状況が続いており、採用しても１年未満で離職するケースが多いという回答もありました。

２、②農林業及び建設業の技術者、従業員確保対策についてお答えいたします。

従業員の技術取得や確保対策は、その事業者が行うことになりますが、曽於市では、従業員の技術取得や研修等に対して、市内企業人材育成補助制度を設けています。

また、市内への就職啓発として、曽於高校生への企業説明会や市内企業訪問を行っているところです。

３、財部街周辺の開発についての①財部支所一帯の将来構想についてお答えいたします。

財部支所一帯は、財部小学校、銀行及び農協が近く、バスやＪＲの交通機関もあることから、利便性も財部地区では一番よい一帯なので、財部地区の活性化の中心地として位置づけたいと考えております。

３の②、開発をするよい機会だと思うが、考えを伺うについてお答えいたします。

御承知のように、曽於市内においても相当数の空き家があります。財部街周辺につきましても大変多くの空き家や売り地の看板があり、空洞化の状態と認識しておりますので、今後、活気ある財部街にするために、市民の方々や職員の意見を聞きながら、財部街周辺の開発を図りたいと考えております。

３の③将来のまちづくり構想の検討についてお答えいたします。

先月５月に、大隅・財部地域振興検討委員会が設置されましたが、この委員会は７月末までに５回の検討委員会を開催するもので、各庁舎の耐震化及び各地区中央公民館の老朽化に伴う改修等における課題や要望等、本庁及び支所機能再編におけ

る課題や要望等の抽出に関することを検討していただくことにしております。

今後、商工観光課のほうで市内それぞれ３地区ごとに商店街活性化検討委員会を設置する予定でありますので、こちらのほうでも将来のまちづくり構想を検討していただきたいと考えております。

以上です。

○１６番（久長登良男議員）

１回目の答弁をいただいたところでございますが、環霧島会議について再度お伺いしますが、この会議は、先ほどありましたように、霧島一帯を中心とした形での会議というふうに思っております。負担金もこれには36万8,000円、負担が予算計上されております。そういう形で、チラシ、観光マップ等をつくりながら、小林市の７市での首長会議等で進められているところでありますが、曽於市の観光をこれで見てみますと、大川原一帯が悠久の森、大川原キャンプ場、オートキャンプ場、岩穴、そういうところが主に掲載されております。ここをＰＲするためには、やっぱりアクセス道路が大事であろうというふうに思うわけですが、このことについて市長の考えをお伺いします。

○市長（五位塚剛）

私たちの曽於市の環霧島の取り組みの中では、関之尾から溝ノ口洞穴から三連轟、そして大川原峡、悠久の森につながる道路を利用しなきゃなりませんので、この間、整備をずっと進めているところでございます。今後も引き続き進めてまいりたいというふうに思います。

○１６番（久長登良男議員）

都城・西岳から財部の大川原峡まで来る道路ですが、ここを通られることがあると思いますが、宮崎県側は改良がされ、財部側がほとんど改良されていない、これは、先日、知事が曽於市に来られたときも私は申し上げたところでありますが、市長もこのように理解されていると思いますが、県道は県道として、市にかかわる道路の問題、これは、県道２号線から桐原橋に行くところは、財部町時代からこれは懸案ということで議題に上がっておったわけですが、提橋よりもこっちが早目に優先順位はなっておったんですが、災害の関係で提橋が改良が進んだ経緯があります。そういうことで、あとは、今度は大川原の桐原橋のほうが優先順位にはなってくると思いますが、ここをしますと、観光としては、悠久の森、あるいは大川原峡、それから三連轟、岩穴、そういうところのアクセス道路にもつながっていくと思いますが、そこらあたりの考えをお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

今、この道路につきましては、市道につきましても随時予算をいただきまして整

備をしているところでございます。

大型観光バスが全面的に通れるようになれば本当にすばらしいんですけど、大きな経費がかかりますので、今のところ、カーブのカットやら、また、いろんなやるべきところを今進めているところでございます。

○１６番（久長登良男議員）

せっかく環霧島会議に加入されておるわけですので、曽於市にも恩恵を受けるためには、ほかの市の応援をもらいながら、県のほうには県道の要望等は言っていただきたいと思っております。

それと、市の分は市でいろんな辺地債がそこはきくと思いますので、辺地債有利な起債を使いながら、早目に改良していかないと、順序よくしていかないと、乗りおくれていきますと、非常にせっかくのこの会議等で加入負担金を納めているわけですので、何も言わずにそのままではいけないと思いますので、どしどし言いながら、この路線を立派にすることによって、曽於市の観光という形で、ＪＲの大川原駅にも、悠久の森の歩こう会には、特急がとまるわけですので、そういうものを踏まえながらいろいろこういう会議等では意見を申し上げていただきたいと思いますが、決意のほどを再度お伺いします。

○市長（五位塚剛）

環霧島会議の中でもいろいろ御意見があります。私も、曽於市のすばらしい観光の場所はありますので、それはＰＲもしているところでございます。また、観光センターのほうで、非常に今多くの観光の方々を関之尾を含めたこの通りにいっぱい今は連れてきてもらっております。引き続きまた努力をしていきたいというふうに思います。

○１６番（久長登良男議員）

スタンプラリーというのが、こういうチラシがいろんな、その７つの市町村のところの巡回というか、ＪＲを中心にずっと回った霧島のやつがありますが、このスタンプをもらうと何か商品が当たるというような形ですが、この予算というのはもうこれで終わりだったのか、まだそういうのが話し合われているのか、どれかわかっておればお聞かせいただきたいと思います。

○企画課長（橋口真人）

お答えいたします。

スタンプラリーにつきましては、30年度も予算化はされております。

○１６番（久長登良男議員）

そういうことでありますと、早目に曽於市のその地域一帯はここの問題ばかりじゃなくて、花房峡なんかも載してあるようですが、そういうところも一体となった

曽於市のＰＲが大事であろうと思いますので、そういう形でのやぶ払いですね、そういうことが一番、そこの環境の来たときに、道路ですね、そういうところはやっぱりきれいにしておかないと、ここに行ったところが非常に第一印象が悪いと、もう次に行こうという気が生まれませんので、そこらあたりは十分その管理というものが大事であろうと思いますので、そこらあたりの指定管理にされておりますので、そこらあたりを市のほうでの配慮というか、十分配慮をしながら進めていっていただきたいと思っております。

ということで、次に入りますが、大隅総合開発期成会のことでございますが、今度は大隅半島４市５町のこれは会議という形になっております。これにつきましては、同じようなことが審議されると思いますが、これについては予算も３倍ぐらいの環霧島よりも予算が計上されておりますが、この中についてのいろんな問題点というのを、先ほど言われたこともありましたが、曽於市においては余り恩恵を受けていないなというのが実態のようでございます。曽於市については、今後、ここにありますように、インターチェンジ、有明インターチェンジのことが書いてありますが、このバイパス計画を要望していくと。この１点のみか、あるいは、また、４市５町の中で何か曽於市にも恩恵を受けるような問題点、あるいはそういう要望等を考えていらっしゃるかお伺いいたします。

○企画課長（橋口真人）

お答えいたします。

大隅総合開発期成会につきましては、４市５町で一体的に取り組む事業という形で、国・県等への要望活動を行っているわけでございますが、今、東九州自動車道につきましては鹿屋まで開通をしております。その後、志布志、串間、日南のほうへ抜けていくわけでございますが、それに引き続き、曽於市も重点事項ということで要望していくわけでございます。もちろん、都城志布志道路もまだ道半ばでございますので、これも曽於市の重点事項として要望しております。

また、４市５町では、それぞれ大隅半島は県道もなかなか整備が進んでいないところでございますが、曽於市としましては、光神山諏訪方線、塚脇財部線、志柄宮ヶ原線、それから宮ヶ原大崎線、４つを重点県道ということで県への整備の要望を行っているところでございます。

○１６番（久長登良男議員）

今、課長が言われたとおり、非常に県道も整備がおくれている。霧島市の場合は、非常に整備が進んでおりますので、そこらあたりも十分考慮しながら、強い要望活動をしていただきたいというふうに思っております。

次に、霧島ジオパークの問題ですが、これについて質問をいたしますが、１回目

の答弁の中で、５市１町ということでありました。これは、環霧島と比べますと、同じような地域の方々かなというふうに思っておりますが、１町が入っていないということで５市１町という形になっているようですが、商工、観光、いろいろな問題点をジオパークの場合はされておりますが、これも先ほど質問されました。同僚の中でいろいろ出ました。これにつきましても、ＪＲの線路沿いでの形の地域ということで言われたようですが、こういう形でありますと、今度、大隅期成会との絡みで、曽於市の場合は環霧島と大隅と両方入っておるわけですので、ここらあたりを十分考えながら要望活動をしていかないといけないのではないかなというふうに思うわけですが、商工としての取り組みというのもありますが、これは商工振興をどういうふうに観光と組み合わせた取り組みを考えていらっしゃるのか、そこらあたりは商工のほうですね、ここから以降は。上の２つは企画ですが、ジオパークから下は、これは商工との結びつきはどのように理解すればいいわけですかね。

○商工観光課長（荒武圭一）

それではお答えいたします。

最初に、環霧島会議の構成メンバーは５市２町ですけれども、ジオパーク推進協議会は湧水町が抜けておりまして５市１町ということになっております。範囲につきましては、ジオパーク推進協議会では、先ほど趣旨等についても説明をしたとおりですけれども、観光の分野だけではなくて、ジオサイトの普及であったり、研究であったり、教育に生かしていくということなどが中心となっているところでございます。

今後も、世界ジオパークに認定されれば、それなりの観光客もふえてくるだろうということで、観光への推進にも役立ってくるだろうというふうには考えているところでございます。

以上です。

○１６番（久長登良男議員）

観光を重視されたような答弁でございますので、観光客がふえるということになりますと、先ほども申し上げましたとおり、アクセス道路、道路が整備されないと、非常に地域の人たちが迷惑をこうむるわけですが、上鶴橋の問題で、新聞等で非常に話題になったときには、非常に観光というか、見に来られて、そこの周囲の人たちが田んぼ、田植え時期だったですかね、そういう形で非常に多く来られているよということも聞きましたが、あそこには、駐車場というか、蛍をする市有地があると思いますが、あそこの管理状況はどのようになっておりますか。

○財政課長（上鶴明人）

申しわけございませんでした。今ある上鶴橋の関係で、今、あそこに蛍公園とい

うのが市のほうで管理されております。これにつきましては、市のほうでの管理ではありますが、地元の七村のほうで管理をされて運営されているところだと思います。

以上です。

○１６番（久長登良男議員）

財部町時代に上鶴課長の土地を買った土地ですかね。そういうふうに思っておりますが、余り整備がされていないのではないかなという、七村の人たちも高齢化が進んで、あそこまでは、市のほうで、あそこを見に来る人が多くなれば、駐車場確保が一番大事ではないかなというふうに思いますので、市のほうで管理をし、駐車場としての位置づけをしながら、そして、橋が見えるようにですね、あの下の橋の下流ですね、あそこらあたりも市のほうで管理をして、橋が見えるような体制づくりをして宣伝しないと、来た人たちも、どこかなというふうに迷われたり、車をとめるところがないというようなこともあるようですから、そこらあたりを十分考えながら、今後は進めていっていただきたいと思いますが、そこらの考え方をお伺いします。

○市長（五位塚剛）

上鶴橋につきましては、先ほども答弁いたしましたが、大事な曽於市の宝でありますので、最終的には教育委員会のほうで管理をしてもらうということになると思いますので、今、教育委員会のほうに駐車場の確保と、どういうふうに、見るとしたら危険性のないようにしなきゃなりませんので、今、そのことのお願いをしているところでございます。

○１６番（久長登良男議員）

私は、前の議会のときに、ジオパークの中で、関之尾の滝から高千穂牧場までの一帯を歩いていくような観光地にということも申し上げたことがありましたが、その後、検討をされたことがありますかね。観光として、関之尾から出発をして、歩いて大川原のキャンプ場に１泊して、そして高千穂牧場まで行けば、非常に尾根をずっと行けば、右側は牧場に行くと霧島が見えるし、左側は桜島が見えるところがあるということで、私は行ったことがありませんが、瓶台の上をずっと行けば、高千穂牧場まで行くということで言われたことがありましたので、一般質問をしたことがありますが、その検討をされたことがありますか。どうですか。

○商工観光課長（荒武圭一）

お答えいたします。

関之尾から財部のほうの高塚のほうに通っていくと、霧島がきれいに見えて、大川原を経由し、瓶台のほうに入っていってということですかね。瓶台の尾根をとい

うことですね。瓶台から先が国有林になっているということで、まだ検討をしたことはございません。

○１６番（久長登良男議員）

ジオパークですから、５市１町の会議のところでそういう案を出せば、調査をしながら、国有林も木を傷めることでもないし、車を走らせるわけではないわけですから、人間１人、体で行けるような道路をつくればいいんじゃないかということも言われたようですから、そのような一般質問で出たとき、そのときだけではなく、やっぱり出たことは出たなりに検討してもらわんと前に進まないと思いますので、今後、そういうものを踏まえて、できるかできないかは別として、こういう問題を早速、自分たちで何人かでそういうものを行っていくと、観光資源になっていくのではないかなというふうに思います。それで、また、都城の加勢ももらわないかんし、霧島市ですね、終点は霧島に行くわけですので、そういうところのいい機会ではないかということで、前、一般質問をしたのはそういう形での提案でありましたが、これがされていないということですから、また再度、そういうものを踏まえながら、外国ではやっている何かそういうのがあるということでありますので、再度検討していただきたいと思いますが、どうですかね。

○商工観光課長（荒武圭一）

私も、山登りとか、トレイルとか、ちょっとまだ経験をしていないものですから、専門の方々にそういうお話を聞いて、可能性があるかどうかは探ってみたいと思います。

○１６番（久長登良男議員）

そういう専門の人がいらっしゃいますので、専門に頼むということでありますので、そういうふうにしないと、迷って事故でもあるといけませんので、そういうものは十分検討していただきたいと思っております。

次に、大隅地域観光開発推進会議、これは負担金が多いですね。734万1,000円計上がされているようですが、大隅半島の法人設立の効果があらわれるよう要望してまいりますということですが、一番大きなのは、何が一番こういう大きな予算を伴っての負担金になっているのかお伺いします。

○商工観光課長（荒武圭一）

それではお答えいたします。

今現在、大隅広域観光開発推進会議の中では、８月１日に法人格のある広域の観光協会を設立するということで、大隅総合開発期成会の中でも承認されたところでございます。設立に向けての経費ということで、新たに設立される法人が順調に運営できるようにということで、人件費なり、事務的なことのほかに、大隅半島の周

遊観光創出事業であったりとか、そういう事業費も勘案しておりまして、今回、このような大きな負担になっているところですが、年数を経て、２年後、３年後、徐々に負担金を減らしていくということで計画がされているところでございます。

○１６番（久長登良男議員）

環霧島も、大隅期成会も、曽於市の場合は外れですね、丸をすると、一番外れのところを、鹿屋を中心にすると大隅期成会でも曽於市は外れという形になります。これを負の財産と見るか、いいほうに捉えるか、そこらあたりは市長、どう考えていらっしゃいますか。

○市長（五位塚剛）

大隅地域観光開発推進会議についても、大隅半島を全体として発展させるということでいろいろ提案がありましたので、市といたしましても、基本的には参加すべきだということでいたしました。

最終的には、本当に私たちのところは、商業的には都城圏になっておりますので、非常に大隅の鹿屋のほうにはなかなか友好が少ないんですけど、今、薩摩半島のほうに新幹線から指宿にお客さんが相当流れているようでございます。そして、指宿から、また、この大隅半島に渡るための問題も、船の大型化ということで、このことも議論されております。そういう一連の流れが最終的にできれば、私たちの曽於市を通って霧島のほうにまた回るという意味での大きな取り組みになっていくと思います。今ではマイナスのほうになっておりますけど、いつかはプラスになるときが来るんじゃないかなと思っております。

○１６番（久長登良男議員）

私は、プラスの思考で考えていかないといけないのではないかなと思います。というのは、鹿屋のほう、大隅期成会にも加入して、環霧島のほうにも加入しておりますから、両方を取り込んだ形での観光、あるいは商工というものを進めていく上から、そういうものを頭に置きながら曽於市の開発をしていかなければいけないのではないかなというふうに思っております。そのためには、後で申し上げますが、いろんな先取りというか、事業をいろんなアイデアを持って進めていく必要があろうと思いますので、そこらあたりは、今、市長が答弁されたように、いい方向での長い将来ではなくて、近い将来、これが可能になるような方策を打っていかなければいけないのではないかなというふうに思いますが、これは曽於市ばっかりではできません。そういう会合の中とか、あるいは、県・国にいろんな要望等をしながら、曽於市にできるものを持ってこなければいけないと思いますが、このことについて、市長の決意とか、あるいは、そういう思いというものをお聞かせいただきたいと思います。

○市長（五位塚剛）

今、曽於市に観光センターを通じて年間200回以上の観光ツアーを組んでおります。非常にたくさんの方々が曽於市に来ていただいております。また、末吉財部インターを利用しての宮崎方面に行く人たち、それで、その途中に末吉の四季祭市場がありまして、非常にたくさんの人たちが曽於市にいろんな意味でのお金を落としていただいております。最終的には、宿泊ができるようなホテルを、どうしてもこれはつくる必要があると思っております。今後、いろんな意味での取り組みを開始して、曽於市をＰＲできるように努力をしていきたいというふうに思います。

○１６番（久長登良男議員）

次に、雇用対策に入りますが、今、１回目の答弁の中で、企業の30人以上の雇用のところの実績が報告がなされたところでありますが、９社が従業員の増が図られたということのようです。

この中で、この前の統計調査を見てみますと、曽於市の統計調査から私が感ずるところでは、曽於市にある地場のいろんなものを使った会社が30人以上の雇用ができているんじゃないかなというふうに思うところでありますが、育成というのも大事であろうと思います。それで、また、新規に曽於市の大地で生産されたものを利用した形での会社の設立というか、そういうものが大事であろうと思いますが、そのことについてのお考えをお伺いします。

○市長（五位塚剛）

今、曽於市内でも、本当にすばらしい企業が今成長してきております。そこも曽於市内の曽於高校の子供たちを雇用してもらったり、また、今、岩川のほうにヤマザキさんという会社が野菜加工を含めた取り組みの会社が始まりました。また、ニチレイさんも野菜の加工を今始めておりまして、非常に雇用も30人以上を今使われているようでございます。そういう意味で、曽於市ではたくさんの農作物がとれますので、これをうまく加工できるような企業が今後引き続きふえていただきたいという願いを持っているところでございます。

○１６番（久長登良男議員）

そういうことで、雇用の場が、新規の会社というのはなかなか難しいと思いますので、今ある既存の会社の育成というのも大事であろうと思いますので、雇用をたくさんしていらっしゃるところは、いろんな形での企業の拡大とか、そういうものをされるときには人材が必要であろうと思いますので、人材育成のための方策というのを次にお尋ねしますが、曽於市の企業の育成奨励制度を設けているということで、このことについて、何人ぐらいの方が今まで利用され、使っていらっしゃるのか、曽於市で支出をしたのかお伺いします。

○企画課長（橋口真人）

お答えいたします。

企画課のほうで企業人材育成補助制度を設けておりますが、今、２年たちまして、１年目が２社２件、２年目が１社１件でございました。内容につきましては、社員の資格取得にかかわる受講料、旅費等が主なものでございました。

○１６番（久長登良男議員）

今、非常に全国的に雇用をしても人が集まらないということであるようです。それで、まず、提案というか、いろんなところの状況等を説明申し上げますが、学生に助成をして、曽於高校で高校生のところに支援をしながら、それで、管内のいろんな企業、あるいは農業、工業、そういうものに、曽於市に残る人たちの技術支援、あるいは技術を必要とする農業でありますと、農業の技術員とか、あるいは、工業でありますと技術の免許を取る、そういう手助けとか、そういうものを学校時代に助成をしながら、それで、残ればそれは免除しますよという、そういう制度もいろんな形でとっているところもあるようですが、そういうのは考えられないかですね。卒業して、それで、有名大学だけじゃなくて、地場に残る人たちに、学生の援助、あるいはそういう資格を学校時代に取る、そういう人たちが一生懸命努力をしながら地域に貢献するという、そういう機運を小さいときから育てるのも大事ではないかなというふうに思うわけですが、その考え方というのを、市長の考えはどのように思っているかお伺いします。

○市長（五位塚剛）

曽於高校の実際の就職状況ですけど、56人ですね、29年度ですかね、就職を希望されておりましたけど、何と1,200社から企業の応募があったようでございます。また、この間、市内の企業の就職説明会もずっとこの間行っておりまして、地元の企業に就職してくれた子供たちもいらっしゃいます。そういう意味では本当にありがたいなと思っております。曽於高校の支援の中で、資格取得の支援も市からの補助としてやっております。

今後は、曽於市内に残ってもらった子供たちに何らかの支援措置ができないかというのは、内部で今検討はしているところですけど、今後、地元に残ってもらえる子供たちは非常に大事ですので、今後さらに詰めていきたいというふうに思います。

○１６番（久長登良男議員）

今ありますように、曽於高校の卒業就職先という、県内都城一帯が載っておりますが、この中でも、曽於高校は畜産に関する学科がありますね。畜産食農科ですね。こういうところでいろいろ、農業をしながら、食料に関する開発というのもされているようですが、そういうものを含めて、地場でいろんな生産されたものを商品化、

先ほどもありましたように、６次化という形でのそういうものの企業向けな生徒というのも出てくるんじゃないかなというふうに思うわけですが、そういう手助けというのを、先ほどありましたように、助成制度もあるわけですので、国・県の該当しないやつを、曽於市独自のやつを、そういうものを説明しながら、それで、小さいときからこういう形で指導していくならば、曽於市の大地にいろんな農産加工をしながら定住する若い人たちがふえてくるんじゃないかなというふうに思うわけですので、そこらあたりを前向きに取り組んでいく必要があると思うんですが、そして、また、農協におきましては、技術員が非常にいないということも言われております。そういう形で、畜産の技術員、農産の技術員、そういう農業に対する技術者、あるいは、地元で農業する若い人たち、そういう者の育成というのを、高校の生徒からそういうものを教えながら、そういう制度というものを普及――自分たちでわかっておってそういうのを説明しないと、いろんな形で情報というのが、ただチラシで配布しただけでは周知徹底が図られないのではないかなというふうに思うところでありますが、そういう形での指導というか、説明というのをしなければいけないと思いますが、そういうのに対しての取り組みというのをどのように考えていらっしゃるかお伺いします。

○市長（五位塚剛）

曽於高校の子供たちを農大やら、また、地元の企業に残ってもらう、ＪＡさんに技術員として残ってもらうと、そういうことを含めて、この間、毎年、曽於高校と綿密に協議をしております。それの責任者が、責任者といいますか、担当課長が農林振興課長でありますので、詳しく説明をさせたいと思います。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

今、後継者育成対策協議会というのを曽於高校で持っておりまして、会長は市長になっておりますが、事業としましては、高校生に「明日の営農を語る会」ということで、夏休みにそういう市の事業であったり、今就農している先輩方の講話であったりとか、そういったものを行います。あと、それは鹿屋農業高校とも一緒にやる事業でございます。

それから、また、卒業前に３年生の進路、進学する方、あるいは農業関連に就職する方、そういった方々にいろんな市の事業であったりとか、将来的に地元に帰っていただきたいという形での意見交換会、そういったものも実施をしております。

あと、畜魂祭――感謝祭といいますが、その中におきまして、市、農協を含めまして、畜産食農科の生徒たちに地元のいわゆる農業制度の紹介、そういったものもしておりまして、将来的に帰ってきていただきたいというような啓発を行っている

ところでございます。

以上です。

○１６番（久長登良男議員）

今、農林振興課長のほうからるる説明があったところでありますが、これは市単独でされているわけですかね。

○農林振興課長（竹田正博）

これにつきましては、事務局が曽於高校にございますので、市単独といいますか、負担金でやっておりますので、曽於市、あるいは生徒のいる自治体、都城市も含めて、そういったところでの負担金で運営しているという状況でございます。

○１６番（久長登良男議員）

市だけではなくて、私はＪＡもここに一緒になって取り組む必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

ある宮城県のＪＡでは、ＪＡ独自で学生に60万円を、地域に就職、農業とか、あるいは農協に入った人には支援をしているということで、就学負担金軽減措置というのを人材確保のためにしているところもあるようです。こういうのがいろんな形で、ＪＡのほうでも人手不足ということで取り組みがされておりますので、そお鹿児島農協にもお願いをしながら、一体となって行政といろんな県やらそういうところと話し合いをしながら進めていく必要があるんじゃないかというふうに思っております。このことについては市長の見解をお伺いします。

○市長（五位塚剛）

今、農林振興課長が答弁をしましたこの会議にも、ＪＡの方も会議に参加されておりまして、いろいろとアドバイスをしていただいております。また、いろんな形でＪＡのほうにも進みたいという生徒たちもふえているようでございますので、引き続きＪＡとも連携をとり合っていきたいというふうに思います。

○１６番（久長登良男議員）

１つだけ紹介をしておきますが、ここは畜産の高校もあるわけですので、地元の高校に地産地消のレストランというのをつくっている自治体にある高校はそういうのもあるようです。というのは、ここは、寮というのは、寮生はいないと思いますが、通学していると思いますが、寮のあるところは、そこでレストランをしながら、地産地消の消費拡大に努めながら、それが功を奏して将来的にはそこの土地でいろんな６次産業化につながっているという事例も挙げられているようですから、そこらあたりも十分、ＪＡと一体となった取り組みをしていく必要があるんじゃないかなというふうに思いますので、今ありましたように、いろんな支援が必要であれば、農業公社、産業公社とか、いろいろそういう構想もあるようですが、そういうもの

を踏まえながら、将来的には人というふうに思っております。人材がいかにそこに育つかということで、そこの地域の発展というのはあるんじゃないかなというふうに思いますので、十分そこらあたりを考えた振興を図っていただきたいというふうに思っております。

次に、最後ですが、財部町の街周辺の開発ということで、もうこれを私は３回取り上げて、今回が３回目ということで言っておりますが、空洞化というのはもうみんなが認めているところであります。これについても、もう周辺の開発を図りたいという考えはみんな思っておるわけですが、なかなかそれが前に進んでいないんじゃないかなというふうに私なりに思っております。

そこでお伺いしますが、公民館と庁舎のあり方検討委員会を７月までということでありますので、このメンバーが15名、財部においては立派な方々を選出されて会議がなされております。この方々に将来の財部の街をどうするかというものを検討していただいて、５回の中の１回でも、それで、それを全体的な、庁舎と公民館のあり方だけじゃなくて、将来的なまちづくりというものを検討して、それから庁舎、あるいは、公民館というのはどういう位置づけがされたほうがいいというふうに進めていったほうがいいんじゃないかなというふうに思うわけですが、先ほど来、大隅のことがいろんな形で出ておりますが、財部もこういう形での街のあり方検討委員会というのをつくるとか何とかというふうに聞こえたところでしたが、再度、この決意をお伺いします。

○市長（五位塚剛）

財部と大隅につきましては、支所機能でありましたので、いずれにしても、財部支所、大隅支所も老朽化しております。職員の今後の人員の配置の問題も検討に入っておりますので、それを含めて公民館のあり方、また、いろんな市の施設のあり方について検討をするように今お願いをしたところでございます。

また、同時に、財部の街の商店街を含めた地域の活性化のための検討委員会というのもお願いをいたしました。これは、幅広く商工業者、また、若い人の意見、また、いろんな専門的な方のことも含めて、どのようにしたら将来的なまちづくりができるかということの検討であります。簡単ではないと思いますけど、いろんな意見を出していただいて答申をしてもらえれば、市といたしまして、今後、検討に入りたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

○１６番（久長登良男議員）

１回目の答弁の中で、財部の商店街活性化検討委員会を設置する予定でありますということでありますので、予定ということはいつつくるのかですね、未定にならないようにここで念を押しておきたいと思いますが、それと、将来のまちづくり構想を検討していただきたいと考えておりますということでありますので、この予定がいつつくって、そして、どういう形で進められるのか、再度お伺いします。

○商工観光課長（荒武圭一）

商店街活性化検討委員会という委員会を設置する予定でございます。これにつきましては、商工観光課のほうで事務をとっていく考えでおります。

今現在、要綱を制作しておりまして打ち合わせの段階でございますが、委員といたしましては、商工業団体の役職員でありましたり、商工会の指導員さん、そして、商工会青年部部長・部員さんなど、幅広い方々を各町ごとに10人ずつ委員として委嘱して、専門の方のアドバイスもいただきたいということで、今、商工会のほうで伴走型事業というものを行っておりまして、そこに大学の教授がアドバイザーとして入っておられます。その大学の教授にアドバイスをいただきながら、この３つの町の検討委員会を進めていき、将来の基本的な構想について検討するというような委員会でございます。

以上です。

○１６番（久長登良男議員）

今、大学教授をということでありましたが、今、つくり方ということでありますが、私は、商店街を、商店をというのは、もう財部では、街は無理かなという気もせんでもないわけですね。どうかなと思っておりますが、これを開発するためには、空洞化ですから、あそこに店ができればいいわけですが、できない場合には、もう街の構造というのが変わっていくんじゃないかというふうに思っておりますので、一体的な考え方、前も申し上げましたように、駅から財部高校の跡地、それから道路の問題、そういうものを幅広く市民の意見を聞きながら、それを参考にしながら、プロの専門ですね、街一帯をつくるプロの人たちに設計を委託したほうが一番いいのではないかなというふうに思っております。財部の例ですが、財部の市役所からながやまのところまでは、大雨のときには、あそこは高いところですが、水がたまってながやまの駐車場なんかはもう入れないような形になりますよ。それから、あそこの一帯も家まで水が入り込んだという例もありますので、これは、整備をするときには排水まで考えたそういうまちづくりをしないと、今のままでは一番、街にあっても水はけが悪いという、排水路がないという形も、私の思うところではそういう形ですから、ただ街の一帯をぽつんぽつんという形での検討ではなくて、将来的に財部の街をどうするかというのをみんなで話し合いをしながら、プロポーザル

なんかに委託をして、それで、そこで検討していただくのが一番いいのではないかな、それをもとにまた専門であります庁舎の中でどうこうというのを審議しながら、それで進めていくというのがベターではないかなというふうに思うわけですが、そういう考えをどういうふうに考えていらっしゃるか、財部の実態というのは地元が一番知っているわけですから、そういうものを踏まえた人たちから意見を出していただいての取り組みというのも大事であると思いますが、このことについてどうお考えかお伺いします。

○市長（五位塚剛）

財部の歴史は、財部の方々が一番わかっていらっしゃると思います。ですから、財部の街をどうするかということで、まず、財部の皆さんたちに議論をしていただきたいということで、今回提案をするところでございます。いろんな意見が出るだろうと思います。専門的な設計業者に財部のまちづくりをプロポーザルでお願いするということは、今のところは考えていないところでございます。

○１６番（久長登良男議員）

最初からプロポーザルに委託ということじゃなくて、財部の全体を検討していただいて、それをもとにそういう専門業者に絵を描いていただくというのが大事であろうというふうに思っておりますが、その考えを今聞いたところですが、最初からそういう業者に丸投げじゃなくて、曽於市でもいろいろ検討しながら、そして、地域の人たちの考えを聞き、そして、最終的にこういうふうに上がっておりますが、この状況をという形で持っていかないと、全然わからん人がつくっても、今申し上げましたようなそういう問題点もあるわけですので、そういうことを踏まえて地域の人たちの意見を聞く機会というのは大事であろうと思いますが、再度このことについて質問して、私の質問を終わりたいと思います。

○市長（五位塚剛）

財部の街をどうにか活性化したいというのは、各議員の方々、また、地域住民の皆さんと同じでございます。今回の予算の中で、街に近いところの児童公園を整備する予算をお願いいたしました。まず、子供たちが集まるようなところをしないといけないと思っております。同時に、今、空き家になっている人たちに対しても、売却はできるのか、また、貸してくれるのか、それも含めていろいろ調査もしております。地元の方々から、市役所に通ずる大きく広げてほしいという要望もありますので、そういうことを含めて総合的に皆さんたちの御意見を聞きながらまちづくりを進めていきたいというふうに思います。今のところ、業者の方にお願いするということは考えておりませんけど、今後、そういう問題が発生したときは、またそのときに検討はしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は明日13日午前10時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。

――――――・――・――――――

散会　午後　５時０６分

平成30年第２回曽於市議会定例会

平成30年６月13日

（第３日目）

平成30年第２回曽於市議会定例会会議録（第３号）

平成30年６月13日（水曜日）
午前10時開議
場所：曽於市議会議場

１．議事日程

（第３号）

第１　一般質問
通告第５　迫　　杉雄　議員
通告第６　伊地知厚仁　議員
通告第７　重久　昌樹　議員
通告第８　松ノ下いずみ　議員

２．出席議員は次のとおりである。（20名）

１番　重　久　昌　樹	２番　松ノ下　いずみ	３番　鈴　木　栄　一
４番　岩　水　　豊	５番　渕　合　昌　昭	６番　上　村　龍　生
７番　宮　迫　　勝	８番　今　鶴　治　信	９番　九　日　克　典
10番　伊地知　厚　仁	11番　土　屋　健　一	12番　山　田　義　盛
13番　大川内　冨　男	14番　渡　辺　利　治	15番　海　野　隆　平
16番　久　長　登良男	17番　谷　口　義　則	18番　迫　　杉　雄
19番　徳　峰　一　成	20番　原　田　賢一郎	

３．職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長　持　留　光　一　　次長兼議事係長　森　岡　雄　三　　総務係長　吉　田　宏　明

専門員　　津　曲　克　彦

４．地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（28名）

市　　長	五位塚　剛	教　育　長	谷　口　孝　志
副　市　長	八　木　達　範	教育委員会総務課長	外　山　直　英
副　市　長	大休寺　拓　夫	学校教育課長	川　路　道　文
総　務　課　長	今　村　浩　次	社会教育課長	岩　元　　浩
大隅支所長兼地域振興課長	濱　田　政　継	農林振興課長	竹　田　正　博
財部支所長兼地域振興課長	吉　野　　実	商工観光課長	荒　武　圭　一

企画課長	橋口真人	畜産課長	野村伸一
財政課長	上鶴明人	耕地課長	小松勇二
税務課長	桂原光一	建設課長	新澤津順郎
市民課長	内山和浩	水道課長	徳元一浩
保健課長	桐野重仁	会計管理者・会計課長	田代庄市
介護福祉課長	小園正幸	監査委員事務局長	吉元剛
福祉事務所長兼福祉課長	川添義一	農業委員会長	森岡俊弘
大隅支所建設水道課長	八木義久	農業委員会事務局長	中山純一

開議　午前１０時００分

―――――――・――・―――――――

○議長（原田賢一郎）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

―――――――・――・―――――――

日程第１　一般質問

○議長（原田賢一郎）

日程第１、一般質問を行います。

順次質問を許可いたします。

通告第５、迫杉雄議員の発言を許可いたします。

○１８番（迫　杉雄議員）

１８番、迫です。平成30年度第２回定例会の一般質問におきまして、私は３項目、９件の要旨で市長に質問いたします。

まず、曽於市の基幹産業は農畜産業であり、本年度から曽於市農業公社が設立され、さらなる本市の農畜産業振興が図られることを大いに期待するものであります。

通告の①でありますが、農業公社設立に対し、畜産振興並びに耕種部門の今後の曽於市農畜産物生産実績を伸ばさなくてはなりません。市長の今後の見解を伺います。

次に、②でありますが、以前から、財部、末吉地区において、曽於市外の農地保有的確法人等が優良農地に進出しております。このままでは、本市の農畜産振興に、先々、いろいろな問題、課題をもたらすことを危惧するところでありますが、市長の見解を伺うと同時に、今日までの曽於市外の農地保有的確法人等が耕作保有する耕作面積がどうなっているかを伺います。

次に、③でございますが、市外からの農業法人と市内の農業法人並びに中間管理機構の対応状況をどのように把握されているか伺います。

次に、④でありますが、本市は畜産振興の街であります。現在の飼料自給率はいかほどですか、伺います。

また、ＴＭＲセンターについての今後の対応について、常に議論はされていないのか、市長の見解を伺います。

また、都城市高崎町の大和フロンティアが取り組んでいる「笹サイレージ」の飼料並びに肥料が量産体制を始めており、地域の竹害解消との一石二鳥で取り組んでいる地域未来利用資源活用事業に取り組んでおりますが、本市においても、畜産振

興上、取り組む議論はしていないのか、市長の見解を伺います。

次に、２項目めのユズ振興について。

本市は栽培面積が九州で上位であります。他の自治体で大々的にユズ振興に取り組んでいる自治体のユズ振興について、どのように把握されているのか、栽培面積並びに本市と比べて収穫時のkg単価、また売り出している製品等について、どのように把握されているのか伺います。

次に、②でありますが、ユズ農家の平均年齢は70歳であるようです。今後、継続できない廃園になるおそれ、ユズの農家がふえ始める傾向に対して、一方、新植の希望者も12名ほどおられるということも聞いておりますが、曽於市のユズ振興を図りながら、Ｕターン、Ｉターン、Ｊターンにも曽於市の認知度アップ並びにユズ振興のＰＲをできないか、検討されていないのか、市長の見解を伺います。

次に、３項目めの人口増対策について。

①本市は平成27年２月、曽於市まち・ひと・しごと創生総合戦略を目指して推進本部が置かれ、少子化対策検討部会並びに定住雇用促進検討部会のもとに、議会では地方創生調査特別委員会を設置して、調査協議をしてまいりました。今日までの人口対策について質問をいたします。

本市は、合併以来13年目、人口減は大変厳しい状況であり、高齢化率も県内でも上位11位であるようです。この間、いろいろと対応はなされてきましたが、曽於市まち・ひと・しごと創生総合戦略人口ビジョンの期間は平成27年から平成31年までの５年間でありましたが、重要業績評価指数ＫＰＩはどうであるのか伺うものであります。

毎年のＰＤＣＡ、計画、実施、チェック、アクションの検討はされていることと思いますが、現況と今後の対応について、市長の見解を求めます。今日までのＵターン、Ｉターン、Ｊターン者の人数、実績はどうであるか伺います。

次に、②でありますが、今後、新たな人口増に対する施策は考えていないのか伺います。総合戦略を見極めながら打つべき施策は、どしどし打っていくのが人口減少の歯どめになると思いますが、市長の所見を伺います。あわせまして、Ｕターン、Ｉターン、Ｊターンの実情を求めます。

次に、③でありますが、県立曽於高校に対する支援策は幾らかあります。本市の人口減少と高齢化率の向上と、いろいろ議論すると、やはり本市に若者が定住してくれることに議論を向けなきゃいけないと思います。

若者の人口、還流定着を望みますが、曽於高校に対する給付型奨学金等、若者の還流定着を図る考えはないか伺いまして、壇上からの質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、迫議員の一般質問にお答えしたいと思います。

質問事項の１の②以外については、私が最初に答弁いたしますが、質問事項の１の②については、農業委員会会長に、後から答弁をお願いしたいと思います。

１、農業振興についての①農業公社設立による畜産振興・耕種部門の生産額等の見通しについてお答えいたします。

農業公社を設立し、農作業受委託作業を中心に計画しておりますが、将来的には畜産コントラクター事業にも取り組みながら、高齢化する中にも持続可能な農業展開をしていかなければならないと考えております。農業生産額については、現状では下降していくのではないかと心配されますが、農地の集約と受委託作業の確立、担い手の規模拡大、新規就農者の育成、農業従事年数の持続維持を掲げながら、現在の生産額を維持していければと考えております。

１の③市外農業法人と農家地主との対応と農地中間管理機構との対応について、市内の農家で耕作すべきという点についてお答えをいたします。

市外農業法人と地主の間でのトラブル等は、特にないようです。また、農地中間管理機構事業においては、人・農地プランによって地域の話し合い活動の中で農地の貸し付けが決定され、その地域の担い手に集約し、耕作してもらう形にしておりますので、市内の農家で耕作すべきと考えております。

１の④本市の飼料自給率、畜産振興に対しての見通し、ＴＭＲセンターの地域未利用資源活用事業「笹サイレージ」等の議論についてお答えをいたします。

本市の飼料自給率は36.4％となっております。今後の畜産振興に対しての見通しは、高齢化に伴う肉用牛生産農家の減少で、生産基盤の維持が喫緊の課題であり、農業公社でのコントラクター事業により、労働力負担の軽減と飼料生産作業の効率化を図ってまいります。

ＴＭＲセンターについては、農業公社の取り組み事業としては計画しておりませんが、今後検討してまいります。また、都城市で製造、販売されている笹サイレージのＴＭＲ活用については、議論しておりません。

２、ユズ振興についての①九州内でのユズ振興に頑張っている自治体の状況把握についてお答えいたします。

九州内のユズ産地では、平成27年度の果樹生産物調査で宮崎県が西都市・日之影町を中心に144ha、大分県が宇佐市・飛騨市を中心に130ha、鹿児島県が曽於を中心に94haとなっております。

１kg当たりの単価については把握しておりませんが、製品については、ゆずごしょう・ゆずみそ・ポン酢・ゆずようかん・ゆずジャムといった製品が主体となっているようです。

２の②高齢化による廃園の見通しと、Ｕ・Ｉ・Ｊターンでのユズ振興で人口増をについてお答えいたします。

ユズ栽培の見通しについては、平成28年に10年後のシミュレーションをいたしました。結果、現状のままでいきますと、平成38年には面積が82haという予測をしております。

従って、市の振興作物であることと、食彩センターの業務維持拡大のためには、増反していくことが不可欠であります。その中に、Ｕ・Ｉ・Ｊターンの方々にユズ栽培を引き継いでもらうことも必要な措置だと考えます。

３、人口増対策についての、①Ｕ・Ｉ・Ｊターンによる人数的実績についてお答えいたします。

具体的に数字であらわせる実績といたしましては、地域振興住宅の入居者数が30年５月現在で133世帯532人、市外からの転入者への住宅取得祝金の支給者が23年度から７年間で201世帯で554人となっております。

また、財部地域のほたるが丘ニュータウン、たからニュータウン、きらめきタウンへの転入は56世帯、189人となっています。

３の②認知度アップの今後の取り組みについてお答えいたします。

曽於市の認知度アップは、そお星人の活躍やふるさと納税のＰＲなどにより、曽於市の観光地や特産品の認知度の向上に一定の効果があらわれていると考えております。

曽於市の移住定住対策は、保育園負担金の低減や18歳までの医療費無料化等の子育て支援施策、上町保留地を含む宅地分譲や住宅取得祝金の支給、地域振興住宅の建設などの住宅施策等は充実しておりますが、これらの施策を市外の方々に対して情報発信する方法としては、曽於市ホームページや市外で行われるイベント等で、移住定住パンフレットの配布及び説明会等を行っているところです。

市外への大規模な広報は、予算を伴うため、今後のさらなる情報発信について、効果を検証しながら効果的な情報発信について検討してまいります。

３の③給付型奨学金による若者の還流定着についてお答えをいたします。

曽於市の奨学金は、曽於市育英奨学資金基金と曽於市愛甲育英奨学金資金基金の２つの基金を原資とする奨学金制度でありますが、現行の制度は一定の期間貸与した後、就職後に返済してもらい、新たな奨学生へ貸与するという循環型の基金であるため、現行では給付型または返還金免除型といった方法はできないところです。

また、給付型の奨学金は、将来の債務について給付する制度であり、将来の財源見通しが保証されないと難しいことから、財源問題を含めて検討する必要があります。

なお、アンケート調査等では、市内に定住するには希望する職種がないことから、市外へ転出せざるを得ない状況もあります。

新たな企業誘致や市内での起業創業の支援、既存市内企業への雇用確保など、仕事の創出に積極的にかかわることで、曽於市への定住人口の増加を図っていきたいと考えております。

あとは、農業委員会のほうで答弁をお願いしたいと思います。

○農業委員会長（森岡俊弘）

農業委員会の森岡です。迫議員の質問につきまして答弁いたします。

１の②市外からの農業法人の進出による面積の把握及び農家の高齢化による今後の優良農地の確保についてお答えいたします。

市外からの農地所有的適格法人については、農地取得及び貸し借りによる申請があるところです。

農用地利用権設定申出書・所有権移転申出書により面積の把握ができるところです。また、農地台帳システムによる農地台帳管理をして、面積の把握をしているところです。

今後、優良農地の確保については、今までの農地転用許可制度による農地の優良性や周辺の土地利用状況等により農地を区分し、農地転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導することが大切だと考えております。

さらに、優良農地を確保していくためには、関係機関が一体となり、新規就農者及び担い手の確保・育成を図っていく必要があると考えております。

具体的な数については、事務局長に答えさせます。

○１８番（迫　杉雄議員）

それでは、２回目の質問をいたします。

まず、農業公社での思惑は、願わくば農家所得の向上、これにつきると思います。一方から考えますと高齢化で後継者難というところで、現状については、やっぱりその年の所得向上を目指すものでありますが、たまたまという言葉では言い過ぎますけど、平成29年度は実績額が475億2,000万円を超えましたが、28年度と比べて20億を超えております。

その中で、やはり畜産・耕種等の高騰がそれに響いたというふうに考えますが、耕種農家においては、１億1,470万円相当がアップしています。１億、２億、３億でもアップしていることですので、やっぱりこれに考えて対応していって、市長の１回目の答弁では、やっぱり高齢化社会で実績額も下がっていくというような言葉が受け取れます。

やはり、特に根菜類とか葉菜類等の、曽於市が、反当当たりの生産額が上がるよ

うな作物については、やっぱり気を使って、その所得向上に行政のサポートが必要だと思いますが、まず、そのあたりで30年度に向けた実績目標は483億という数字を並べてあります。これについての見解を聞きたいと思います。

○市長（五位塚剛）

曽於市における農業総生産額が475億ということで、前年度に比べて20億ふえました。これは、子牛肥育等の、やっぱり高値であったというふうに思っております。

ただ、ことしに関しては、子牛の値段も前年度からすると５万円近く下がってきておりますので、畜産に関しても、それほど大きく伸びることはないだろうというふうに思っております。

今後は、やはり曽於市にあった作物の選定と、やはり機械化、省力化によるものを考えないと伸びないだろうと思っております。

今後、畑かんの水を使ったハウスでの栽培、特に今、路地でもゴボウ等については非常に伸びてきております。今後、そういう農家が取り組みやすい作物選定をしながら、やはり、価格がやっぱり保証されるものが大事だろうと思っております。今後さらに努力をしていきたいというふうに思っております。

○１８番（迫　杉雄議員）

とにかく努力は一生懸命です。もう農業が基幹産業なんですので、これ以外にというような言葉ですが、やはり、今、やっぱり子牛の価格が横ばいになるおそれ等でも、畜産部門で目標は395億円相当を目指しているわけです。当分続くだろうというふうに考えられます。

そのほか、耕種部門も75億1,000万ということで、今、市長が答弁の中で言いましたゴボウ等の内容を、今後、公社の事業にどうやって生かしていくのか、それも期待もするが、また30年度、31年度にすぐ答えが出るわけではありませんけど、やっぱりこの方向性、計画ははっきりしてもらいたいと思います。

そこで質問ですが、公社の事業の中に、新規参入支援事業が入っています。これに対して、やはり新規参入、私の角度から考えますと、全国に発信して曽於市で農業をしてくださるような、志布志がとっているような内容じゃないかなと思います。

その中で研修のスタート等についての流れを伺いたいと思います。当然、Ｕターン、Ｉターン、Ｊターンに発信して、農業の曽於市にぜひと、あらゆる角度から日本列島で住みやすいのはこの曽於地区、曽於市だということを、もう一歩前に出て発信すべきではないかというふうに考えます。研修の流れの内容を、答弁を求めたいと思います。

○市長（五位塚剛）

農業公社をどのような形で進めたらいいかということを内部検討をいたしました。

例えば、ある程度の土地を確保して、そこに事務所やら機械センターもまとめたところに研修場を設けて宿泊できるものがいいのかなという議論もいたしました。

また、一部では、やはり研修生もそういう農村部じゃなくて、やっぱり買い物とかいろんな問題があるから、街に近いところの宿泊施設を確保したほうがいいんじゃないかという意見もあります。まだ、研修制度をどのような形で進めていくか、まだ確定しておりませんけれども、今後、設立したら農協さんを含めて、やはりいろんな形での御意見を聞きながら、研修を受け入れる体制づくりをしたいと思います。

やはり一番大事なのは、曽於市内で成功していらっしゃる農家がいらっしゃいますので、その農家に、やはり２年間ぐらい勉強する、研修する、体で農業を体験してもらう。そして、本当にこれならやれるというそういう自信、確信を持ってもらえるような方向で進めていきたいと思います。そのためには、曽於市内のそういう既存の農家の支援も必要だと思いますので、さらに検討させていただきたいと思います。

○１８番（迫　杉雄議員）

まだ、なかなか進んでないというふうに考えますが、市長の見解ということで、今、新規参入等々、そして、また公社の事業の内容に、直営事業となるとどういう作物、今の曽於市の現状からだろうと思います。新しく、ピーマンでもやろうかという考えじゃないと思いますが、ゴボウという言葉も出ましたし、特段の方向づけの作物は、どういうふうに考えているか、市長の見解、所見を伺います。

○市長（五位塚剛）

曽於市内では、いろんな作物がとれるんですけれども、やっぱり志布志は、相当、紆余曲折する中でピーマンというのを一つつくり上げました。非常に成功している例だと思っております。

これについては、特に農林振興課のほうで、かなり議論をしてきておりますので、課長のほうである程度の、この作物がいいのじゃないかなという考えもあるでしょうから、課長のほうから答弁をさせます。

○農林振興課長（竹田正博）

お答え申し上げます。

農業公社におきましての、今の段階の議論としましては、新規参入の支援事業として、研修機関としては市内の中心経営体で研修を主としたいということで、技術と経営のノウハウを習得させると。

それから、技術に関する座学、農業機械等の研修、そういったものについては、公社が主体となっていくということで決定をしております。

作物については、まだ具体的な作物については、決定しておりません。ただ、耕種部門で新規参入ということであれば、やはり曽於市の場合は土地利用型という形になってくるのかなというふうに思っておりますので、やはりカンショ、それから大根、ゴボウ、白菜、キャベツ、こういったものが主体となった、いわゆる複合経営という形になってくるのかなというふうに思います。

また、ハウスにおきましても、一部スプレー菊等がございますけれども、そういった部分でハウス栽培に取り組みたいという意向があれば、またその施設であったりとか、そういったものの環境整備というものが必要になってくるかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○１８番（迫　杉雄議員）

まだ適格な方向づけに、答弁が聞こえませんが、先ほどから言っているように、ゴボウはどう考えているんですか。28年、29年度にして、この実績額を見ると、28年度が１億1,000万円を超えたとこ、29年度が３億3,000万に上がっていますよね、そういうところから、また後、先ほどから口に出して、後ほどもやけど、ユズ等についても研究して、先ほどから市長が答えている後継的なものも継続に考えるのには、やはり、この市外からの参入も可能じゃないか、そういうふうに、ただ本市の根菜類のものをべらっと並べてみても、どうもあやふやに私は聞き取れます。

先ほどから出ているように、曽於市以外の成功する形では、やっぱり１本に絞ったりして、市外からの新規参入等を入れているような情報を見聞きします。まだその段階で、何かこう、固まっていないようですが、一回、課長、答弁をしてみてください。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

新規参入の公社での取り組みにつきましては、今、そこまでの議論でとまっているところでございまして、公社自体の最初の、いわゆるスタート時期には、新規参入事業というのは入れ込んでおりません。

従いまして、公社がスタートして、その間に新規就農の新規Ｉターンであったり、Ｕターンは家があるわけですけれども、Ｊターンであったり、Ｉターンであったりという方々については、まず、どうしても住居の環境が必要になってまいります。それから、もう一つは、やはり自己資金を持ってきていただかなければいけないという部分もございます。特に、志布志の公社などは、500万の自己資金がないと受け入れないという審査もあるようでございます。そういった部分も決めていかなければなりません。

作物につきましては、本人の意向というのもございますので、環境としてこういった根菜類、そして複合的な経営で推進をできればと思っております。

おっしゃるゴボウにつきましては、今、大隅の野菜事業所のほうで集荷をしておりますけれども、今、かなり面積がふえつつあります。それで、このゴボウにつきましては、今、周年栽培ができるということで、非常に取り組みがふえている状況でございます。そういった部分で、やはり受け皿づくりというのも大事になってくるかというふうに思います。

今、株式会社ヤマザキさんを中心として、また、このゴボウの面積をふやしていきたいという意向がございますので、そういった方面への仕向けについても拡大ができればというふうに考えているところでございます。

以上です。

○１８番（迫　杉雄議員）

一緒でしたね、思惑が。その中に、もう市外から参入するとなると、それなりの条件も要るし、まず住居という言葉も出ましたが、住居については、今、今年度から曽於市が空き家対策にかかわっていますよね、法的な角度から、そういうのを連携をとって、やっぱり市内を見渡しますと、空き家が、そらもう数多くあります。もったいない、もったいない。空き家を見聞して、倉庫がついておれば、俗に言う住宅と小屋があれば、これは、わざわざ足を運んでみて準備をする必要があるんじゃないかなと、ここ、私の個人的な考え。そのぐらいの努力をしなければ、１年先、２年先やったら、この目まぐるしい世の中は、何かやっぱりおくれをとるんじゃないかなと思いますので、課長の答弁、また、機会あるごとの議論をさせていただきたいと思います。

それでは、次、２項目めの農地保有適格法人ということで、現在、市外からの、この農地利用適格法人はどのぐらいおるのか、できますなら市内の法人との数字を尋ねるところですが、答弁願えますか。

○農業委員会事務局長（中山純一）

それではお答えいたします。

本市における市外の農地所有適格法人の農地権利所有面積については、平成30年４月１日現在の農地台帳面積8,273haのうち、全体面積の1.1％を占めている約89haが市外からの農地所有適格法人の面積でございます。

市内につきましては、約250haの面積を所有しているというようなことでございます。

○１８番（迫　杉雄議員）

今、市外から90haぐらいが参入しておりますが、聞くところに、見るところによ

りますと、当然、優良農地に入ってきております。

逆に市内の法人的な集約をする農家等は、やっぱりここに、全部持って市外からが耕作しているということ等で、なかなか口にも出せないということと、今の現状だと思います。

今後は、それが続くようであれば、先ほど言いましたように、やっぱり問題課題を残すということですが、この90ha相当が、どのぐらいの感覚で見ているのか。まだふえるか、これに何かの形で市内の法人で頑張ってもらえるか、そのあたりの議論がされておれば、答弁を求めたいと思います。やはり、ただ入ってくるだけというんでは、やっぱり農業振興を語るには、何か矛盾するよなという考えです。

○市長（五位塚剛）

私たちの曽於市の土地を、今、答弁がありましたように都城の大手の農業生産法人がかなりの数で、今、入ってきております。それが、今、非常に一等地、優良農地を借りられているようでございます。

非常に今、条件的に１反歩当たり１万円で、ちゃんと、あぜの清掃からいろんなことをされておりますので、貸し手にとっては非常にありがたいという声もあるようでございます。

一方では、今後は本当に地元の若い人たちが、近くの農地を借りようと思っても借りられないという状況が発生する可能性がありますので、このことについては農業委員会とも十分協議をしながら、やはり地元の農家、専業農家が借りられるような、やっぱり仕組みといいますか、そういう雰囲気づくりが大事だというふうに思っておりますので、また協議を進めてまいりたいと思います。

○１８番（迫　杉雄議員）

今の答弁で、今、問題課題としては捉えているし、今後の対応には仕組みというふうに考えなきゃいけないと思いますが、これ、次の質問にしたいと思います。

この90haからの生産、私、まだ不勉強ですので、ちょっと単純な確認で質問をするんですが、収穫、就農されれば、曽於市には何が残ることになりますか、税対策的なもの、当然、言葉で言えば、都城、市外ですので、その方面は何かがあるのかなと、私、まだわかりません。

90町歩当たりの生産物、それに生産額、そして持って出れば、曽於市に残るのは何でしょうか。それは単純に聞くところです。

それが１点と、ちょっと同じですので、やはり、今、私が手元にある29年度の生産実績額の中に、今、言う質問の内容は入っているのかな、入っていると思うんだけど、単純に言えば根菜類の中に、都城住所の法人が生産して持って帰ったものが、この面積に入っているのかの確認です。面積も、これに入っているのかの確認です

ので、単純な質問です。答弁を求めます。

○市長（五位塚剛）

曽於市の農業総生産額の算出というのは、曽於市内で生産された農家の農産物の総体です。当然、本社が都城にある企業が曽於市で生産されておりますので、その数もカウントされておられます。

ですから、収益としては都城のほうに持っていっておりますけど、農業生産額としては、そういうふうにカウントするような、この仕組みであります。

○農林振興課長（竹田正博）

お答え申し上げます。今、市長が答弁したとおりでございまして、この農畜産物生産実績を出すに当たりましては、都城市、いわゆる県外の大手のそういった法人のところに問い合わせをいたしまして、１年間の作付、それから収穫量、そういったものを聞き取りをして入れ込んでございます。

特に多いのが軟弱野菜、ホウレンソウ、あるいは根菜類でいきますとバレイショとか、そういったものも入っているようでございます。

以上です。

○１８番（迫　杉雄議員）

生産額、生産量は、当然、都城のほうに、法人に問い合わせればわかるわけですね。私が１点聞いたのは、その曽於市に対する、すぐ生産すればそれなりの税的なものが、曽於市に落ちるという感覚がどうなのかなと聞いたんだけど、市長、どうですか、教えてもらえんですか。

○市長（五位塚剛）

市外の方々が農業法人を立ち上げて、曽於市の農地を使って農業生産額を上げた場合は、曽於市には、残念ながらお金としては落ちません。

やはり、そこの会社の居住しているところで税は納めます。ですから、曽於市に市外の方々が農作業をされた場合に、ただ、借地料として農家の地主さんの方に一定量の賃借料が入るだけで、雇用といたしましても、なかなか都城の方々の雇用は都城の方々を連れてきて作業されますので、一部あるかもしれませんけど、全体的には曽於市には税金という形で、また雇用という形では、なかなか結びついていないのではないかなというふうに思っております。

○１８番（迫　杉雄議員）

市長のその答弁の実情だというふうに受け取ります。これについての議論は、後回しにするとして、あと、今、言った優良農地ということで、借料は１万円、相場ですね。今度は一方、畑じゃなくて田んぼにすれば、借料が、最低3,000円なんですよね。それは当然、市内の人です。市内で田んぼというのは集約、集積している

から、そこらあたりについては、特段な議論はないですか。

地主にすれば、前は何千円、１万円だったよと、だんだん減ってきて今は3,000円と。１反歩当たり3,000円という言葉が、どうも胸が痛くなるなという考えで質問をしているんですが、平均して、借り手のほうが有利なわけですね、貸し手よりも。だから、貸し手の言い分どおり、反当5,000円よ、3,000円よという内容です。そこの内容を、実情を、やっぱり何人か貸し手のほうの言葉が聞こえます。

これについて、せっかく、年とって自分で耕作できないから貸し出しているんだという立場を考慮すれば、先祖代々の田畑を3,000円じゃかわいそうだなという気がしますし、借り手のほうは、それは叩くだけ叩くんですが、端的に言います。それに対して、やっぱり市のほうから1,000円、2,000円ぐらいの補助は考えられないか、議論はしていないか質問をするところです。私の質問が届かないけど、補助的感覚は、今後持てないか、市長の見解を求めます。

○市長（五位塚剛）

今、言われるように、特に水田の場合は、非常に米のつくった場合に経費もかかって採算が合わないということで、米づくりをやめておられる農家が非常にふえてきているのは実態であります。

そういう、特に財部地域あたりにも、都城方面から、かなり入ってきておりますけれども、基本的には、農家または地主さんにとっては、水田も荒らさないために、ただでもいいからつくってほしいという状況になってきているのも、これは事実であります。

また、市では、市内の認定農家、また市内のちゃんとした法人に対して貸し借りをした場合に、出すほうも借りるほうも市単独事業で補助を出しております。かなりの、この金額というのは、トータルしたらかなりの金額を出しているんじゃないかなと思っております。

まだ、今後何かの対策をしなきゃならないなという気持ちはありますけど、今の農家の現状が、今あるということだけを認識していただければありがたいと思います。

○１８番（迫　杉雄議員）

今後、当局のほうで、この分は大いに議論をして、やっぱり貸し手と借り手と、借り手のほうは、何も心配はないわけです。けど貸し手は、先ほど言ったように、やっぱりただでんよかでと、そういうような気持ちですよね。やっぱりただはいかんち、やっぱり貸し手のほうが、自分の財産として次の代まで引き継ぐような体制をとっていかなければ、どうかすると、自分の先祖代々の田畑を、もう要らんと、もろてもおらんっていうような風潮が走り出すと、市長が、先ほど、今、答弁され

たような内容なんです。これは早目に議論をして対応を、一回してもらいたいと思います。認定農業者とも全然別の感覚で。

それでは、次の③に入りますが、あと、もう４番目の④に入ります。

市長のこの答弁書の中で、読み上げられましたが、大和フロンティアの竹サイレージじゃないと思います。竹ササの竹サイレージ、これに竹と読まれましたので、足を運んでいないということですが、一石二鳥、一石三鳥というぐらいで、七、八年かけて取り組んで、ササの飼料、肥料の栄養価を編み出しておるようです。

先般調査に行って、いろいろ聞きながら、近くでしたので、やっぱり近くでやっているというと歓迎するし、ごらんのとおり南九州は、特に竹の、言葉でいう産地ですね、この竹をいつの時代に竹に対応できるか考えないかんと。当然、鹿屋のほうも、何かこの事業に取り組むという話を、この会社で聞いたところですが、内容的には、今のところは準備も何もないということですが、俗に言えば、構想的に言えば、有機堆肥センターとか、できれば諏訪のほうの、今回、市が取得したフラワーパーク跡地の人家のないところ等に考えてみればどうかと思います。

また、できれば一回、担当課でも足を運んでみて、そして思惑は、この自然の竹を、モウソウダケ等をどうにかする一歩にすればいいんじゃないかと考えて、見解を聞くところです。再度答弁を求めます。

○市長（五位塚剛）

この問題は、非常に大事なことだろうと思っております。

特に、農業新聞でも、この高崎の紹介されておりました、非常に興味がある事業であります。やはり、曽於市もモウソウダケを含めた竹林が相当ありますので、これを生かすというのは大事なことであります。

事業として取り組むかどうかというのは、まだ検討しておりませんけれども、これの効能と含めた考え方について、畜産課長に答弁をさせたいと思います。

○畜産課長（野村伸一）

それではお答えいたします。

議員からの質問の中でありました笹サイレージでございますけれども、これにつきましては、先ほどありましたように大和鉱業さんのほうで2011年から県の試験場のほうと畜産試験場のほうと連携をされて、宮崎のほうで開発、試験研究されてきているようでございます。

その間、曽於市内でも平成28年に試験給与をしてみてくれないかというようなことで、畜産農家への試験給与をしてまいりました。それで、その結果につきましては、給与する中での嗜好性とか、そういうものは非常によかったところでございます。

ただ、単価的に、ちょっと折り合いがつかなかったということで、そこで試験的な段階での農家での普及ということが進まなかったというようなことでございまして、非常に栄養価的にも通常の粗飼料と変わらないというようなものでございまして、未利用資源としての活用としては、いけるんじゃないかなということで思っておりますけれども、単価的な面が、ちょっと合わないのかなというようなことでございます。

そこで、都城市ともいろいろ連携をとりながら、畜産関係についての協議をしておりますけれども、今、聞くところによりますと、都城市のほうでも市単独事業として、平成29年度より事業実施されておりまして、11個の経営体で給与されているというふうに聞いております。

その主なものが、養豚経営が４経営体、それと肉用牛の肥育経営体が３経営体ということで、いずれも添加剤というような使い方をされておりまして、肉質等の差別化を図って、肉等の商品化というようなもので差別化を図っていくために使われているということを聞いているところでございます。

そこで、本市でのＴＭＲ等への利用というようなことも議論されていないかというようなことでありましたけれども、本市の中でもＴＭＲにつきましては未利用資源として、今まで県内で成功されている３カ所程度あるわけですけども、そこあたりでの未利用資源としては、残渣等の安い低価格と、あるいは無償で提供できるようなそういうものを未利用資源として活用されておりますので、この笹サイレージについては、単価が現在33円程度、持ってきて39円程度というようなことであれば、ちょっと合わないのかなというようなことで、畜産の中では検討しているところでございます。

以上でございます。

○１８番（迫　杉雄議員）

今後の近い将来、早い時期に検討して、一歩前進、単価の問題もクリアするように議論を進めてもらいたいと思います。

１点だけ確認ですが、先ほどの答弁の中に出ました本市の飼料自給率36.4％ですね、これについて、私たちは36％、40％はちょっと見当はつきませんが、どういう自給率の位置か。今後見通しかけて、やっぱりこれは自給率が高いほうがいいわけですので、どういうような見当を持っているか、答弁を求めたいと思います。

○畜産課長（野村伸一）

お答えいたします。

飼料の自給率につきましては、これは通常、大家畜と呼ばれます肉用牛、乳用牛、ほかの中小家畜につきましても、自給率につきましては、これは０％に近いという

ような、ほとんど輸入物に頼っているところでございます。

大家畜の飼料の自給率でございますけれども、特に農耕飼料を主体として飼育するような家畜につきましては、これはどうしても自給率が低いところでございまして、繁殖牛等につきましては、自給率は83.8％となっているところでございますけれども、一方、肉牛の肥育、これらになりますと、自給率は11.1％ということで、特に子牛等につきましても、農耕飼料の自給が、供給が高いですので、34.3％というようなことで、トータルでいきますと36.4％、しかしながら、やはり粗飼料の自給率を高めるという目標がありますので、本市におきましても目標としては38％というものを掲げているところでございます。

以上でございます。

○１８番（迫　杉雄議員）

いろいろ議論をするわけですので、前進するのみというふうに考えます。

次……。

○議長（原田賢一郎）

迫議員、休憩しましょうか。

ここで、迫議員の一般質問を一時中止して、10分間休憩いたします。

―――――・――・―――――

休憩　午前１０時５６分

再開　午前１１時０５分

―――――・――・―――――

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き、会議を開き、迫議員の一般質問を続行いたします。

○１８番（迫　杉雄議員）

休憩が入りましたので、次の２番目に入ります。あとは、それぞれ、今後議論を深めていきたいと思います。

２項目めにユズ振興について上げておりますが、まず29年度、28年度の生産額等を比較してみますと、28年度は生産量で1,410トンの生産額が１億4,500万で、29年度が六百数トンでしたが、金額等も28年度の半分と、若干半分というふうに見ます。634トンですね。

ここで、いろいろ自然のいろんな気候的なものもありますし、それに対して聞きたいのは、kg単価が25円、20円だったですかね、数年前は35円もありましたし、30円もありましたが、このあたりを振興課のほうで単価は決めるんですか、それともメセナ食彩のほうで決めるんですか、ちょっと答弁を求めたいと思います。

○農林振興課長（竹田正博）

お答え申し上げます。

ユズの単価につきましては、毎年８月にメセナ食彩センター、それからユズ栽培同好会の三役の方々、そして農林振興課が入りまして、この三者で協議をいたします。

黄玉のユズ加工品につきましては、今、ずっと127円、kg当たり、これがずっと、去年もおととしも同じ価格でございます。ただ、昨年が違いましたのが、昨年、極端に数量が減りました634トンということで、青玉の確保が非常に難しいと、食彩センターも青ユズの、いわゆるゆずこしょうをかなりつくらなくてはいけないということがございまして、青ユズだけ、品物のいいものについては、kg単価150円ということで、昨年はさせていただいたところでございまして、この単価の決め方については、その三者で協議をしながら、今、九州内の動向、そして全国の動向、そういったものを見極めながら決定をさせていただいている状況でございます。

○１８番（迫　杉雄議員）

三者で決めると。ユズ農家の不満とか意見とかいうのは、余り聞こえないんです。どんどん、５円安くしても、10円安くしても余り聞こえない。ただ、上がるほうやったら喜ぶのかもしれません。

質問ですが、九州内の各ユズ生産、ユズ振興をやっているところの単価、もしくは取り組み等は、どういうふうに把握されているんですか。

ここの場合は青玉なり黄玉でkg単価で25円とかやっていますし、ほかのところは、いわば、俗に言う、いいのをパック詰めやらしているようですね、そういうのは努力しないわけですか。ただ搾汁だけ、搾汁だけ、今回もkgに合わせて生産量が少なかった年やし、やっぱり上げるという言葉が、私は、ここの、今、立っている立場から言うんだけど、せめて135円ぐらいやれよと、それが出てこないところは、ユズ農家ではそこまで不満的な意見が出ないのかなと思うところです。

せっかくレーンをふやしたわけだし、そしてまた今後、新植するという方向づけもできているし、その割に、ただ搾汁だけでは、先ほどから市長が答弁されているように、やっぱり今後、ちょうど昭和五十七、八年からの歴史がピークに来ているんじゃないかなと。もう、最初取り組んだ方が、大分亡くなっているし、息子の代になっているとか、そういうような現状です。

ですから、値段を上げるということはできないか、もうちょっと言えば140円ばっかりだというぐらいの発想的な議論はしないのか。ということは、やっぱりユズ農家を助けることがユズ振興なわけです。値切って楽をしたわじゃいかんわけです。どうですか、課長。

○農林振興課長（竹田正博）

お答え申し上げます。

おっしゃるとおりでございますが、ユズの単価、九州内、それから一番の産地であります高知県がございますけれども、そういったところは、青果への取り組みというのが確かにございます。

青果で出しますと、それよりも何倍もする価格で売れるわけですけれども、ユズにつきましては、どうしても虎斑症というのがつきまして、いわゆる実に点々がつくわけですけれども、これがないものが青果として流通するわけでございまして、ユズの現状を見ますと、ほとんど青果に出していけるというのは、二、三％ではないかなというふうに思います。

青果用のユズをつくるためには、非常に薬剤散布も、まだ、かなりしなければなりませんし、そういった、いわゆるコストをかけて青果で出すのか、あるいは最低限の農薬で加工用として出すのかということでいきますと、やはり産地的には加工用で回っているというのが現状でございます。

この単価の設定につきましては、やはり第三セクターの食彩センターを抱えているということもございます。食彩センターのほうとしましても、原料の買い入れの、いわゆる予算枠というものがございます。そういった中で動いていきますので、食彩センターの経営、そのものも我々も勘案しなければならないということでありまして、127円という単価、以前は100円という時期もございました。ですので、今のところでは生産者の方々が、この127円に対して安いという部分については、そんなには意見は出せないところです。

ただ、心情としては、やはり単価を上げてあげたいというところもございますが、食彩センターとの運営ということもありますので、現状ではそういった形でお願いをしているという状況でございます。

○１８番（迫　杉雄議員）

課長の答弁は噛み合わないのかもしれませんが、私は一方的、やっぱり生産者側に立てと、先ほども田畑の借料の話をしましたが、やっぱり貸すほうに立てというふうな立場で質問をして議論をしているところです。

世の中は、強いのが一方的だと、権限を持っているのが一方的だという考えで、何か抑えられると。この値段もその類いかというふうに受け取ります。

当然、食彩センターの立場もあると思いますが、市のほうは、大分、元を入れているわけだからですね。そして、農家に対しても、それはレーンをふやしただけでも搬入が楽になったんじゃないかと思います。それに対して、搾汁が余っているんですか、余るのであれば、その辺、メセナ食彩のほうが、第三セクターといえども努力をさせないかんです。

ただ製品を、搾汁をどっかに出すと、まだどこか遠くまで足を運べば、搾汁も何か商売になるんじゃないかと思います。どうかしたら29年度の分は、量がストックされているというような、耳にもしましたが、これは本当かわかりませんけど、去年は生産量が少なくて、ストックがあるということ等と引き合いに出せば、やっぱりユズ農家は余り感心せんです。

伸ばすものを、ユズ農家を徹底して伸ばせばいいですよ。やっぱり何かに引っかけて、曽於市のＰＲにつながっているのが曽於市のユズと、このあたりでは、それは宮崎の方の西都の方面でもあるわけですよね。けれど、やっぱり大々的にやれるのは曽於市のほうじゃないかなと思っています。あっちのほうはＪＡが絡んでいますよね。ここは、ユズに関してはＪＡは絡んでいないわけだから、大々的にやられるという気がします。何か答弁があれば答弁してください。

○市長（五位塚剛）

ユズに関しては、食彩センターの一つの会社でありまして、私も携わっております。

今、言われるように、ユズ農家を、やっぱりどうしても育てなきゃなりませんので、値段は下げる方向じゃなくて、上げる方向で、この間、ずっと議論してきました。ですから、農家の方々からは、不満の声は出ていないところでございます。

それで、今、非常にうちの曽於市のユズの果汁も、いろいろ引き合いがありまして、在庫が足らないところでございます。今、在庫調整をしながら出しているところでありまして、さらに、やはり言われるようにユズの生産量をふやさないと対応ができないというところまで、今、来ておりますので、引き続きユズ農家の育成、ユズ農家の安心した作業ができるような体制づくりというのをさらにしていかないと、問題が起きるのではないかなというふうに思っております。

○１８番（迫　杉雄議員）

最大限の努力をして、曽於市の顔のユズという位置づけを、今後、ユズ振興にかけてもらいたいと思います。いろいろ議論することや、質問することはありますが、次の人口増対策に入ります。

１回目の質問の中で、平成27年から取り組んでいる総合戦略です。曽於市まち・ひと・しごと戦略の内容に、もう３年目が過ぎますが、ＫＰＩはどの状況か。毎年、点検されていると思いますが、その分だけを、きょう、答弁を求めたいと思います。

○企画課長（橋口真人）

お答えいたします。

この総合戦略につきましては、目標となる人口の増になっておるところでございますが、まず一件一件、事業につきましてＫＰＩを設定しております。

28年度実績で申しわけございませんが説明いたしますと、例えば移住交流推進事業、これは森の学校で行っている田舎暮らし体験でございます。参加者数としては30名弱なんですけれども、その中からＫＰＩの設定につきましては、この中から移住相談を行うもの、これをＫＰＩとしては10人を設定しておりました。結果的には４人でございました。ただし、ここからまだ移住には結びついていないところでございます。

それから学校跡地を活用した女性起業家応援プロジェクト、これも森の学校で行っている女性起業家創業セミナーでございます。39名の参加がございまして、この中から曽於市内で起業していただきたい方を、ＫＰＩ設定としては２名としている、単年度で２名としておりました。28年度は１名の方が創業されたところでございます。

それから、企業誘致推進事業、いわゆる企業誘致推進委員を大都市の方に委嘱して、各企業を回ってもらう事業でございます。

28年度実績としましては、317件の訪問をしていただきました。ＫＰＩといたしましては、その中から曽於市で創業、あるいはビジネスマッチングが行われるということを設定しておりまして、年間２件という設定ではございましたが、３件あったところでございます。

それから、加工業務用野菜供給産地育成事業、これにつきましては、年間１件ということでＫＰＩを設定しておりましたが、１件ございました。これは、ヤマザキさんの分でございます。

それから、新規加工商品販売販路開拓事業でございます。ＫＰＩ設定としましては、飲料品を１品目ということでございましたが、これは27年度に１品目できまして、28年度実績はゼロでございました。

あと、特色ある観光誘致事業につきましては、体験型観光入り込み客数、これにつきましては、観光特産開発センターを主に動いてもらっておりますが、目標としましては、28年度500人を設定しておりました。実績としては3,345人でございます。

それから、地域内交流促進事業、いわゆる道の駅宅配事業でございましたが、これは、年間……。

（「課長、一遍、暫時休憩しようか」と言う者あり）

○企画課長（橋口真人）

こういう形でＫＰＩを設定しておりまして、最終的には人口目標でございます。人口目標を2020年、平成32年度には３万4,736人を、今、設定しているところでございますが、2010年の国勢調査による人口予測数では、2020年が３万3,480人でございました。これに対しまして、新しい人口問題研究所のデータによりますと、

2020年が３万3,616人となり、2010年の予想より2015年では208人の増となっております。しかしながら、目標に対しては、1,120人のまだ不足という形でございます。

以上です。

○１８番（迫　杉雄議員）

ＫＰＩの確認とか、そういうのを、やっぱりどこかの場で議論したりしていかなきゃ、もう５年というのはあっという間に過ぎるかと思います。

ただ、危惧するところは、最初の目標である平成20年、もしくは平成25年、ここに出ている数字が20年度で現在の３万6,000人、３万5,000人の人口が３万3,000人のここになっていますよね。25年と言えば、今から、もう７年足らず、それで３万600人という数字が出ていますが、恐らく、もう七、八年たつうちに、３万を割るんではないかなということと、やっぱり高齢化社会に対して、高齢化率が上がると、きのうも出ましたので、やっぱり心配だなという気がします。そこらあたりを、やっぱり引き合いに出さなければ、何か、こう意気込みが足らないのではないかと思います。

いろいろ、創生総合戦略に掲げた分の取り組みには、やっぱり、ちっとは心配するようなことを議論しなければ、ただ数字をクリアしますと、けど、一方から必ず人口は歯どめがかからないということですね。それに関して通告をしていると同時に、本市も、もっと特段な施策を打ち出さないかんのじゃないかということで通告したのが、やっぱり若者の還流定着を議論すべきだと、特に曽於高校の内容等も考えて、一歩踏み込んだような考え方でやらなきゃいけないと。

一回目の市長の答弁で、やっぱり財政的なものがあるということは重々わかります。奨学金というのもわかりますが、曽於市にも末吉にも、鹿児島相互信用金庫等がありますが、一回、奨学金制度について当たられたのか、当たられていないのではないのかと思いますが、それなりの曽於市独自の財源という角度からであれば足が進まないし、俗に言う、やっぱり今日まで、ここ数年頑張ってきたふるさと納税の財源等も、やっぱり使いみちがあるんじゃないかと思いますが、いろんな角度から進めてみる必要があると思います。

もう財源がだめだと一歩下がれば、もう人口は減る、若者は帰ってこないと、そこらあたりを一括で市長の答弁を求めたいと思います。

○市長（五位塚剛）

人口減少を食いとめて、若者を定住させるというこの取り組みは、曽於市のもっともな今の課題であります。それを前提として、総合的に私たちも議論をしてきました。

曽於高校の支援をしながら、地元で残ってもらいたいというお願いもしながら、

また、大学を出て就職をして帰ってきていただきたいというお願いもしております。

同時に、曽於市以外の方々に曽於市の魅力をＰＲしながら定住移住をいろんな形で、今、進めております。これについては、非常にまだまだ取り組みも弱い部分もありますけれども、職員一同、力を挙げて、また市民の皆さんたちの力、また議員の皆さんたちのお力もおかりしながら、曽於市が本当に元気になるようなまちづくりを、引き続き目指してまいりたいと思います。

○１８番（迫　杉雄議員）

前向き、この曽於高校支援という言葉であっても、やはり若者の還流を目指してやるべきだと。私は、この質問は前もしたんです。もう何年前け、長島町がブリ奨学金をやったとき、いろいろ調べたわけです。長島町と曽於市は条件が違いますが、やはりこの奨学金制度を角度を変えてでも打ち出すと。

もう、今のままで財源なし、どうしようもないと、やりたいがぐらいじゃもう進まないと思います。何かの方法、いい角度のやり方、先ほども言いましたが、ふるさと納税なり、もしくは相互信用金庫あたりの知恵もかりたらいいんじゃないかというふうに思います。

ここに、一般質問に臨むに当たって、５月吉日の曽於高校のあれがありますが、もう二期生、今回が二期生ということで、やっぱり大学進学が11名、あと、私立短大が13名と、あと今度は専門学校もおるわけですよね、専門学校。そして今度は地元就職、県外就職、行き先も、ここにちゃんと書いてありますが、こういうことなんかも県立、我々は曽於市、そこらあたりを飛び越えた角度で、やっぱり人口増を目指すべきだと思います。

あと、曽於市のまち・ひと・しごと総合戦略人口ビジョンについては、なお一層、念を入れて対応してもらいたいと思います。これにちなんでは、議会もそれなりの先を見通した思惑で、特別委員会で議論をしておりますので、再度、点検をしてもらいたいと思います。何かあれば答弁を求めます。

○市長（五位塚剛）

私たちの曽於市の、今後10年後、20年後を見据えた上で、今やるべきことというのが、たくさんあります。私たち行政のほうも一生懸命、その展望を持って、職員一体となって頑張っておりますので、成果がすぐには出ない部分もありますけど、継続して頑張ってまいりたいというふうに思います。

○１８番（迫　杉雄議員）

終わります。

○議長（原田賢一郎）

ここで、質問者交代のため、暫時休憩いたします。

―――――――・――・―――――――

休憩　午前１１時３０分

再開　午前１１時３２分

―――――――・――・―――――――

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第６、伊地知厚仁議員の発言を許可いたします。

○１０番（伊地知厚仁議員）

６月に入り、市内あちこちで瑞穂の国の象徴である田植えが始まっております。

四、五十年前は、米づくりは農家の重要な基幹作物であり、何日もかかる重労働作業でもありましたが、今では大体１日で田植えは終わります。

しかし、水路の管理については、圃場整備が終わっている場所は別ですが、迫田水田ではいまだに重労働であります。湿田及び半湿田の大半を占める迫田では、用水路の延長が長く、山の崖下を通り、大雨等で水路に崖崩れがたびたび発生している現状でもあり、また、耕作者は高齢者ばかりで後継者もいない、高齢者ばかりの水路の泥上げ、草払い等は困難を来しているのが現状であります。このような状況では、５年後、10年後には迫田の水田はほとんど耕作放棄地になるのではないかと懸念されております。

そこで、市内の迫田の水田を守る上で、用水路の補助率の高い国・県の事業はないのか、また、市単独での用水路のパイプライン化をする考えはないのか４点伺います。

①現在の市内の水田のパイプラインの状況は。

②迫田の用水路をどのように考えられているのか。

③高齢者の多い水路をどのように管理していくのか。

④市単独でもパイプライン化する事業をすべきではないか。

以上、４点を伺います。

次に、大隅一般廃棄物最終処分場について伺います。

現在、クリーンセンターの改修工事が始まっております。改修は31年度まで、17億3,000万円の大きな事業であります。現在、２号炉の解体作業が行われ、工事期間中は焼却灰が今までの半分くらいしか焼却が使用できません。その分、大隅最終処分場へ持ち込まれるごみの搬入がふえます。

このような状況のもと、その対策について８点ほどお伺いいたします。

①カラス公害対策について。

②現在のごみの処理状況は。

③ここ５年間の大隅一般廃棄物最終処分場への搬入実績は。

④地元住民からの苦情とか相談はないのか。また、その対応は。

⑤合併協議会での事項はどのようになっていたのか。

⑥今後の施設の管理方法、方針は。

⑦処分場入り口の未登記について。

⑧ごみ仕分けの説明会を、年１回ぐらいは開催の必要があるのでは。

次に、市道改良についてお伺いします。

今、田植えで農家は大変忙しい時期であります。今回の改良の要望が出されている市道も、この時期だけはトラクターや軽トラックが頻繁に往来してにぎやかでございます。

しかし、道路の幅員は狭く、見通しが悪いため、これまでも交通事故等の話を聞いております。このような状況の市道の対策について、４点ほどお伺いします。

①大隅中野自治会から岡元自治会までの市道の現状は。

②地元より改良の要望が出されていると聞くが。

③今後、どのように整備していくのか。

④いつから始まるのか。

以上、壇上より１回目の質問とします。

○市長（五位塚剛）

それでは、伊地知議員の一般質問にお答えしたいと思います。

１、水田のパイプライン化事業についての①水田のパイプラインの状況についてお答えいたします。

市全体で15地区がパイプライン化されており、内訳は大隅町が笠木原地区を含め12地区、財部町が飯野地区の１地区、末吉町が高松地区と寺園地区の２地区であります。

１の②迫田の用水路をどのように考えているかについてお答えいたします。

用水路の管理については、水を利用される地元で管理していただくのが原則であると考えております。

１の③高齢者の多い水路をどのように管理していくのかについてお答えいたします。

現在、市内の51地区の組織が多面的機能支払交付金等を活用して、農地・農業用施設の基礎的保全活動や質的向上を図る共同作業を行っております。

市といたしましては、この活動を全面的に支援及び推進しておりますので、できるだけ、この活動を活用して管理していただきたいと思っております。

なお、このような取り組みをされていない地域におきましては、随時相談を受け

ながら取り組みを推進してまいりたいと考えております。

１の④市単独でもパイプライン化事業をすべきではについてお答えいたします。

市といたしましては、財源を考慮し、国・県の補助事業を優先に活用すべきものと考えております。ただし、国・県の補助事業が活用できない場合は、市単独事業を検討する必要があると考えております。

２、大隅埋立処分場の①カラス公害対策についてお答えいたします。

最終処分場内では、通常、カラスは50羽から60羽ほど見かけますが、平成29年度施設補修のため、２カ月ほど焼却を停止し、可燃ごみを直接埋め立てしたときは、200羽程度のカラスを確認しております。

カラスの数が多くなるようであれば、農林振興課と協議して、駆除等の対策を行いたいと思います。

２の②現在のごみ処理状況についてお答えいたします。

平成29年度分でお答えしますと、可燃ごみは5,982トン、不燃ごみは1,047トンで、合計7,029トンが曽於市クリーンセンターに持ち込まれております。

曽於市クリーンセンターでは、焼却処分・破砕処理を行った後の焼却灰等を大隅最終処分場へ1,623トン埋め立てしております。

２の③５年間の搬入実績についてお答えいたします。

平成25年度は1,369トン、平成26年度は1,397トン、平成27年度は1,578トン、平成28年度は1,739トン、平成29年度は1,623トンの搬入を行っております。

２の④住民からの苦情・相談はないか、その対応についてお答えいたします。

直接の苦情はいただいておりませんが、平成30年５月10日に収集運搬業者が処分場近くで積荷の確認と地元自治会への説明について質問を受けたとして、業者から環境係へ連絡がありました。これに対しましては、５月11日に全ての収集運搬業者に対して連絡をいたしました。

地元自治会への説明会は、平成30年３月14日から東飯田自治会、飯田自治会、炭床自治会の自治会長に説明をし、文書と資料の配付を行っております。また、内山自治会は説明がないとのことでしたので、文書と資料を送付いたしました。

これ以外の地元住民からの連絡はいただいておりません。

２の⑤合併協議会での事項はどのようになっているのかについてお答えをいたします。

合併協議会では、大隅最終処分場につきましては、大隅町内の不燃ごみを合併後も搬入したい旨の協議がされました。合併後も継続して搬入するのであれば、計量器の設置と搬入ごみの有料化について検討されたようです。

最終的には、不燃粗大ごみの搬入については、曽於市クリーンセンターで受け入

れをして破砕し、容量が小さくなったものを埋め立てすることで、延命化にもつながるとの判断をされたようでございます。

２の⑥今後の施設の管理方針についてお答えいたします。

大隅最終処分場は、今後、22年程度で埋め立てが終了になるのではないかと予測しておりますが、今回の曽於市クリーンセンターの基幹的設備改良工事が完了しますと、ごみ焼却の性能が上がり、焼却灰が少なくなると予想しております。また、可燃ごみの直接搬入がほとんどなくなるのではないかと考えているところです。

引き続き、ごみの分別等に市民の皆様の御協力をいただきながら、大隅最終処分場の延命化を図ってまいります。

２の⑦処分場入り口の未登記についてお答えをいたします。

処分場入り口付近は、林道内山炭床線となっておりましたが、昭和58年から平成４年までの９年間で整備をしているようです。未登記部分につきましては、当該地権者からの申し出があり、調査を実施して地権者とも協議をしております。

今後は、関係機関とも協議しながら、前向きに対処したいと考えております。

２の⑧ごみ処理の仕分けの説明会についてお答えいたします。

平成12年に容器包装リサイクルが導入されたときに、各町それぞれ自治会等で分別等の説明会をしており、その後は自治会や団体等から要請があった際に説明に出向いております。

平成19年３月に、ごみの分別等を見直し、「ごみの分別の手引き」と「家庭ごみの分け方・出し方」のポスターを各世帯に配布しております。

今後も要請があれば、各自治会等へ分別の説明や指導に行く体制を継続してまいります。

３、市道改良についての①大隅中野自治会から岡元自治会までの市道の現況についてお答えいたします。

大隅月野の中野自治会から岡元自治会に通ずる市道中野・岡元線の現状につきましては、延長が1,474ｍで幅員の狭いところや見通しの悪いカーブが多く点在し、路面も老朽化している路線であります。

また、路線内には中野自治会や松尾田自治会の住宅や共同墓地等が点在しております。

３の②地元からの改良の要望についてお答えいたします。

この路線につきましては、お聞きのとおり地元の中野自治会、松尾田自治会及び岡元自治会の連名で市道整備の要望書が昨年10月に提出されました。

要望内容につきましては、隣接地の大部分は急傾斜で崩壊が繰り返し発生し、側溝も未整備な状況なので、幅員が非常に狭いために車の離合が困難で高齢者等の交

通事故も発生しているところであり、災害時の避難所への避難経路でもあることから、早急に整備してほしいとの要望であります。

３の③今後の整備についてお答えいたします。

本来ならば、全面的に改良すべき路線でございますが、現在、幾つもの市道の改良工事を実施しており、直ちに、この路線の全面改良に着手するのは難しい状況であります。

整備計画としましては、見通しの悪い危険なカーブ等の局部改修や舗装補修等の工事で対応させていただきたいと考えております。その旨を地元にも説明し、理解をいただいているところです。

３の④いつから始まるのかについてお答えします。

まずは、見通しの悪い危険な箇所等の局部改修については、地元と協議しながら来年度より年次的に整備していきたいと考えております。

以上で終わります。

○１０番（伊地知厚仁議員）

まず、水田のパイプライン化についてですが、市全体で15地区と説明がありました。これを見まして、私、びっくりしているのが、かえって末吉・財部のほうが多いんじゃないかと、そういうふうに思っていたんですけど、大隅地区のほうが12地区ということで、ちょっと意外であったのではないかと思っております。

これを逆の視点から見ますと、かえって財部・末吉地区の水田は、やっぱり整備され環境が整っているんじゃないかと、極端に言うと、三面側溝が整備されて、水の流れもいいと、あるいは水の取り口も二級河川、大淀川あるいは財部の大きな川からとっていて、水に支障がないからこういったパイプラインの事業が進んでいないのかなと、私はそういうふうに、自分なりに、今、思ったんですけれども、市長、この数字見て、どう思われます。

○市長（五位塚剛）

水田のパイプラインについては、やはり、どの地域も高齢化によって用水路の管理ができないということが、今、心配されております。

大隅のほうが、非常にパイプラインが多いわけですけど、それは大隅のほうが、やはり先を見込んだ形での水田の整備をしたときに、パイプラインにしようということで取り組んだ結果だというふうに思っております。

財部・末吉についても、末吉は、もうここの高松地区がほとんどでありまして、それ以外は全く今のような状況であります。

財部についても、飯野地区だけでありまして、財部の広大な水田の新田の地区は、三面の用水路で十分可能な状況であるというふうに思っておりますけど、今後、い

ろんな課題が出てくるのではないかなというふうに心配はしております。

○１０番（伊地知厚仁議員）

今、市長の答弁にありましたとおり、きょうも、ここに来るときに高松地区がトラクターや田植え機がいっぱい入っておりました。今、田植えのちょうど真っ最中でございます。

市長、お伺いします。今、水田を耕作する平均年齢というの、大体何歳ぐらいとお考えですか。

○市長（五位塚剛）

実際、農家の米をつくっている平均年齢というのが、数字上は多分ある程度は出ていると思うんですけど、70を超えた方々が中心になって米づくりをしているんじゃないかなというふうに思っております。

○１０番（伊地知厚仁議員）

私も、やっぱり同感なんです。こういった70を超えた人たちが、今、水田を守っているんです。そういった方が、あと５年、10年できますかというのを、でないと、ますます迫田の水田は耕作者がいなくなる、こういった状況を少しでも解決するには、結局、反土、水路の土手払いとか泥上げ、こういうのの作業を軽減をしていかないと、ますます迫田の水田は放置になりますよね。

ですから、このパイプライン化ちゅうのは、一つの作業軽減になるし、あるいは水、パイプラインの場合は、水を、ほとんど漏水しないわけですから、そのまま流れますから、水の節水にもなるんです。

そのために、多分、大隅のほうは水の少ないところが、このパイプラインの事業に乗りかかっているんじゃないかと、私はそういうふうに理解しているんですけど、今回もこのパイプラインについては、私、ちょっとちょうど５月のころに地元を通りましたら、月野を通りましたら、水利組合の方からちょっと相談を受けまして、もう伊地知君よと、もう、うちも高齢者ばっかりで、こんままでは水田をつくる人はおらんごっなっよと、なるだけ、そのパイプラインの事業ちゅうのができんもんかということで、市のほうに相談をしてみてくれということで、今回、一般質問をするんですけど、そういった状況が、今ずっと続いているち思うんです。

担当課にも話はしたんですけど、担当課にどういった事業があるかというのは、実際、結局、国の補助事業でないとできないということなんです。そしたら、国の補助事業には、いろいろ制約が出てきます。耕作放棄地があったらだめとか、あるいは農地集積をしないとだめとか、いろんなのが出てきます。

そういった中で、ならどうすればパイプラインができるのかというのを、きょう議論しようかと思って質問しているところでございます。

まず担当課、国・県の補助事業で、まずどういった条件整備が必要なんですか、パイプラインをするには。

○耕地課長（小松勇二）

お答えします。

国の事業をしますには、面積要件がございますので、その事業にもよりますが、その採択要件の面積要件をクリアすることが第一でございます。

○１０番（伊地知厚仁議員）

私もこのことを聞いてから、ちょっとパイプラインを事業を採択されたとこを見にいきました。ちょうど、面積が５町歩ほどで、水路が約１㎞ちょっとぐらいのところでしたが、ちょうど夕方行きましたら、管理をされる方がいらっしゃいまして、話をしたら、本当に楽になったと、もう、泥上げもせんでよか、やぶ払いもせんでよかと。こういった状況になるなら、何で早くせんかったかとおっしゃるんですけど、それには５年かかりましたと言いました。５年間、やっぱり事業採択なるまでしましたと。

しかし実際、その方も、今、70もう七、八歳なんですけど、本当楽になったと、まだまだ田んぼ、米づくりができると、そういうふうにおっしゃいました。

ですから、やっぱり曽於市の、迫田の水田を守るには、やっぱりこれからパイプラインだと思うんです。大きなお金が必要と思います。

今、面積とかいろいろありますよね、そのためには、どうしたら、一地区なら一地区でもいいですけど、その事業採択になるようにその土地の集積とかちゅうのを、そういった条件を緩和をするような、あるいは地元で話し合いをするような、そういったのを行政、少しだけでも手助けはできないかと私は思うんですけど、市長、どうですか。

○市長（五位塚剛）

今、市内のやっぱり水路、要するに、水の用水路については、先ほども答弁いたしましたが多面的機能支払交付金というこの事業で、今、51地区がして、これは非常に、今、助かっております。

人的な足らないところについても応援をもらって、ちゃんとお金を払って作業ができて、それを認めてもらっておりますので、これは国がこの事業をずっと続けてもらうということは、非常に大事なことでありますので、これは同時に進めたいと思いますけど、具体的に、また農家のほうである程度まとまったところでパイプライン化をしてほしいという具体的な相談があれば、私たちも、国・県に、やっぱり地元の農家の存続のために、パイプラインの補助事業を出してもらえんですかというお願いをすれば、当然、市の負担も、また場合によっては地権者の負担も出てく

るでしょうけど、皆さんたちがそれでよろしいとなれば、当然、前向きに検討はしたいというふうに思います。

○１０番（伊地知厚仁議員）

今の市長がおっしゃった多面的機能での支払ですね、直接支払なんですけど、これは、今現在ある水路の泥上げとか農道の維持管理、あるいは水道やら農道の補修、修理、そういったところに直接お金を支払いますよということで、今現在の水路をば、管理していくための交付金ということなんです。

それじゃなくて、私が言いたいのは、パイプラインをすれば、こういった、もちろん日本型直接支払制度もなんですけど、結局、農家自体が楽になる、長く米がつくれると、そこなんです。そこを行政に手助けしていただきたいんです。

答弁書の中にもありますので、随時相談を受けながら取り組みを推進してまいりますと書いてあります。また、４番目にも国・県の補助事業が活用できない場合は、市単独事業も検討する必要があると考えておりますというふうな答弁をいただきました。こういった答弁をいただいた以上は、前向きに考えていただきたいんです。

さっきも出ましたけど、ふるさと納税のお金がくれば、市のために、農家のためにというようなふうで、用途はいろいろあると思います。しかし、地元からこういう声が上がってきているということは、市長、重く受けとめてもらいたいのです。どうですか。

○市長（五位塚剛）

私も水田をつくっておりますけど、やはり１年に２回、反土の作業を出ております。本当に、前はたくさんの方が来ておられましたけど、高齢によって、もう参加できないという方が、ちょっとふえてきておりますので、今、多面的機能支払交付金、この事業に参加して、２年前から、一緒に、今、それでやっておりますけど、それでも将来的には、この事業がいつまで続くかという保証はありませんので、今、言われるようなパイプラインによる用水というのは大事だと思っております。

ただ、今の農村部のあのセッコタンの今ある用水路のところにパイプラインをするといったら、これは莫大な費用と経費がかかるだろうと私は思います。だから、条件が許せるところでないと、これは無理だろうと思います。

何といっても農家全体が、全部、それでもやりましょうよという、基盤整備を含めてやりたいというのがあれば、当然、同時並行でこれは可能だと思いますけど、ここはするけど、うちはもう、隣はもうそれは米をつくらんから、もうしないよというふうになれば、これはなかなか事業というのは、採択ができません。

先ほど言いました一定の面積がまとまって、皆さんが、やっぱり将来を向いてやりましょうというふうに機運が高まれば、私たちも引き続き、国、県に対してその

事業等の獲得に向けて努力はしていきたいというふうに思います。

○１０番（伊地知厚仁議員）

市長の答弁を聞いて、要は地元の熱意があればということなんです。あれば、まず国、県の補助事業に取りかかり、それでも、どうしてもない場合は、やっぱり市単独でも検討すると、そういうことでいいですか。

○市長（五位塚剛）

地元の熱意、地元の人たちが将来を見て、どうしても、この地域にそういうことでやってほしいというのがあれば、そういう方向で検討したいというふうに思います。

○１０番（伊地知厚仁議員）

第１項目は、これでいいです。

○議長（原田賢一郎）

ここで、昼食のため伊地知議員の一般質問を一時中止して休憩いたします。

午後は、おおむね１時再開いたします。

――――――・――・――――――

休憩　午後　零時００分

再開　午後　１時００分

――――――・――・――――――

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開き、伊地知議員の一般質問を続行いたします。

○１０番（伊地知厚仁議員）

続きまして、一般廃棄処分場について質問いたします。

まず、①のカラス公害対策についてですけど、答弁によりますと常時カラスが50羽から60羽ほど見られるということなんですけど、私も見に行きました。

そしたら、ことしに入って一般ごみが持ち込まれるようになりまして、この200羽のカラスが常時いるような今、状況なんですよ。近くの人なんからのちょっと苦情みたいなのを私聞きまして、どんなのがあるのかといいますと、カンショのビニールを破るとか、あるいは植えつけたカンショの苗を引っこ抜くとか、そこにはメガソーラーが2.1ha分ほどありまして、かなりの広範囲なんですけど、そのメガソーラーの施設の黒い板ですね、あれなんかを突っついたりとか、あるいはソーラー施設にふんを落としたりとか、そういった被害が出ていると。

あるいは、今なんですけど田植えの時期に入りますと、やっぱり田んぼの中に入ったりして悪さをしていると、こういったことで大分カラス公害が出ているということなんですけど、その点についてこの答弁書によりますと農林振興課と協議して

駆除の対処を行いますと回答をしてあるんですけど、これについて市長、そのカラス公害をどういう今度の最終処分場に生ごみを持ち込んだことにより、こういう事態が出てきたわけです。

それに対して、市として地元に対して、先ほどちょっと出ました自治会には文書や資料配布をしたとあるんですけど、これじゃやっぱり自治会、地元に対してちょっと申しわけないというような気がするんですけど、どうですかね。

○市長（五位塚剛）

今回予算をいただきまして、末吉のクリーンセンターの大規模改修に入りました。炉をとめて、１台を動かしながら１台をやるということになりましたけど、今回また２のほうの炉もちょっとふぐあいが生じて、どうしてもとめざるを得ないところがありました。そういう関係で、クリーンセンターに一般廃棄物を処理ができないという時期がありましたので、当然ながらそのために大隅のほうの最終処分場のほうに一般ごみも持ってまいりました。その関係で、カラス等が多分大量に集まったんだろうというふうに思います。そういう意味では、地区住民、またメガソーラーを含めていろんな方々に御迷惑をかけたなということは、本当に申しわけないと思っております。

○１０番（伊地知厚仁議員）

それと、結局あそこに生ごみを持っていくんですけど、その処理の仕方ですけど、それについて担当課は説明できますか。

○市民課長（内山和浩）

それでは、お答えいたします。

現在、施設内には10ｍの幅で奥行きが20ｍ程度の穴を掘っております。深さが３ｍぐらいございます。これを掘りまして、パッカー車が取りつけ道路からごみを落としておりますけれども、そこから約３ｍ下にごみを入れまして、そのごみを固めながら上のほうへ３ｍほど上がってくるようにしております。約２ｍから３ｍぐらいが埋まっていくものと考えております。

そこで、重機のほうで転圧をしまして３ｍ以上達しましたら、覆土をしまして砂利をまた入れまして、収集車が３ｍほどまた前方のほうへ入れるようにするような処理をしておりまして、これを繰り返して埋め立てを行っているところでございます。

○１０番（伊地知厚仁議員）

まず、答弁があったようになんですけど、まず29年度のごみの量で最終処分場に持ち込まれた量が約7,000トンですよね。これはクリーンセンターにですね。最終処分場が1,623トン、7,000トンのごみがクリーンセンターに持ち込まれていたのが、

焼却炉が１つ減っただけで約3,500トンが最終処分場に持ち込まれるということになりますよね。

そうした場合、今のこの生ごみの処理の仕方、私も見に行ったときにあそこを管理する職員に聞いてみたら、一応生ごみが持ち込まれて、まず今説明があったようにやっぱり転圧していくと。転圧してある程度の高さまでなる間は、やっぱり生ごみがそのような状態でずっと置いてあるということなんですよ。それに、おっしゃった覆土をしていくとなると、砂の量も相当ふえますし、まずあそこのまだ延命処置にならないんですよね。ですけど、今のやり方ではカラス被害はなくなりません。

私も、大隅町時代にかつてあそこを見に行ったときに、カラスを入れるわながあったんですよ。一旦あの中に入ってしまうと飛び出せないような柵のわながありまして、それでカラスを大分処分しよったはずなんですけど、あのとき動物愛護団体からの苦情か何かがきまして、そのわなを撤去するようになりまして、今現在そういったわなもついておりません。そうした場合に、ならこのカラスをどういうふうにして駆除していくかとなりますと、狩猟によるしかないのかと私はそう思うんですけど、農林振興課はどういうような駆除を考えていらっしゃるのかお聞きします。

○農林振興課長（竹田正博）

お答え申し上げます。

おっしゃられるとおりでございまして、有害の駆除につきましては、その地区地区からこういった駆除をしていただきたいという要望が参りますので、それを受けて駆除隊のほうへお願いをする形になっております。カラスにつきましては、今ほとんど銃器による駆除ということになっている状況でございます。

○１０番（伊地知厚仁議員）

そこの職員に聞いてみますと、やっぱりカラスが一番多いのは土曜日から日曜日、職員がいないとき、かなりふえているそうです。カラスは一旦そこに餌があるとなると、どんどんふえていきますからこの対策だけは早目早目にとっていかないと、ますます地区住民に被害を及ぼすと。あるいは、ごみ収集車が最終処分に行くんですけど、その台数もかなりふえているはずなんですよ。

あそこが、市道であれば建設課に文句を言いたいんですけど、あそこは県道なんですよ。岩川宮ケ原線の県道になりますので、できましたらやっぱり市のほうから県のほうに、あそこは狭いです、道路が。飯田自治会があるところだけは中央線が入って広いんですけど、後の前後は本当狭いです。カーブも多くて。

ですからそういった高所伐採とか、やぶ払いとか、そういったのを県のほうに要請するとか、できるんであれば、市のほうの建設課の作業班でもできるんであれば、そういったやっぱり地元に対する心配りというのをとっていただきたいんですよ。

でないと、ごみだけを搬入して、市はただ説明会で終わりましたよでは、ちょっと私は納得ができなんですが、市長はどうですか。

○市長（五位塚剛）

今回、クリーンセンターの大規模改修のために、大隅のこの地域の方々に御不便、または迷惑をかけていることについては本当に申しわけないと思っております。今言われるように、県道についていろいろと支障があるようでございますので、これは県のほうにもお願いをして、また伐採をしてもらいたいと思います。また、市のほうでできることについては市のほうでもまた対応を進めてみたいと思います。

○１０番（伊地知厚仁議員）

それでは、地元住民からの苦情相談はなかったですかということなんですけど、ここに書いているのは収集業者が処分場近くで荷物の確認と地元自治会の説明について、質問を受けて、業者から環境係へ連絡がありました。いずれにしましても、このごみに対しては地元の方々からやっぱり苦情が出ているんではないかと思うんですよ。直接は市の担当課のほうには来なくても、車のスピードが出ているとか、そういったのもあるんじゃないかと思います。そこら辺たいもやっぱり、気配りをしていただきたいと思うんですよ。２年間ですよ。

これが、１カ月か２カ月で終わるんであれば、我慢してくださいで通るかもしれませんけど、31年度までですので、２年間は長いです。やっぱりごみに対しては、普通の一般ごみでも近所隣でもごみの捨て方によってはやっぱりトラブルになることがいっぱいあるんですよ。ですので、ましてや市が管理する最終処分場でございます。そこら辺たいは、地元に迷惑がかからんようにしていただきたいと思っております。

次に、この合併協議会のことなんですけど、13年、14年前のことなんですけど、当時の合併協議会は末吉、大隅、松山、輝北と、そういった旧町が入りまして協議をやったんですけど、最終的には今現大隅、財部、末吉というようなことになりまして、そのごみに対してもクリーンセンターで償却した分を大隅に持っていくというようなふうでできたんですけど、最初の協議会であったことをここに書いてあるんですけど、計量器を持ってきてはあるんですけど、これは本当前のことですので、今どうこうということはありません。

ましてや、最終処分場に焼却灰を持っていくということで、最終処分場の延命にもなっておりますので、この合併協議会のことについて別段質問は控えさせていただきます。

あとごみに対しては、次は処分場入り口の未登記についてお伺いします。

答弁によりますと、昭和58年から平成４年までの９年間で整備したところが、未

登記分があるち答弁なんですけど、実際何筆ぐらいの未登記があるんですかね。

○農林振興課長（竹田正博）

お答え申し上げます。

今回の、来られた方については受益としては１名の方でいらっしゃいまして、道路がずっとぐっと曲がっている状態でございますので、担当のほうで計算しますと、約10ａ近く、1,000ｍ^{2}近くあるんではないかということでございます。

○１０番（伊地知厚仁議員）

その面積10ａあたり、10ａということなんですけど、３年であれば３年であるように、多分固定資産税なんかもされているんじゃないかと思うんですよ。そこら辺たいも長い間ほっておったというのはこちらの失態ですので、ここに書いてあるように地権者と協議して、なるだけ早くその未登記をなくすというようなふうに、やっぱりこちらが動かないことには、相手からは来ませんから、ですから今回こうして最終処分場のことが出てきましたときに、いや、未登記もあるんだよというような話が出てきたんですよ。実際、私も知りませんでした。

ですから、こういった後々こういった問題が出てこないように、早目早目にこういったのは処理していただきたいと思います。執行部当局が直接行かれてもいいんですけど、そうした場合、どうしてもちいうかあれば、その中間に入るような人を見つけて立てて、そういった未登記分を早くなくすというような、そういったやっぱり対策をとっていただきたいと思います。市長、どうですか。

○市長（五位塚剛）

市が、この間農地の整備、市道改良工事を含めていろんな事業をしてきましたけど、旧町時代に残念ながら未登記のままで事業がなされていたところがかなりあったようでございます。そのために今、未登記の分を計画的にずっと予算をとって登記を進めてきております。ただ、今回私も初めてこの部分がまだ未登記だったのを知りました。これは本当に、やっぱり行政としてはこのままではいけませんので、早急に相手方と相談をして登記を早目に終わらせたいというふうに思います。

○１０番（伊地知厚仁議員）

旧町のことをいってはなんですけど、大隅町時代には工事優先ちゅうんで、承諾をいただいておけば登記は後でいいがというようなことで、工事を率先してやりよった時代があったと聞いております。今では考えられないことなんですけど、まず登記をやってそれから工事に入るというようなふうにしていただきたいと思います。

あとはごみの、ごみ処理仕分けの説明会を年１回ぐらいはということで質問をしました。平成19年度３月にごみの分別を見直し、手引きあるいは家庭ごみの仕分け、出し方なんかをポスターを各世帯に配布しておりますとあります。昨日の上村議員

の質問でもありました。高齢者がふえまして、どうしてもごみの出し方が煩雑になってきているというふうなふうで、ここら辺たいも、もう一回、もう10年になるわけですので、もう一回見直しをして、各自治会あるいは高齢者世帯なんかには、きのうなんかも10分間サービスとかいうような介護支援制度でですか、あるようですので、やっぱりなるだけごみを少なくすると。あるいは資源ごみに再利用するというような市民への説明というのが、再度必要ではないかと思うんですけど、どうですかね。

○市長（五位塚剛）

曽於市に、都城、霧島あたりから曽於市に来られたときに、非常にごみの出し方が厳しいという声も聞かれます。志布志、大崎に行ったら、全てこれは燃やしておりませんので分別をしておりますけど、これはまたかなり厳しいです。それでも、最終的にうちの場合も、分別をしたけど最終的にはクリーンセンターでまとめて燃やしている部分もあるんですね。そのあたりはもうちょっと見直しをして、この分別のやり方は市民がちょっと利用しやすいような形の取り組みをすべきじゃないかということで今内部検討もしておりますので、検討させていただきたいと思います。

○１０番（伊地知厚仁議員）

今回、クリーンセンターで改修が始まりまして、２年間という、あと長いんですけど、ちょうどいい機会と捉えて、もう一回市民の皆さんにそういったごみの分別の仕方というのを、やっぱり説明をしていったほうが将来的にもクリーンセンターの延命、あるいは最終処分場の延命にもつながると思います。そうですから、要請があればじゃなくて、こちらから出向いていくような、そういったやっぱり行政サービスが必要じゃなかろうかと思います。市長、どうです。

○市長（五位塚剛）

今後は、分別の仕方も再度市民課のほうで十分検討はいたします。また、その説明に対しても、我々のほうから出向きながらいろんな形での説明をしながらしたいなというふうに思います。また、生ごみについても堆肥化ができないかということも十分検討いたしました。生ごみも燃やすんじゃなくて、場合によっては有機、堆肥センターで堆肥化できることも検討いたしました。そういうことを含めて、資源の有効活用を含めて検討させていただきたいと思います。

○１０番（伊地知厚仁議員）

今市長が答弁にありましたとおり、いろんなごみの活用ということを、今後さらに検討していただきたいと思います。ごみについては、一応これで終わりたいと思います。

続きまして、大隅中野自治会から岡元までの市道の現状にということで、回答を

いただけております。当初、壇上で私も質問しましたとおり、本当狭いし見通しが悪いです。これが市道かというくらい、私は思っているんですけど、市長はここの道路を通ってことはありますか。

○市長（五位塚剛）

中野の振興住宅もつくりましたし、また選挙のときも、それから上のほうに通りまして私自身も認識はしております。

○１０番（伊地知厚仁議員）

通ったことがあれば、なおさら話しやすいです。あそこには、松尾田自治会に７戸数ぐらいですか、あるんです。中野であそこに関係のあるという人なんかが五、六件ぐらい、合わせても十二、三件くらいの戸数の方々があそこを利用されております。先ほども言いましたように、今の時期は通りは結構あります。農作業者、運搬車が通っております。去年もちょうど今の時期に交通事故がありました。トラクターとバイクの事故でした。ちょうどカーブのところ、曲がり角のところでですね。バイクの女性の方は入院もされました。

だから、私が言いたいのは市内にもこういうところがありますよと、市道で。こういうところを、やっぱり改良していかないと、人口が多いところばかりの市道改良じゃなくて、言葉で言えば何ですかね、手の届かないようなところに手を差し伸べてあげるような、そういった暖かい行政サービスというのが必要じゃなかろうかと思います。

答弁書で、側溝も未整備な状態、幅員も非常に狭い、車の離合も困難である。また、災害時の避難所への避難用でもあると。そういったことで、地元からは早急に対処していただきたいというような要望も出ているわけでございます。

これまで、本来であればこういった要望書が早く出ていて、市も早く対応すべきやったんじゃなかろうかと思いますけど、これも地元から声が出て初めて行政が動くというようなことになっております。声が出ないことには行政も動けないところもあるとは思いますけど、こういった見通しの悪い危険なカーブ等はやっぱり早急に改良していかないと、要はカーブカットみたいなことですよ。そういうのをしていただきたいと思うんです。

最後には、年次的にやりますって書いてあるんですけど、その点について、ならいつからそういった工事を始めるのか、あるいは市道であれば長期振興計画に乗せて、31年、32年、33年とやっていく計画を持っていらっしゃるのか。あるいはそれ以外に、まずはカーブカットをして、まず危険個所を取り除いていくような、そういった工事をしていくのか、そこら辺たいの考えがあればお聞かせください。

○市長（五位塚剛）

市民からの市道の改良工事というのは非常にたくさん来ております。それを、やっぱり担当課のほうでそのところの利用状況とか、いろんな集約をしながら今年次的にどの事業でやるかとずっとやってきました。ただ、ここの場合は非常に住宅が市道沿いに面しておって、拡張をしていくというのが非常に難しい地域になっているようでございます。そういう意味ではやっぱり住宅まで、土地まで買収して建物を動かしてもらうというのは、これはなかなか市ができる状況ではありませんので、拡幅できるようなところは離合できるような場所ということでそれは検討できます。

あと、カーブカットもできると思いますので、これについて一応担当課のほうを含めて、現場調査をさせたいというふうに思います。

○１０番（伊地知厚仁議員）

市長から前向きな答弁をいただきました。私は、ちょっと前に大隅の担当課の職員と話したんですけど、今の現在の進め方であれば、あそこの市道改良がなされるのは何年先かわからないと。市道としてですよ。そうした場合に、ならあそこに今住んでいらっしゃる方なんかは、かなり高齢者の方が多いです。そういった方々が、今現在困っていらっしゃるんですから、極端にいいますと市道ではなくて、市道から農道へ格下げといいますか、そうした場合に、あそこの周辺は田んぼがありますので、田んぼの、先ほど私が言いました中山間地域総合整備事業とか、こういった事業と含めてあそこの道路を改良するというようなことができないものかと、これは私なりに考えたんですけどね。そういったことができるんであれば、そっちのほうが早いんじゃないかと思うんですよ。これの質問に誰か答えができるですかね。

○市長（五位塚剛）

市道を農道に格下げをして、そういう事業に取り組んだらどうかという、考え方としてはできないことではないと思うんですけど、ただその事業が果たしてそれだけの、今の地権者が持っている農地の整備、当然土地改良事業を取り組みますので、それをできる余力、気持ちがあるかというのが前提になってきますので、簡単ではないなという気はしますけど、一つの考え方としてはわかると思います。

○１０番（伊地知厚仁議員）

一つの考え方として、できるかできないかわかりませんけど、検討はしていただければと思っております。

最後になります。いつから始まるのかということなんですけど、市長答弁によりますと来年度より年次的に整備していきたいと書いてあるんですけど、来年度といわずにできればことし、ことしの予算はもう組んでありますので、予算状況に応じては年度末ですけど、建設課の予算が残るようであれば、このカーブカットとかいうのはことしの予算で何とかならないものだろうかと、私はそういうふうに市長に

ちょっと訴えたいんですけどね、地元の声を聞いて。どうですか。

○市長（五位塚剛）

地元の声を聞いて一般質問でされるんでしょうけど、同じような状況のところはいっぱいあります。伊地知議員の言っていることは十分わかりますけど、一般質問で取り上げたからことしの予算に入っていないをやるというのは、なかなか私も英断ができないところであります。そういう意味では、やっぱり職員を、現場を見ていただいてどういう方策があるかということを含めて、今後対応させていただきたいと思います。

○１０番（伊地知厚仁議員）

どうも予算の都合がつかないようでございまして、来年を期待せんないかんのか、できましたらことしでできればいいかなと思っております。

今回、３点ほど質問をいたしました。この３点ほどが地域あるいは自治会からの要望はありまして、私にちょっと一般質問してくれんかということで相談があったんですけど、要は地域の方が困っている、あるいはパイプラインにしても高齢化でどうにもならないというような、そういった問題はいっぱい出てくると思うんですよ。そういったときに、行政がどういうふうに手を差し伸べていくかというのが一番大切じゃないかと思っております。

ですので、今後もやっぱり地域の声を、私なんか議員通してもいいですけど、できましたら市の担当課とかそういったのが今多分、集落に各配置されていると思うんですよ。そういったところから声を拾い上げていただければ、まだまだ曽於市はよくなるんじゃないかと思っております。

ぜひ、今後の職員の御活躍をお願いしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（原田賢一郎）

ここで、質問者交代のため、暫時休憩いたします。

――――――・――・――――――

休憩　午後　１時３３分

再開　午後　１時３５分

――――――・――・――――――

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第７、重久昌樹議員の発言を許可いたします。

○１番（重久昌樹議員）

１番、無所属自由クラブの重久昌樹です。さきに通告しておきました２項目につきまして、御質問いたします。

まずは、大きな１項目めの道路行政についてであります。

道路行政につきましては、今まで多くの議員の方々も質問されており、多くの市民の方々の道路改良に対する思いが強く感じられるところであります。

私も、昨年11月の市議会議員選挙のときに、現在改良中の笠木の２路線につきまして、地域の方々から早い進捗と早期完成を望む声を多く聞いております。また、私の地元の大先輩でありました坂口議員も地元の要望を受けまして、この２路線については強い思いで取り組んでいたと思っております。道路をよくすることで、地域や自治会の活性化、また高齢運転者の事故防止にもつながってくると思っております。

以上のようなことを思い、４点について質問いたします。

①社会資本整備総合交付金事業とはどのようなものなのか、お伺いいたします。

②事業量配分の手続方法はどのようにされるのか、お伺いいたします。

③市道笠木・かんじん松線、土成・柳井谷線の30年度予算の工事予定と工事概要について、お伺いいたします。

④両路線の現状と今後の対応について、お伺いいたします。

次に、２項目めの光回線の整備についてであります。

最近、人工知能とか情報通信技術という言葉をよく耳にいたします。以前、新聞でございましたけれども、スマート農業という記事を目にいたしました。「人工知能搭載のロボット技術や情報通信技術を活用した次世代農業が、日本の農業のありようを劇的に変えるかもしれない。高齢化に悩む中山間地域の農業に息吹を与える可能性もある。政府は、価格問題を含め、広く農業者が利用できるよう環境整備を急ぐべきだ。既にトラクターにおきましては、無人操縦を生かして１人で数台のトラクター作業を管理できる技術が完成に近いというような状況であるようでございます。また、自動運転の田植え機等も開発されまして、数cmの誤差で熟練者並みの直進機能が得られている」という記事でございました。

情報通信技術というのは、日々目まぐるしく発達していることを関心したところであります。

また、先日の南日本新聞でしたか、鹿児島県の農業大学校で人工知能なり情報通信技術を活用したスマート農業を学ぶ講義があったと。自動運転で農場を耕せる最新式のトラクターの実演で、新しい農業を実感したとありました。本年度から積極的に講義に取り入れているということでありました。

日本農業は、農業者の高齢化と担い手不足が大きな問題になっている中で、将来の農業を担う若い世代の中では新しい技術がどんどん取り入れられており、世の中の流れに沿った環境整備の必要性を強く感じたところであります。

以上のようなことを思い、２点について質問いたします。

１番目ですが、曽於市内における光回線の整備状況はどのようになっているのか、お伺いいたします。

２番目に、未整備地区に与える影響を市長はどのように認識しておられるか、お伺いいたします。

以上、１回目の質問といたします。

○市長（五位塚剛）

それでは、重久議員の一般質問に対してお答えしたいと思います。

１、道路行政についての①社会資本整備総合交付金事業について、お答えいたします。

社会資本整備総合交付金事業は、大きく分けて、社会資本整備総合交付金と防災・安全交付金があります。

社会資本整備総合交付金は、国土交通省の地方公共団体向け個別補助金を１つの交付金に原則一括し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金として、平成22年度に創設されたものであり、曽於市では、主に道路改良や住宅建設等に活用しております。

防災・安全交付金は、地域における総合的な老朽化対策や事前防災・減災対策の取り組み等を集中的に支援するために、平成24年度に創設されたものであり、主に橋梁の長寿命化対策や住宅の防災対策等に活用しております。

１の②事業量配分の手続方法について、お答えいたします。

事業量の配分については、特に重点配分を行う事業として社会資本整備総合交付金では、アクセス道路の早期の効果発現が見込める事業、防災・安全交付金では、長寿命化の取り組みを推進するため定期点検及び長寿命化計画の策定等に配分を受けております。

国の施策・補助金等に委ねられる部分が大きく、補助額は曽於市の財政力指数等で補助率の決定がなされております。

事業量については、市の進捗状況等を踏まえた事業計画を、県の指導のもと国に提出しているところです。

今年度の道路改良工事については、補助率55.5％、橋梁等については、国の重点施策となっていることから、補助率61.05％の内示を受けております。

１の③市道笠木・かんじん松線と市道土成・柳井谷線の30年度予算の工事予定と工事概要について、お答えいたします。

まず、笠木・かんじん松線は、社会資本整備総合交付金事業で国の補助金を活用する事業です。

今年度の工事概要といたしましては、笠木集落付近で施工延長が約60ｍ、幅員6.5ｍで計画しており、主にのり面工、土工、旧道へのすりつけ工事等です。

この路線については、辺地対策事業でも実施する計画で、市吉集落から川床集落への区間約100ｍを幅員5.5ｍで整備します。

次に、土成・柳井谷線でございますが、過疎対策事業として過疎債を活用した事業です。工事概要といたしましては、施工延長が約50ｍで幅員６ｍを計画して、主にのり面工、舗装工等です。

１の④両路線の現状と今後の対応について、お答えいたします。

笠木・かんじん松線の笠木地区につきましては、道路の高低差があるため、現道とすりつけができていないことから、地元の皆様には非常に御不便をおかけいたしております。

平成30年度から平成31年度で現道とのすりつけの準備工事を行い、平成32年度で現道とすりつけが完了し、通行可能となる計画です。

土成・柳井谷線については、国道269号線側の約200ｍを拡幅工事されておりますが、現在は牧自治会側の坂道付近で見通しの悪い箇所を整備中であり、ここが約３年で整備の見通しがつくことから、その後に国道側への着手を計画しているところです。

２、光回線の整備について、①光回線の整備状況について、お答えいたします。

曽於市内の光回線につきましては、ＮＴＴの交換局が市内に９局あり、そのうち財部、末吉、岩川、五位塚、馬立の一部の光回線の設置が完了しております。

残りの恒吉、大隅坂元、末吉、柿木、財部大川原の交換局については、採算性が見込めないことから整備が望めない状況となっています。

２の②未整備地区への影響について、お答えいたします。

光回線は、インターネットを高速で使いたい若い世代の方々や会社等の業務において大きなデータの送受信が必要な企業等のニーズが高いと考えております。

また、都市部との情報通信網の格差から、移住定住の促進施策にも少なからず影響があると考えており、未整備交換局の整備を国に対しても積極的に要望するとともに、確実な利用者が見込める地域については、ＮＴＴに交換局の光回線化をお願いしてまいります。

以上です。

○１番（重久昌樹議員）

それでは、２回目の質問をさせていただきたいと思います。

今、大きな１番目の１から４まで、現状、対策なりいろいろな状況なりを説明いただきました。大体内容がわかったところでございますけれども、なかなか工事が

進まないという印象を受けたところでもございます。

最初の質問ですけれども、30年度の社会資本整備総合交付金の補助額はどのようになっているのか、教えていただきたいと思います。

○大隅支所建設水道課長（八木義久）

お答えします。

今年度の補助金につきましては、現時点で5,078万2,000円の内示を受けております。

○１番（重久昌樹議員）

それでは、過去５年分について、その補助額がわかっていたら教えていただきたいと思います。

○大隅支所建設水道課長（八木義久）

過去の補助金でございますが、平成25年度、5,297万5,000円、26年度、4,559万5,000円、27年度、4,955万1,000円、28年度、9,000万2,000円、29年度、4,998万8,000円でございます。

以上です。

○１番（重久昌樹議員）

わかりました。今お伺いしたところ、大体同じぐらいの金額で横ばい状態かなと思っておりますが、28年度については倍ぐらい補助額があったようでございます。

大体同じような金額ということで、これであれば整備も同じぐらいの間隔で進むのかなと感じておりますが、予算獲得につきましては、かねてから市長も一生懸命取り組んでいただいていると理解もしているところでございます。

このような国庫補助につきましては、市長みずから国の事業だと思いますけれども、国交省等に働きかけをいただきまして、強く要望をしていただきたいという思いでありますけれども、市長どうでしょうか。お伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

今、全国的に道路改良を含めて住宅建設をするためには、社会資本整備総合交付金事業というのがどの自治体も活用ができるいい制度なんです。ですから、当然申し込みが多ければ、最初は補助率55.5％であるけれど、最終的には申し込みが多くなると補助率が落ちるというのが現実であります。ですから、国自体がこの事業の全体額をふやさなければ、全く事業が思うようにいかないというのが現実でありますので、国交省がこの予算を確保するという面と、財務省からの事業の予算の配分をどれだけとれるかというのが大きな関係がありますので、引き続き国に対しても要請を進めてまいりたいと思います。

○１番（重久昌樹議員）

わかりました。今、答弁をいただきましたけれども、少しでも市長がリーダーシップをとっていただいて、多くの予算を獲得していただくことが、早く改良ができる道ではないかというふうに思っています。

地元の笠木の２路線はもちろんですけれども、曽於市内の全ての道路について、早く改良ができることを、今後粘り強い要請を要望したいと思います。

次に、土成・柳井谷線について、先ほど概要についてお聞きいたしましたけれども、さきの３月の予算説明の中で、市内における橋209カ所について、長寿命化計画に基づいてランクづけをして整備をしていくというふうに説明を受けたところでございますが。この土成・柳井谷線につきましては、橋が何個かかかっているというふうに思っておりますけれども、この橋について、長寿命化計画をされる中で現状どのようになっているのか。また、建設年度は何年度ぐらいに建設をされたのか、わかれば教えていただきたいと思います。

○市長（五位塚剛）

橋梁は一番お金がかかります。ですから、橋梁の建てかえというのは非常に市としてもやりたいんですけれど、それができないために、長寿命化という形で補修等で進めてまいります。ここの現場について、建設課のほうで計画があるのかどうかを答弁させたいと思います。

○大隅支所建設水道課長（八木義久）

お答えします。

この路線につきましては、５つの橋がかかっております。国道側のほうから渡橋４号、これは平成15年度に建設されております。次に渡橋２号、昭和25年度建設、次が渡橋１号、同じく昭和25年度に建設、続きまして馬渡橋、これが一番古いんですが昭和18年度に建設、次に上馬渡橋、昭和40年度に建設されております。

以上です。

○１番（重久昌樹議員）

今、橋について説明がありましたが、橋梁の改善についてランクづけがあったと思うのですが、ランクづけで修理をしないといけないところがなかったか、お伺いいたします。

○大隅支所建設水道課長（八木義久）

こちらの橋については、平成27年度に橋梁点検をしております。どの橋についても、通行に支障が生じていない状態という判定が出ております。

以上です。

○１番（重久昌樹議員）

わかりました。課長の説明がありましたが、今のところは緊急性はないというと

ころで理解をしました。

今後、改良に伴いまして、先ほど市長も言われましたけれども、橋のかけかえ工事等も必要になってくると思います。一番古いと言われました馬渡橋につきましては、高さも結構あると思います、路線の中では一番。また、幅員も今の景清から来た道路に合わせますとまた幅も広げないといけないのかなというふうに思っています。そうすると、また価格も上がってくるというふうに思われるところでございます。

ここを含めて、今後早い工事の進捗を期待するところでございます。この両路線については、今まで何回も一般質問等でも出てきていると思いますので、市長も十分に認識されていると理解するところでございます。

曽於市の高齢化率につきましては38％前後だというふうに思っておりますけれども、この地域の方は特に高齢化が進んでいる地域でもあります。また、畜産農家もたくさんいらっしゃいます。その中でも多頭の農家もいらっしゃいまして、競り市にも毎月急な坂を行き来したり、生活道路としていつも利用されているのが現状でございます。迂回路としましても今の旧道を利用する方法とか、狭い道路を行き来して危険を伴う現状であるようでございます。若ければ車の離合でもさっとよけて離合がスムーズにいくんですけれども、高齢になりますとなかなかそれも難しいのかなというふうに感じているところでございます。地元住民の方は早期の完成を心待ちにしている状況でございます。

このような現状を十分認識していただいて、今後、さらなる努力を期待いたしますが、市長もう一回よろしくお願いいたします。

○市長（五位塚剛）

笠木・かんじん松線を含めて、いろいろと大隅地域の皆さんたちから、自分が生きている間に道路の整備をしていただきたいという切実な声も何度も聞いております。それをもとにしながら、市といたしましては、限られた予算を３町の状況を見ながら整備していますけど、国の補助金をもらわないといけませんので、１日でも早く完成できるように引き続き努力をしていきたいというふうに思います。

○議長（原田賢一郎）

ここで、重久議員の一般質問を一時中止して、10分間休憩いたします。

―――――・――・―――――

休憩　午後　１時５８分

再開　午後　２時０７分

―――――・――・―――――

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開き、重久議員の一般質問を続行いたします。

○１番（重久昌樹議員）

それでは、２項目めの光回線の整備についてであります。

光回線につきましては、答弁書の中に今の整備状況なり今後の整備に対する市長のお考えなり、わかったところでございます。これを受けまして、前向きに積極的に要望していくということでございますけれども、もう一回質問をさせていただきたいと思います。

市長は市長になられてから、このように光回線のことにつきまして、市民の方から要望を聞かれたことがございますか。

○市長（五位塚剛）

基本的には私が市長になる前に議員もしておりましたので、いろんな形で市民の声を聞いておりました。私が議員の最初のときに、内村工業団地に光回線を入れるという事案が出てまいりました。最終的に私が市長になって、工業団地だけではいけないと思って、五位塚のほうの交換局が同じルートでありましたので、そちらを含めた79局をいたしましたけど、そのほうが広域的に利用できました。

これは多くの市民の方々から要望が出ているわけですけれど、まだまだ対応できないのが現状でございます。

○１番（重久昌樹議員）

わかりました。工業団地の件については、私もお聞きした経緯がございました。やはりこのような企業を誘致する際は、どうしても必要なのかなというふうに感じているところでございます。

先ほど整備の状況をお伺いいたしましたけれども、未整備地区に学校が何校ぐらいあるのかわかれば、教えていただきたいと思います。

また、学校教育には何も影響がないのか、そこらあたりをお伺いいたします。

○学校教育課長（川路道文）

お答えいたします。

学校の回線の状況ですが、市内23校中、光回線整備されているのが17校、ＡＤＳＬの回線が６校という状況でありますが、この６校については光回線のエリア外ということになっております。

ただ、学校での活用については、子供たちがインターネットを利用して調べ学習をするというのが中心になっておりますので、インターネットが活用できる状況であれば、特に支障はありません。

以上です。

○１番（重久昌樹議員）

特に支障はないということであります。

もう一つ、先生方がそれぞれ学校を異動されるわけですけれども、そういう環境の整ったところから、未整備地区のところに来た場合に、不満とか要望とかがないのか。そこらあたりもお伺いしたいと思います。

○学校教育課長（川路道文）

現在、各学校から回線についての要望は特に聞いていない状況であります。

○１番（重久昌樹議員）

わかりました。そういうことは直接はないということですけれど、私も今回質問をするに当たりまして、市民の方からの要望もお聞きいたいました。直接先生からお伺いしたわけではないんですけれども、間接的に光回線があればなあというようなお話をされる先生もいらっしゃるようでございます。

そういった環境のところから未整備地区になると、光回線という必要性を感じて、そういう声が出るのかなというふうに感じているところでございます。

それと、市長にお伺いいたしますけれども、光回線とＡＤＳＬ回線、一般の電話回線、ここの違いは何だと思われますか。

○市長（五位塚剛）

光ケーブルの場合は、単独の特殊なケーブルを専用に引っ張ってきております。ＡＤＳＬはＮＴＴの電話回線を利用しておりますので、これについては山田議員のほうが非常に詳しいんですけれど、答弁はできませんけれど、その違いだというふうに思っております。

○１番（重久昌樹議員）

私も少し調べてみたところ、違いが幾つかあるようでございます。一番の違いについては、回線速度の違いということです。回線速度について、市長、どれぐらいの速さの違いがあると思いますか。

○市長（五位塚剛）

速さについては特に調べたことはありませんけれど、この本庁も光ケーブルが入っております。パソコンを立ち上げてもなかなか立ち上がりません。要するに、利用する方が多いんだろうと思います。早いといっても、立ち上がるまでにはなかなかだと思っていますけれど、競争したことはないからわかりません。

○１番（重久昌樹議員）

立ち上がり等については私も余り詳しくないんですけれども、容量などの関係もあるんじゃないかなというふうに思っております。私も調べてみたんですけれども、びっくりしたんですが、新幹線と自転車ぐらいの違いがあるというふうに書いてありました。回線速度と安定度については、天と地の差があるということも書いてあ

ったところでございます。私の友人になりますけれども、インターネットオークションを、若い人や年配の人でされる方がいらっしゃいます。この方が、地域外なんですけれども、インターネットオークションで落札をしたということで、明くる日に取引をしようとしたら、別の人に落札されていたということで、原因は通信速度が遅いために相手にとられたというような現状があるようでございます。

新幹線と自転車で福岡に買い物に行くのにどちらが早いかというようなことじゃないかと思っておりますけれども、それぐらい回線速度が違うということは、やはり整備が必要ではないかなというふうに感じたところでございます。

また、ＩターンとかＵターン、そういう方の受け入れとか定住促進事業、企業誘致、人口増対策を進める中でも大きく影響してくると思います。人口減少の歯どめにも光回線の整備がどうしても必要だと思いますけれども、先ほどの答弁書の中にも移住定住の促進施策、ここでも必要だということを答弁いただいておりますけれども、市長、もう一回ここらあたりをお答えいただきたいというふうに思います。

○市長（五位塚剛）

光ケーブルの速さが新幹線と自転車の差だというのを、きょう初めて聞いて非常に勉強になりました。これは多分忘れないだろうというふうに思います。

そういう意味で、多くの市民の方々が利用を願っているんですけれど、最終的にはＮＴＴさんが採算ベースになるかならないかというのが、大きな課題であります。国から、この事業に対してもっと積極的に私はやるべきだというふうに思います。そうでないと、ＮＴＴさんだけでは到底できる問題ではありません。日本全国、１人の国民として同じ税金を共有するものについて、これだけの差別が実際にありますので、非常に大きな問題だと思っております。

鹿児島県下の中でも、島のところでは光が全く入っていないところもありますし、そういうところからも国に対して、県の市長会としても上げております。これも全国各地から国に対して要望を上げていかないと、前に進みませんので、さらに努力をしていきたいというふうに思います。

○１番（重久昌樹議員）

前向きな答弁をいただきまして、ますます要求活動を進めていただきたいというふうに思っています。

あと一つ、交換局のところで問題があるということで、交換局の未整備地区が４つあると思いますけれども、この交換局が整備をされている地域でも問題がございまして、光ケーブルの最終地点というものがあります。ずっと遠くまで延びていくわけですけれども、最終地点から先の自治会、地域、３㎞先まで光回線は来ていますけれども、そこから先がなかなか進まない。３㎞先に１人、２人そういう希望

をされる方があっても、なかなか作業が進まないと。大体目安として100ｍに１人ぐらい、ですから３㎞ぐらいありますと30名の回線を利用する方が必要だということであるようでございます。こういう地域は市内にも多くあると思います。

交換局だけでなくて、こういったところも行政が主体となって改修を進めるべきではないかなというふうに感じているところでございます。ここら辺もあわせて整備ができますように、要望したいというふうに思っております。

また、さきの２月４日、知事と語る会の中でも、この光回線のことについて話も出されたというふうに聞いておりますけれども、均衡ある曽於市発展のためには、どうしても市内全域で光回線が利用できる整備が必ず必要だというふうに思っているところでございます。今後、未整備地区における光回線の整備が早期に実現できますように、国なり県に強く市長のほうからも働きかけていただくように要望いたします。市長、どうでしょうか。

○市長（五位塚剛）

先ほども答弁いたしましたように、私たちの地域だけではなく、県下全域での問題であります。また、同時にＮＴＴのほうにもお願いをしなければなりません。そういう意味では、市の負担も出てくるでしょうけど、いろんな意味で努力をしていきたいというふうに思います。

○１番（重久昌樹議員）

早期に実現できますことを期待いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（原田賢一郎）

ここで、質問者交代のため、暫時休憩いたします。

――――――・――・――――――

休憩　午後　２時２１分

再開　午後　２時２３分

――――――・――・――――――

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第８、松ノ下いずみ議員の発言を許可いたします。

○２番（松ノ下いずみ議員）

２番、誠和会の松ノ下いずみです。今回は市民生活に関連したことを主に、３項目について質問させていただきます。

まず、１項目め、いきいきサロンについてお伺いいたします。

①曽於市内で現在、いきいきサロンを行っている自治会などの数は幾らかお尋ねいたします。

②世話役、あるいはリーダー的な方の引退などにより開催できなくなっている地域もありますが、把握されていますか、お尋ねいたします。

③休止しているサロン再開の対策をお伺いいたします。

２項目め、コミュニティＦＭについてお尋ねいたします。

曽於市内の有線放送やオフトークを廃止して、ＦＭ放送方式に変更して２年が過ぎました。放送の聞こえない地域など、中継アンテナ移動や出力増強で、聞こえない地域が解消されると聞いております。

そこで、①、質問です。昨年度聴取率調査をされていますが、その結果をお伺いいたします。

②夜間、特に深夜の火災発生、火災鎮火の放送は必要なのか、お伺いいたします。

③曽於市外からの通行車両へもＦＭ放送があることとＦＭ周波数を知らせることが曽於市を知ってもらえる大事なことだと考えます。国道や県道、主要道路の市境、道の駅などに簡易な看板等で告知することは考えられないでしょうか、お伺いいたします。

３項目めの質問、川内原子力発電所について質問いたします。

福島第一発電の事故が起きて７年になりますが、収束のめどが立たず、避難された方々は仮設にそのままだったり、帰還を諦めた方々など、まだまだ先が見えません。

①原子力発電については賛否両論があり、鹿児島県と地元薩摩川内市は多額の交付金等が入って潤っていますが、周りの自治体には何か恩恵があるのでしょうか、曽於市にとってのメリットがあるのか、お伺いいたします。

②鹿児島県は御存じのように、たくさんの活火山があり、現在、桜島、霧島は活発な状況にあり、住民の不安ははかり知れません。特に、桜島は、大正大噴火級の爆発のおそれがあると言われており、噴火した場合、鹿児島市内で１ｍ、原発周辺で15㎝の降灰が予想されていますが、これはあくまでも予想であり、風向き次第でどうなるか、想像もつきません。それでも、稼働させる九州電力、稼働を容認する鹿児島県知事の姿勢をどう思われますか、お伺いします。

③川内原発が事故を起こした場合、福島原発事故でもわかるように、被害は広範囲に及びます。人的な被害はもちろんのこと、農産物被害は鹿児島県全体に及び、当然畜産のまち曽於市も壊滅状態となります。住民に対する対策はできているか、お伺いいたします。

④原発稼働年数は原則40年が言われて、川内原発１号機があと７年ほど、２号機が８年ほどで40年を迎えます。それ以降稼働しないように、曽於市は声を上げるべきだと思います。曽於市の考えをお伺いいたします。

この３項目の質問について、１回目の壇上からの質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、松ノ下議員の一般質問に対してお答えしたいと思います。

１、いきいきサロンについての①曽於市内で現在、いきいきサロンを行っている自治会等の数は幾らかについてお答えいたします。

曽於市内のいきいきサロンは、末吉地区が61団体、大隅地区が25団体、財部地区が44団体で、全体で130団体です。

１の②世話役、あるいはリーダー的な方の引退により開催できなくなっている地域についてお答えいたします。

現在、活動を休止しているのは６団体です。全て財部地区であります。

１の③休止中のサロン再開についての対策についてお答えいたします。

いきいきサロンは、社会福祉協議会の自主事業として展開されております。社協へ問い合わせたところ、世話役が引退されて、後を引き継ぐ方がいないことが休止の主な理由でした。

市では、リーダー育成として、平成28年度からサポーター養成講座を開催しており、おのおのの地域でサロンなどの住民主体の活動に参加が期待されております。今年度も講座の開講を予定しており、ほかに民生委員や地域のアドバイザーなどへの働きかけにより、サロンの再開や活性化につなげたいと思います。

また、サロンは元気度アップポイント事業の対象になり、地域振興券にかえられるよう個人ポイントもたまります。このような点も生かして、地域の活性化へつなげていければと考えます。

２、コミュニティＦＭについての①聴取率調査の結果についてお答えいたします。

昨年７月に自治会を通じて行った調査では、ラジオ定時放送や臨時放送が聞こえるようにしている世帯は82.4％でした。

また、家族の誰かが通常の番組を１日１時間以上聞いているかの問いには、よく聞いているが23.6％、少しは聞くが28.9％で、聞いていないが40.3％になっていました。

２の②夜間、特に深夜の火災発生、火災鎮火の放送は必要かについてお答えいたします。

市内で発生した火災は、市民の皆様へのお知らせと消防団員の出動要請の手段として、コミュニティＦＭを自動起動して放送しております。火災発生の放送は、いち早くその情報を伝達し、発生地域周辺住民の避難などの判断材料としていただくことや迅速な消防団員の出動を促すために必要であります。

また、火災鎮火の放送は、火災が収束したことを市民の皆様にもお知らせするこ

とで、延焼の不安を取り除くとともに、消防団員の追加招集が不要であることを認識していただくためにも必要であります。よって、これらの放送は市民の皆様の生命財産を守るために大きな役割を果たしていることから、昼夜を問わず放送しているところであります。

２の③地域外へのＦＭ周波数のお知らせについてお答えをいたします。

曽於市のコミュニティＦＭ放送は、曽於市民向けの情報番組となっております。しかし、放送を行うパーソナリティからは市内のイベントの情報や観光地情報も放送されていることから、市外から曽於市に訪れる方々への広報手段として、看板等の設置も検討したいと考えます。

３、川内原子力発電所についての①曽於市にとってのメリットについてお答えいたします。

川内原発の立地による税収や雇用等の影響が曽於市へどれぐらいのメリットがあるかはかれませんが、広い意味で捉えると、他県への電力の供給を含めて、安定した電力の供給がなされていることだと考えております。

３の②九州電力、鹿児島県の姿勢に対する考えについてお答えします。

鹿児島県知事は、平成30年２月の県議会での提案理由において、原子力については県民の安心・安全が一番と考えており、川内原発に係る防災対策の充実と強化に全力で取り組みながら、多様で豊かな自然を活用し、再生可能エネルギーを推進することで、原発に頼らない社会づくりに向けた歩みを進めていきたいと述べられております。

原子力発電所は、国の厳しい基準にのっとり、安全対策を行っておりますが、想定を超える大規模な災害等が発生し、原子力発電所に重大な事故が発生した場合の影響ははかり知れないものがあります。

曽於市は、県及び九州電力が原子力発電所については安全性を全てにおいて優先させ、防災対策のさらなる充実・強化に取り組んでもらうとともに、再生可能エネルギー等の安定供給を推進することで、原発の依存度を可能な限り減らしていくことを願っています。

３の③川内原発事故が起きた場合の農畜産物販売対策についてお答えいたします。

福島の原発事故により、福島県を中心として風評被害によって農畜産物価格が低迷したのは御存じのとおりだと思います。川内原発で同様の事故が発生した場合の農畜産物の市独自としての対策は講じておりません。福島の対策例でいきますと、行政を初め、ＪＡや生産者団体及び大学などと連携し、取り組まなければならないと考えます。

また、ブランド力を高めることが風評被害への対応策だとも言われておりますの

で、今後技連会を中心に議論したいと思います。

３の④原発稼働年数原則40年の堅持についてお答えいたします。

原子力発電所の運転期間は、原子炉等規制法で40年とされておりますが、国の原子力規制委員会が認めた場合は、１回に限って20年まで延長することが認められております。

一方、鹿児島県においては、これまで一貫して、運転期間は原則40年と公言しております。曽於市としても、原子力発電所の運転期間は、県と同様に40年を堅持すべきであると考えております。

以上です。

○２番（松ノ下いずみ議員）

じゃ、２回目の質問をさせていただきます。

サロンは、自治体、団体等が自発的に開催して、それに助成金がもらえる活動ですが、いきいきサロンという言葉を聞いて久しくなりますが、当初と比べて何か変化がありましたでしょうか、もしわかっていればお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

私も市内のいろんなサロンを見てきました。また、何周年記念とか、いろいろな形の行事等も開かれて、招待されていったところがあります。非常に地域でのお年寄りが家に閉じこもるのではなくて、地域で集まって、お茶を飲みながらいろんな話し合いをするということがこのサロンの目的でありまして、非常にそういう意味では、私たち曽於市にとっては非常に大事なことだというふうに思っております。中身の充実を含めて、さらにこの事業は広げていただければありがたいなと思っております。

○２番（松ノ下いずみ議員）

先ほどサロンの数をお聞きしましたけど、残念ながら財部は少ない。大隅も少ないですけど、財部44団体ですけど、②の質問に行きまして、残念ながら私の自治会も休止状態です。北校区公民館自治会で続けているところもないようです。

社会福祉協議会雑紙に掲載されている各地のサロンや買い物支援をされている自治会等は活発に活動されていますが、世話役などのいない自治会は何もしなくなっています。以前は開催していたけど、しなくなって、家だけにいると、ぼけるからと、移動販売車なんかが来たときにお茶とお菓子を持ち寄ってひとときを過ごされたり、商売をされていた方が規模を縮小して、その場所を開放してお茶飲み場、茶飲ん場を提供されているところがあります。

ひとり暮らしの方を誘い出すお互いの健康を確かめ合う、笑う、楽しむなど、健康増進維持につながると思っております。こういうところ等をサロンにまた持ち込

んでいくという補助的なことはできないものでしょうか、何団体かあるみたいですので、お伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

サロンにつきましては、モデル的なところを含めて進めてきました。やはりこういう事業は、地区の公民館が中心になって、場合によっては各自治会でもやってもらえばありがたいんですけど、先ほど言ったような、いろんな条件が整わないとできません。

市といたしましても、いろんな形の支援はしていきたいと思いますけど、考え方について、介護福祉課長が答弁をしたいと思います。

○介護福祉課長（小園正幸）

それでは、お答えいたします。

サロンにつきましては、社会福祉協議会が自主事業としてやっているんですが、その開催回数に応じまして、共同募金から運営費といたしまして、少ないところは5,000円、多いところは１万2,000円の活動費の助成をしているところです。それだけでは少ないというところもあると思いますが、自主的な活動ということで、市のほうの援助といいますのは、先ほど市長が申し上げたポイントアップ事業というのがあります。

これに申請をいたしますと、ほとんどのサロンが申請をしているんですが、１人、回数に応じますけども、最高5,000円分のポイントがつきますので、例えば20人の会であると、みんなで年間10万円の運営費というのが集まります。それは個人で分配しても構わないんですけども、その一部をまたその運営費に充てるとか、そういうこともできますので、ぜひ市といたしましては、このポイントアップ事業、個人ポイントになりますけども、そのポイントで援助をして、先ほど言われましたように、地域のお年寄りが非常に生き生きできる場所でもありますので、支援をそういうものでしていきたいというふうに考えております。

○２番（松ノ下いずみ議員）

そのポイントアップ事業で１人5,000円いただけるというのはわかるんですけど、それを申請していく世話係がいらっしゃらないところとかというのは、何か助言とか、そういう方を探すとか、そういうアドバイスとかはできないものでしょうか。いらっしゃらないからサロンがないわけで、お伺いいたします。

○介護福祉課長（小園正幸）

市ではリーダー育成をしておりますので、それとアドバイザーさん、民生委員さん、そういう方がいらっしゃいますので、そういう方々にいろいろ機会あるごとに広報活動をしております。こういう事業がありますよということでお知らせをいた

しておりますので、そういう方々、地域で活動していらっしゃる方がいらっしゃいますので、同じ自治会にそういう方がいらっしゃらなくても、民生委員さんは地域で活動しておりますので、その自分の受け持ちの地域、そういう中で、こういうポイント事業があるから、こういう有利ないいのがあるから、それをしてみたらどうですかと、これをすることによって助成を受けられますよというふうな広報活動をしていただきたいというふうに考えておりますので、いろんな機会があるごとに、会があるごとに地域のリーダーの皆さん方にお知らせをしたいというふうに思います。

○２番（松ノ下いずみ議員）

それでは、その民生委員さん方とか、お世話してくださる方に声かけをよろしくお願いいたします。

関連して、今後の福祉について少しお伺いしたいと思います。

曽於市の高齢化率が今では39％を超えていると思われますが、これからの福祉は、入所型介護から通所型に向けていく方向で進んでおりますが、社会福祉協議会情報紙に、要支援者へのサービスは、「アウトリーチを基本としてコミュニティソーシャルワークの強化、既存事業の見直しと充実、新規事業の研究・開発」などなど書いてありますが、具体的にどのような取り組みをしていかれるのか、少しお伺いいたします。

○介護福祉課長（小園正幸）

まず、施設サービスから居宅サービスに変わるという、変わるわけじゃないんですけども、なぜそういうふうになるかといいますと、お年寄りの数は、少しずつは減っていきますけども、余り変わらないんですけども、要は14歳から64歳の働き盛りの方、そういう方が人口が大幅に減ってまいります。

そうなると、施設もなんですが、居宅もなんですけども、サービスを提供してくれる、その事業所で働いていただける方が少なくなるということで、大変施設の場合は労働が厳しいと、厳しいわけでは、腰が痛くなるとか、そういうものがありまして、意外に嫌われているところがあります。

今後、処遇改善で、給料等が上がっていくと思いますけども、そういう意味で、国も施設からの脱却として介護、居宅の充実、それと施設のほうはお金がかかりますので、そういうふうにして居宅のほうというふうに進んでいくのではないかというふうに思います。

ただし、曽於市の場合は、施設につきましては、かなり小さいまち、大きな規模にしては進んでおります。整備率は高いです。たくさん特養とか、地域密着型の30人未満の施設ができております。

なので、待機者の数というのは、ほかのまちからすると少ないと、充実をしているところでございます。今後は需要と供給のバランスがありますので、それに伴う介護保険料、サービスが多くなれば多くなるほど介護保険料は高くなります。

なので、そこ辺を見きわめて計画を立てていきながら、地域のお年寄りがサービスが充実できるような方向などで、地域支援事業というのができたわけでございます。地域支援事業、いろんな市町村で多様なサービスを独自に考えて、そのサービスの中で、またお年寄りの支援をしていくという形で今進めておりますので、また今後ともいろんな意味でサービスの充実、市町村の多様なサービスを設けまして、例えば10分サービスというのも出てきましたけども、そういう生活支援のサービス、そういうものを市町村でつくり上げていきながら、いつまでも住みなれた地域でお年寄りが住んでいけるような、そういう支援をしていきたいというふうに考えております。

○２番（松ノ下いずみ議員）

認知症予防、寝たきり予防のために、サロン開催はとても重要になっていくと思います。今後の福祉協議会の取り組みとして、子育て時代を含めて、地域住民との交流とか交えながら、サロンにつながっていけるように、行政が市民とともに、取り組んでいっていただけたらありがたいと思っております。

次に、コミュニティＦＭについてですけども、①に関して、運営費用が市から3,000万円ほど支出されていますが、それに見合っただけの結果が出ているでしょうか。この結果として、余り高くないような気がしますけども、そのような数値が出たのは、原因をお伺いいたします。

また、現在のＦＭの加盟店の数がわかればお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

コミュニティ「ＳＯＯ　Ｇｏｏｄ　ＦＭ」放送については、２年が経過いたしました。私は、以前の有線放送、オフトークから比べたら、格段の差があって、市民に喜ばれているというふうに思っております。市から今3,000万の運営補助を出しておりますけど、これはどうしても、今までもそれ相当の運営費を出しておりました。

しかし、今回はここで働く方々が相当努力していただきまして、スポンサーもたくさん確保いたしまして、そういう意味では相当頑張っていただいているというふうに思っております。

ただ、全体的にＦＭを聞いている方々の世帯というのが82％ということでありますけど、これはどうしても、まだ若い人たちは仕事を持っていたり、いろんな条件があると思います。

だから、もうちょっと市民が聞いてもらえるような工夫もやるべきだというふうに思っております。

あとのことについては、企画課長のほうで答弁をさせます。

○企画課長（橋口真人）

お答えいたします。

まず、コミュニティＦＭの前に有線放送と、それからオフトーク通信を行っておりましたが、一番最後は60％を切る加入率でございました。それに比べましたら、定時放送、朝、昼、夜、それから臨時放送、これが聞けるようにしている家庭は82％あるということで、従前よりは聞いている方がふえたかなとは思っているところでございます。

ただ、通常の番組でございます。通常の番組につきましては、もちろん聞く時間もありますし、好みもありますので、またパーソナリティもいろんな方に聞いてもらいたいと努力していると思いますが、よく聞いている人は家族の中で、１人でいる家庭が23％と、低い状況であるとは考えているところでございます。

それから、加盟店でございますが、加盟店につきましては90から100を目標にしておりますが、３カ月に一遍、マガジンを発行しておりますが、おおむね90店前後で推移しているところでございます。

以上です。

○２番（松ノ下いずみ議員）

以前の有線放送からすると、定時放送は聞かれているということで、いいことだと思います。

次、この加盟店の売り上げアップはつながっているか、お伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

実際ＦＭのスポンサーとして提供されている方々に何人か、私もお話をしました。非常に好評であるようでございます。売り上げにもアップしているというのを聞いております。店によっては、なかなかそんなに大きく前進はしませんけど、全体的には非常に好感が持たれているというふうに思っております。

○２番（松ノ下いずみ議員）

売り上げアップにつながっていれば、とてもいいことだと思います。

次の夜間放送の件は回答いただいたんですけども、消防団員に対してのお知らせというのは、各団員、曽於市内全員の団員の人たちに携帯のメールが入るとお聞きしたんですけども、これは入るんですよね。それに増して、この放送までしないと、周知はできないものでしょうか、お伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

消防団員の方で、メール登録をできる方はしてくださいということで、消防団長を通じて、全部やっております。中には持っていらっしゃらない方もいらっしゃるようでございますけど、それとは別に、携帯を切っていたりとか、いろんな条件があります。仕事中だったときには、そういうのがありますので、いろんな火災等を聞いたときに、その火災が起きている地域とその周りの各消防団員、そういう方々にうまく、そこの身内の方が消防団員に連絡したりとか、いろんな方法ありますので、これは非常に大事なことだというふうに思っております。

○２番（松ノ下いずみ議員）

その地域の方々は、火災が起きたとなれば、消防車が来たり何だりでわかるんですけど、ちょっと離れたところに行くと、夜中に起こされて、ちょっと安眠妨害と思うところもあるんですけども、どうしても必要であるのなら放送していただければいいと思うんですけど、それが原因で聞かなくなって、コンセントを抜いているという方もおられますので、そこら辺はもう一度また確認というか、話し合っていただけたら、もうちょっと視聴率が上がるかなというのも思うんですけども、そこら辺を考えていただけるでしょうか。

○市長（五位塚剛）

火災の緊急放送のことが嫌で電源を抜くという方が何人いらっしゃるか、それはわかりませんけど、基本的には緊急の深夜の通報よりも、全体的な市の情報の提供、また市のいろんなＦＭを通じてのいろんな情報の場でありますので、なるべく電源は切らないで、そのままにしていただければありがたいなというふうに思います。

○２番（松ノ下いずみ議員）

火災はめったにないことなので、１年に何回かということで、それは市民の方に我慢していただくということになりますよね。災害とか起きた場合には、夜中でも何でも周知しないことにはどうしようもないことで、仕方がないと思います。そのまま夜中でも放送していただくしかしようがないと思います。

ＦＭ放送が始まって、曽於市内の状況やイベント情報、知らなかった行政のこととか、曽於市内のいろいろなお店のことなどがわかるようになってとてもよかったと思います。少しでも市内が潤っていけばと思っております。

それと次、曽於市外からの流入によって、流入者に知らせる方法というのは、ここに答弁いただきましたけれども、看板なり立てていただいて、しっかり周知していただくようによろしくお願いいたします。今後コミュニティＦＭが曽於市の魅力を市内外への情報発信基地としてますます発展していくように取り組んでほしいし、期待もしております。

続いて、３番目の原子力発電についてお伺いいたしますが、川内原発再稼動につ

いては、県と地元薩摩川内市の賛成で再稼動をして、玄海原子力発電に至っては、30㎞に入る８自治体のうち、４つの自治体が再稼動反対をしたのに立地する玄海町と佐賀県の同意だけで再稼動しております。

茨城県の東海第二原発は地元同意の範囲を30㎞圏内全ての自治体に求め、安全協定を結んでおります。立地自治体のみの鹿児島川内方式と30㎞圏内全ての自治体に同意を求める茨城方式と、曽於市としてはどちらが望ましいか、お伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

基本的な考え方としては、私自身は、原発の再稼動というのは、この何か起きたときに住民に対する被害の補償ができませんので、基本的には反対であります。東北地方での大震災が起きたときに、その後、全国の原発が停止した状態で、真夏でも電気が足らなかったということはあり得ませんでしたので、十分私は原発にかわる自然エネルギーを使った発電、いろんな方法があると思いますので、基本的はそういう流れのほうに一日も早く進めたほうがいいというふうに思っております。

その茨城方式がいいとかどうかというのは、そのほうが今の状況では不安も解消されますので、ただ、それはあくまでもその手段であって、この原発のもしもの事故のときの補償にはならないというふうには思っております。

○２番（松ノ下いずみ議員）

これは川内原発が事故を起こしたときの場合の想定としてお伺いしているのでありまして、市長個人的には反対ということなんですけども、だけど、この福島第一原発事故後、300ｍ離れた神奈川県の南足柄市のお茶から基準値を上回る放射性セシウムが検出されて出荷自粛になりました。静岡県の本山茶からも同じように、基準値を上回る放射性セシウムが検出されています。

このように、気流、地形により、予想もしないところまで汚染されるのが原発事故です。福島原発は、気流、海水も日本から東へ離れていくほうですが、川内原発、玄海原発は、上空の偏西風、海水の流れで、九州はおろか、日本全土を放射能物質で汚染することになります。

東電は、避難住民や農家補償に対して十分でないと聞きます。殊に、福島で除染で出た汚染土が全国の公共工事に使われると聞いております。放射能汚染土を全国にばらまくと、とんでもない計画を立てたものです。鹿児島県や曽於市で使われることはないのか、お伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

今の質問は非常にちょっと難しい問題でありまして、曽於市で使われることがあるのですかということを言われたんですかね。

（「そういうことを国は考えていると聞きましたので、曽於市でも、もしそういう

要請があれば使われることがありますか」と言う者あり）

○市長（五位塚剛）

曽於市にはそのようなことの要請は来ておりませんし、後の処理の問題について、適当なところがないかということでいろいろ調査をされたところはありますけど、私たちのほうにそのことについて具体的な相談は来ておりません。

○２番（松ノ下いずみ議員）

そういう要請が来てなければありがたいです。もし、来るようなことがあっても、使われることはないと思いますので。

交付金で潤う薩摩川内市の判断と鹿児島県の判断は、自己利益しか考えないと思われます。福島原発の事故の後、ドイツ、スイス、台湾は、全原発を廃止することになっていますが、甚大な爆発事故を起こした福島第一原発の廃炉作業は30年とも40年とも言われ、先を見通せないのに、日本は次々と再稼動へかじを切っています。将来の子供たちのために、日本も全ての原発を廃炉にするように、40年を待つことなく、いっときも早く廃炉にするように声を上げてほしいものです。原発がなくても、電力は十分足りているのが今の日本です。

この曽於市からも、ぜひ原発反対の声を上げてほしいと思います。市長の考えは反対ということですけど、曽於市としては、声を上げていくということはないでしょうか、お伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

曽於市行政として、反対の声を上げるということは考えておりません。私個人としては、先ほども述べましたように、原発が再稼動をしなくても、日本にはほかのエネルギーがいっぱいありますので、風力発電、水力発電、火力発電も含めて、また今、メガソーラーが私たちのこの地域だけを見ただけでも、今までになかった発電が行われております。

そういう意味では、それを有効に活用することが大事だというふうに思っておりますので、個人としては、今のような状況で、一日も早く再稼動はやめていただきたいなというような思いであります。

○２番（松ノ下いずみ議員）

この原発の研究をずっとされていた小出裕章さんという研究者がおられますけど、その人は、どの原発をとっても一つとして安全な原発はないということを言われております。ずっと研究されてきた方の言葉ですので、強いと思います。どうかここにいらっしゃる皆様も、原発のことについて、いま一度考えていただいて、原発反対の言葉を頭の中に入れていただけたら、私としては、この議会で言わせていただいたことが本望であります。皆さん、もう一度考えてみてください。

これで質問を終わります。

○議長（原田賢一郎）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は14日午前10時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。

――――――・――・――――――

散会　午後　３時０５分

平成30年第２回曽於市議会定例会

平成30年６月14日

（第４日目）

平成30年第２回曽於市議会定例会会議録（第４号）

平成30年６月14日（木曜日）
午前10時開議
場所：曽於市議会議場

１．議事日程

（第４号）

第１　一般質問
通告第９　今鶴　治信　議員
通告第10　渕合　昌昭　議員
通告第11　宮迫　　勝　議員
通告第12　岩水　　豊　議員

２．出席議員は次のとおりである。（20名）

１番　重　久　昌　樹	２番　松ノ下　いずみ	３番　鈴　木　栄　一
４番　岩　水　　豊	５番　渕　合　昌　昭	６番　上　村　龍　生
７番　宮　迫　　勝	８番　今　鶴　治　信	９番　九　日　克　典
10番　伊地知　厚　仁	11番　土　屋　健　一	12番　山　田　義　盛
13番　大川内　冨　男	14番　渡　辺　利　治	15番　海　野　隆　平
16番　久　長　登良男	17番　谷　口　義　則	18番　迫　　杉　雄
19番　徳　峰　一　成	20番　原　田　賢一郎	

３．職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長　持　留　光　一　　次長兼議事係長　森　岡　雄　三　　総務係長　吉　田　宏　明

専門員　　津　曲　克　彦

４．地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（27名）

市長	五位塚　剛	教育長	谷　口　孝　志
副市長	八　木　達　範	教育委員会総務課長	外　山　直　英
副市長	大休寺　拓　夫	学校教育課長	川　路　道　文
総務課長	今　村　浩　次	社会教育課長	岩　元　　浩
大隅支所長兼地域振興課長	濱　田　政　継	農林振興課長	竹　田　正　博
財部支所長兼地域振興課長	吉　野　　実	商工観光課長	荒　武　圭　一

企画課長	橋口真人	畜産課長	野村伸一
財政課長	上鶴明人	耕地課長	小松勇二
税務課長	桂原光一	建設課長	新澤津順郎
市民課長	内山和浩	水道課長	徳元一浩
保健課長	桐野重仁	会計管理者・会計課長	田代庄市
介護福祉課長	小園正幸	監査委員事務局長	吉元剛
福祉事務所長兼福祉課長	川添義一	農業委員会長	森岡俊弘
		農業委員会事務局長	中山純一

開議　午前１０時００分

―――――――・――・―――――――

○議長（原田賢一郎）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

―――――――・――・―――――――

日程第１　一般質問

○議長（原田賢一郎）

日程第１、一般質問を行います。

順次質問を許可いたします。

通告第９、今鶴治信議員の発言を許可いたします。

○８番（今鶴治信議員）

おはようございます。８番、新生会の今鶴治信です。私は、大きく３項目について、市長、農業委員会会長に質問いたします。

まず第一に、防災対策について。

①曽於市の自主防災組織の組織率はどうなっているか、②自主防災組織の活動の取り組みは、③曽於市の土砂災害警戒区域の指定状況はどうなっているか伺います。

次に、移住定住対策について。

①曽於市の窓口はどこか、②具体的移住定住対策の取り組みは、③これまでの実績は、④全国で移住者に対して特例的に農地の取得の下限面積を緩和している自治体がふえてきているが、曽於市で取り組むことはできないかお伺いいたします。

最後に、鳥獣被害対策について。

①昨年の被害状況は、②有害鳥獣駆除協力者は何人いるのか、③市のこれまでの取り組みはどうなっているか伺います。

以上、１回目の壇上からの質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

今鶴議員の一般質問に対してお答えしたいと思います。

質問事項の２の④以外については、私が最初に答弁をいたしますが、質問事項の２の④については、農業委員会会長に、後から答弁をさせます。

１、防災対策についての①曽於市の自主防災組織の組織率についてお答えいたします。

曽於市の自主防災組織は、市内24校区、地区公民館で組織されており、組織率は100％であります。

１の②自主防災組織の活動の取り組みについてお答えいたします。

各自主防災組織の取り組みは、災害発生の未然防止活動としての校区地区内の危険個所点検を初め、災害発生時に備えるためのヘルメット、消火器、非常食などの購入や炊き出し訓練の実施など、各組織で自主的な取り組みを行っております。

１の③曽於市の土砂災害警戒区域の指定状況についてお答えいたします。

土砂災害警戒区域の指定は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき都道府県が土砂災害のおそれがある土地の基礎調査を行い、市町村長の意見聴取を得て、区域を指定することができると規定されております。

曽於市の土砂災害警戒区域の指定箇所は、平成30年３月末時点で260カ所でありますが、今後、県は曽於市の全ての地域の基礎調査を平成31年度までに実施し、平成33年までに曽於市の指定を完了する計画であります。

２、移住定住対策についての①曽於市の窓口についてお答えいたします。

曽於市の移住定住の窓口は、企画課定住推進係となっています。

２の②具体的な取り組みについてお答えいたします。

移住定住対策は総合的な取り組みが必要となりますが、曽於市では、子ども医療費の無料化を初めとする子育て世代の支援対策、地域振興住宅や宅地分譲地の建設、住宅取得祝い金の支給や空き家バンクなどの住宅対策、新規就農や就業への支援及び企業誘致などの仕事創出、学力向上プランの実践などの教育施設の充実など、総合的な取り組みを行っております。

また、曽於市を知ってもらうため、田舎暮らし体験講座などの農業体験等も実施しているところです。加えて、首都圏等で行われる移住定住フェアにも参加し、曽於市の魅力を伝えているところです。

２の③これまでの実績についてお答えいたします。

田舎暮らし体験や移住定住フェアに参加される方は年々ふえ、曽於市に興味を示される方々もふえてきておりますが、本事業での移住実績はまだないところです。

その他の施策で、数字であらわせる実績といたしましては、地域振興住宅の入居者数が30年５月現在で133世帯、532人、市外からの転入者への住宅取得祝い金の支給者が23年度から７年間で201世帯、554人となっております。

また、財部地域のほたるが丘ニュータウン、たからニュータウン、きらめきタウンへの転入は、56世帯、189人となっております。

その他、森の学校の農業体験講座などを通じて、２名の方が移住をされております。

３、鳥獣被害対策についての①昨年の被害状況についてお答えいたします。

平成29年度農作物鳥獣被害状況調査結果では、被害金額が1,157万1,000円となっ

ており、鳥獣別では、主な被害はイノシシによる被害額が887万1,000円、カラスによる被害額が110万5,000円、ヒヨドリによる被害額が57万3,000円、ウサギによる被害額が53万9,000円の順番となっております。

被害作物については、カンショ、野菜、飼料作物、稲が主な作物です。

３の②有害鳥獣駆除の協力者は何人いるのかについて、お答えいたします。

平成30年度の捕獲従事者数は、わなが122人、銃器が67人で、重複もありますが、実人数で158人になります。

３の③市のこれまでの取り組みについてお答えいたします。

有害鳥獣対策につきましては、電気柵の購入補助、猟友会への有害鳥獣捕獲補助、箱わなの購入、わな免許取得のための講習料助成をしております。

あとは、農業委員会会長が答弁いたします。

○農業委員会長（森岡俊弘）

農業委員会の森岡でございます。

２の④農地取得の下限面積の緩和についてお答えいたします。

下限面積の必要性は、限りある農地を資産保有目的、投機目的等の対象として、農業者以外の者によって取得されないように守る必要があります。

また、耕作者の地位の安定を図り、農地等が効率的に利用されるよう努める必要があります。このため、一定の規制を設けてきたところでございます。

現在、曽於市の下限面積は40ａとなっているところです。この下限面積の設定及び修正の必要性は毎年検討することになっております。曽於市においては、下限面積が空き家対策や定住促進の妨げになっている場合もあり、下限面積を緩和していくことも必要ではないかと考えております。これから、下限面積の緩和に向けて検討していきたいと考えております。

以上です。

○８番（今鶴治信議員）

１回目の答弁をいただきましたので、順次質問をしてまいります。

まず、防災対策についてから質問いたします。

先日の総務常任委員長の所管事務調査報告にもありましたが、私も和歌山県那智勝浦町を研修してまいりましたので、それを参考にしながら質問をさせていただきたいと思います。

那智勝浦町は、平成23年９月の台風12号による総雨量1,000㎜を超える記録的な大雨が降り、死者28名、行方不明者１名、全壊住宅105棟、半壊住宅800棟、床上浸水440棟の大きな被害を受けました。記録的な大雨により、沢の山腹が何カ所も崩壊し、那智川沿いに土石流が発生し、大災害になりました。

災害発生時の夜中に、地元消防団や自主防災組織の方々が川沿いの避難所であった保育園から別の場所の小学校へと避難場所の移動を指示、また小学校の避難場所も、１階は危ないということで３階のほうに移動するように指示などされて、未然に災害を防いだ例も説明されました。やはり、地元住民みずから自主的に適切な災害に対する意識の高さが、みずからの命を自分で守るということの大切さを実感いたしました。

先ほど曽於市の自主防災組織も、組織率100％であるということでありましたが、私の地元の活動でもありますが、今、自主防災組織が立ち上がった中で、今の現状で、市民の防災に対する対策は十分であるかどうか、市長にお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

曽於市の自主防災組織は、公民館ごとに組織をされておりますけど、公民館の下に各自治会があって、各自治会の中で、また、いろんな班体制もあると思いますけど、全て、常にもう何か起きたときに、そういうふうに対応できるというところまでは、まだまだ徹底できていないんじゃないかなと思っております。

ほかに、自主防災ということで、できるのはあれば、やっぱり今後、市としても取り組みをしなきゃならないというふうに考えております。

○８番（今鶴治信議員）

那智勝浦町、また後からの移住対策で田辺市にも行ったんですけど、やはり紀伊半島を含め、宮崎県、鹿児島県でもございますが、南海トラフの地震のおそれがあるということで、日ごろから市民の防災に対する意識が非常に高い地域であるということで、自主防災組織もおのおの各自自主防災組織の協議会が、全体の協議会が設立されていますが、曽於市の場合も、全ての公民館で自主防災組織ができていますけど、全体的に、そういう協議会的なものも立ち上がっているのかお伺いいたします。

○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。

自主防災組織につきましては、先ほどありましたとおり、地区、多くの公民館で設置しております。その地区、校区公民館の会議があるわけでございますが、それを自主防災組織だけの協議会として設置しているところはないところでございます。

以上です。

○８番（今鶴治信議員）

曽於市でも自主防災組織の立ち上げから、今、何年たっているところでございましょうか。

○総務課長（今村浩次）

自主防災組織育成補助金というのがございますが、これが平成23年９月１日から施行されておりますので、このときから立ち上がっていると考えております。

以上です。

○８番（今鶴治信議員）

私の校区の自主防災組織もですが、やはり公民館長が会長を兼務されているんですけど、いろいろ市のほうの助成でいろいろ災害に対する設備、今までそろえてきてられますけど、その中で、その地区的にも違うんでしょうけど、どういう活動をしていったらいいものだろうかという相談を私も受けたことがございます。

その中で、それなりに組織をつくって、どこかの自治会が災害に遭った場合はほかが連絡、また、その手助けをするという組織はできているんですけど、実際、そういう訓練をしたこともまだないし、自治会長がそのメンバーでございますので毎年かわるということで、その中で、今回の研修で感じたことは、その自主防災組織連絡協議会が、全体的組織がその中の活動で研修会、交流会、視察等を、年に多いところは３回ぐらい実施しているということで、今後、せっかく自主防災組織が100％、曽於市でもできておりますので、これから市のほうの指導、またみんなが自主防災の啓発をしていって、十二分にこれから発揮していく可能性はあると思いますので、その中で、市の総務課が順次、今やっと立ち上がったところでございますので、計画的に、そういう全ての自主防災組織化はできないんですけど、年間を分けて、体系的にそういう研修会とかを開く場を設けるべきじゃないかと思いますけど、今後のことでございますが、そういう計画はないかお伺いいたします。

○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。

各地区、校区の自主防災組織に対しまして、総務課に危機管理監がいらっしゃいますけれども、大体、要請に応じて出かけての講義等をしているという状況が年に数回、数カ所であるところでございますが、これは、市長からの指示も受けたところでございますが、計画的にこちらから出向いて行って、実際の避難行動等の、レクチャーといいますか、そういうことをしなさいということも今年度に入りましてから受けましたので、今、その計画をしているところでございます。

今、議員がおっしゃいましたとおり、各それぞれの24の組織でいろんな訓練等を行っておりますが、情報交換等を含めまして、協議会の成立というか、その方向に向けて、今後、検討していって、その中で、計画的にこちらのほうからいろいろ進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○８番（今鶴治信議員）

一昨年、曽於市も大きな災害に見舞われました。今、梅雨に入っておりますが、幸い、今、小康状態で中休みでございますけど、これから、また梅雨末期の豪雨、また台風が襲来して、曽於市は幸いに海がないので、津波の心配はないんですけど、やはり大雨による山津波の心配は十二分に起こり得る可能性がございます。

その中で、今、曽於市のほうでも、何かをしなくちゃいけないということは感じていらっしゃるんですけど、どういうふうに、いざ起きたときに動けばいいという行動指針みたいなものが示されていないもんですから、手探り状態であると思います。

その中で、那智勝浦の場合は、日ごろから東日本大震災の後に、津波に対する警戒もあって、いろいろそういう市民の意識も高い、また啓発活動もされているということで、こちらとは違うんですけど、大きな災害で、人命に被害が出てから、そういう対策をやっても手おくれでございますので、とにかく少しでも早くそういう組織をフルに使えるように、総務課のほうも大変でございますが、取り組んでいっていただきたいと思っております。

その中で、ここに、ヘルメット、消火器、いろんなものを、それぞれの防災組織が購入されていますが、私のところも無線機というのか、連絡するのをせっかくそろえたんですけど、笑い話にもならないんですけど、公民館長が、使ったことはあるんですかち、訓練を、それで使ったことがあるんですかと聞いたところ、使い方がわからないということでございましたので、本当、もう喫緊に、せっかくそろえたのに、その使い方もわからないということで、そういうことも、危機管理監等がいらっしゃったら、そういうのも要請してくださいというふうに、市から指導がないと、どこに相談していいかがわからないものですから、そういうのはもう、せっかくある器具はすぐ使えるようにしていただきたいと思いますが、その点についてどうお考えか伺います。

○総務課長（今村浩次）

そのことにつきましては、お聞きいたしましたので、今後、取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○８番（今鶴治信議員）

24地区で自主防災組織があるんですけど、その中で、会長になられる方の意識の差で、いろんなところの、そういう、防災センターに研修に行かれたり、また、特に先進的に取り組んでいらっしゃる組織はないか伺います。

○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。

これにつきましては、補助金を毎年交付している関係上、その実績報告ではかるしかないところでございますが、例えば、末吉の中部公民館の自主防災の訓練を10月、29年度でございますが、10月に実施いたしております。西部公民館におきましては、11月に防火診断と炊き出し訓練、それから高岡地区につきましても、これは消火、避難訓練、岩北地区も炊き出し訓練、諏訪でも炊き出し訓練等を行っております。大隅地区でも岩川で消防組合による研修あるいは炊き出しの訓練等を行っております。恒吉地区におきましても、２月に消火、炊き出し訓練、財部地区では、財部地区におきまして炊き出し訓練と、炊き出し訓練が主になりますけれども、そのようなところを実施しているところもありますが、やはりそれぞれの地区の温度差というのはあるかと思っておりますので、そこらあたりの実態の把握にもまた努めながら、今後、生かしていきたいと思っております。

以上です。

○８番（今鶴治信議員）

曽於市でも、以前、中谷地区で大雨による冠水が、非常に、災害がございましたけど、幸いに、聞いたところ、地元消防団が事前に回られて避難を呼びかけたということで、人的被害はなかったという例もあります。やはり日ごろより、消防団が専門的に訓練されていますので、また、それと那智勝浦のように、自主防災組織も事前に、そういうふうに呼びかけて、災害のあった中、救われた人命も相当あったと聞いております。

その中で、役所の人も土曜から日曜にかけて1,000㎜ということで、長い時間にわたって雨が降ったということで、最初は警戒もしてなかって自宅待機だったそうですけど、いざ、夜中に大雨が降り出した場合は、職員の方の説明でございましたけど、職員みずからも家族を守らなくちゃいけないし、自分の命も危ないということで、事前に、やはり、そういう周知徹底を、大雨の場合はするようにしていかなくちゃいけないということでございますが、曽於市でも、幸い、ＦＭのほうでも大分放送されていますが、大雨災害とかいうと、どういう場合にもそういうふうに情報を流すようにされているか、そういう伝達的なものを、説明を求めます。

○総務課長（今村浩次）

大雨等の災害時における伝達方法でございますが、市民の皆様方に対しましては、この前の質問でもお答えいたしましたけれども、基本的には、ＦＭによる周知が１点でございます。あとは、携帯電話会社のエリアメールで避難所等の設置あるいは災害対策本部等の設置の情報を流したりいたします。

あとは、もう、各地域の消防団による広報あるいは市の職員による車を使っての広報等を行っているところでございます。

以上です。

○８番（今鶴治信議員）

本当、これから梅雨も本格的シーズンになりますので、災害が起きる前に、日ごろより、そういうことに気をつけていただきたいと思っております。特に、災害のない前に尽力をいただきたいと思っております。

３番目の土砂災害警戒区域の指定状況について、質問をいたしますが、那智勝浦町に23年の台風12号被害の後、和歌山県が土砂災害啓発センターというのをつくっておられました。そこで、いろんな研修を受けたり、啓発活動をされているということで、その説明の中で、曽於市のことも調べていただきまして、この土砂災害警戒区域が曽於市３町のうち、財部町は指定されているけど、大隅町、末吉町がまだであるというのを聞いて、びっくりしたところでございましたので、今、質問したところでございますが、今、計画をされて、33年までには指定が完了する計画であるということがございますが、なぜ、財部は先行型でされていて、あとの２町はまだだったのかを伺います。

○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。

この土砂災害警戒区域につきましては、土砂災害防止を法律に基づいて、都道府県がその基礎調査を行いまして、市町村の意見を聴取して設定するということになっております。

鹿児島県におきましては、全国47都道府県のうち、鹿児島県はおくれているほうで、約半数がもう全地域、設定は済んでいるんですけど、鹿児島県のほうはまだ設定が済んでいない、特に、この曽於市におきましては、まだおくれているような状況でございます。

この前、県での、大隅地域振興局での会議がございましたけれども、財部地区におきましては、平成23年度から指定が始まっている事業でございますが、大隅、末吉地区につきましては、現在数カ所しか指定はされておりません。その数カ所につきましては、学校等の要配慮施設があるところを、今、指定をしているところでございます。

今後、これは県の指定でございますので、県が基礎調査等も、今も実施しておりますけれども、30年度、31年度にかけまして、それを大隅地区、末吉地区とも終了するという計画があるというのを、この前、お聞きしたところでございます。ですので、最終的には、県の意向といいますか、県の方針によって、そのように財部地区から実施されていたというふうに認識しております。

以上です。

○８番（今鶴治信議員）

それは、今、わかったことでございますが、市というより、県のほうの対策ということが大事なことというのがわかりました。

その中で、260カ所は財部のことなんでしょうけど、基礎調査というのは、それは県がされるということでよろしいでしょうか。

○総務課長（今村浩次）

はい。県のほうが実施するところでございますが、その実施するのは業者を使いまして実施するというところでございます。

以上です。

○８番（今鶴治信議員）

先般、総務課の課長もいらっしゃいまして、私の校区の公民館総会で説明がございました。今まで橦小学校、また高岡小学校が避難施設になっていたが、今回、南之郷中学校のほうにそれを変更するということでございましたが、これはやっぱりこの土砂災害警戒区域に入っているということであるのか、また、ほかの地区でも、そういう避難場所が、今回、これに基づいて移動するところがあるのか伺います。

○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。

末吉地区におきまして３カ所でございます。橦小校区、橦小の体育館、それから高岡小の体育館、それから岩南小の体育館、この３カ所につきましては、先ほど末吉地区で数カ所指定されたというふうに言いましたけれども、この３カ所がそこに指定されているところでございます。

あと、大隅地区で、恒吉地区で１カ所ございましたので、今回、その４カ所を変更するところでございます。

以上です。

○８番（今鶴治信議員）

先行的に学校のところから調査されたということでございますが、今後、33年までにこの警戒区域指定が終了すれば、今はわからないんでしょうけど、まだこれ以上にも避難場所が移動する可能性があるところがある、今はわからないんですけど、可能性はあるのでしょうか。

○総務課長（今村浩次）

基礎調査をしている箇所につきましては、県のホームページでも、今、基礎調査が終わったところですよという区域が見られるようになっております。それは、曽於市のホームページからも、そこに飛ぶように、リンクさせておりますので見られるようになっておりますが、随時、県の基礎調査が終わったときに、基礎調査が終

了しましたという、斜線で表示されるんですけど、そのように表示されているところでございます。

末吉・大隅地区の今後の状況でございますが、調査結果を見ないとわかりませんけども、やはり若干は全体的にもふえてくると思いますので、その中で、避難所が入っているかどうかといいますと、はっきりわからないところでございますが、移動をさせなければいけない避難所がある可能性はあると考えております。

以上です。

○８番（今鶴治信議員）

鹿児島県はシラス台地でございますので、本当に大雨が降ると、これまでも大災害があちこちで起きております。その中で、調査が、指定がまだできていなかったから、これまで安心して避難していたんですけど、それを聞いて、非常に災害の可能性のあるところに避難していたんだなと感じたところです。

しかしながら、高岡と、私の地区の檍小学校が使えないということで、南之郷中学校が避難場所、これまでもあったんですけど、使えるんですけど、そこまでの移動が大変、高齢者とかもあって、難しくなると思うんですけど、そこにかわる自治会の公民館とか、そういうので対処できるような場所は、檍校区、高岡校区に１カ所ぐらいずつないのかお伺いいたします。

○総務課長（今村浩次）

この件につきましては、事前に総務課のほうで調査をさせていただきました。高岡地区につきましては、高岡上の公民館、学校前の高岡下の公民館、それから檍地区につきましては、例えば、見帰、原村ですかね、原村等の公民館等はどうだろうかというふうに思いましたが、なかなかやはりスペース的なもの、それから駐車場的なものですね、なかなか厳しいところがあるというところでございましたので、今回、檍と高岡、一緒になる形になりますけれども、やはり広い駐車場があって、スペースも大きい旧南之郷中学校体育館、南之郷体育館のほうがいいんではないかというところで、決めさせていただいたところでございます。

以上です。

○８番（今鶴治信議員）

いざとなったときは、役所の人もそこに駆けつけなくちゃいけないので、あまり分散しても連絡とかがあるので理解をするところでございますが、大分広範囲になったということを危惧しているところでございます。

だから、いち早く、この前も、研修のときにも説明がございましたけど、空振りに終わってもとにかく避難を呼びかけて、そういう災害に遭遇しないことが大事だということで、住民も、オオカミ少年じゃないけど、避難していて、また今度は大

丈夫だったという考えじゃなくて、大丈夫だったことを安心して、必ず早目に、お年寄りとか、特に、夜中に動けない人は早目の避難を、そういうことも含めて、自主防災組織の方々に指導をしていただければと思っております。

特に、ああいう専門的な、ああいうビデオ的なものでもいいんですけど、私たちもこの前、受けましたけど、そういうのが、危機管理監、そういうの詳しいのか知らんけど、そういうのを見るだけでも、非常に参考になると思いますので、そういうことも、今後、検討していただきたいと思いますが、どうお考えか伺います。

○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。

各団体、各地方自治体等のところのいいところを、また研修をさせていただきまして、可能な限り、全市民が、そういうところに意識を持っていただくようなやり方を、今後、検討させていただきたいと思います。

以上です。

○８番（今鶴治信議員）

土砂災害警戒区域が、今後、33年までに指定が完了ということでありますので、そのほかにも、地区防災計画制度というのもあると聞いておりますが、これは、曽於市は取り組んでいらっしゃるのかどうか伺います。

○総務課長（今村浩次）

地区の防災計画の制度につきましては、法律上でも、その制度があるところでございますが、現在、曽於市においてはそれはないところでございます。

以上です。

○８番（今鶴治信議員）

今後、津波の多い、津波とか、いろんな災害があるところが、こういう計画を立てていらっしゃるというのを聞いております。また、どこが違うというと、地域の人が主体的にこういう計画をしてくれということで、取り組みが一緒にできるということがいいところじゃないかと思っておりますので、今後、まず、土砂災害警戒区域の指定、その次に、また、地区防災計画等も取り組んでいただければと思っております。

続きまして、２番目の移住定住対策について、質問をいたします。

前回の３月定例議会でも質問しましたけど、やはりこれも総務常任委員会で所管事務調査をしました和歌山県田辺市の取り組みがかなり成果を上げているということで、曽於市でも取り組めるところがあったら取り組んでいただければという思いで質問させていただきます。

詳しくは、この前、総務常任委員長報告がございましたので、省いて、そこはで

すね。田辺市は、平成17年、曽於市と同じで、田辺市と近隣の２村２町が合併した市でございます。

合併当初は約８万2,500人の人口でございましたが、やはりどこも少子高齢化で、今現在７万5,000人で、合併後、7,500人ほど人口が減っているということで、やはり移住定住対策をとらなくてはいけないということで取り組んでおられました。

そしてまた、視察で回って感じたんですけど、高速道路整備網がまだ十分行き渡ってなくて、移動に大変時間がかかりましたけど、田辺市の９割が山林ということで、そういう地域でございました。その中で、いろいろ成果を上げていられるということで、主に感じたところは、先ほど曽於市の取り組みについても説明を受けましたけど、曽於市も子育て支援からいろんなことで先見的に取り組んでいると思っております。

どこが田辺市と違うのかなというのを、この前の研修で感じたんですけど、田辺市の場合は、地域住民や移住者、また市の窓口、移住相談員の９名によって、定住支援協議会というのが設置されていました。やっぱりそこが曽於市と違うところではないかと思っております。

曽於市は、企画課の定住推進係の方が窓口だというふうに、先ほど答弁がございましたが、その中で、また一番大変な仕事なんですけど、その中で移住相談の総合窓口になる移住担当職員ですね、向こうではワンストップパーソンという名前で呼んでおられましたが、それが配置されております。その移住担当職員は、移住希望者の暮らし、仕事、住まいに関するさまざまな相談に対応したアドバイスを行い、地域案内や空き家の紹介、地域住民や先輩移住者との橋渡しを担っておりました。

やはり、曽於市の場合も、その中でいろいろ就業支援とか、いろいろ取り組んでいらっしゃいますが、ここがちょっと弱いんじゃないかと思っております。

これまでの実績で言いますと、地域振興住宅が大変成果を上げております。133世帯で532人ということで、しかしながら、市長もこれからは宅地造成に、定住対策をされるということで、この前も説明がございましたけど、やっぱり、振興住宅も効果はあるんですけど、予算に限りがあるということで、その宅地分譲ももちろんですが、そのほかにもやはり、そういう人に対する情熱を持った対応が、その地域を信用して住んでみようかという気持ちになるということで、実績が出ていると思います。

その中で、曽於市の場合、先ほど森の学校で２人は何か定住されたということで、非常にいいことだと思っております。

私が知っている方でも、新規で農業をされたり、何人か来ていらっしゃいますけど、市外から、また県外から、もし曽於市に来られたら、そういう人たちを把握さ

れているかどうか伺います。

○市長（五位塚剛）

これまで、いろんな取り組みをしてきましたが、現実的には厳しい部分もあります。私たち行政のほうも、横の連絡をとりながら、曽於市にもし定住してもらって、農業をやりたいとか、そういう方々がいらっしゃったら、当然、農業委員会やら、農林振興課、いろんなところと連携をして、支援できるところは支援をしたいというふうに思っております。

一定の情報はつかんでおりますけど、新規で事業を起こそうという方々も来ておりますので、総合的に若干、特に若い人たちが自分で独立したいというのがふえているのは事実でございます。

全体的な問題としては、つかんでおります。

○８番（今鶴治信議員）

やはり、市の担当職員が１人というのも、非常に、ほかの仕事を抱えながら、大変、責任ある仕事で大変だと思いますので、地域住民が半分、移住者が半分、窓口担当の市の職員が１人ということで、やはり、そういう、協議会を立ち上げて、今、曽於市に協力いただけるんだったら、振興住宅に入っていらっしゃる方々でも協力いただければと思うんですけど、やっぱり、そういう人たちに曽於市の魅力を語っていただき、特に、今、森の学校で体験型の宿泊施設もまたできているということで、今後、力を入れていかれると思うんですけど、来るだけではですね、もう来るだけでもいいんですけど、やはりそういう方に曽於市に住んでいただくための手だてが必要だと思っています。

前も、私どもが玉名市に行ったときの、会派のときでも行ったんですけど、曽於市の場合は、この前も、総務委員会で森の学校に行ったとき、せっかく来ようと思っても住宅が整っていないということで、ほかの地区に行かれたという説明もございました。

その中で、田辺市の場合は、４地区にお試し住宅ということで、９戸、市がそういう住宅を持っておりました。そこで、曽於市も３町ありますので、それぞれどこという指定はしませんけど、大川原地区の環境のいいところとか、まちなか、大隅町のどこでもいいんですけど、そういうところに、市の施設がない場合は、空き家を市が買い上げて、そういうところに移住体験で１年間、宿泊して試しとかないと、なかなか移住まで結びつくには、よっぽど勇気が要ることでございますので、そういう取り組みも今後検討されたらどうかと思いますけど、どうお考えか伺います。

○市長（五位塚剛）

市内にまだ十分住める空き家というのが相当あるようでございます。また、市民

の中から、十分住める住宅について無償で、一応貸してもらえるということも受けました。ですから、そういうところをうまく利用しながら、移住してきて体験的に曽於市に住んでもらって、農業やらいろんなことをしてもらうということは非常に大事なことですので、これは積極的に、予算を含めて、ちょっと準備をしたいというふうに思います。

○８番（今鶴治信議員）

市長もそういうふうに考えておられるということで、非常に大事なことだと思っております。

そして、また、田辺市にはなくて、曽於市にあるのが、たからべ森の学校ですね、ここがいろいろそういう農業研修とかも受け入れられて、私も初めて、この前、調査で行かせていただきましたけど、非常に熱心に取り組まれているということで、宝だと思っております。曽於市のほうも、それに宿泊施設の補助を出したということで、今後、体験者が２泊３日と１週間型でしたかね、課長にお伺いします。

○企画課長（橋口真人）

お答えいたします。

農業体験型宿泊でございますが、平成30年度につきましては、２泊３日が３回、１泊２日が５回、１週間コースが１回、合計で９回を計画しているところでございます。

○８番（今鶴治信議員）

そういう中で、先ほども言いましたけど、そういう受け入れ協議会なるものを立ち上げて、そういう、よそから移住してこられた方、森の学校の先生もいいんですけど、そういう人たちが温かく迎え入れて、いろいろ曽於市の情報をやって、何かこの地域に住んでみたいなという雰囲気になったら、また、そういう、市長が先ほど答えていただきましたけど、お試し住宅的なもので、ちょっと１カ月でも、長期にわたり住んでいただく、そして、田辺市の違ったところは、空き家バンクが相当、たくさん登録されておりました。

そして、その中で、やはりどうやってそんなに空き家バンクがふえているんですかという、同じ委員の質問の中からありましたけど、その地元の方々、また移住者の方々、空き家のほうを説得していただいて、そのお試し期間に住むところも、もし、本気で移住する気があったら準備する、和歌山県と鹿児島県は違うんですけど、県のほうも改修に上限２分の１で80万円まで、その残りをまた市が80万円ということで、曽於市でも30万円でしたか、そういう、空き家改修助成は出しているんですけど、もうちょっとここを、県はもう、鹿児島県ではそういう制度がないので、市でやるしかないんですけど、もうちょっと、移住者が空き家を改修する場合という

ことで、もうちょっと上乗せできないかと思うんですけど、その点に対しては、今後、どうお考えか……。

○市長（五位塚剛）

空き家のリフォームにつきましては、考え方としては、地主さん、大家さんが改造して、空き家対策のために借りてもらうという考え方で始めた状況でございます。

今言われるように、移住を前提として、そういう、リフォームができないかということであります。そのことも、いろいろ検討はしております。

総合的に、今後、曽於市内のいろいろ空き家を、このまま利用しないと、いろいろと問題が起きますので、やっぱり地域住民、またその地主さんとよく話し合いをして、市の活性化のためにうまく利用できないかということを含めて、再度、いろいろと勉強させていただきたいというふうに思います。

○８番（今鶴治信議員）

市では、公平性を保つために、宅地取引業者に、最終的には委託するということでございますが、田辺市の違うところは、地域に根差した移住を望むために、空き家はインターネットで公示していないという説明でございました。

そして、また、空き家改修助成は、最低10年間の貸し出しをしていただくという条件で条例化されておりました。

そういうふうにして、特に、移住する人に対して、それを対象にした制度でございますので、家屋の改修の補助もございますけど、この移住者に限定してすれば、不公平はないんじゃないかと思いますので、今後、検討していただきたいと思いますが、どうお考えか伺います。

○市長（五位塚剛）

全国的には、田辺市を含めて、この定住に相当、力を入れているところがあります。やはり、定住をしていくところの魅力は、地域が本当に受け入れ体制をうまくやっているようでございます。

私たちの曽於市は、基本的には非常に、人のよさ、また自然のよさ、また農作物、いろんな条件は、私はいいと思っております。そういう意味では、まだ曽於市のＰＲが足らなかったというように思っておりますので、いろんな意味で、職員と一体となって、移住をふやすために頑張っていきたいというように思います。

○８番（今鶴治信議員）

市長のほうの決意も伺いましたので、やはり曽於市は、ほかの市以上に誇れる、子育て支援から給食費の助成、いろんなことに手厚くしていると思います。これをもうちょっとＰＲして、移住者が住めるように改善できるときは改善していただきたいと思います。

続きまして、鳥獣被害対策について質問いたします。

○議長（原田賢一郎）

今鶴議員、休憩しましょうか。

○８番（今鶴治信議員）

はい。

○議長（原田賢一郎）

ここで、今鶴議員の一般質問を一時中止して、10分間休憩いたします。

―――――・――・―――――

休憩　午前１０時５２分

再開　午前１１時０１分

―――――・――・―――――

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開き、今鶴議員の一般質問を続行いたします。

○８番（今鶴治信議員）

移住定住対策について、大変失礼をいたしました。農業委員会長に、質問が漏れていましたので、本当、長らく引きとめて申しわけございません。

先ほど、今後、見直しも検討する時期が来ているという答弁をいただきましたけど、全体的な緩和は、これまでの農業委員会の取り組みがございますので、移住定住の特例というのは、農地つき住宅を購入する場合、３畝、４畝ぐらいの家庭菜園的農地つきの住宅を移住者が購入する場合、やはりこの下限面積の緩和がないと、そういうのを、楽しみでやる農業ができないということをどこの自治体も、そういう移住者に限って、その場合に限って下限面積を緩和するという制度でございますので、全体的というのは、これまでで、農業委員会の中で検討していただければいいことでございますけど、移住者対策として、そこをもし市のほうでも要請があれば、検討していただけないかという趣旨の質問でございますので、今後、そういう可能があるかお伺いいたします。

○農業委員会長（森岡俊弘）

今、今鶴議員が言いましたように、その空き家対策の一環としてやるのが一番の決め手だと思っています。

そのほか、曽於市は農業の国で、食べていける農家を育てなければいけません。そのためにも、やっぱり４反歩以上という、この下限面積は崩す必要はないと思っております。

また、空き家対策で出た場合、これも現地調査を行いまして、必ずその人がそこで菜園としてつくっていくのか、そういうところを現地調査をしながら、進めてい

きたいと思っております。

○８番（今鶴治信議員）

農業委員会長も、そういうのを検討していただくということで、ぜひ、そういう要望があった場合は、現地調査を踏まえて、実現させていただきたいと思います。

本当に、長く引きとめて申しわけございませんでした。

続きまして、鳥獣被害対策について質問いたします。

昨年度も、イノシシ等による1,000万円を超える被害が出ているということで、その中で、有害鳥獣駆除の方々が重複もあって158人いらっしゃるということでございますが、登録だけされている人と、また積極的に、専業的に、こういう、従事されている方といらっしゃると思いますが、その区分けは、鳥獣捕獲の数とかでもわかるのかしれませんけど、把握されていらっしゃるかお伺いします。

○農林振興課長（竹田正博）

お答え申し上げます。

今、市内に４つの班がございます。恒吉、大隅、末吉、財部という形で、合計で158名いらっしゃいますけれども、その中で、今おっしゃられる、専業的ではないんですけれども、たくさん捕獲される方というのは、実数は捉えておりませんが、その中の２割から３割の方だというふうに思っております。

○８番（今鶴治信議員）

私も先日、知り合いの方に、やはり夏場の有害鳥獣駆除は、非常にマダニ、ツツガムシ等に被害を受ける可能性が多いということで、家族は余りしないほうがいいんじゃないかというふうに引きとめられるそうですけど、やはりイノシシの被害が大きいもんだから、使命感にあって取り組んでいるということでありました。その中で、その方がおっしゃるには、個人的にも入れるんでしょうけど、やはり公的に市の農業者とか、市の市民のためにそういう役目を果たしていらっしゃるわけでございますので、捕獲した頭数に応じての助成ももちろんなんですけど、そういう、ボランティア保険みたいなのは、いろんな大会とかあるときがあると思うんですけど、そういう保険というか、共済に加入していただけないかということで、個人的に、相当、病院にも行かれるというのを聞いております。

やっぱり専門的な方は、山の中に入って行かれますので、蜂とか、蜂も１回刺されると免疫ができて、非常に命にかかわるということで、やはり、そういう、命がけの、イノシシが暴れて飛びかかってくると、そういう危険もございますので、そういうことも今後、その人の身分保障というか、検討するべきではないかと思いますが、どうお考えか伺います。

○市長（五位塚剛）

基本的には、個人の皆さんが、それなりに自分の保険は掛けていらっしゃると思うんですけど、ただ、今言われるように、市民からの要請に基づいて、鳥獣被害対策で出られたということで、もし、何かあった場合には、何か支援をしなきゃならないというのは思っております。

市が今持っている総合保険が対応できるかわかりませんけど、そのことも含めて、何らかの対応策が必要であるだろうというふうに思いますので、検討はさせていただきたいと思います。

○８番（今鶴治信議員）

ぜひ、そういう方の熱意のためにも、取り組んでいただきたいと思います。

曽於市の場合も、電気柵の購入とか、わな免許取得のための助成をされているんですけど、なかなかイノシシも栄養状態がいいと年に２回お産するそうですので、とってもとっても減らないということで、特に全伐の山林伐採が進んでおりますので、すみ場所がなくて、余計、そうやって畑のほうに出てくるんじゃないかという危惧もしております。

その中で、今後、この前、紀州和歌山から三重のほうへずっと、先ほども言いましたけど、国道沿いを車で走ったとき、ほとんど山林と農地の境界には、柵が設けてありました。もう非常に昔からあるようで、猿が出るのか、何が出るんですかと聞いたところ、鹿も出るということでございましたけど、市でできることではないんですけど、今後、これほどふえてきたら、国、県に訴えてやはりそういう柵も、部分的でも非常に多いところからやっていかないと、電気柵でも、今も集団的とかいうので市でも取り組んでいらっしゃいますけど、切りがないんじゃないかという気がしておりますが、そういうのに向けた、国へのお願いとかは考えていらっしゃるのか伺います。

○市長（五位塚剛）

私たちの鹿児島県の市長会、また九州の市長会、全国市長会という会がありますけど、その中でも、この農産物に対する鳥獣被害の国へ対する要望というのは出ております。

ただ、なかなか国のほうは、そういうために特別な予算をとって、今言われるような柵をするから、補助するかというのはなかなか出てこないところでありますけど、現状はまた引き続き訴えていきたいというふうに思います。

○８番（今鶴治信議員）

なかなか全国的なことで、国のほうも相当な予算がかかるわけでございますので難しいところもありますけど、私の地区の石之脇のところは、幸いに、そういう、以前、相当前に申し込んでおったということで、柵が何カ所か設けているところが

あるんですけど、この事業はどういう事業だったのか伺います。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

南之郷の石之脇のいわゆる防護柵のことだと思いますけれども、これにつきましては、ちょっとはっきりとしないんですが、中山間の事業で取り組まれたというふうに考えております。

先ほどおっしゃられました、防護柵につきましては、南大隅町などが若干取り組んでいらっしゃいまして、これにつきましては、定額の補助があるわけなんですが、町の職員がその捕獲隊の資格を持っていないといけないというのがありまして、そういう資格者がいれば上限で200万円とか、そういった定額の助成はあるところでありますので、金額的には小さいですので、全体を覆うということはできませんけれども、部分的にということであれば取り組みができるのかなというふうに思っております。

○８番（今鶴治信議員）

本当、ほかの市町村もですけど、もう市の職員がみずから免許を取得して、そうやって捕獲に行く自治体もあると聞いておりますので、資格を持っている人がいたら200万円の助成がつくということで、ぜひ、前向きに取り組んでいただきたいと思っております。

それと、箱わなの購入とございますけど、現在、曽於市でこの箱わなはどのぐらい保有しているのか伺います。

○農林振興課長（竹田正博）

お答え申し上げます。

箱わなにつきましては、当初、旧町に一つずつということで、イノシシ用の大きなものを市内で３つ購入いたしまして、駆除隊のほうに一応保管をしていただいておりまして、29年度にまた新たに、若干小さ目のやつを２つ購入しておりますので、全部で今５つ保有しているところでございます。

○８番（今鶴治信議員）

ぜひ、この箱わなが被害の割には、今、２つはふえたということで、少しはいいんですけど、もうちょっと、10基ぐらいは、全体的に、計画的にふやしていただいて、効果を出していただきたい。今後、徐々にふやしていく計画はあるのか伺います。

○農林振興課長（竹田正博）

お答え申し上げます。

大きなのはちょっと移動にかなり労力を要するものですから、折り畳みができる

ような箱わなについては、まだ購入の希望が駆除隊からも来ておりますので、ふやす方向では考えていきたいと思っております。

○８番（今鶴治信議員）

私が、ちょうど選挙のときに挨拶回りしているとき、大きい、私も初めて見たんですけど、製作中で、日南の方々に頼まれたと言ってつくっていらっしゃったんですけど、組み立て式ですね、だから、大きくてもそういう組み立て式のやつもあるので、そしたらばらばらにして現地で組み立てるのかなと思って、どうやって運ぶんですかと言ったら、そういう説明でしたので、そういうのがあるのを理解されているかどうか伺います。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

今、捕獲隊の方もなかなか高齢化されていまして、そういう組み立て式のものもあるというのは承知いたしております。

○８番（今鶴治信議員）

ぜひ、そういう使い勝手のいい、そういう規定があるのかどうかわからないですけど、実際に使っていらっしゃるということで安全だと思いますので、そういうのも検討していただきたいと思っております。

それと、よく曽於市でも地域協力隊が２人いらっしゃるので、それぞれの役割を果たしていただいておりますが、ことしも３人ほど予定をされているという資料をいただきましたけど、こういう有害鳥獣駆除に、地域協力隊の方を募集して取り組んでいらっしゃるところもあるんですけど、曽於市でもぜひ、やっぱり若手の機動力のある人でないと難しいので、そういう人を募集して、特に、こういう捕獲のわなで名人の方がいらっしゃいますので、そういう人に指導を受けてプロになっていただいて、たくさん、専門的にとっていただくと、国の助成で来ていただくわけですので、ぜひ、そういう方々も募集して来ていただくべきじゃないかと思うんですけど、そういう検討はされる考えはないか伺います。

○市長（五位塚剛）

そのことについては、まだ検討したことはありませんけど、全国的に若い人が鳥獣被害対策のために、私たちの曽於市に来ていただいて、また、２年間働いてもらって、それで、その後、移住してもらえれば非常にありがたいことですけど、そのことができるかということを含めて、検討はさせていただきたいと思います。

○８番（今鶴治信議員）

前後しますけど、田辺市も最初は緑の協力隊ということで、山林の森林組合のほうで移住されたことが取り組みで、森林局がされているところでございましたので、

いろんなことに興味を持っていらっしゃる方が全国にはいらっしゃると思いますので、そういう人がジビエの料理の起業をされたりもするかもしれませんので、ぜひ、前向きに曽於市でも検討していただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。どうも。

○議長（原田賢一郎）

ここで、質問者交代のため、暫時休憩いたします。

――――――・――・――――――

休憩　午前１１時１７分

再開　午前１１時１９分

――――――・――・――――――

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第10、渕合昌昭議員の発言を許可いたします。

○５番（渕合昌昭議員）

５番、新生会の渕合昌昭です。２項目について質問いたします。

まず、１番目に、農業公社について。

①農業公社の進捗状況を示してください。

②主な事業内容を示してください。

③曽於市、ＪＡ、ナンチクとの資本金の割合の状況を示してください。

２、岩川小学校の改築移転について。

①岩川小学校改築移転に関しての問題点を示してください。

②岩川小学校学校付近の地域住民に対して、説明会の進捗状況を示してください。

③４月24日、全員協議会があり、教育委員会から岩川小学校の改築移転に関しての説明があり、各議員から市民説明会をしっかりしてから、改築について慎重に前に進めるように取り組んでほしいとの意見が多く出されました。

翌25日は新聞等で発表され、住民の中には、小学校の移転に関して、岩川高校の跡地が決まった経過についてよく理解していない市民がたくさんいたと思うが、教育委員会に市民から連絡なかったかお伺いします。

また、新聞掲載に至った経緯をお伺いします。

○市長（五位塚剛）

それでは、渕合議員の一般質問にお答えしたいと思います。

質問事項の１について、私が最初に答弁をいたしますが、質問事項の２については、教育長に後から答弁をお願いしたいと思います。

１、農業公社についての①農業公社の進捗状況についてお答えいたします。

農業公社設立については、３月の全員協議会で計画案を説明したところですが、その後、３月15日に準備委員会を開催し、公社の設立時期と事業開始時期について協議いたしました。

準備委員会での決定事項としては、ＪＡの総代会並びにナンチクの株主総会後に、事務的手続を得て法人の設立を行い、事業開始までの事務事業すり合わせに時間を要するため、農業公社としての事業開始は平成31年度の事業年度当初とすることが決定をいたしました。構成団体では、ナンチクが取締役会議で農業公社への出資についてはできないという報告をいただいたところですが、運営についての協力はしていくということでしたので、今後、設立後、登記に向けて、評議員、理事の選任が整い次第、設立登記手続に入ります。

１の②主な事業内容についてお答えいたします。

主な事業内容については、ＪＡの農業管理センター業務を引き継ぐ形で農作業受委託作業をスタートし、その後に、畜産コントラクター事業、農作業サポート事業、新規参入者支援事業等を展開していく計画です。

１の③資本金の割合の状況についてお答えいたします。

農業公社は一般財団法人として発足することで決定しており、設立時の基本財産が最低300万円となりますので、負担割合として市が70％で、残りの30％を構成団体が負担することで決定しております。

あとは、教育長が答弁いたします。

○教育長（谷口孝志）

渕合議員の大きな２項目めの質問についてお答えいたします。

岩川小学校の改築移転についての①岩川小学校改築移転に関する問題点についてお答えいたします。

特に、問題点はございませんが、譲渡の時期が当初計画から１年余りおくれたため、工事等の時期が１年遅くなっているところであります。

②の説明会の進捗状況についてお答えいたします。

本年４月26日、ＰＴＡ総会において、岩川小学校保護者に対し、説明を行いました。

また、５月26日に、岩川校区公民館役員にも説明を行ったところです。

地域住民の方々は、昨夜、13日に行いました、本日、夜２回目の説明会を行う予定としております。

③の教育委員会に市民から連絡がなかったか伺いたい、また新聞掲載に至った経緯を伺いたいということで、お答えいたします。

まず、市民から、教育委員会に連絡がなかったかということについてですが、特

に、市民の方から連絡はなかったところであります。

また、新聞掲載に至った経緯ですが、４月24日に議会全員協議会で報告を申し上げた後、教育委員会内にて取材がございまして、翌日、新聞掲載されたということであります。

以上です。

○５番（渕合昌昭議員）

それでは、１回目の御答弁いただきました。順次、質問していきたいと思います。

実は、５月に建設常任委員会のほうで、北海道のほうに事務調査に行ってきました。農業公社を見てきたということなんですが、北海道の場合は、公社の大きさが違うということもあったんですが、大変参考になったことが何点かありました。大変、市長もこの公社については、公約ということで、そういう面での思いも強いと思うんですが、この感じで今度の公社についての思いを聞かせてください。

○市長（五位塚剛）

曽於市は、何といっても畜産を中心とした農業のまちでございます。農業の発展なくして曽於市の発展はあり得ません。それを前提として考えた場合に、今後、少子高齢化の中で、農業従事者がどうしても減少してまいります。中核的な担い手農家だけでは対応できない部分がありますので、やはり農作業の軽減化、また今、ＪＡが取り組んでいるものを農業公社で一体となってできるもの、また若い人が曽於市に来て農業を学びたいという、そういう場所もありませんでしたのでその提供の場、また畜産に対しても曽於市には処理加工場、ナンチクさんという立派な会社がありますので、その会社の将来的な、安定的な牛の、また豚の加工を含めた、その体制づくりも必要であるというふうに思っております。将来的には、畜産の部分もぜひ取り組んでまいりたいというふうに思っております。

そういう意味で、どうしてもこの農業公社は曽於市の、どうしても成功させなきゃならない重要課題だというふうに思っております。

○５番（渕合昌昭議員）

今、市長から決意の挨拶だったんですが、本当、この公社は大切だと思っています。それだけに、いろんな議論をしながら進めていくというのが大切と思っています。

一番いい例が、隣の志布志市がこれをつくって10年以上になると思うんですが、大成功しています。向こうはピーマンを中心ということなんですが、いろんなことの今の経過で苦労した点がたくさんあったみたいです。

現に、志布志市が年間3,000万円ぐらいの予算を使っているという話も聞きましたけども、そういうことを含めて、大変、この事業に関する意気込みはあるんです

が、予算を使っていくというのがあるんで若干心配もしています。そういう点でのお答えをお願いします。

○市長（五位塚剛）

当然ながら、一定の予算は投入しないとだめだというふうに思っております。人を育てる、また農業の基盤をつくるというのはやはり行政、またＪＡさん含めて地域が協力しなきゃできません。当然ながら、それは一定までは支援をしながら、その後は、そこで研修された方が独立をして、また新たに曽於市で農業を始めてもらうという、これは非常に大事なことであります。

また、農家のいろんな農作業の受委託を、新しい農機具を今から100万円、200万円、下手したら500万円の機械を買っても、そういう投資はもう、ある程度の人はもうしなくても、お願いをして軽減をするというのが大事だと思います。そういう意味でも、農家全体の軽減につながるというように思っておりますので、当然ながら、支援は必要だというふうに思っております。

○５番（渕合昌昭議員）

確かに、言われるとおり、曽於市の基幹産業は農業であります。その中でも、畜産が本当に400億円ぐらいの売り上げを上げておるわけですから、生産額を上げておるわけですから、大切だと思っています。

本当言って、私、思ったんですが、この事業、本当、もっと、10年ぐらい遅かったんじゃないかという気がするんですけども、市長、その辺はどう思っていますか。

○市長（五位塚剛）

私も議員時代に、早く農業公社をつくるべきだということの問題提起をいたしました。残念ながら、その当時はそういうふうになりませんでした。最終的に、私も市長となりましたので、将来の曽於市を考えた場合はやっぱり農業公社を、ＪＡさんを中心としたものをつくらないとだめだということを思いましたので、ナンチクさんを含めて、この間、協議をしてきたという経緯でございます。

○５番（渕合昌昭議員）

私も、やはり今も本当、人口減、高齢化率が進んだ中で公社のあり方というのが、本当に位置づけが、受託だけの問題ではないと思うんですが、やはりこの公社をうまく使って、先ほどからいろんな意見が出ていますけども、人口増対策にも役立てていければという考えを持っています。

というのは、やはり、そういった、教育するとか、あるいはいろんなところを指導する、あるいは今度、ベトナムからもそういった人たちが来るという話も聞いていますんで、そういったことも一つの、公社の中の位置づけが大事だなという気がするんですが、いかがですか。

○市長（五位塚剛）

農業公社の具体的なことについては、これから詰めていきたいと思いますけど、その研修生の問題も含めて、なるべく国内の方々を研修受け入れしたいと思いますけど、ベトナム、外国の方々については、各企業、各農業の方々に受け入れてもらって、そこの中でしてもらったほうがありがたいかなと思っております。

○５番（渕合昌昭議員）

大変、人手の問題が一番心配される点もあるわけですよね。その方法としては、私は大切だと思って考えております。ぜひ、そこ辺のことは十分考えながら、公社のことは詰めてやっていただきたいなという感じを持っております。

あと、２番目に入っていきますけども、２番目の中で、事業内容についてのことに入っていきますけども、やはり、先ほど言ったように、最初は、前も市長がおっしゃったとおり、ちょうど秋のシーズンになると、稲作のほうにコンバインを使った作業が入ってくるということになると思うんですが、そういった理解でよろしいでしょうか。

○市長（五位塚剛）

現在、農協のほうで、秋の収穫も含めて行っております。いろんな農作業をしておりますので、具体的に、どのような受委託ができるか、担当課長から答弁させます。

○農林振興課長（竹田正博）

お答え申し上げます。

現在の農業管理センターの中で行っている事業についてということでございますが、いわゆる水田の最初の田起こしですね、それから田植え作業、その後に、水田でいいますと、コンバインによる収穫作業ということになります。

あと、畑の作業におきましては、トラクターでの耕うん作業、それから一部農薬の散布、あと、マルチの作業であったりとか、収穫作業、そういったものをされておりまして、実績といたしましては、利用料で年間4,000万円ほどの実績が上がっているところでございます。

○５番（渕合昌昭議員）

公社がこういう形の受託をすると、作業をしていくということになっていくと、今現在、各地域に仕事、受託をして仕事をされる方、いらっしゃるわけですよね、ＪＡの受託を受けて。そういう形の今後の方向性というのはどういう形で持っていく考えですか。

○市長（五位塚剛）

市内には、農家の相談を受けて、受委託されている方がいらっしゃいます。それ

は、その人たちの努力で頑張っていただきたいと思います。また、協力できるものは、お互いに協力してやったほうがいいのではないかと思いますけど、農業公社としては、ＪＡさんの今のを引き継ぎながら規模拡大をしていきたいなと思いますけど、今、誰かがやっている人の作業を奪い取るというようなことは考えておりませんので、しかし、この農業公社が成功するかしないかは、やっぱり受委託作業を広く広げていくことが大きな事業効果につながりますので、それは、新しい農業展開をする中で、進めていきたいというふうに思います。

○５番（渕合昌昭議員）

確かに、今、市長言われたとおりなんですが、やはり、今、受託農家の方々が大変大きな機械持っています。当然、市長が今言った、とるという、そういう意味じゃなくて、やはり多少なりとも、今、受託されている農家の方が仕事減るというのはもう目に見えていますんで、そういったことをちょっとお聞きしたいんですけども。

○農林振興課長（竹田正博）

お答え申し上げます。

今、受託されているそれぞれの方がいらっしゃいますけれども、やはり農業公社も、そこと連携していかなければならないというふうには考えております。

今、ＪＡさんのほうの管理センターに委託がふえているのが、やはり区画の小さいところがふえているようでございまして、非常に大変だという話も聞いております。

ですので、公社が請け負い切れない部分を民間の方と譲られたりとか、そういったこともしていかなければならないだろうなというふうに考えているところです。

○５番（渕合昌昭議員）

私も、現に、受託農家とよく知ってたりして話しをしたことあったんですが、やはり心配をしています。ぜひ、市長、この辺のことはちゃんと、今現在やっている方に対しては、今まで長年、そういったものを、曽於市あるいは末吉町の農家の方を助けてきた人たちですので、ぜひ配慮していただきたいと考えています。いかがですか。

○市長（五位塚剛）

地域で農家の信頼のもとに、その方に農作業のお願いをしてきた人ですので、この農業公社ができたからといって、その人から農業公社のほうに移ることはほとんどないだろうというふうに思います。それだけの信頼性があるんじゃないかなと思っております。

今、担当課長が言われたように、当然、今後、多分、作業ができないという人が

いっぱい出てくるだろうと思います。それは、農業公社が一旦受けて、場合によっては、農業公社ができない人たちの分は、そういう、市内で頑張っておられる受託されている人たちも、お互いに協力体制をしてもらって、その中からまた仕事をしてもらうと、もうこれは十分可能でありますので、お互いに協力し合って、曽於市の畑を、田んぼを荒らさないようにするのが今回の目的でありますので、協力をお願いしたいというふうに思います。

○５番（渕合昌昭議員）

よくわかりました。よろしくお願いします。

それから、今のこの主な事業内容のことでちょっと何点かお聞きしたいんですけども、先ほど市長からもありましたけども、農業者の担い手の、要するに、新規の学生を受け入れたりとか、あるいは農業大学から学生を受けてするとかいうことは考えていませんか。内容的にはまだ決まっていないと思うんですけども、ある程度のことは考えていらっしゃると思うんですが、そういうのをちょっとお聞きしたいんですけども。

○市長（五位塚剛）

曽於高校の子供たちに、農業を語る会がありますので、その中で、ぜひ直接、高校終わった後、もう早く就農したいという子供たちもいます。それは、その親とよく相談してされております。農大に行って２年間勉強していきたいという高校生もいます。非常にふえてきております。そういう人たちは、必ず農大を終わった後には、地元に大体帰ってきますので、その間で、やはり農大の子供たちにぜひ曽於市に帰ってきていただいて、新規で農業を起こすなり、また親の農業を継ぐなり、この連絡は今からやっていきたいなと思います。

農業公社の中で、さらに専門の、ベテランの、収益を上げているたくさんの方がいらっしゃいますので、農大を終わった後にさらに受け入れて、また勉強してもらって独立してもらうというのは、これ、十分可能ですので、それは強化していきたいなと思います。

○５番（渕合昌昭議員）

今の、先ほど受託のことを言いましたけれども、本当に曽於高校の生徒たちが、そういった形のものをつかんで、そして、公社のほうに実習生みたいな感じであるわけですから、そういうのを理解していって、そして、曽於市の農業を担っていくというのは、本当に、一番理想な展開だと私は思っています。というのは、やはり受託の作業だけじゃなくて、そういった方向性も大事だと思っていますので、ひとつ、その辺のことを、何かあったら教えてください。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

今、曽於高校生のお話が出ましたけれども、曽於高校生も実習期間がございますので、そういった中にも組み込んでいければなということも考えておりますが、まだ具体的な協議を進めておりませんので、そういった部分は十分に議論をしていきたいというふうに思っております。

○５番（渕合昌昭議員）

ぜひ、検討していただきたいと思います。

それから、内容については、若干荒削りということがあるんでしょうけども、あと、私、もう一つ話したいことは農地の中間管理事業のことですね、このことをどう考えていらっしゃるか聞きたいんですけども。

○農林振興課長（竹田正博）

お答え申し上げます。

農地中間管理事業につきましては、非常にこの公社でも取り組むということが重要になってくるんではないかというふうに考えております。と申しますのが、まだ国会を通過しておりませんけれども、いわゆる相続未登記地の部分が、今度、国のほうでも解消をされる予定となっておりますので、その解消がされれば、農地の集約というのはもっともっと進んでいくんじゃないかというふうに考えております。

そうした中で、公社のほうが直営事業としても、その農地を保有できる法人として自社で耕作する分、そういったものも含めて、そしてまた、流動化に対する貸し借りの部分ですね、そういったものにも携わっていければというふうに思っております。

○５番（渕合昌昭議員）

やはり、だんだん、先ほど言いましたけども、高齢化が進んできて、田畑が、休耕地というのが出てきます。ことを含めて、ぜひ、この事業も大きく前進させていただきたいと思っています。

ちょっと私も、きのうも一般質問、出たんですが、ほかの人、出たんですが、法人化されつつある中でいくと、やはり畑なんか特に欲しいって、なかなか買い手ないということがあって、いう方も聞きます。法人ですけども、渕合さんどっか、畑ないかなというのがありますんで、ぜひ、そういうことを十分考えながら、個人的なこともうまく利用して、農地の中間管理事業に対するものを一つは組み込んでいただきたいと思っています。答弁、お願いします。

○市長（五位塚剛）

課長が答弁しませんので、私が答弁したいと思います。

大事な、やっぱり農地を荒らさないために、また、いろんな方々が農地をうまく

利用できるように、そのことも検討してまいりたいというふうに思います。

○５番（渕合昌昭議員）

内容的なことは今からだと思いますので、ぜひ、そういうことを十分に考えながら、検討していただきたいと考えます。

それから、３番目の内容に入っていきますけども、最初、全協なんかでも出たんですが、曽於市とＪＡとナンチクが一緒になってやっていくということだったんですが、ナンチクが、その出資に関しては辞退するという話、聞いたんですが、現状を教えてください。

○市長（五位塚剛）

最初から、畜産のほうで子牛を導入して、一定やっていこうという計画も議論いたしました。しかし、余り最初から無理をすると、いろいろと支障が出るだろうということで、農作業の受委託作業を含めた、先ほど言ったことを中心にやっていきますので、全体としてはナンチクさんも協力をいたしますということですので、これがうまくいきだしたら、当然、畜産の分野で入っていきますので、そのときは、当然ながら、ナンチクさんも一定この農業公社に実質加盟してもらうつもりで方向づけはありますので、そういう状況であります。

○５番（渕合昌昭議員）

私もその話聞いて、確かめました。ナンチクのほうに行って、ちょっとトップの方とお話ししたんですが、やはり自分のところで、今、市長が言うとおり、牧場とか、あるいは養豚場、養鶏場というので、今、黒鶏をとっとるということで、鶏もやっている事業を進めています。

やはり、自分は自分のところでできるから、その投資というのはできないということをはっきり言われていました。これは、側面から見るしかないということを言われたんですが、少し、私の感触では、あってできないのかなという気がしたんですが、その辺どうですか、市長。

○市長（五位塚剛）

私も、ナンチクの取締役の一人であります。この間、ずっとナンチクの会合をやってきまして、ナンチクの危機感は、やはり年間１万6,000頭の処理する頭数を将来は確保できないんじゃないかということが、非常に危機感があります。そういう意味で、自分のところの農場、ＪＡさんのところを含めて、やはり頭数を確保していただきたいということは中心課題でありました。ですから、曽於市内で、牛、豚の数を、生産数をふやすというのはもうナンチクの念願であります。そういう意味で、ナンチクもこの農業公社には参加したいということでありましたので進めてきました。

ただ、最初からこの牛の部分と豚の部分に農業公社が投資したりすることはしないということに決まりましたので、そのためだったら、出資は今回見送らせてくださいというのが経過でございます。

○５番（渕合昌昭議員）

市長、向こうは当然、市長が言うとおり、年間を通してちゃんと処理頭数が減らないように、減らないようにという言葉はおかしいんですが、相当、危機感持っています、ナンチクの方も。なぜかといったら、やはり生産者の減あるいは高齢化率が進む中でいくと、今の現状でどうしても進めたいんだと、あるいは頭数を、屠場に持ってくる頭数を現状持っていきたいということはあります。

私も公社に関して、この委員会の中でも出たんですが、曽於市とＪＡとナンチクという、市と三体となってやっていくといいがなということを思っていたんですが、現にこうやって、公社始まる段階になって、だめになる話聞いてちょっと残念だったんですけども、若干そういうようなことも社長にもちょっと話しました。そういうやつを何とか、また考えてくださいとか言ったんですが、渕合さん、ちょっと待っていただけませんかということは言われました。やはり、これは役員会で決まることなので、どうにもできないということもありましたけども、そこも含めて、ぜひ、市長のほうでも、また、役員もされておられますので、市長も、ぜひ、そういった席で出していただきたいと思って、どうですか。

○市長（五位塚剛）

先ほども答弁いたしましたように、この農業公社の問題は、役員会でもちゃんと提案してあります。全体の雰囲気としては、やはり非常に新しい取り組みであるし、期待をしたいという声は役員の方々は思っておられます。

ただ、ナンチクのほうも今計画的にいろんな事業を展開する中、また非常に老朽化が進んでおりますので、そこに相当な設備投資をしなきゃならないという計画も持っておりますので、側面的から応援をしたい、また、この農業公社のこの会にもずっと出てこられますので、引き続きお願いをしたいというように思っております。

○５番（渕合昌昭議員）

全体的なんですけども、私、思うんですが、やはりこの公社の問題というのは、私、一番に思うのは、ＪＡがね、ＪＡはもっとこう積極的にというのはおかしいんですが、見ていると、何か曽於市がこう走っていて、後からこうＪＡがついてくる危惧がするんですけども、そういった危惧はないですかね、市長。

○市長（五位塚剛）

農業公社については、ＪＡさんから持ち上がった話ではありません。我々行政のほうからお願いをした、問題提起をした経過がありますので、当然、そういうのは

あると思います。

ただ、ＪＡさんとしても、今のままではいけないということはもう十分理解されておりましたので、この農業公社の話し合いをしたときには、ＪＡさんは本当に大事だということで参加してこられました。

ただ、ＪＡさんのほうも、この中心的になる、一番大事な働き手が非常に少なくなってきております。そういう意味で、人材確保が非常に厳しいというのも言われておりますので、やはりこれはどこの分野もそうですけど、若い人を含めて人材確保が本当に大事だなというのをつくづく感じているところでございます。

○５番（渕合昌昭議員）

やはり、今、市長が言われるとおり、いろんな農作業する中でいくと、まず、作業の安全というのが大切なわけですから、それを含めて、大変、ＪＡの方にどうしてもおんぶにしなきゃいけない点が多々出てくると思います。できれば、私は、市長が言うとおり、市が側面的にやっていく形のほうが一番理想だと考えているんですが、そういうことを含めながら、ぜひ、また協議していただきたいと考えて……、いかがですか。

○市長（五位塚剛）

この農業公社は、私もＪＡさんが中心的にやってもらうのが一番いいだろうと思っております。行政のほうは、いろんな側面から支援をしていきたいと思います。基本的には、そのような考えであります。

○５番（渕合昌昭議員）

市長も、公約として上げた以上、本当に真っすぐ進んでいくと思うんですが、ぜひ、周りのことを考えながら、取り組んでいただきたいなというふうに思っています。

○議長（原田賢一郎）

渕合議員、休憩しましょうか。公社はそれでよろしいですか。

ここで、昼食のため、渕合議員の一般質問を一時中止して休憩いたします。午後は、おおむね１時、再開いたします。

――――――・――・――――――

休憩　午前１１時５４分

再開　午後　１時００分

――――――・――・――――――

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開き、渕合議員の一般質問を続行いたします。

○５番（渕合昌昭議員）

それでは、昼からの質問に入っていきます。

今、岩川小学校のこと、改築移転のことで一般質問で上げたんですが、曽於市ですね、岩川小学校あるいは末吉小学校というのが大きな事業として乗っかってきています。やはり学校の問題というのは、これは大規模校のみならず、小規模校でもいろんな問題が発生しているのは事実でございます。というのは、やはり子どもの少子化ということが一番に言われているんですが、私が非常にこの改築に関して問題点はないですかという、移転に関しての問題はないですかと問いかけたところ、質問したんですが、余りこう回答としては、少し、私も物足りないところがありました。

と申しますのは、やはりこの岩川小学校の改築移転に関しては、岩川高校のこともあります。岩川高校のことを含めて考えなきゃいけないということがあったんですが、私の中に、地域住民の方からいろんなことの声が聞こえてきます。というのは、今までの岩川小学校の跡地でいいんじゃないかという声が聞こえてくるんですが、教育長、そのようなことは十分認識されていますか。

○教育長（谷口孝志）

はい。私どものほうにも、耳に入っております。

○５番（渕合昌昭議員）

これ、３月の当初予算に入ってきた内容なんですが、文厚委員会でもいろんな議論をしたと思うんですが、そういった議論の内容があったら教えてください。

○教育長（谷口孝志）

３月議会におきましては、当初予算に岩川小関係の予算は計上しておりませんでしたので、なかったと思っております。

○５番（渕合昌昭議員）

当初予算に、私も上がっていないの、わかっていたんですが、このことは薄々、岩川高校のほうに移転という希望を持っているということは聞いていました。何かこう、急に湧いてきた話があって、ちょっと私も戸惑っているところがあるんですが、もうちょっとこう議論する必要はなかったのかなというのをすごく思っているんですが、その辺はどうなんですか。

○教育長（谷口孝志）

一昨日の答弁でも申し上げましたが、岩川高校が28年の３月をもって閉校ということが決まりましたので、その後、県のほうに、跡地をどのように利用されるのかと、跡地の活用についてはどう考えておられるのかということをただした上で、県のほうは具体的な活用計画はないと、それを確認できましたので、あのまま閉校した岩川高校を放置しておくわけにはいきませんので、岩川地域の総合的な振興とい

うことも絡めながら、どのように活用するかということを部内でもまず計画しておったわけであります。

それで、当然、岩川の商業地の振興とか、あるいは公共施設の利活用というか、古くなっておりますので、そういうものも含めて検討が多分されたと思います。

それで、そうこうしているうちに、県のほうは、跡地を曽於市に譲渡するに当たっては、公共的な利用でなければならないという条件を明らかにしたわけであります。そうしますと、いわゆる商業施設とか、そういうものはもう当然活用できませんので、古くなっている支所あるいは中央公民館、それからほかのまた公共施設等々いろいろと含めて考える中で、まず、私どもの部内の中では、振興計画にも上げております、非常に老朽化した岩川小学校の移転・改築ということで活用するのがいいんじゃないかという、その方向性を一応まとめて、しかし、それを市だけで進めるわけにはいきませんので、28年の７月に、岩川高校跡地利活用検討委員会なるものを設置しまして、そして、各方面からの代表者から成る委員によって検討してもらった結果、これは議会にも報告を申し上げたとおりでありますが、28年の９月15日に答申をいただいたわけであります。

その答申の内容は、もう議員も御承知のとおりですが、岩川高校跡地については、岩川小学校の移転あるいはまた、もう一つは災害時の防災拠点の一つとして活用することが望ましいと判断しましたという答申をいただいたわけです。これに、もう一つは、岩川小学校移転後の岩川小学校跡地については、商店街を含め、地域の活性が図られるよう、別途、検討委員会を設立して慎重に検討していくべきだと、そういう２つの大きな答申をいただいたわけで……。

そこに、附帯意見がついておりまして、ちょっと長くなりますが、跡地利活用については、地域住民に十分理解を求めながら行ってほしいと、あるいは市の財政面から、より効率的でコストを最小限に抑える方法で取り組め、あるいは政策を進めるに当たっては、長期的な視点から児童生徒の教育環境を第一に考えて行われたいと、そして、もう一つは、岩川小学校の移転に関しては、地理的・歴史的観点から反対の意見もあったという附帯意見がつけられておりました。

したがいまして、この答申が全会一致でなされたものであるとは、私どもも認識していなかった、当然、しかし、多数意見として、検討委員会のほうから、そのような答申をいただいたわけでありますので、それを受けて、具体的な岩川高校跡地に岩川小学校を移転する、その方向で作業を進めてきたということであります。

このことは、今、議員のおっしゃるように、突然、私どもが議会のほうに申し上げたわけじゃなくて、この答申が出た段階では、議会のほうにも御報告を申し上げたつもりでございます。

○５番（渕合昌昭議員）

やはり市民の声あるいはまちづくりという点からも、すごくこの学校の移転というのは大きなウエートを占めていると、私は考えています。

教育長が言われるのも、県から来て、早く返事しなさいということももちろんあったでしょうけども、私はもっと議会サイドで、あるいは、もっとこういろんな議論をする必要があったんじゃないかというふうに思っているんです。そこを、何か、私自身もまだ勉強不足で申しわけないんですけども、もっと議論をする場はなかったのかというのが残っているんですよ。そこ辺はどう思いますか。

○教育長（谷口孝志）

先ほど答弁を申し上げたとおりですが、私どもはこの答申を受けて、それでは、この答申に従って進めていこうということでした。

ただ、これも昨日の答弁の中で申し上げたと思いますが、私どもが公に、こういうふうに移転しますよということが言えなかったのは、譲渡契約が整うまでは、大っぴらにすることはちょっと避けてくれという県の意向があったわけで。したがって、議会には動きがあったときには、私どもとしては、一応、最低限報告はしてきたつもりでありますが、一般に公表という形ではしてこれなかったということであります。

○５番（渕合昌昭議員）

私にも聞こえたぐらいなんですから、地元の議員というのは、いろんなことで地元サイドから話、行っていると思うんですが、やはり今の教育長の答弁だと、県からの打診があって、何か罰金じゃないですけど、何かそのことがあるという、おっしゃいましたよね、この間の答弁の中で、県から、違約金か、違約金のことを言われましたよね。これはどれぐらいの間だったんですかね、期間的なことというのは。例えば、県からオーケー出て、返事しなさいということがあったんだと思うんですが、その内容、ちょっとお聞かせください。

○教育長（谷口孝志）

具体的な内容については、後ほど課長のほうで答弁させますが、この違約金とか、そういうものが出てきたのは、今度、４月、３月29日付で譲渡契約書ができたわけですが、４月１日に譲渡されたわけで、この譲渡に係る契約書の中に明記されていることでありまして、その以前に違約金がどうのこうのということはなかったわけであります。

○教育委員会総務課長（外山直英）

譲渡契約に書かれております違約金について御説明いたします。

２つの条項がございますが、１つは、指定期日までに指定用途に供さなかったと

き、いわゆる34年４月１日を開校としておりますので、この時期までに小学校を開校しなかった場合、違約金を金１億117万4,949円、これが違約金でございます。

それから、もう一つ、指定期間中に指定用途以外の用途に使ってしまったとき、いわゆる公共用地ではなくて、違う目的で使った場合の違約金が３億352万4,847円という契約になっております。

○５番（渕合昌昭議員）

課長、この指定というのは、学校という、限定されているわけですかね、指定というのは。

○教育長（谷口孝志）

岩川小学校の移転・改築、それともう一つ申し上げてありますように、災害時の防災拠点の一つということです。

○５番（渕合昌昭議員）

このことを少し、私だけじゃなくて、ほかの議員たちも、何かよく決まらないうちに、議論しないうちに何か来たなという感じもあって、あっけにとられているのが少しあるんです。

なぜ、今さらこんなこと言うのかと言われてもしようがないんですけども、どうしても、もうちょっと地域住民のことを考えたり、あるいはさっき出ました、歴史的なこととか、いろんなことを加味しながら、場所的なことを考えていく必要なかったのかなと思うんですけども、それがさっきの、若干、教育長が言ったこととダブることはあるんですけども、そういう思いでいるんです。

私、ちょっと前後しますけども、新聞出ましたよね、新聞のこともしかり、私なんかも、あれだけ議会の中では、全協の中で議論した中では、やはり地域住民に説明してくださいと、それくらいしなさいよということをさんざん言ったところで、すぐ、その新聞見たぞということもあって、何かこうちぐはぐだなというのは実感で思うんですよ。あえて、きょうは教育長に質問したところなんですけども、若干、そういうようなことがもしなっていたら、教えてください。

○教育長（谷口孝志）

今、議員から御指摘のあったことについては、私どもも若干説明をもうちょっとできればという思いもなきにしもあらずです。

ただ、この４月になるまで公表できなかったというか、大っぴらにできなかったのは、先ほど申し上げたとおり……。この譲渡契約が成り立ったときに、議会に、４月24日でしたかね、報告を申し上げました。その場で、議員の皆様方からもしっかりと説明をするべきだということで、いきなり議会に議案を上げてもらっても検討のしようがないじゃないかというようなことを言われました。それで、私どもが

４月26日でしたか、岩川小学校のちょうどＰＴＡ総会がありましたので、保護者の前でこのような計画でおるという説明をいたしました。そして、その後、公民館の役員会でまた説明し、それでもまだ足りないじゃないかと、私どももまた機会があればできるだけということ、ただ、もう議会がこうして始まる段階でしたので、この前申し上げましたように、昨日の夜と、それから今夜、２回に分けて地域住民の方々を対象として説明会をした、するということであります。

○５番（渕合昌昭議員）

今、教育長から出ましたけれども、きのう、13日のことですけども、13日の参加者とか、あるいはどういった意見、内容出たか、教えてください。

○教育長（谷口孝志）

昨夜出ました詳細については、また課長のほうで申し上げますが、私が昨日、昨夜、出て感じましたのは、出席者は11名でございました。やはり地域の方々の岩川小学校の150年近くになる長い歴史、それへの、学校に対する愛着、思い、それから隣にあります岩川八幡神社とのかかわり、そういうような、非常にこう、やはり歴史とか、そういうものを踏まえた思い、そうすると、そこに岩川小学校がこの地にという思いが非常に強いんだなということは感じました。

ただ、説明の中でも申し上げましたけど、私どもがこの事業を進めるに当たってのバックボーンというか、それは、この岩川高校跡地利活用検討委員会の答申としていただいた、それを受けて、私どもも具体的に行動を起こしたわけであります。そのことは、また御理解いただきたいということで、きのう、説明申し上げました。

昨日出た具体的な内容については、またちょっと課長のほうから報告いたします。

○教育委員会総務課長（外山直英）

主に３名の方から多くの意見いただいたところでございますが、主なところを御紹介したいと思います。

「岩川小学校は、仮設校舎でつくる必要があると思うが、建物を順番に、少しずつ移動して建てる方法はできないのか」、それから「岩川小学校、八幡神社、弥五郎どんは三位一体となっているので、移転には反対である」。それから「子供たちの環境を変えたくないのはよくわかる」と言った意見が、お一人の方かありました。

もう一方からは、「今、これだけもめているのは、市の説明が不十分だった。住民には十分説明してほしい」、「一番大切なのは子供である。１年生から６年生のことを考えるのが大事だ」といった意見がお一人の方から、それから最後にもう一人の方からは、「子供たちのために、効率的だけで決めてしまうのではなく、これまでの経緯で学校が建っていることを伝えてほしい、歴史的な背景などを伝えてほしい」という御意見でした。

また、「もう少しみんなで跡地をどのように使いたいのか、意見を集めてほしかった」、それから「どちらに結論が出るにしても、岩川小学校に通っている人、住んでいる人がどのような歴史があるか知った上で移転してくれたらよいと思う」というような意見があったところでございます。

○５番（渕合昌昭議員）

今、課長から、きのうの説明会の内容があったんですが、逆に、岩川高校にその移転の賛成という辺ですか、そんな意味の意見はなかったですか、今、高校に、小学校から移転するんだけども、岩川高校でよかったという人はなかったんですか、そういった意見はなかったんですか。

○教育委員会総務課長（外山直英）

夕べの参加者が11名でしたので、そういった御意見は、きのうは出なかったところでございます。

○５番（渕合昌昭議員）

やっぱりこの地域住民の思いというのは、本当にこう、先ほど教育長言ったとおり、150年という歴史もあるし、八幡神社のことを含めていろいろあるわけですよね。その中でのことで、この移転というのは、いろんなことの議論がもっと欲しかったというのは、本当、私の切なる思いです。というのは、やはり教育現場というのは大変難しいところがあって、特に、環境的なこと、地域環境のことを大切に思うところがあるし、ちょうど小学校の子どもですので、いろんなことで環境にとらわれるというか、こう、微妙なところですからね、環境ですので、そういう面でいくとちっちゃくていいから、今の場所に新築の校舎があったらというのは、私自身も思いますけども、その辺はどうですか、教育長。

○教育長（谷口孝志）

昨日の説明会では、私の答弁というか、説明の中では、そのような意見が出たときに、私も申し上げました。私どももできることなら、この岩川小のここで、この地で建てかえの工事を進めていけたら一番いいと思うと。ただ、現実的に考えたとき、先ほど紹介しました、建物を順番に少しずつ移動して建てることはできるんじゃないかという意見がありましたけど、現実的には、例えば、１校舎、１棟あるところに、隣に、壊して、そのときには、当然、その分の仮設校舎というのは必要になってくるわけですよね。そうすると、建てる場所というのは、もう当然、運動場しかなくなるわけですので、そのような形で、しかも、何年もかけて進めていくということが、果たして子供たちが、実際は、現実に毎日、学校で授業を受けるわけですので、当然、工事車両の出入りはあるし、工事の音も出るわけで、それよりは、これもこの前申し上げたと思いますが、子供たちが今の状況は、環境は変わらない

ままでずっと教育活動が続けられて、そして、その間に別のところに移転して、建築が進み、でき上がったときにそっくりぱっと移れると、そのことがむしろ一番いいんじゃないかという判断をして、私どもがこのような、今、進め方をしているところであります。

なお、昨日は、昨夜は賛成の意見じゃなかったんですが、岩川小学校のＰＴＡ総会のときに、帰り際に保護者のほうから声があったということですが、ちょっと総務課長のほうで。

○教育委員会総務課長（外山直英）

４月26日に岩川小学校ＰＴＡ総会において説明を一旦したところでございますが、そのとき、その場所から、帰り際ですけれども、御意見をいただきましたのは、「岩川高校も私の母校である」と、あるお母さんでしたけれども、「ずっと閉校になって寂れていくのはしのびない」といった声が一つありました。

それから、もう一つは、計画どおり進みますと、４年後、34年の４月に開校ですので、現在の在校生でいいますと、１年生と２年生が新しい校舎に入ることはできますけれども、３年生から６年生は新しい校舎には入ることができませんので、「もっと早くつくっていただければ、新しい校舎に入れたのにな」といったような意見はいただいたところでございます。

○５番（渕合昌昭議員）

今、教育長から答弁あったんですけれども、本当にもう県のほうでそういった形で進んでいる内容で、私が蒸し返すのも変な話ですけども、ぜひ、やはり子供たちのことを十分に考えて、あるいは地域住民のことを十分に考えていただいて、やっていただきたいと。そして、今度の移転に関しては、考えてやっていただきたいと考えていますので、ぜひ、よろしくお願いしたいと思っています。

以上、私は終わります。

○議長（原田賢一郎）

ここで、質問者交代のため、暫時休憩いたします。

――――――・――・――――――

休憩　午後　１時２４分

再開　午後　１時２６分

――――――・――・――――――

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第11、宮迫勝議員の発言を許可いたします。

○７番（宮迫　勝議員）

日本共産党の宮迫勝でございます。私は、今回、３点について質問いたします。

最初に、移住・定住の促進についてお尋ねいたします。

今や人口減少は全国的な課題となっています。曽於市では、これまでに小規模校の近くに地域振興住宅を建設して、市外から若者の移住・定住を図ってきて、ある程度の成果は得たのではないかと思います。

そして、これからは宅地分譲に力を入れる方針でありますが、私は、市内に数多くある空き家をもっと活用すべきではないかと思います。空き家対策では、空き家バンクを宅建協会に任せっ放しではなく、市が積極的にかかわり、移住、定住を促進すべきだと思いますが、市長の見解を伺います。

２番目に、そのためには専門員を配置して、移住、定住、空き家対策など本腰を入れた取り組みを提案したい。市長の見解を求めます。

３番目に、都会では地方で農業を希望する若者がいます。しかし、新規就農をするには資金面や技術面でのハードルが高いのが現実であります。今度、設立される農業公社で新規就農を希望する都会や地元の若者の活用策について伺います。

大きな２番目、高齢ドライバーの免許証自主返納について、お尋ねいたします。

まず１番目に、全国で高齢者ドライバーの事故が後を絶ちません。車に乗らないと買い物、病院等に行けないなどの事情があります。

曽於市では、免許証を自主返納された方への移動手段確保のためにどのような支援策をとっているのか、お尋ねいたします。

小さな２番目で、思いやりバス、タクシー無料乗車券を使う際に、バス停が遠くて使いづらいなどの声が寄せられています。市報５月号に、地域座談会の掲載がありました。自治会単位で複数人数集まらなくても個人的に要望等は出せるのか、伺います。

小さな３番目、行きたいところへ、行きたい時間に行くには、タクシーを使わざるを得ません。宮崎県では自主返納された方への支援策で、タクシー使用に対し一定の割合で補助をしています。市民からタクシー補助を望む声があります。曽於市でも補助できないか、伺います。

大きな３番目、予防接種の啓発についてお尋ねいたします。

ことしの春、５月でありますが、沖縄で麻疹――はしかが流行し、各地に広がることが心配、懸念されています。新聞情報では、鹿児島県の定期接種率――この「ていき」を、定める期間の「期」に直してください。ちょっとパソコンの変換ミスであります。鹿児島県の定期接種率は第１期が96.7％、全国で29位、第２期が90.6％、全国で46位であります。

このように低いことが指摘されています。曽於市の状況はどうなのか、伺います。

小さな２番目、感染を予防するには予防接種しかないと思いますが、ほかに方法があるのか、伺います。

３番目、対象者への予防接種の呼びかけはどのようになっているのか、お尋ねいたします。

４番目に、予防接種を受けていない人や１回しか受けていない人、特に、20代後半から40代の人が法律に基づく予防接種が１回だったために免疫が弱く、感染する可能性がある。こういうことで、２回目の接種が必要だと言われています。このような方への予防接種の呼びかけが必要だと思いますが、どうでしょうか。

以上、１回目の質問といたします。

○市長（五位塚剛）

それでは、宮迫議員の一般質問に対してお答えしたいと思います。

１、移住・定住の促進についての①空き家バンクの推進についてお答えいたします。

空き家バンク制度は、申し込みがあった物件に対して、宅建協会に加入している不動産事業者が物件を紹介するとともに、売買または賃貸契約を仲介する制度ですが、物件によっては古くて宅建協会も取り扱いしない例も発生しております。そのような物件についても曽於市のホームページで紹介するとともに、契約が発生し仲介業者が必要となった場合は、曽於市の不動産業者を紹介するようにしております。

１の②専門員の配置についてお答えいたします。

移住、定住、空き家バンク制度については、定住推進係が主となり、各種事業を展開しております。

専門員の配置については、職員の配置と予算も必要となることから、現時点では考えていないところですが、他の自治体では、移住相談センターを設置して、委託職員等を配置している事例もありますので、必要性を検討してまいりたいと思います。

１の③農業公社での新規就農を希望する都会や地元の若者の活用策について、お答えいたします。

新規就農者や新規農業参入者については、親元就農であればある程度の技術面・資金面のカバーはできるものと考えますが、新規に就農・参入する若者には厳しい状況にあります。農業公社での新規参入者事業については、発足後に具体的事業内容を協議していきますが、農業公社設立幹事会では、認定農業者や法人への研修受け入れ体制を考えております。

国の次世代人材投資事業を活用して２年間の研修を経て、新規就農へ導いていければと考えておりますが、今後の課題として研修生の居住環境整備と、技連会を中

心として研修生受け入れ審査基準やマニュアルづくりの検討を進めていかなければならないと思っております。

２、高齢ドライバーの免許証自主返納についての①免許証の自主返納者への支援について、お答えいたします。

曽於市では、運転免許証の自主返納者に対しましては、思いやりタクシーと思いやりバスの３年間の無料乗車券を支給しております。

２の②個人的に要望等は出せるのか、についてお答えいたします。

思いやりタクシー等の路線変更の要望は、自治会からの要望に加えて個人からの要望もあります。これまで、個人からの要望に対しても、地域の調査や自治会長等への聞き取りを行い、必要な箇所については路線変更等を行ってきました。

思いやりタクシーは、その地域にとって利用しやすい公共交通機関としてたくさんの方々が利用していただくため、自治会での座談会や複数人が集まる集会等を通じて地域の声を反映させ、運営していきたいと考えているところです。

２の③自主返納された方の支援策で、タクシーの補助をできないか、についてお答えいたします。

支援策として、思いやりタクシーのほかに、最近では社会福祉協議会や民間等による各種買い物支援や、福祉有償運送、福祉タクシーなどもあり、利便が図られつつある状況であると思っております。

現在のところ、民間タクシー利用時の乗車料金の一部助成については、考えていないところでございます。

３、予防接種の啓発を、の①曽於市の状況についてお答えいたします。

平成29年度におけるはしか患者の届け出は、全国で180件、鹿児島県の届け出はゼロ件でした。

曽於市の定期接種率状況は、平成29年度で、１歳以上を対象とする第１期が100％で、小学校入学前の１年間を対象とする第２期が95.9％の接種率となっております。

３の②感染を予防する他の方法について、お答えいたします。

はしかは感染性が強く、空気感染のほか、飛沫及び接触でも感染します。手洗いやマスク着用のみでは予防することができず、ワクチンを接種することが最も有効な予防手段と言われております。

３の③対象者の予防接種呼びかけについて、お答えいたします。

第１期の対象者につきましては、１歳児相談や健診時で呼びかけを行い、未接種の方には文書での通知や電話による呼びかけを行っております。

また、第２期の対象者につきましても、文書での個別通知を行い、未接種の方に

は再通知及び電話で接種するよう呼びかけております。

３の④予防接種の呼びかけ・啓発について、お答えいたします。

予防接種の呼びかけ・啓発につきましては、県から感染症警報が発令された場合や予防接種推奨の依頼があった際に、曽於市コミュニティＦＭや広報を通じて啓発を行っております。

20代後半から40代の方は任意接種となりますが、２回の接種歴がない方はワクチン接種を検討することが、はしか感染を防ぐ上でも重要ですので、市報等を通じて啓発してまいりたいと思います。

以上です。

○７番（宮迫　勝議員）

それでは、２回目の質問に入ります。

まず、確認のためにお尋ねいたしますけども、これからの曽於市の移住・定住の施策については、これまでの市長答弁から見て、地域振興住宅、これを確保しつつ、そして宅地分譲に力点を置きたい、このように理解してよろしいでしょうか。

○市長（五位塚剛）

基本的には地域振興住宅は農村部の小学校の近辺の要望があれば、それは最小限進めてまいります。それにかわるものとして宅地分譲住宅の推進をしながら、また、ほかの施策がまだ十分考えられますので、そういう方向に切りかえていきたいと思います。

○７番（宮迫　勝議員）

先ほど、今鶴議員とのやりとりを見ていて、空き家対策、この空き家を活用するとか。で、答弁の中で、お試し住宅、これを予算をつけて検討したいというのがありました。これは新しい施策の一歩かなと思っています。

その他、今考えられる施策とおっしゃったけど、具体的に何か一つ、二つあれば教えてください。

○市長（五位塚剛）

１つは、今、市内にまだ十分使える空き家があります。これについては、実際まだまだ新しいんですけど、残念ながら中に、家族がもう亡くなって仏壇やらいろんなまだ個人の財産のものが残っているのがありまして、これをどうしてもうまく処理しないと、空き家の再利用ができないというのがありますので、やっぱりこのあたりをもっと詰めた形での対策、それに対する支援策が一つあると思います。

あと、今、自分のところの土地と建物があいているから、もう無償で貸しますよということも今、出てきましたので、非常にありがたいことですので、ここをうまく利用して半年間、１年間のお試しで曽於市に来ていただいて、農業体験やいろん

なことができるような、そういうのにも、もう具体的に進めていきたいなと思っております。

そのほか、私は、例えば末吉の町、財部の町、大隅の町に民間の方が建て売りみたいなものをつくったときに、子供を持っている人たちが曽於市外から引っ越してきたいというのがあれば、そこに対する入居の補助というのも、私はこれはいいんじゃないかなと思っております。

そういう意味で、いろんなやり方があると思いますので、ふるさと納税のお金を地域振興であるし、また、多くの方々が曽於市を活性化させたいという意味での思いでありますので、これをうまく利用していろんな形で進めていきたいなと思っております。

○７番（宮迫　勝議員）

移住・定住を希望する方というのは、農村部だけではなくて、それぞれ財部小学校とか、末吉小学校、岩川小学校、そういう本校区に近いところ、そして町に近いところに住みたい方も多いわけであります。

だから、今言ったように、私が言いたいのは、専門員を置いて、空き家にも情報があるわけだから、この方々がそれぞれの希望する近くの空き家を紹介して、で、後の契約については、宅建協会のほうに任せる。紹介までを行政の職員に特化してやってもらう。こういう方法もあるんじゃないかなと思うんです。

ホームページに載せて、後はもう宅建協会でやりとりをしてもらうのも、それもあるんだろうけども、なかなか実績が上がらないんではないかなと思うんです。

で、企画課長にお尋ねしますけども、これまでにこういうやり方で何件の実績があったのか、お尋ねいたします。

○企画課長（橋口真人）

まず、現在のやり方でございますけども、申し込みがあったものに対しまして、鹿児島県の宅建協会に仲介等のお願いと、曽於市のホームページで紹介しているところでございますが、まず、この形で成立した件は２件でございます。それから、ホームページに一旦載せましたが、本人が売り先を見つけて自分で契約したところが１件ございまして、空き家バンクとして載せた面で全部で３件という成立に至ったところでございます。

○７番（宮迫　勝議員）

今回の総務委員会の研修で和歌山県田辺市に行ってきました。ここは、この地域振興住宅も、それから宅地分譲に対する補助もないんですけども、和歌山県とそれぞれの市町村、今回は田辺市が対象なんですけども、もう空き家に特化した政策で実績を上げているわけです。

だから、これからも、今言ったような地域振興住宅、宅地分譲プラス空き家を生かす方法が一番、移住・定住を進める上で大事じゃないかなと思うんです。再度、この認識をお伺いします。

○市長（五位塚剛）

農村部において古い建物がいいという方も非常におられます。中をうまく改造して、古民家的な住宅というのも、今、若い人たちも好んでいる方もいらっしゃいます。そういう意味では、あとはトイレと風呂場です。ここを基本的にちゃんとしてもらえば、充分生活できるんじゃないかなと思っております。

同時に、その住宅の中にちょっとした野菜をつくれるような畑がしていれば、これも本当にいいのではないかなと思っております。今後は、そういうところが相当今ありますので、市の職員で自分で足を運んで稼いできなさいということで、いろいろ調査してきなさいと言っているんですけど、限界があるようでございますので、やはりこのことについては、もうちょっとやり方を工夫して対応を考えていきたいなと思います。

○７番（宮迫　勝議員）

先ほど、今鶴議員の質問の中で、曽於市の移住・定住の部署はどこかということで、企画課の定住推進係、これが出たわけですけども、やっぱりいろんな自治体を見たときに、子育て、それから移住・定住、それから観光を含めて一体となっているところがあるわけです。

だから、私は今回、さっき言ったのは、専門職を配置するということを提案したわけですけども、必要性を検討してまいりたいということであります。ただ、検討するだけではなくて、いろんなほかの自治体のいいところもぜひ研修して、一人でもこの移住・定住が進んでいくように取り組んでほしいんですけども、これについての認識を再度お尋ねいたします。

○市長（五位塚剛）

職員を新規で増員していくというのは、これはなかなか簡単にはいきません。しかし、今、各課の事業量の見直しも行っております。ですから、場合によってはお互いに横の連携をとり合って、事業を分担するやり方をお互いに協力し合う行政のやり方も、これはもうしなきゃならないときにきていると思っております。

そういう意味で、ある程度課によっては職員を減らしながら、その分を本当にやるべきところに人員を配置して、本当に職員が積極的に活躍できるような場づくりというのは、やっぱり人をふやさないとできません。

それと同時に、専門職、場合によっては民間の方々の知恵をいただいたものを含めた体制づくり等も大事ですので、そういうことを含めて検討をさせていただきた

いということでございます。

○７番（宮迫　勝議員）

次に、曽於市のＰＲ、これも兼ねていろんな移住・定住の促進ができればいいなと思っているんです。で、この企画課の出したパンフレットは非常にいいパンフレットです。ただ、この中には、曽於市の特産品とかのＰＲがないわけです。だから、商工観光課の思いやりふるさと寄附金推進事業で雑誌等の広告、これが別に予算計上されていますけども、やっぱりこれとドッキングをしながらしていく。で、曽於市の特産品のＰＲと定住促進の呼びかけもあわせてやる。こういうことは考えられないのか、これをちょっと提案したいと思うんです。このことによって経費の削減につながると思いますけども、どうでしょうか。

○市長（五位塚剛）

企画課のほうの定住促進のほうとＰＲのほうは、曽於市全体のＰＲとなっておりまして、定住促進という意味では商工観光課のほうでも、この間、同じような形で曽於市に来ませんかということで、昨年は、ソラシドの飛行機にＰＲをかけました。

課は違いますけど、同じような部分も実際あるんです。しかし、そこと両方をまとめたところで課が新しいのができるかといいますと、これはなかなか難しいことでありまして、もうお互い連携をとりながら、しかし、ここの課はここまでは全部責任を持ちますよということの、このあたりのことがまだまだ不十分な点があるかなというふうに感じております。

○７番（宮迫　勝議員）

一昨年の研修で鳥羽市に行きました。ここでは企画課と地域振興課か、この中が一緒になっていて、若い人が担当しているんです。移住・定住。なぜかと思ったら、やっぱり子育て支援をするためには若い人の感性が必要だということで、若い方が２人で担当していました。

そして、チラシというのがＡ３サイズか、これが１枚で、それこそもう写真を使って、説明はしていません。大見出しと小見出しぐらいでぱっと紹介している。まずそこに目が行くような設定になっていました。やっぱりそういう工夫も必要じゃないかなと思うんです。

だから、ぜひ企画課、商工観光課を中心にして、いろんなほかの自治体のいいところはぜひ取り入れて学んでほしいと思います。

それと、移住・定住の中でよく聞かれるのが、移住をしたいんだけども、住むところの確保、それと働く場所、雇用の場をセットで提起してもらえればありがたいという声がよく聞かれるんです。地域振興住宅に申し込んだけど、仕事があるのかなとか、県外からきてそういう方もいらっしゃいますので、曽於市へ移住した場合

の仕事について、どういう仕事を紹介しているのか、ここを説明してください。

○市長（五位塚剛）

今、曽於市の企業といいますか、商工業というところも非常に人手不足であります。建設業、土木業も人手不足でございます。森林関係の森林組合も含めて人手不足でございます。曽於市に住んで、曽於市で働こうと思えば、そんなに大きな希望を持たなければ人並みの生活ができる環境の収入は、私はあると思っております。ナンチクさんも含めて、農協さんも募集をするけど、なかなか人が集まらないというのが実態でありまして、その中から、もうナンチクさんもベトナムの方々を採用しなければならない。また、笠木の食鳥も、なかなか市内の従業員を確保するのが難しいところで、もう大量にベトナムの女性の方々をお願いしております。それはもう大隅町の大型農家もそうです。農家を手伝ってくれる人たちが少ないということで、結局、そういう形に雇用が変わっていっておりますけど、仕事先はいっぱいあると思っておりますので、もしそういうのがあったら、私たち行政のほうに相談してもらえれば、幾らでも紹介をしたいなと思っております。

○７番（宮迫　勝議員）

移住・定住の３番目、新規就農と農業公社の関係についてお尋ねいたします。

答弁では、農業公社設立の幹事会で、認定農業者や法人への研修受け入れを考えているという答弁であります。

きのうの答弁の中でも、技術面は農業公社で、研修は成功している農家の方にお願いしたいという答弁でありました。これがそうなんでしょうけども。

それでは、農林振興課長にお尋ねいたしますけども、これまでに新規就農をされた方で、親が農業をやってその経営を引き継ぐとか、もしくは、独立はするんだけども、やっぱり親の支援があって新規就農をされている。それ以外に、全くそういう縁がなくて、県外、市外から来て、新規就農された。こういう例はありますか。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

近年では余りいらっしゃいません。以前は、新規で来られた方もいらっしゃいます。そういう方もやはりそれなりの資金を持ってこられて、そして、こっちに住むところをまず見つけて、後は、こちらの農業者のグループの方々の支援を受けながらやっていったという例はございますし、私が知っている限りでは３名ほどいらっしゃいますけれども、それぞれ途中で都会で仕事をやめられて、こちらへ来られたという方々がほとんどでいらっしゃいます。いずれも、そういった自分たちで何をするという最初の目的を持っておられますので、成功されたのかなというふうには思っているところです。

○７番（宮迫　勝議員）

そこで、今度設立される農業公社についてお尋ねいたしますけども、これは鹿児島県が発行しているガイドブックですけども、この中には、各市町村が設立している、運営している農業公社についての説明があります。ある一定の項目に沿って、どこを見ても、これについてはこうだよという違いはわかるんですけども、曽於市の場合はこれに、課長、これ、わかっていますよね。

で、こういうのに表として作成ができているのか。それとも、まるっきりもう別の独自の農業公社だよということなのか、ちょっとそこのところを答弁してください。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

県内の公社が15ありますけれども、その中には新規就農、いわゆる新規参入者の受け入れという形で載っております。近い例でいいますと、志布志市の農業公社ですが、こういったところは作物の指定をされている。志布志市であればピーマンという指定をされております。

そして、住居、住むところの条件であったりとか、あと、自己資金が幾ら以上必要とか、そういった項目が出されております。

曽於市の場合については、今、新規就農支援はこういった形でするという方向性ではありますが、具体的なことについてはこれから協議をしていくということになっております。

○７番（宮迫　勝議員）

この前いただいた、全協でのこの資料を見ますと、目標の中で、就農者対策として、既存農家の営農支援と幅広い年齢層の新規就農者や担い手の育成。ここでは新規就農者とうたっているんです。で、４番目では、研修事業の充実を図り、新規参入者の育成支援・定着を図るとあります。この１番目と４番目の違い。ちょっとここを説明してください。

○農林振興課長（竹田正博）

お答え申し上げます。

この目標の中に掲げてあります既存農家等の営農支援、それから幅広い年齢層の新規就農者や担い手ということで、いわゆる親元就農であったりとか、そういった方の支援ということも含んでおります。

それから、４番目の研修事業の充実を図って新規参入者の育成。いわゆる新たに算入される方、Ｉターンであったり、Ｊターンであったりという部分がこの４番目の項目に当たるというふうに理解していただければと思います。

○７番（宮迫　勝議員）

で、ここで一番移住・定住と結びついているのは、この４番目だと思うんです。ここをどのくらいの内容で育成支援、定着を図ろうと思っているのか。もし構想があれば、ちょっと教えてください。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

先ほどの答弁の中にもありましたけれども、まだ具体的な品目であったりとか、その参入してこられるときの条件であったりとかを決めてございませんので、公社といたしましては、今、次世代型育成支援事業、前は青年就農給付金というのがございました。これが年間150万円もらえる制度でございますけれども、その制度を活用していただいて、認定農家のところであったり、あと、法人のところであったり、そこで実務的な研修をしていただこうと。あと、技術的な部分はそこで補っていただく。そしてあと、座学であったりとか、農業機械の勉強、研修であったりとか、そういったものを公社のほうでしていただこうかなという形で今、そういった大まかな構想でしかないんですけども、そういうふうに考えているところでございます。

○７番（宮迫　勝議員）

きのうの課長答弁で、新規就農に対して資金、これが大体500万円ぐらい現在では要るんじゃないかなという話でありました。以前、財部町に来られた若い人は、役所に相談に行ったときに、もう担当の方から単刀直入に、新規就農はお金が要りますよということで、資金が若干ありますか。大体1,000万円ぐらいかかるかもわかりませんよと言ったら、この方はびっくりしたんです。

だから、今、課長が言ったように、資金としてはこのくらいは必要ですよということを最初からうたっておかないと、こちらに来れば、もうすぐ農業ができて、生活できるんだというのも困るから、最初からある程度は明記したほうが納得して来られて、研修も受けられるんじゃないかなと思うんですけど、どうでしょうか。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

おっしゃるとおりだと思います。私どもも、そういった国の補助金があるからとか、そういう形で今、相談に来られている方がここ一、二カ月でも２人ほど来られました。非常に簡単に就農できるんだというふうに思われているようでございまして、そうじゃなくて、やはり自己資金がこれだけないとできませんよという説明を申し上げると、非常に悩まれておられます。

ですから、今後、こういった新規参入の受け入れ事業をする場合には、やはりこ

の作物をつくるんであれば幾らぐらいは自己資金が要りますよというふうな形で、審査の基準であったり、そういったものを明記して、持っていないといけないというふうに考えております。

○７番（宮迫　勝議員）

曽於市で農業をしたいという、曽於市外の若者の希望がかなうような農業公社になることを希望します。

そして、これからまだ詳しいことは詰めていくようですけども、ぜひ、そういう人たちもいるんだよということで配慮しながら、いろんなこの中身も詰めていってください。

次に……

○議長（原田賢一郎）

宮迫議員、休憩しましょうか。

ここで、宮迫議員の一般質問を一時中止して、10分間休憩いたします。

――――――・――・――――――

休憩　午後　２時０４分

再開　午後　２時１４分

――――――・――・――――――

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開き、宮迫議員の一般質問を続行いたします。

○７番（宮迫　勝議員）

移住・定住で一つだけ漏れていました。もう今鶴議員が全部持っていったかなと思ったけど、一つだけ聞いていなかったので。

曽於市では起業を支援する女性起業家応援プロジェクトがあります。これは学校跡地を利用した女性起業家の創業・企業セミナーの開催の支援なんです。

で、今回、研修に行った田辺市では、県外から移住し起業、仕事を起こせばある一定程度の補助を県と市で分担してやっています。例えば、展示映像や企業広報映像の政策をする仕事とか、商業的ガラス工芸の製作、または、地域の野菜、魚、果物を利用した料理店、そして、自家焙煎コーヒーや地元のお茶、それから地元産の名品を販売する。または、お菓子やパンを製造販売、県内産の食材を生かした飲食店、また、これは県産の原材料のみを使用する燻製加工の販売とか、それから、古民家を生かした宿で地域との交流ができるゲストハウス、こういう仕事を起業した場合、仕事を起こした場合には、県と市で支援しますよという起業の支援があるんだけども、曽於市でもいっぱい豊富な食材とか、さっき言った古民家的な、こういうのも参考になるんじゃないかなと思うんですけども、ちょっと一つ、市長の考え

をお聞かせください。

○市長（五位塚剛）

農業だけではなくて、そういう女性の方が――女性だけじゃないんですけど、新規で勉強して仕事をやりたいという方については、今、商工業のほうで２年間の生活支援というのをやっております。これも今、相当ふえておりまして、県下の中でも曽於市が今、最もこういう人たちがふえているということで、担当は商工観光課長ですので、どうぞ、しゃべってください。

○商工観光課長（荒武圭一）

それでは、お答えいたします。

新規就業者の補助金ということで、新規に事業を起こした方、これは市内に住所のある方ですけれども、確かに、今、市長が申しましたとおり、市外からこの助成があるということでお聞きしたので、都城市から曽於市に住所を移し、飲食店または食品を製造する起業をされたという実例がございます。

以上です。

○７番（宮迫　勝議員）

これをもっと大きくＰＲして伸ばしていただきたいと思います。

じゃ、次の高齢ドライバーの免許証自主返納についてお尋ねいたします。

まず最初に、市長と認識を共有するために、高齢者の事故を防ぐためには、この今言った免許証の自主返納が進んでいるわけですけれども、でも、そのためには、この買い物、それから病院へ行く、こういう交通手段の確保、これが絶対必要だなと私は思うんですけども、市長もそういう立場かどうか。

○市長（五位塚剛）

毎日のように、全国では高齢者ドライバーによる本当に大変な事故等が発生しております。この前も、90歳の方が免許の更新を一応できたんでしょうけど、家族は、もう返納してほしいという思いもあったんですけど、買い物等に行くためにはどうしても不自由であるということで、引き続き乗っていらっしゃった人が大きな事故を起こされましたけど、それを考えた場合には、もう運転が難しい方については自主返納をしていただきたいというのは同じでございます。

そのためには、その人たちが生活ができやすい何かを考えなきゃならないというのは、もう当然だというふうに思っております。

○７番（宮迫　勝議員）

ちょうど南日本新聞で、６月５日の社説でこのことが載っていました。高齢者の事故に関して、生活の足確保が急務だということで、この中で、免許証を自主返納をするための何が必要かというときに、公共交通機関の整備、公共交通機関の運賃

割引・無料化、買い物宅配サービスの充実などが挙げられたと。日常生活に困らないように、生活の足を確保することが急務だと、この社説でもうたっているわけです。

そういう立場から質問をいたします。先ほど、宮崎県のタクシーの補助があるということで、曽於市でも補助はできないかという質問に対して、思いやりタクシーのほかに、社会福祉協議会や民間等による各種買い物支援、福祉有償運送、福祉タクシーなどもあり、とあるんだけども、この中で、無料で使えるのはどれがあるのか、お答えください。

○福祉事務所長兼福祉課長（川添義一）

お答えいたします。

無料で使えるものはございません。この中で、恐らく一番安いのは福祉有償運送だと思いますが、１㎞当たり50円と聞いております。

以上です。

○７番（宮迫　勝議員）

今言ったように、新聞でも社説でわざわざうたうように、やっぱりこの移動手段、交通の手段の確保が大事なんだよという点でいえば、私はどうしても、幾ら安くてもこの福祉有償運送、福祉タクシーなどは、まだ曽於市ではそんなにいないと思うんです。都城は福祉タクシーというのは見たことがありますけども、ちょっと運賃はわかりません。

そこで、お尋ねしますけども、曽於市以外の自治体では、このタクシーの補助についての、どのような補助支援があるのか、多分調べていると思いますので、お答えください。

○企画課長（橋口真人）

近隣市で御説明いたします。

都城市、宮崎市、日向市、西都市等がタクシー券の助成を行っておりますが、全て重度障がい者タクシーと、福祉関係の形で助成しているようでございます。

また、えびの市につきましては、最近でございますが、これにつきましては利用区間は市内のみで、自動車を持っていない方、65歳以上の方という形でしておりますが、年間、月４回まで、１回の上限が1,000円という形で、えびの市がしているようでございます。

○７番（宮迫　勝議員）

このえびの市の支援で、年間の予算はどのぐらいだか、つかんでいますか。

○企画課長（橋口真人）

概算ですけど、約1,000万円だと記憶しているところでございます。

○７番（宮迫　勝議員）

それでは、曽於市の思いやりバス、思いやりタクシーの１年間の予算は幾らでしょうか。

○企画課長（橋口真人）

実績になりますが、タクシーのほうが5,000万円弱、4,950万円。バスのほうが930万円でございます。28年度の実績でございます。

○７番（宮迫　勝議員）

この数カ月、この事故があったからかもしれませんけども、タクシーの補助について数人の方から意見が寄せられました。そして、これからは、免許証の自主返納者だけではなくて、高齢者の全ての方の移動手段、交通手段の確保が必要じゃないのということで、やっぱり行きたいときに、行きたいところへ行けるタクシーが必要ですよねという意見でした。だから、補助がぜひ取り上げてほしい、市のほうに補助を要請してほしいという意見でありました。これについては、どういうふうに考えますか。

○市長（五位塚剛）

市民の中には、乗り合いタクシー、思いやりタクシーがあるんですけど、なかなか本数がたくさん出ていないために、自分が買い物に行きたい、自分が病院に行きたい、何かしたいというときに、どうしても、もうタクシーを使わざるを得ないという方が相当数いらっしゃるだろうと思います。

そういう人たちのための弱者救済ということで、非常に重要な課題だと思っております。今後、そのことについても再度検討させていただきたいと思います。

○７番（宮迫　勝議員）

つい最近、去年ですけども、免許証を自主返納された方が、車がないことがこんなにも不自由だとは思わなかったと。今言ったように、行きたいところに、行きたい時間に行けない。外に出る気がしないので、引きこもりになりそうだ。曽於市で進めているサロンで、ぜひ引きこもりにならないように、集まってみんなで茶飲み話をしましょうよという逆のことが起きかけているんです。

だから、私はそうなってはいけないと思うんです。だから、予算的にも、さっきのえびの市では約1,000万円、曽於市のバス・タクシーの予算は約5,000万円から6,000万円予算があるわけですけども、だから、これをなくせとは言いません。今、実際、遠いところから町なかに来るのに往復400円で来られる人もいますから、これは市長が今言ったように、議論をしなくちゃいけないと思うんです。

だけど、やっぱりある一定の線引きはしながら、ある年代以上の方、車を乗らない方については、こういう交通手段、移動手段の確保、これは本当にもう真剣にな

って考えるときだと思います。再度、答弁を求めます。

○市長（五位塚剛）

曽於市は思いやりタクシーが３町自治会の中を大体２往復ぐらい行くように、今なっております。これ自体も大変な市民にとってはありがたいものであります。

ただ、私も以前から考えておりましたけど、もともと車の免許を持っていない方は、最初から利用料金を払っている。で、車の運転をできた人が自主返納したら３年間無料でもらえる。これも非常に私自身も不公平だなという感じを思っておりました。

そういう意味で、このことも思いやりタクシーの乗車率を上げなさいということで、議会からも相当言われております。そういう意味では、やっぱり思い切ったことをやる時期に来ているのかなと思っております。今、完全に全て無償にした場合には、あと概算で1,000万円ぐらいあればできるという状況もありますので、思い切ってそのことも含めて、また、今言われたどうしても行きたいときに、病院やらまたいろんなところにぱっと行ける。それはもう限られた市内ですけど、えびの市みたいな限定したやり方も大事なことだと思います。そのことを含めて、交通対策委員会もあるし、いろんなことがありますので、ぜひ協議をさせていただきたいと思います。

ふるさと納税の寄附を今10億5,000万円でしたけど、ことしは15億円を目指したいということで、いろんな方々に、市民の方々にも協力を要請しておりますので、これは実現できれば、十分こういう市内の活性化のためにできますので、検討させていただきたいと思います。

○７番（宮迫　勝議員）

ぜひ自主返納した方だけじゃなくて、ある一定の年齢以上の方に対しては、今言ったような方向で取り組んでもらえるように、ぜひ活発な議論をしてください。で、交通手段、移動手段の確保のために、行政は頑張っているよという姿を市民の方に見せていただきたい。

で、２番目のところの思いやりバス・タクシーのことで聞こうと思ったんですけれども、この利用しようかなと、免許を返納した方が思ったけども、月水金とかであって、本当に無料券はもらったんだけど、なかなか使えていないというもありましたので、やっぱりこういうのも含めて、本当に課内で議論して、ぜひいい方向で出していただきたいと思います。

次に、予防接種の啓発についてお尋ねいたします。

今回、これを取り上げたのは、麻疹、はしかは感染して発症すると命にかかわる怖い病気だという思いから、私の子育ての経験と、そして、娘が１回しかやっぱり

接種していませんでした。ことし25歳。だから、日本は麻疹は2015年にＷＨＯから麻疹排除状態という認定を受けていて、やっぱりそこに安心したわけです。

ところが、やっぱりこういう１回しか受けていない人は感染してしまうわけです。そういうのがありまして、娘のときには、高校のときに行政からお知らせがあり、で、２回目の受けることができました。これが平成23年度でありました。このときの経験と、それから、私は心配性なもんだから、老婆心から、麻疹、はしかに限っての予防接種に特化して今回質問をしたわけであります。

で、やっぱり曽於市も１回目はいいんだけど、２回目が若干パーセントが落ちています。これはやっぱり仕事があったり、それから、もう就学前になるといろんな行事があったり、ましてや、熱があったりするとその期間に行けなかったりして接種ができていないんじゃないかなと思うんです。

そこで、お尋ねですけども、今回のこのような全国的には流行しなかったはしかですけども、１回しか接種していない人が２回目を接種する場合、これは自費になると思うんです。調べると、大体１万円ぐらいかなと思っています。

で、ほかのところは、行政のほうから補助するところもあるんですけども、曽於市で、こういう２回目を受けていない方がわかって、２回目の接種をしたいというときに、市のほうから補助があるのかどうか、これの確認をしたいと思います。

○保健課長（桐野重仁）

それでは、今の議員の質問にお答えいたします。

はしか、麻疹なんですけど、今、予防接種法で一応平成18年度から２回接種となっております。その間、昭和53年に定期接種の１回のみ、その間の人たちのことだと思いますが、実際、予防接種法に規定されております定期接種、対象年齢に来たときに受ける接種については、市が実施主体となってやっておりますので、一応助成がつきます。

で、そのほかの対象年齢になった場合は、法定外の接種となりますので、自己負担となっております。

以上です。

○７番（宮迫　勝議員）

今言った対象年齢外というと、私が思ったのは、20代後半から40代の方々が１回しか受けていない。この方々が自分が１回しか受けていなかったということがわかって、心配だから２回目を受けたいという、これに対しての補助がないということでいいですか。

○保健課長（桐野重仁）

今、議員がおっしゃられたように自己負担となります。

○７番（宮迫　勝議員）

やっぱり２回目を受けてもらってこの麻疹を広げないためには、やっぱりある程度の支援が必要と思うんです。その当時は、法律によって１回しか受けなくていいよとあったのが、受けなくてきたんだけど、その後、法律が変わって受けなくちゃなんないということだから、やっぱりここは少しは考えてあげるべきじゃないかなと思うんだけど、どうでしょうか。

○市長（五位塚剛）

非常に大事な問題でありまして、対象者がどれぐらいいるか全くわかりませんけど、実際、小さいときに受けた人が、今になって１回しか受けていない、２回しか受けていないというのがわからないというのは、非常にそれも難しい判断だなという感じもいたします。

しかし、基本的には２回受けなさいと、今なっておりますので、それに対する補助はやっているのに、今は、その対象外の人にはないというのは、またおかしな問題でもありますし、一応またそれも十分検討させていただきたいと思います。

○７番（宮迫　勝議員）

それと、今回、見出しが予防接種の啓発でした。私は、５月の段階だから、６月号には、この市報で案内が出るのかなと思っていました。だけど、そのはしかの予防接種について、こういう影響がありますよというのがちょっとなかったんで、どうしたのかな。せっかく子育て広場という欄があるわけですから、ここで少しうたってもらえればいいのかなと思っていました。これは提案ですけど、どうでしょうか。

○保健課長（桐野重仁）

それでは、お答えいたします。

やはり議員がおっしゃったとおり、広報はすべきだと思っております。

○７番（宮迫　勝議員）

まだこれからでも遅くないわけです。だから、麻疹、はしかは、こういう怖い病気だからぜひ２回目を受けてくださいというのを啓発してほしいです。

それと、母子手帳を見れば一番よくわかるんですけども、今の若い方は大概スマートフォンを持ち歩いていますけども、スマートフォンにこの母子手帳の機能を取り込んで、見れるということはできるんですか。

○副市長（大休寺拓夫）

今おっしゃられたことが、ちょうど都城市がやっておりまして、それは可能でありますが、今、曽於市ではそれはやっておりません。

ただ、スマートフォンで子育てのサイトを持っておりますので、そういう予防接

種とか、定期接種については御案内をし、かつ、対象者については個人宛てに郵送は送っておりますので、漏れはないとは思っております。

○７番（宮迫　勝議員）

さっき言ったように、老婆心ながら、なるべくこういうはしかにはかかってほしくないという思いから、きょうは質問しました。

母子手帳を常に持って歩いているお母さんだったらすぐ対応できるんだろうけども、なかなかこういうのは持って歩かない方が多いんじゃないかなと思っています。だから、そういうさっき言った都城市の取り組みがあるんであれば、参考にしながらしていってほしいなと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（原田賢一郎）

ここで、質問者交代のため暫時休憩いたします。

―――――・――・―――――

休憩　午後　２時３９分

再開　午後　２時４１分

―――――・――・―――――

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第12、岩水豊議員の発言を許可いたします。

○４番（岩水　豊議員）

新生会の岩水豊です。今回の一般質問では、さきに質問された議員と重複する質問事項でありますので、視点を変えて質問をしていきたいと思っております。

それでは最初に、岩川小学校改築事業についてであります。

事業の全容を示してください。内容と金額、工事期間を含めお示しください。

次に、岩川市街地の総合的振興との位置づけ、老朽化の進む公共施設との関係性を伺います。

また、この岩川小学校改築事業についての市民の方々の意見徴集はどのようにされたかを伺います。

次に、桜ケ丘市営住宅の建てかえについてであります。

建てかえの進捗状況と今後のスケジュールはどのようになるか、伺います。

ＰＦＩ方式での建設は可能なのか、伺います。

また、先日ありました議会報告会で、入居者の皆さん方は多くの不安を抱えておられました。特に、移転時期は、移転に伴う諸問題への対応は、高齢者の多くの方々が１階を希望しているのが実情でありますが、これについて対応できるかを伺

います。

以上、壇上からの質問とします。誠意ある答弁を求めます。

○市長（五位塚剛）

それでは、岩水議員の一般質問にお答えしたいと思います。

質問事項の１の②については、私が最初に答弁いたしますが、質問事項の１の①、１の③については、教育長に後から答弁をさせたいと思います。教育長は、一般質問については今回の議会が最後になると思いますので、丁寧にお願いしたいと思います。

１の②岩川市街地の総合的振興との位置づけ、老朽化の進む公共施設整備との関係性について、お答えいたします。

岩川小学校改築事業と岩川市街地の総合的振興につきましては、さきの上村議員への答弁と重複いたしますが、小学校跡地につきましては、商店街を含め地域の活性化を図れるよう、検討委員会を設立して慎重に検討してまいりたいと考えております。

公共施設整備との関係性につきましては、公共施設等総合管理計画におきまして、各施設の状況を確認し、長期的な視点に立って計画的に更新、統廃合、長寿命化などを行いながら、財政負担の軽減を図ってまいります。

２、桜ケ丘市営住宅の建てかえについての。①進捗状況と今後のスケジュールについて、お答えいたします。

桜ケ丘市営住宅の建てかえ計画の進捗状況については、入居者へのアンケートや聞き取り調査を終え、今後は入居者の意向をもとに建築規模を決定し、実施方針を策定する計画です。

本年度において、ＰＦＩ事業を導入するためのアドバイザー契約を締結し、ＰＦＩ事業の導入可能性調査業務を委託し、事業実施方針案の策定業務を計画しているところです。

その後、実施方針案の公表、民間事業者へのヒアリング、債務負担行為の議会承認等をお願いする計画です。

平成31年度以降につきましては、提案書の審査会開催、優先交渉権者の決定、事業契約の議会承認などをお願いし、建設工事に着手したいと考えております。住宅の竣工は平成32年度末を計画しておりますので、入居者の移転作業は、その後になる予定です。

２の②ＰＦＩ事業での建設は可能か、についてお答えいたします。

ＰＦＩ事業での住宅建てかえについては、現在、ＰＦＩ事業のアドバイザー契約を締結し、ＰＦＩ事業の導入可能性調査業務の中で従来方式と比較することになり

ます。

あわせて、どのような実施方針案を策定するかを検討していきます。

また、民間事業者への説明会やヒアリングを重ねて、多数の民間事業者がプレゼンテーションに参加していただき、ＰＦＩ事業の契約締結ができるように進めてまいります。

２の③住民への説明状況について、お答えいたします。

桜ケ丘団地の建てかえ計画について、入居者へ説明会の開催やアンケート調査を実施し、あわせて、入居者に対して今後の意向について聞き取り調査を実施してきたところです。入居者以外の地域住民への説明会は開催していないところです。

２の④議会報告会での入居者の不安、移転時期、移転に伴う諸問題、高齢者の１階入居希望の対応について、お答えいたします。

移転に伴う入居者の不安については、アンケートでもおおむね把握しているところですが、可能な限り意見を取り入れられるように検討をいたします。

移転については、１回または２回引っ越し作業をお願いすることになりますが、計画では平成31年度上半期までに市営住宅等の仮設の住居へ移転していただき、平成32年度末から新築した住宅へ移転していただきます。期間をできる限り長く設定し、暑い時期や寒い時期での引っ越し作業にならないように対応する予定です。

また、１階への入居希望者については、エレベーターやバリアフリー化も取り入れるために、高齢者でも入居は十分可能であります。また、不足する10戸程度は木造の２階建てで補う予定でありますが、平屋建てについても検討はいたしたいと思います。

あとは教育長が答弁をいたします。

○教育長（谷口孝志）

岩水議員の大きな１項目め、岩川小学校改築事業についての①事業の全容について、お答えいたします。

事業の全容ですが、区分ごとに御説明いたします。

まず、委託費について、用地測量、設計業務、地質調査、耐力度調査などが主なもので、１億4,163万円で、平成30年度から実施する計画です。

次に、岩川高校校舎解体費が１億7,600万円で、平成32年度実施予定です。岩川小学校校舎解体費が9,127万円で、平成34年度実施予定です。

本体建設費が12億4,500万円で、平成32年度から平成33年度にかけて実施する計画にしております。

最後に、外構工事、倉庫等その他工事が１億810万円で、平成33年度実施予定です。

合計で17億6,200万円を見込んでいるところであります。

次に、大きな１番目の③市民の意見徴集はどのようにしたか、伺うということですが、先ほど、渕合議員にもお答えいたしましたが、４月26日に岩川小学校ＰＴＡ総会で保護者への説明を行いました。

また、５月26日に岩川校区公民館役員にも説明を行ったところです。

地域住民の方々を対象とした説明会は、昨夜、６月13日に行いました。本日の夜、２回目の説明会を行う予定としております。

以上です。

○４番（岩水　豊議員）

それでは、順を追って質問させていただきます。

昨日、岩川校区民を対象にした説明会があったということで、先ほど、渕合議員の中で説明が一部ありましたが、さまざまな意見、現状建てかえ、それと歴史的なものを含めての現地建てかえを希望される意見等が出たと言われました。

その意見についての対応はどのように回答はされたところでしょうか。

○教育長（谷口孝志）

現地建てかえはできるんじゃないかという意見がございましたが、私のほうで回答いたしましたのは、先ほどもちょっと触れましたけど、子供たちの通常の教育活動を支障なく続けていくためには、やはり今御提案している岩川高校跡地への移転というのがベターだろうと、そのような回答をしたところであります。

○４番（岩水　豊議員）

私としては、その岩川小学校の改築事業自体について反対しているわけで問うているわけではなく、改築が必要なことは重々承知の上での一般質問であることを先にお断りしてから、質問を続けさせていただきたいと思います。

まず、次に、現在の岩川小学校の児童数を各学年ごと、また、何クラスあるか、それと、現在の岩川小学校の校舎は何棟で、何階建てか、そして、教室は幾つあるのか、ちょっと詳細になりますが、それについてお教えください。

○教育委員会総務課長（外山直英）

では、まず児童数のほうからお答えいたします。

まず学級数ですが、４年生のみ１クラスで、ほかの１年生から６年生までは２クラスでございます。

まず、１年生の児童数ですが、１年生、２クラスで55名、２年生、２クラスで40名、３年生、２クラスで64名、４年生、１クラスで37名、５年生、２クラスで45名、６年生、２クラスで52名、ここまでで学級数が11、児童生徒数の合計が293名となっています。

また、このほかに特別支援教室が知的と情緒と１クラスずつございます。ここに４名、５名入室しておりますので、全ての児童数で13クラスの302名となっているところでございます。

また、岩川小学校の建物についてですが、２階以上の建物はございません。普通教室棟が昭和33年と昭和41年建築のものが２棟ございます。それから、管理特別教室棟、こちらは昭和43年建設ですが、１棟ございます。あと、特別教室棟、これが一番新しいんですけれども、昭和62年建築のものがございます。

また、教室数でございますが、一般的に普通教室、先ほど申し上げました教室のほかに、理科室ですとか、家庭科室、図書室などございますが、そういった教室全て合わせまして、岩川小学校には40教室あるところでございます。

以上です。

○４番（岩水　豊議員）

それでは、今回計画されている新しい学校は、校舎数、何階建てかを含めて、そして教室数を説明ください。

○教育委員会総務課長（外山直英）

新しい学校についての計画ですけれども、現在、岩川小学校の規模をもとに、同等のものを計画しているところでございます。

○４番（岩水　豊議員）

同等といいますと、40クラスということですか。それとも、この40教室というのは、児童数が600名ほどあったときのままの教室数だと思うんですが、現在、293名プラスぐらいの数字ですね。それは規模としては、実際、概算予算の計画もあるようですから、大まかな規模は考えた上での建築費だと思います。もう一回、答弁をお願いします。

○教育委員会総務課長（外山直英）

失礼いたしました。現在、岩川小学校に在籍しておる300名を規模に計画しているところでございます。

○４番（岩水　豊議員）

単に人数だけを言われても把握しづらいんですが、普通教室として各学年２クラス程度、それと、特別支援学級等を１クラス、あとは、各種専門教科の教室程度といいますと、ざっと二十から二十二、三の規模でしょうか。伺います。

○議長（原田賢一郎）

暫時休憩します。

――――――・――・――――――

休憩　午後　２時５７分

再開　午後　３時１０分

―――――――・――・―――――――

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開き、岩水議員の一般質問を続行いたします。

○教育委員会総務課長（外山直英）

失礼いたしました。新しいほうの実施計画につきましては、現在平成30年の時点で児童生徒数が302名おります。この人数をもとに、まず普通教室、特別教室と合わせて13クラスを一旦計算させていただいております。そのほかの特別教室、例えば理科室、保健室等につきましては、基本設計の段階で算定したいというふうに考えております。

以上です。

○４番（岩水　豊議員）

それでは、ちょっと回答が不満なんですが、今後の児童数の推移についてどのように考えてるとこでしょうか。

○教育委員会総務課長（外山直英）

平成36年まで６年分推計しております。平成31が281名、平成32年で292名、平成33年で303名、平成34年で272名、平成35年で267名、平成36年で251名と推計しております。

○４番（岩水　豊議員）

今回、本体建設費用12億4,500万円予定しているわけであります。どうでしょう300名で13クラス、他の特別教室、理科室等含めたそういう教室と職員室を含めてこれだけの金額を算定するに当たっては、大体そういう規模というのは見越しているわけではないんですか、予算を立てる以上、何も想定なしに予算が出るわけじゃないんじゃないですか。何らかの根拠があって、この金額が出るんじゃないですか。もうちょっと明確な答弁を求めます。

○教育委員会総務課長（外山直英）

全体計画につきましては、現在いる児童数につきまして全体の建物の面積等を推計した上で事業費を算定しているところでございます。教室の具体的な数字については、まだ確定しておらないところです。

○４番（岩水　豊議員）

整理して考えていただきたい。今後の児童数を見た場合、開校時から児童数は大幅に減っていきますね、児童数は。でも、今300名を基準にしてそれでいいのかということが一つ大きな問題。そして、この建設についてはプロポーザルで実施されるはずだと思いますが、そうした場合、基本的なことが提示できない段階で、また

今回この12億4,500万円を漠然たる計算として我々は議会で考えていかなければいけないのですか。今回上がっている６月の補正の予算だけではないですよ。今回６月の補正で上がっている予算を議会が判断するに当たっては総事業費をもとにして判断しなければならないんじゃないですか。まず、予算の面だけにとってですね、その辺のところをもう少し明確な回答を求めます。これじゃあ不十分ですよ。

○議長（原田賢一郎）

暫時休憩します。

―――――・――・―――――

休憩　午後　３時１５分

再開　午後　３時１８分

―――――・――・―――――

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○教育委員会総務課長（外山直英）

失礼いたしました。現在の岩川小学校の建物の面積の合計が4,212ｍ^{2}となっておりますが、新しい学校につきましても同様に約4,000ｍ^{2}を見込んでいるところでございます。この4,000ｍ^{2}に公共単価の26万円を掛けまして10億4,000万円、それから先ほど申しました本体建設費12億4,500万円とのこの差額でございますが、これはプールそれから屋内運動場ですね、体育館ですけれども、こちらの改修費等を予定しているものでございます。

○４番（岩水　豊議員）

それでは、私が質問いたしました校舎の規模とか教室数とかというのは、今のこの金額の中では反映されてないと、そこまではなくただ総面積、今の岩川小学校の建物の平米数掛ける平米単価26万円をかけただけということの判断ということですか。

○教育委員会総務課長（外山直英）

はい、概算の事業費と思っていただければ結構です。

○４番（岩水　豊議員）

それでは、今現在の岩川小学校の教室数は40教室あるという説明でしたね、この40教室あって、今使っている教室等を含めた場合、ざっとあと必要な教室等を含めても15から20近くの教室が何らかの形では活用されているけど、実質の教室としての機能としては利用されていないということでよろしいですか、現在の。

○教育委員会総務課長（外山直英）

はい、先日学校のほうに確認をしたところでございますが、40教室あるうちに全

て何らかの教材ですとか、活動するための教室ということで完全に空いている教室はないというふうに伺っております。

○４番（岩水　豊議員）

それということは、実際今度できる学校も新しくつくる規模の学校も開校時270名になるけど、この40教室が必要と判断ですか。

○教育長（谷口孝志）

教室数については、恐らく40教室にはならないだろうと見ております。ただ、現在子供たちの教室を考えます時に、かつて今の現存の古い校舎の場合は、廊下の幅等もひどく狭もうございます。今、子供たちの教育活動により適した教室の形態、例えば廊下の部分、非常に広くしまして、そこで子供たちの多目的な活動ができるようにとか、そういうものをできるように今なっております。

この前に例えば、霧島市の天降川小学校であるとか、つい最近できました姶良市の松原なぎさ小学校、そういったものを参考にしながら新しく、そのとおりのそれと全く同じようなということではありませんけど、そのような今の子供たちの教育活動が伸び伸びとできるようなそういうものを目指して基本設計をお願いしたいと、そのための積算として担当がやったものと考えております。だから、今議員がおっしゃるような40クラスも備えた学校にはならないだろうと思ってます。

○４番（岩水　豊議員）

ですから私聞いてるんですよ。だったら今、教育長言われましたね、天降川、姶良小とか、そういうところ参考にして考えれば自ずと教室数と廊下の幅を含めてざっと概算平米数って出てきますがね、面積というのは。それが4,000ｍ²っていうのが、それじゃないと言われましたよ今、今の4,000ｍ²は現在の学校の面積掛ける単価をかけた数字って、工事費の積算と言われましたよ。

だから、教育長の言うような形の積算であるのなら、まだ理解できます。だから、そこ矛盾してますよ、整理してください。

○教育長（谷口孝志）

課長の申し上げたのは、今現在の岩川小学校の校舎の面積が4,200ｍ²と、そうすると学校のほうでも今空き教室として全く遊ばせているところはありませんと、学校の教育活動で活用しておりますということでしたので、いわゆる現在の岩川小学校の総面積というか、それを基準にして積算したということであります。

○４番（岩水　豊議員）

ですから、議会としては今回出されている予算だけではなく総事業費として考えて議会としてはゴーサインを出すか、出さないかを判断しなければならない。そのためには、いかにいい環境の学校をつくるかということだと思うのですよ。そのた

めに漠然たるした面積ではなく、今しっかり説明されたような形での4,200ｍ^{2}のかということなんですよ、それじゃないという話でしたね。

だから、私とすれば基本的なことがはっきりしてないことには、またプロポーザルにもかけられない、それと設計にも反映させるために、市側の教育委員会側の希望というところははっきりしてて今回スタートしてるんじゃないんですか、だから、こんなあいまいな形で予算計上されるということについて心配してるとこなんですよ。学校つくるなという意味じゃないんですよ。くれぐれも申しますが、岩川小学校の改築はしないといけないということなんですよ。でも、はっきりした大きさが見えないままでゴーサインを我々に出せというんですか、判断しろというんですか。

ですから、それなりの教室が児童数の推移、将来の推移を含めてどうなるかということ、そして必要な教室数、だって小学校に必要な教室数は普段使う普通教室以外に必要な教室何教室必要かというのはわかっているでしょうが、あなたたちがそこを基本動くんじゃないんすか。それがわかった上でこういう金額が査定されるわけでしょう、面積が出るわけでしょう。それをぱっぱっぱと僕ら専門だから小学校、1小学校当たり家庭科室は理科室になるんかな、そういう特別な授業をする技術家庭の教室なりとか、音楽室なりとか必要な教室は何と何と何がありますから、合計何教室ですとぱっと出るべきじゃないですか。それが出せないんですか、そしたら次これからも審議が進まないですよ。文教ではまだ厳しい質問が来ると思いますよ、突っ込んだ話になると思いますよ。ここは一般質問は事前に通告して、事前にその辺の細かいことも聞きたいという話をしてました。だって、今回のこの一般質問に関しては、私を含めて４名の議員がしてるんです。４名の議員が、ということは、それだけ中まで入って行った質問がくるということは想定してくださいよ、準備をしてくださいよ、たった開始何分もたたないうちに、何回休憩を取らないと進まないんですか。おかしいですよ、この進め方、ちゃんと答えてください。必要なんでしょう、教室数は。

○教育長（谷口孝志）

申しわけありませんが、非常にこの建築関係に専門的なあれはないんですが、ただいま建設課長のほうにも聞きながら先ほどちょっと伺ったんですが、いわゆるこれから基本設計を発注するわけ、プロポーザル発注しようとするわけですが、一応、総体の建築面積それに基本単価をかけた、それで一応概算を出しておいて、仕様書の中で例えばこういう教室は幾つ、そういうふうにして出すことになるだろうということであります。

今、岩水議員がおっしゃるように、確かに特別教室これと、これと、これ、それに多目的教室としてこれを、それから教室の広さはこの程度、それから廊下はこの

程度、そのような仕様書を出してしていくことになるんじゃないかと思いますが、今言われたことは私どもが把握している部分では、これだけのことでしたので、また当然このことを確かめた上で議会のほうに機会を捉えて報告をさせてもらえればありがたいと思います。

○４番（岩水　豊議員）

私は、工事金額とかいう前に児童数は270名前後になる、そして段々減っていく、こういう状況の中で開校時が270数名ですね、でしたらそのときのクラス数ということであればわかるわけですよ、そして教室も必要なのは、これは建築の問題じゃなくて教育の現場として必要なことやと、退任前の最後になりますけれど、白熱した議論になるようでありますが、しっかりとしたそこの根拠で議会に提案するべきじゃないですか、おかしいですよ、これじゃあ。岩川高校移転以前の問題じゃないですか。教室数とそれだけわからないまま上程するなんちゅうのはおかしい話ですよ。

（「基本の基本ですよ。基本の基本」と言う者あり）

○４番（岩水　豊議員）

家をつくっとに台所がいっせえ茶の間がいっせえトイレがいる、便所がいる、その面積考えてしますがね、子供が何人やって部屋が２つほしい、３つほしいとか言いますがね、最低限のことですがよ。

（「休憩しますか」と言う者あり）

○議長（原田賢一郎）

暫時、休憩します。

――――――・――・――――――

休憩　午後　３時３２分

再開　午後　３時３９分

――――――・――・――――――

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○教育委員会総務課長（外山直英）

失礼いたしました。普通教室を10室、特別支援教室を２つの教室ですね、それから管理教室、これは校長室、職員室等を含みますが12、特別教室、これが理科室、音楽室等でございますが、こちらを９、それから特別活動室が各学年ごとに１つずつで６、合わせまして39となるところでございます。

○４番（岩水　豊議員）

これは後づけじゃないですね、基本ですか、最初からあったんですか、その何と

か校長室を含めた12というのは、何か非常に多く感じるのですが。

○教育委員会総務課長（外山直英）

まず、校長室ですね、それから職員室、事務室、給湯室、印刷室、保健室、それから教育相談室、それから１、２、３、４、５、６などでございます、12です。

済みません、もう一度申し上げます。校長室、職員室、事務室、給湯室、印刷室、保健室、職員更衣室、会議室、給食配膳室、文具販売室、金庫室、教材庫でございます。

○４番（岩水　豊議員）

まあ、それぞれの部屋が各学級のクラスとの大きさとの面積とは思いませんが、しっかり議会に望むわけですので、その辺の数字の把握とか、だって今度設計を業務委託するのに、6,000万円以上の金額を提示してるわけですから、そのためにこの6,000万円の根拠が出るのは、こういう数字があってのことですので、しっかりここを押さえてやってください。

どうしてもこの児童数の減に伴う規模としては、正確かどうかはこのあと文厚委員会が来週ありますので、文厚委員会のほうで詳細にわたって審議をしていただきたいと思って、この分については次に入らしていただきますが、どうでしょう教育長。

現在地への建てかえ、これはそれぞれ、今の現在の子供たちの環境は別として考えた場合、大隅中の建設もありましたが、そういうのを含めて考えていただきたいのですが、私はこの今現在40クラスあって、全部使ってます。それは使ってるでしょう、年に１回か使う教室もあると思う。下手すれば２年に１回しか使わない教室もあると思う、ある程度その辺の整理しながら考えて、現地建てかえという場合に市民の皆さんからもあったと思います。例えば３棟あれば、４棟あればその一部に集約していただいて、それぞれの資材をなおしているような倉庫については、１つの例としていろんな岩川高校の教室が空いている部分もありますし、その間使わないわけですので、体育館もありますし、そういうところに資材を保管する形をとったりして、現地建てかえということを検討はできないものか、そして、費用の計算を対した費用を計算されたか、その辺を今私が言ったような状況を考慮してされたかどうか伺います。

○教育長（谷口孝志）

現地建てかえの場合と移設の場合のあれはあったと思います。今ちょっと課長が探しております。私が現地の建てかえ、今議員のほうからもありましたように余裕教室というかかねて使わない教室もあるはずじゃないかということでしたが、私どもが先ほど来言ってますのは、一番考えたのは、当然スペース的には不可能ではな

いかもしれない、ただ当然授業しながら隣では工事の音が聞こえるわけですし、工事車両が出入りするわけですし、それから場合によっては、今かつての校舎ができたころと違いまして、例えば子供たちの教育活動の中では少人数に分かれて指導するとか、そういう場面もあって、幾らか教室を余計使う活動もあります。そういうことも含めて考えると、どうしてもその子供たちを今いわゆる普通の学級としての教室でないところに押し込んでというのは、やはりこれは無理があるだろうと、そうすれば当然、仮設校舎をどっかに設けなきゃならないだろうと私どもは考えたわけです。

ですから、その現地建てかえの場合はそのようなことが出てくる、そして費用の面もですが、やはり教育環境としてどうかということも大きな要素で考えたところであります。

○４番（岩水　豊議員）

まあ、費用のほうはちょっと調べておいてください。もともと教育長、もともと岩川小学校は600名からの児童数がおりましたよね、そのときの教室数だと思うのですよ、ですから今使っている、何らかの形で使っている教室も、もともとは普通教室だったと思うのですね、ですから不自由な思いをさせる騒音の問題は別として、それは騒音対策すればいいことですから、工事についての安全対策はまたそのようにすればいいことですから、ただ単純に考えた場合、教室を今の使っている教室からほかの教室においやることが子供たちが不便とか、教育環境が悪くなるという判断はおかしいんじゃないですか。現にいままで使っていた教室を逆に言えば普通教室もほかの目的に今使っている教室じゃないんですか、違いますか。600名おった時の教室数と減ってはないでしょう、教室数ですよ。教室数は以前からした教室数と減ってますか、一番最後に建ったのは昭和六十何年ですかと言いましたよね、それを考えたら一番多い時期と教室の数、規模は変わってないと思うですよ、ですから普通教室はあると思うのですね、そういうことは検討されましたか。

○教育長（谷口孝志）

先ほど私は教室の数が足りないという形では言わなかったですね。私は何とか無理すれば今議員がおっしゃるようなことが可能かもしれない、不可能ではないかもしれないという言い方をしたと思いますが、ただ結局、同じそのフィールドの中で片方では例えば取り壊しをしたり、あるいはその工事車両が出入りをする、そのような環境の中で教育活動を行うことが、果してやはり好ましいことなのか、それよりはこうして岩川高校跡地の活用ということも大きな課題であったわけですので、そこに活用策の一つとして移転してやるほうが、今の教育活動正常に続けることができるんじゃないかと、そういう観点だったわけですね。

当然、今議員がおっしゃるようにその現地建てかえをした場合は、こういうふうになる、それから移転した場合はこういうふうなことになるという試算は確かしていたと思いますので、それについてはのちほどまた課長に答えさせます。

○教育委員会総務課長（外山直英）

失礼いたしました。平成27年度の時点での比較でございます。当時、現地に建てかえをした場合、全体事業費の概算ですが16億9,000万円、岩川高校跡地に建設した場合16億7,000万円と比較したところでございます。

○４番（岩水　豊議員）

私どっから考えた時に、小学校の解体費、ここの解体費比べたらもう歴然たる差があります、解体費用の差を、それを考えても僕は余るほどの予算で現地建てかえならできると思うのですね。ですから、今言われた総解体をしたり、建てたりする騒音とかいろんな面で児童たちに不便を期すんじゃないかということがありました。

これは、あくまでも例えですが、これは比べていいのかちょっと私も判断困りますけど、沖縄の自衛隊が上を飛ぶような場所と比べた場合、例えば建築現場、解体現場を直接目の当たりにするということは非常にそういう状況に一時的に置かれる、そういうのを見るというのもすごく勉強になるし、ある程度のいろんなこの環境の変化に耐えられるいい機会でもあるんじゃないかなと思うのですね。将来にわたってずっとこれが続くわけではありません。一時的なもんです。ですから、四六時中ずっとそういう状況に子供たちはさらされると私は思わないんですね。

ですから、ほんとここ慎重に教育委員会の問題、岩川小学校建てかえについては、文厚委員会でこれ以上議論しても進みませんので、慎重に審議をしていただきたいと思っております。

１つだけ確認したいんですが、17億円相当の予算に対する国庫との交付金なり補助金なりの内訳だけ、概算で結構です。

○財政課長（上鶴明人）

それでは、私のほうでお答えしたいと思います。

今現在ございました17億6,200万円のうち、私どものほうで教育委員会のほうから教えていただいた国庫補助金額が４億3,990万円、それから市債額が11億3,290万円、一般財源が１億8,920万円ということで試算をしておりますが、これはあくまでも概算の部分でこちらのほうで積み上げた数字でございます。

また、今後実施設計等ができましてから、再度、市町村課等に行きまして起債の協議等もさせていただきますので、この起債額、地方債額、そういったものには今後変更が生じるものと思われます。

以上です。

○４番（岩水　豊議員）

財政課ので結構です。お答えいただきたい。もし、この計画が今年度スタートしなかった場合、国庫等の補助、市債との兼ね合いについて弊害が出るんでしょうか。

○財政課長（上鶴明人）

今現在、今回補正予算で上げました設計等につきましては、既に今後、市町村課のほうの起債申請を今現在行っている段階でございます。ですから、そういった点では弊害が出ると思われます。

済みませんが、国庫補助関係につきましては、私のほうではわかりませんのでお許しください。

○教育委員会総務課長（外山直英）

国庫補助申請につきましては、来年度、国のほうに申請予定ですので、現時点では影響があるかどうかというのは不明でございます。

○４番（岩水　豊議員）

私は今回上がってる8,000万円余りの金額のことだけを６月議会で審査するのではなく、これはやはり総体の17億円からの予算について審査しなければならないというのが、我々の議会の今回の６月議会の大きな筋だと思うのですね、上がってる今回、数字で上がってるもの以上に、将来にわたる部分についての審議をしなければならないから、非常に重い議会だと思っております。ですから、しっかりその辺は押さえて委員会にも望んでいただきたい。

次に、元に戻るようでありますが、検討委員会で答申が出たとのことでありました。各種団体の代表が参加されまして検討委員会で結論が出たということでありますが、そのそれぞれの団体の代表の方々は、その団体の中で団体に属する方々の意見を集約した形で検討委員会に出席されたんですか。これは、代表者が個人として参加されたのか、代表者がその会の全体の意見を集約して参加されたのか、高校跡地利活用問題について、まずそこをお伺いします。

○市長（五位塚剛）

大隅の岩川の高校跡地の利活用問題については、私たちのほうで提案をいたしました。基本的にはどういう方々に入ってもらったらいいのかなということで、やはり全体的に大隅岩川全体を関係ある各種団体の中心的な方に入ってもらったほうがいいだろうということでいたしました。

しかし、その方々に全て会を開いて商工会でしたら商工会で全体で結論出してくださいということで、そのことはしておりません。しかし、当然ながら商工会の会長さんは、やっぱり地元商店街の方々、また大隅全体にいらっしゃる商工会の会員のいろんな意見をいろんな形で聞いておられました。ですから、そのことを含めて

全体としては、商工会の皆さんの声を反映したというふうに思っております。

学校は学校なりの代表としておられましたし、各それぞれの方々もそれぞれの思いで、ここらで議論されました。ただ、個人的にはやはり現地建てかえもいいという方もいらっしゃったのも事実であります。

以上です。

○４番（岩水　豊議員）

私が聞いているのは、団体の代表の方が来られたのと、団体を代表して来た、そして団体の意見を集約してきたかと、それを聞いてるだけですよ。集約してきたんですか、違うんですかだけの話です。

○市長（五位塚剛）

団体の集約してきて意見をまとめなさいということは指示はしておりません。

○４番（岩水　豊議員）

それでは、検討委員会で出た答申というのは、団体の意見を集約した形での答申ではなかったという判断でよろしいですか、確認です。

○市長（五位塚剛）

お願いをした代表というのは、各種団体のいろんな責任者であります。当然、団体の責任者として、この検討委員会に参加しておりますので、当然ながらその責任を負って発言をされております。まとめる、まとめないは別として、そういう状況で判断をしていただきました。

○４番（岩水　豊議員）

この件については、質問終わろうかと思ってたんですけど、ただ単的なんですよ、団体の代表が来て答申出した。それとも、団体の意見を集約した形で出た代表が答申を出したということではないということですね、それだけの確認ですよ、尾びれつけない。

○市長（五位塚剛）

団体で、団体の代表であることは間違いありません。だからそれだけです。

○４番（岩水　豊議員）

私は、どうもこの検討委員会が意見が出た、検討委員会の答申に沿ってしたと、教育長も再三答弁されておられますが、今のとおりなんですね、団体の代表の方が来てしたんですよ。その会の意見を集約して責任を持って来られたわけじゃないんですね、そこまでも責任を負わせるわけにはいかないでしょうけど、でないということは、それ認識されてるとしてくださいね、最後ですけど。

○教育長（谷口孝志）

市長が言いましたように、各団体の構成委員の意見を取りまとめをして望まれた

ということでないことは、そうだと思います。ただ、団体の代表であることは間違いないと思います。

○４番（岩水　豊議員）

時間限られておりますので、早く終わりたいと思います。

それでは、岩川高校跡地に計画を今提案されている、今回提案されたんですね、今回初めて提案されたんです。岩川小学校の改築と災害時の避難場所用地としての活用を計画しているとあります。具体的にはどのような災害を想定して、どのような使い道として考えておられるのかお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

曽於市における、また大隅町における災害というのが、どのようなことが今後発生するかというのは、なかなか予想もできない部分もあります。一番現実的なのは、毎年台風が襲来いたしますので、そのときにどうしても全体的に大隅の地域の方々集まる場所というのは、余り校区単位でありますけど全体ありませんので、そういうもの、また場合によっては大きな大地震が発生した場合の避難場所にもなるというふうに思います。

また、今後いろんな火災等含めた桜島の噴火、いろんな問題もありますけど、想定はできませんけど、いろんな災害が起きた場合に市民の避難場所として考えております。

○４番（岩水　豊議員）

私も想定するのは台風、地震だろうなと思ったわけでありますが、非常にこれ微妙な表現だと思うのですよ、避難場所として確保するということは、まず台風が岩川の真中通しますと避難する場所になれないかもしれない。地震でその避難用地としているところに地割れが入ったりしたらできない。ある程度の公共施設の中でその災害が発生した時点で判断しないといけないと思うのですよ。ですから運動公園になるかもしれないし、昭南病院の前とかありますし、それとか中山公園とかありますね、いろんなところが、発生してからでないとなかなか、これは決めつけられない部分があるんじゃないかと思うわけですね。

私としては、今度の提案される中に災害時の用地として計画されているのは、何か土地が余ったで後づけじゃないかなという気がするぐらいなんですよ、どうでしょう、そういうなのを考えたらどう思われますか、私が言うようなことを考えたら。

○市長（五位塚剛）

現実問題にどんな災害があるかわかりません。災害というのは、そのときにいろんな条件があるわけです。ですから、そのときは当然ながら岩川小学校ができた場合、その隣に災害用の避難場所として多目的な広場をつくったために、そこに地割

れが起きたのに、そこに集まれということは誰もそんなことは指示をいたしません。当然ながらそういう対応はいたします。

しかし、大隅の地域を見たときに、やっぱり町の商店街含めたその中心部にそういう問題、また弥五郎どんの祭りの時に、やっぱり駐車場も少ないしですね、そういう多目的にも使える場所でもあります。そういう意味で十分できるというふうに思っております。

○４番（岩水　豊議員）

これだけ県からも無償譲渡を受けてやるわけですので、非常にこれ重要なことだと思うのですよ。大きな解体工事を伴う中でつくる広場になってきます。ですから慎重に考えていってほしいというのがあります。

次に、県との譲渡契約が整っていない段階では、県の移行もあり住民説明会の実施ができなかったところでありますとの答弁が昨日、ほかの議員に対しての答弁がありました。

しかし、どうでしょう28年９月に検討委員会の答申が出ております。そして、３月の一般質問等でも議会の答弁でも岩川高校跡につくると言ってるわけですね、議会では言ってるんですよ、議会では。議会では言っているのに、なぜ市民に早くその意向を市民に説明できなかったのか、そして多くの市民、特に岩川校区の校区民の意向調査をされないと、議会報告会でも参加者の中で４名ほど、もう非常に現地建てかえを望む声が出ました。岩川高校に移るように進めてくださいという声は出ませんでした。先ほど言われました昨日の説明会でも３名の方が現地建てかえを望まれたんですね、何か後からあてつけみたいにＰＴＡに説明した時に、帰りしな会議が終わってから誰かが言ったことを報告されましたね、それって不公平ですよ、正式な場であった話を議場ではするべきであって、どこでどういう形で出た意見というのをこういう場で同じように取り上げて言うことは、私これおかしいと思うのですね。言いたいのはわかりますよ気持ちとして、でもやはり正式な場であった話は正式なところで話す以上、そういう場でない話を持ち出して言うのは、げなげな話ですよ、それ非常におかしいと思うのですね。いかがですか、議会でもやっているところをなぜできなく、公表してるんですよ、これを説明できない、意見を集約できないというのはなぜですか。

○教育長（谷口孝志）

いろいろ岩川高校跡地の県からの無償譲渡に向けて私たちが事務的に取り組んできたわけですが、今議員がおっしゃるように例えば利活用検討委員会では、このような答申が出たではないかと、それは議会ではちゃんと言ったではないかと、当然そのように私どもはしてまいりました。というのは、まずは議会に報告することが

必要だろうと、それでその上で私どもも議会でこうして報告したわけだから、例えば住民に説明会とか、あるいはその後ということで考えてこれは県のほうにこのようなことでやりたいが、支障はないかということで問い合わせたところ、やはり契約が正式に整っていない段階であると、だからそこはちょっと待ってくれということでございましたので、私どももやむなくそれに従えざるを得なかったということであります。

○４番（岩水　豊議員）

いや、公の場で言ってるんですよね、公の場で言ってることがなぜじゃあその市民の方々に説明できないのか、その差を言ってるんですよ。議会で言う公の場ですよ、公の場で公表していることをなぜ説明できないのか。

○教育長（谷口孝志）

当時の私どもの判断の仕方というのは、結局譲渡契約が成り立たない段階では、まだ私どもの曽於市のものになっていない、なってない段階で計画としてはこのようなものを持ってますというのは、当然議会には報告をいたしましたが、一般市民の方々にこういうふうになるかもしれません、ならないかもしれませんということは言えないと、だから県がするなということであれば、待たざるを得ないだろうという判断をしたということです。

○４番（岩水　豊議員）

市長、私が説明と市民の意向調査、特に岩川校区の皆さん方がどっちを望んでおられるか、岩川高校、岩川小学校を建築するに改築するに当たって、どっちを望んでいるかという意向調査されてないんじゃないですか、いかがですか、する気はありませんか。

○市長（五位塚剛）

先ほども答弁をしておりますように、岩川高校の跡地の問題をどう生かすべきかということで、私たちは真剣に議論いたしました。岩川小学校の建てかえ問題も緊急にしなければならないという問題がありました。当然ながら現地建てかえができないかということも、これは私たち当局も含めて検討いたしました。現地建てかえと新しい建てかえとの場合の費用の問題、プラスとマイナスの問題、いろいろしました。

それで、検討委員会の中でもいろんな問題がありますけれど、やはり岩川高校の跡地に新しくつくった方がいいでしょうという結論を出していただきました。これは、基本的には大隅町の市民の声だというように思っております、私のほうにも絶対だめだということで反対の声というのは一人もちょっと来てないところでございます。

○４番（岩水　豊議員）

現に、先ほども上げたとおり、議会報告会の中では出てるんですよ。我々の意見の徴集がない、現地建てかえを望むという声が出てるんですね。ですから実際、岩川校区また広く言えば市全体を含めて、その議会報告会の公の場でそういうこと言われる方がおられたんです。20名ほどの中で４名おられました。

ですから、意見集約を意見と徴集する考えはないか、説明じゃないですよ、ここにつくるという説明じゃなくて、どうしたらいい、どう思われますか、どっちを希望されますか、どう思われますかとかいうような意見集約はされませんか、するかせんかだけお答えください。

○市長（五位塚剛）

やりません。

○４番（岩水　豊議員）

それでは、教育長、県のほうが譲渡契約が整うまで説明を地元説明をしないでくれと言われたと、県のどの課のどういう部署の方が言われたんですか。

○教育長（谷口孝志）

それをやはり明かさないといけないということですか。学校施設課の課長でございます。

○４番（岩水　豊議員）

はい、わかればそれで結構です。どの部署がどうも気になっておりました。

それと、先ほど渕合議員の一般質問の中で違約金の問題が出ましたね、34年の４月開校までできない場合、１億1,000幾ら、公共の用に使用しない場合は、３億幾らの３億円余りの違約金が発生すると出ました。これ重大な契約内容ですね、全協でもこれについては全く説明されておりません。いかがですか、重要な内容ですよ、無償でやる、あの土地は無償で県にやった土地であります。ほとんどですね、そして県が一般的に考えて使わない建物を不要な建物であるのが、取り壊して市に無償譲渡くださいよというのならわかりますよ。そうした上で更地にして市にやっていろいろ条件がつくのはまだわかります。何のうっちえたまま、そのまま市にやっとって違約金、何でこれ議会からの質問がなければ説明しないのですか。

○市長（五位塚剛）

私自身もこの譲渡契約に当たってそういう違約金の話があったということを聞きました。私も非常に不愉快な思いをいたしました。当然、県に対しても高校の建物を市が解体をしてしなければならないわけですから、補助金を１億円でも２億円でもくださいということも真剣に訴えました。残念ながら認められておりません。地元の県議も私は頑張ってくれるんじゃないかなと思っておりますけれども残念な状

況であります。非常に私たちは、今言われるように、なぜ違約金が発生するかというのは、ちゃんと市が計画どおりに岩川小学校をちゃんと改築して30年の４月から開校しないとこれについては違約金を発しますよということで、県から契約の中に入れてきましたので、私たちはこれを拒否することができませんでした。残念ながらそういう状況であります。

（「では、何で全協等でも発生しますと説明しなかったのか」と言う者あり）

○市長（五位塚剛）

それは、基本的にはちゃんと４月までにオープンさせるようにやるわけです。それが前提でやります。それをすれば違約金を払う必要がありません。

○４番（岩水　豊議員）

違約金を払わなければ説明しなくていいんですか。万が一何かがあった場合に、こういう違約金の問題が出てきた場合、そのとき議会は知ることになるんですよ。もし問題が発生した場合、そうなった場合、議会は何を審議したんだと言われます。それと合わせて、この違約金の歳出根拠は何ですか。これ重大な問題です。

○市長（五位塚剛）

ですから、私はこの議会中の中で完成しなかったら県から違約金の問題がありますよということをはっきり議会の皆さんたち、市民の皆さんたちにも公表しております。それが基本的には大事な役目であります。その違約金が何のためかというのは、担当課は、お願いします。

○教育委員会総務課長（外山直英）

県より譲渡いただきました土地と建物の契約時の時価評価額の合計が10億1,174万9,000円余りでございますが、この10億の１割と３割という算出根拠でございます。

○４番（岩水　豊議員）

まず市長、違約金が発生するというのは、質疑があった中で出たことでありますね、事前に説明をしたわけじゃない、事前に契約が整ったという報告があった時に違約金の契約条項がありますという話はしてないですよね。

だから、私が言うのは、そういうところは説明責任が足りないと言っているのですよ。どうですか、皆さん。

○市長（五位塚剛）

無償譲渡の契約ができたということでの報告をいたしました。契約の微細にわたって報告はしておりません。そのことが議会の皆さんたちに御迷惑をかけたというんであれば、陳謝したいというふうに思います。

○４番（岩水　豊議員）

非常に大きな問題です。中身をうやむやにしたまま上辺だけを説明しているようなことです。今後、十分気をつけてください。

それと、教育委員会のほうにお伺いします。なぜ、根拠と言ったですよね。１割とか３割とかいう根拠は何なんですかということです。わからんならわかからんでいいですよ。

○教育委員会総務課長（外山直英）

私のほうではわかりません。

○４番（岩水　豊議員）

契約する場合には、そういうところまでしっかり見て契約してくださいよ、これは大きいですよ、これはまた文厚委員会のほうでも徳峰委員長のほうでしっかり追及していただけると思います。驚く話です。はい、時間がありませんので、だってフラワーパークの時もそうじゃなかったですか。後から議会で質問されて契約約款の内容が違うからということで右往左往して何年たちますか、それから４年たってます。そういう問題でやっと解決ができるようになったんです。

ですから、当初の契約の段階、契約約款というのは非常に重要な役割しています。だから後で、んにゃ破りゃあよかたいが、そんたどげんかなったいがちゅうような考えじゃだめですよ、しっかりこれについては文厚委員会のほうで審査して、文厚委員会のほうでしていただくことを望んで、次の質問に移らさせていただきたいと思います。

今回の岩川小学校の改築に向けては、地元初め市民全体の意見を集約して、私としては一歩立ちどまり市民の理解を得る必要があると、そのためには市民の意見を集約すること、そして岩川市街地全体の振興策の中で学校、大隅支所、中央公民館など公共施設を大局的見地に立ってどこにどう配置したらいいか、場合によっては取り壊さずに使える建物等があります。岩川高校にしてもそういう校舎もあります、そういうところを見据えて、幅広い市民の声を聞き、またそしてまちづくりを含めて、公共施設学校とのあり方のプランを立てて、そして市民の声を取り入れて進んで行くということを希望いたします。

次に、桜ケ丘市営住宅についてであります。時間がありませんので急ぎますが、現在の桜ケ丘住宅戸数、用途廃止された分を含めて何戸ありますか。

○建設課長（新澤津順郎）

それでは説明いたします。この桜ケ丘団地につきましては、130戸の入居可能であるわけでありますが、そのうち現在63戸の入居があるところでございます。

以上です。

○４番（岩水　豊議員）

ということは、先日の渡辺議員の質問の中で答弁いただきましたが、３月議会のとこでの答弁では60戸程度を予定しているということがありました。今回は50戸程度としておりますが、どこで意見集約して50戸になったのか。

○建設課長（新澤津順郎）

今回、地元の入居者への説明会並びに入居者への聞き取り調査を行ったとこでございます。その中でまず大部分の方は元の場所に建てていただければ帰って来るという状況であったわけでございますが、今回は先日も申し上げましたが、大隅管内の市営住宅の空き家が大変多いということであります。ちなみに市営住宅の空き家が49戸あるとこでございます。

また、今回この住宅を余分に建設をいたしますと、また新たな空き家が発生するということも予想されますので、慎重にこの計画戸数を検討したとこでございます。

ちなみに、今回この建てかえ計画の中で入居者の中からも完全に今の段階でほかの市営住宅等に移転をしたいという入居者もいらっしゃいますし、また新たな住宅につきましては、間取りが狭いとか、そういう理由の中で入居をされずに別のところに移転されたいという方がいらっしゃいましたのでこの数字になったところでございます。

○４番（岩水　豊議員）

私が言いたいのは、市民の今現在住んでいらっしゃる方の希望をこうしっかり聞いて、戸数は決定されても充分だと思います。急ぎます。

ＰＦＩ方式では進んでいるということであります。現実的申しまして、まずアドバイザー契約はもう締結されたんでしょうか。ＰＦＩのアドバイザー契約は締結されたのか。

○建設課長（新澤津順郎）

このＰＦＩ事業につきましては、今度導入調査については委託をしたところでございます。今後、実施方針案についての策定計画について、また委託の発注をするとこでございます。

○４番（岩水　豊議員）

課長、ＰＦＩ事業導入するためのアドバイザー契約を締結して、導入可能調査をするわけですよね、だからアドバイザー契約されたんですかと聞いている、しました。

○建設課長（新澤津順郎）

はい、いたしました。ＰＦＩ協会というところでございます。

○４番（岩水　豊議員）

ＰＦＩ事業の導入可能性調査の結果が出るのはいつごろになりますか。

○建設課長（新澤津順郎）

今の業者との打ち合わせの中では、近いうちに出る予定でございます。６月いっぱいぐらいで出るのではなかと予想をしているところでございます。

○４番（岩水　豊議員）

先だっての議会報告会の中で出た意見で、もう平家の住宅でいいと、耐震性が問われているのであるんなら、それが賄う耐震性を満足するだけの建物で構わないから、平家をどしてん平家にしてほしいと、もうどうして足が悪いから、もう二階に上がったり、エレベーターを使うことすら不安を感じている皆さんがたくさんおられました。この前、議会報告会に４名来られてました。いかがですか、そういうところも、ＰＦＩ事業導入可能調査の中でそういうところを鑑みたことができますか。

○建設課長（新澤津順郎）

先ほど市長のほうからも答弁をいたしましたが、エレベーターやバリアフリー化についても検討いたしますし、入居者への入居も十分可能であるという計画を立てたいと思っているところでございます。

○４番（岩水　豊議員）

いや、平家もその検討できるんですかね、その確認ですよ。

○建設課長（新澤津順郎）

先ほども市長が答弁しましたが、40戸程度の鉄筋コンクリートの四、五階建てを立てますと、残りの10戸程度は木造の二階建て並びに平家建てを計画するということになります。

○４番（岩水　豊議員）

ＰＦＩの今まで導入に向けて、いろんな企業の方々の説明会を開催されたと思うのですが、どうでしょう今の段階で説明をしたり、参加された業者の対応、それと問い合わせ等を含めて可能性として、正確なことは答えられないと思いますが、いかがですか。

○建設課長（新澤津順郎）

現在もその事業に参加される業者につきましては、ヒアリング等を随時行っているとこでございます。その社名については公表できませんが、今のところ数社がそのヒアリングを受けて検討されているという状況でございます。

○４番（岩水　豊議員）

市内の業者も入っておられますか。

○建設課長（新澤津順郎）

市内の業者も入っております。

○４番（岩水　豊議員）

わかりました。仮住まいに伴う諸問題が発生するということでありますが、住民の皆さん方の諸問題、建設課としては仮住まいの移転、また移ったりとかいうことを含めて、どのような問題を検討されておりますか。

○建設課長（新澤津順郎）

その入居者の方についての意見についてはいろいろあるわけでございますが、先ほど言われましたようにバリアフリー化についてもいろいろな要望がきているとこでございますし、例えば引っ越しをしますと住所変更やまあ自治会なり変更になりますし、いろんなところに今の入居者が散らばるということになりますので、そういった不安も聞いているところでございますし、また新しい住居に入りますと家賃が少し上がるということで、そういった家賃の軽減についても相談があるところでございます。

○４番（岩水　豊議員）

私が相談を受けた中では、住所変更、仮住まいをすれば住所変更せな手続をしないといけない。また元に戻る時にはまた住所変更しないといけない、そういう問題から免許証を持っている人は免許証の住所変更もしないといけない、とか年金をもらっている方なら年金の通知もしなければならないところですね、銀行の住所変更届をしなければならない、公共料金の住所の届け出も必要じゃないかとか、もっと細かいことを皆さん心配されていらっしゃるんですよ。

どうか、住民の気持ちに沿って、住んでらっしゃる気持ちに沿って、また高齢の方なんかもすごく細かいことまで心配されたり、建てかえが始まるということで、もういつ始まっても急に移動せないかんというようなことになるんじゃないかと、終始気にされています。ですから、随時、今お住まいの皆様方に状況と詳細にわたる説明をしていただきたいと思います。

いかがですか、対応を。

○建設課長（新澤津順郎）

今、議員からも指導いただきましたので、いろいろ慎重に対応していきたいと思います。

○４番（岩水　豊議員）

最後になります。教育長、４年間御苦労さまでした。最後に白熱した議論ができたと思います。やはり、教育長は先生とつい間違って言ったりするような方ですので、先生に刃向うのは勇気がいったとこでありますが、最後どま言ってよかねどかいねという気持ちでしたが、４年間にわたり教育行政の中で一生懸命頑張っていただいたことに本当に感謝しております。

最後に、退任に当たり一言、４年間を振り返って御挨拶お願いいたします。

○教育長（谷口孝志）

まだ任期までしばらくございますので、残された日を一生懸命努めていきたいと思います。

○４番（岩水　豊議員）

これで、一般質問を終了させていただきますが、市民の意見を十分に取り入れた形、それと明確な答弁ができるように、議会では一般質問の中では執行部のほうは準備をしてきて対応していただきたいと思っております。

○議長（原田賢一郎）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は明日15日午前10時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

――――――・――・――――――

散会　午後　４時３４分

平成30年第２回曽於市議会定例会

平成30年６月15日

（第５日目）

平成30年第２回曽於市議会定例会会議録（第５号）

平成30年６月15日（金曜日）
午前10時開議
場所：曽於市議会議場

１．議事日程

（第５号）

（以下２件一括議題）
第１　議案第39号　曽於市旅館・ホテル施設誘致促進条例の一部改正について
第２　議案第40号　曽於市税条例の一部改正について

（以下４件一括議題）
第３　議案第41号　曽於市国民健康保険条例の一部改正について
第４　議案第42号　曽於市ひとり親家庭医療費助成金支給条例の一部改正について
第５　議案第43号　曽於市子ども医療費助成金支給条例の一部改正について
第６　議案第44号　曽於市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

第７　議案第45号　曽於市末吉原口地区特産物加工センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

第８　議案第46号　平成30年度曽於市一般会計補正予算（第１号）について

第９　議案第47号　平成30年度曽於市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について

（以下２件一括議題）
第10　議案第50号　平成30年度曽於市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）について
第11　議案第51号　平成30年度曽於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第１号）について

第12　議案第54号　財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車）

（以下２件一括議題）
第13　陳情第２号　生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画の策定及び固定資産税の特例措置について
第14　陳情第３号　教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度２分の１復元、複式学級解消をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要

請について

２．出席議員は次のとおりである。（20名）

１番　重久昌樹	２番　松ノ下いずみ	３番　鈴木栄一
４番　岩水豊	５番　渕合昌昭	６番　上村龍生
７番　宮迫勝	８番　今鶴治信	９番　九日克典
10番　伊地知厚仁	11番　土屋健一	12番　山田義盛
13番　大川内冨男	14番　渡辺利治	15番　海野隆平
16番　久長登良男	17番　谷口義則	18番　迫杉雄
19番　徳峰一成	20番　原田賢一郎	

３．職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長　持留光一　次長兼議事係長　森岡雄三　総務係長　吉田宏明

専門員　津曲克彦

４．地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（27名）

市長	五位塚剛	教育長	谷口孝志
副市長	八木達範	教育委員会総務課長	外山直英
副市長	大休寺拓夫	学校教育課長	川路道文
総務課長	今村浩次	社会教育課長	岩元浩
大隅支所長兼地域振興課長	濱田政継	農林振興課長	竹田正博
財部支所長兼地域振興課長	吉野実	商工観光課長	荒武圭一
企画課長	橋口真人	畜産課長	野村伸一
財政課長	上鶴明人	耕地課長	小松勇二
税務課長	桂原光一	建設課長	新澤津順郎
市民課長	内山和浩	水道課長	徳元一浩
保健課長	桐野重仁	会計管理者・会計課長	田代庄市
介護福祉課長	小園正幸	監査委員事務局長	吉元剛
福祉事務所長兼福祉課長	川添義一	農業委員会事務局長	中山純一
大隅支所産業振興課長	冨吉浩幸		

開議　午前１０時００分

―――――――・――・―――――――

○議長（原田賢一郎）

おはようございます。これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

―――――――・――・―――――――

日程第１　議案第39号　曽於市旅館・ホテル施設誘致促進条例の一部改正について

日程第２　議案第40号　曽於市税条例の一部改正について

○議長（原田賢一郎）

日程第１、議案第39号、曽於市旅館・ホテル施設誘致促進条例の一部改正について、日程第２、議案第40号、曽於市税条例の一部改正についてまでの２件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可いたします。

○１９番（徳峰一成議員）

最初に議案第39号の旅館・ホテル施設誘致促進条例の一部改正について、３点ほど質問をいたします。

今回のこの条例改正は、一部のこの文言修正のみの条例改正でありますけれども、質問の第１点は、これまでの条例は、「ホテル営業及び旅館営業」となっておりましたけれども、今回の改正では、これをまとめて「旅館・ホテル営業」に変わっております。これを見る限りにおいては、もうわざわざあえて変える必要なかったのではないかというふうにも受けとめますけれども、なぜわざわざあえてこれを改正したのか。それなりの理由があろうかと思いますので、説明をしてください。これが第１点。

それから、第２点目、この種の法律は、曽於市の条例を含めてホテルと旅館ということで、この文言が別々な用語が規定されておりますが、質問でありますが、ホテルと旅館の法律上の違いについて、説明してください。法律や条例で固有名詞があるということは、それなりの法的な定義が当然なければならないし、あるはずでございます。ですからホテルと旅館についての法律上の違いについて、説明してください。

それから、３点目、市の条例は時限立法でありまして、平成34年の３月31日までとなっております。この間のこの誘致に向けての取り組みの現状と現在の到達についても説明をしてください。以上です。

次に、議案の40号の曽於市条例の一部を改正する条例案についての質問でござい

ます。

数点、質問を申し上げます。これもこの条例の改正自体は、分量的にはそう多くない改正でございますけれども、質問の第１点は、この今回の条例の改正の内容についての説明をしてください。内容改正の説明をしてください。

それから、２点目は、この附則の中で、公布については、生産性向上特別措置法の施行日の施行の日、又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行するということでなっております。市としては、この施行は、いつの時点を考えておられるのか、これが質問の第２点目でございます。

質問の第３点目は、この条例改正の中心内容は、この附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、ゼロとするということがあります。この項の内容説明をしてください。そして、ゼロとするというその内容についても説明をしてください。これが質問の第３点目でございます。

それから、質問の第４点目は、この生産性向上特別措置法の文言がありますけれども、この措置法についても、説明をしてください。

以上、４点、４項目の質問であります。

○企画課長（橋口真人）

お答えいたします。

まず、ホテル営業と旅館営業でございます。これにつきましては、旅館業法がございますが、旅館業法の定義におきまして、ホテル営業と旅館営業が分かれているところでございます。今回の法律改正ではこれが一緒になりましたので、「ホテル営業及び旅館営業」という言葉を「旅館・ホテル営業」と統一したところでございます。

（「それはだから、なぜ一緒にしたのかという」と言う者あり）

○企画課長（橋口真人）

それでは、まず今回の法律の改正の主な内容でございますが、まず、この２番目のホテル・旅館の法律上の違いについて、最初に説明させていただきます。

まず、ホテル営業ですが、これにつきましては、洋式の構造及び設備を有する施設という定義を設けております。

それから、旅館営業でございますが、旅館営業は、和式の構造及び設備を主とする施設としております。

この洋式と和式の違いにつきまして、政令におきまして、洋式の場合は、１部屋当たりの面積が９ｍ^{2}以上、それから旅館の場合の１部屋当たりの面積が７ｍ^{2}以上と分けられております。これを統一しまして、旅館もホテルも７ｍ^{2}以上というふうにしております。これが統合の主な理由でございます。

それから、ホテルの場合の最低客室数が、ホテルは10室以上、旅館は５室以上と分かれておりました。これをどちらも１部屋以上でも営業可能というふうに統一しております。以上が、統一した理由でございます。

それから、本市のホテル誘致の現状でございますが、現在まで、都城のながやまさん、それからエーエフマネジメントさん等が話を持ってきたところでございますが、まだ実現には至っておりません。

それから、１事業者が現地視察に訪れております。現状は以上でございます。

○税務課長（桂原光一）

それでは、まず第１点目の改正内容について、お答えいたします。

今回の条例改正は、地方税法等の一部を改正する法律の施行により、地方税法附則第15条第47項において、生産性向上特別措置法による認定先端設備等導入計画に従って取得した先端設備等に該当する機械、及び装置等に対する固定資産税の課税標準を新たに課税されることとなった年度から、３年度分の固定資産税に限り、固定資産税の課税標準額をゼロ以上２分の１以下の範囲内において、市町村の条例で定める割合を乗じた額とする特例が定められたことから、曽於市税条例附則第10条の２第10項において、その割合をゼロと定めるものでございます。

附則の理由でございますが、６月１日時点の議案発送の時点で、生産性向上特別措置法の施行日が確定しておらず、生産性向上特別措置法の施行の日と規定すると、この条例の議決日より前に施行される可能性があったため、このように規定したところです。

現時点では、６月５日に公布された政令第180号により、この法律が６月６日に施行されることが確定したため、この条例は、この条例の公布の日に施行されることとなります。

中心内容でございますが、先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業基本法上の資本金１億金以下の中小企業の設備投資が対象で、生産性向上に資する指標が、旧モデルに比べて、年平均１％以上向上する設備となっており、具体的には、最低取得価格が160万円以上で販売開始から10年以内の機械装置、最低取得価格が30万円以上で販売開始から５年以内の測定工具及び検査工具、最低取得価格が30万円以上で販売開始から６年以内の機具及び備品、償却資産として課税される最低取得価格が60万円以上で販売開始から14年以内の建物附帯設備等が対象となっているところでございます。

４点目の法についてでございますが、生産性向上特別措置法は、公布日が５月23日となっております。施行日が、先ほど申し上げましたとおり、30年の６月６日となっておるところでございます。

内容等につきましては、56条の法律でなっておりまして、革新的事業活動の促進、革新的事業活動実施実行計画、新技術等実証の促進、革新的データ産業活用の促進、革新的事業活動評価委員会、先端設備等導入の促進、雑則・罰則規定からなっておるところでございます。

以上でございます。

（「施行日はいつですか。施行日はいつ」と言う者あり）

○税務課長（桂原光一）

法の施行日は６月６日となっております。

（「曽於市の場合ですね」と言う者あり）

○税務課長（桂原光一）

いや、曽於市の場合は、先ほど、法の施行日とした場合、条例の議決日が、それより……。

（「だから、いつごろ予定しているのかという」と言う者あり）

○税務課長（桂原光一）

一応議決されますと、３日以内に議長のほうから市長へ送付されますが、例えば26日に議決されますと、最速で29日が公布日となるところでございます。

（「29日と考えたらいいですか」と言う者あり）

○税務課長（桂原光一）

最速26日に公布ということになります。

○１９番（徳峰一成議員）

最初に、議案の39号の旅館・ホテル関連の条例改正について、１点だけ質問いたします。

一応、文言上の改正ということで確認をいたします。曽於市の場合は、繰り返しますが、時限立法でありまして、平成34年の３月末日となっております。この条例がですね。延長されない限りにおいては。

課長答弁だと、今、業者等に当たっている段階であるようでございますけれども、端的に質問いたしますが、本年度、30年度内に１件は、一応業者が曽於市内に入ってくる、誘致されるということで期待を持っていいでしょうか。そのための条例でありますので、いきさつから見てですね。やっぱり一定のめどを持ちながら対応されていると思いますので、お聞かせ願いたいと思います。

次に、議案の40号の市税条例改正について質問いたします。

非常にわかりづらい内容でありますけれども、一応確認いたしますが、今回のこの条例改正は、曽於市内の製造業等のかかわるこの施設、具体的には、固定資産の中の償却資産について、この業者から市のほうに一定の申請を行って、それが対象

項目として該当いたしますと、向こう３年間、償却資産の半分ですか、２分の１以下が全額減免となるというふうに理解していいのかどうか。若干間違いがあったら、訂正方々答弁をしてください。これが質問の第１点でございます。

第２点目は、償却資産は、曽於市の場合は、もう市税の中で、あるいは固定資産の中でも、今や大変な大きな収入でなっておりますけれども、今回これが公布された場合に、１年間に大体おおむねどれぐらいの、この今回の条例改正によって業者としては恩恵が受けられると想定されるのか。当然検討されていると思いますので、大体曽於市の場合、どれぐらいがこの対象となり、この減免の金額が想定されるのか、お聞かせ願いたいと考えております。これが質問の第２点目。

それから、第３点目は、当然その場合に、一定の国からの交付税措置があろうかと思うんですが、交付税措置は、その減免額に対しての何割が、あるいは全額が、それとも交付税の対象となるのかどうか。これが質問の３点目でございます。

第４点目は、ここでの質疑のやりとりは税務課でありますけれども、当然対象としては、恐らく商工観光課が窓口になると考えられますけれども、そのように窓口についての質問でございます。

あわせて、この６月にもう最短で、この議会との関連ですね。早ければ６月26日に公布となりますと、当然、そのための申請書類を含めて書類をもう準備されていると思うんですね。来週は、一応関係する委員会での審議となりますけれども、当然、その委員会審議でも申請書類等が準備されなければならないし、されていると思うんだけれども、きょう段階でされていますか。その点での確認を含めた質問でございます。

以上です。

○税務課長（桂原光一）

お答えします。

一応、今回の特例措置につき……。

（「答弁は企画課長から」と言う者あり）

○企画課長（橋口真人）

御質問の内容は、本年度中ということでございましたが、一応条例は、34年３月31日までが、一応時限と考えておりますので、この間は、この優遇措置をもって誘致活動に励みたいと思っております。今年度内に１件というのは、私どももまだ、あくまでも相手側の判断ですので、努力したいという形で考えております。

○税務課長（桂原光一）

お答えします。

ゼロになるかと。この特例措置につきましては、対象になります償却資産につい

て、課税標準額がゼロと定めますので、固定資産税は、３年間はかからないところでございます。

それと、恩恵についての質問でございましたが、一応対象の施設が、この６月26日以降に導入された機械に対してでございますので、どの程度の機械の導入があるか、把握できておりませんので、お答えすることができないところでございます。

それと、交付税措置についてでございますが、普通交付税の算定上、基準財政収入額の減少額については、市町村の条例で定める割合を用いるということになっているところでございます。

それと、窓口につきましては、この導入促進基本計画は、商工観光課で策定することになりますので、受付は商工観光課となるところでございます。

（「交付税措置はあるんですか、ないんですか」と言う者あり）

○税務課長（桂原光一）

交付税措置については、あともって財政課長のほうで答弁していただきます。

申告書についてでございますが、固定資産税の償却資産の申告書につきましては、地方税法の施行規則第14条で、26号様式が規定してあります。その中に、課税標準の特例の有無、それと添付書類の記載欄がありますので、来年１月１日現在の該当償却資産について、１月31日まで、その様式によって申告していただくことになります。

以上でございます。

○商工観光課長（荒武圭一）

議員から質問のありました担当窓口は、商工観光課になるところでございます。

５月に説明会がありまして、この導入基本計画についての説明会がありました。これに希望する事業所を商工会と打ち合わせをしたところでは、今現在、３事業所から問い合わせがあり、申請したい旨の報告があったということでございます。

どれぐらいの機械を更新し、その金額が幾らで償却資産として申告されて、幾らの税額が減額されるかということについては、ちょっと今まだ詳細にわからないところでございます。

様式につきましては、説明会の中で示されたひな形がございますので、それにのっとって申請計画書を出していただくという流れになっております。計画書が出た段階で、市のほうで認定をして、その後、減額がされるということになっております。

この償却資産の税額をゼロにすることによって、交付税の措置がされるということも書いてあったと思うんですけれども、ちょっと割合については、私のほうでは不明でございます。

あと、この措置法によって固定資産税を減免することによりまして、このほかに、ものづくり補助金等の交付がありますけれども、補助金等がありますが、そのものづくり補助金に申請した場合に、有利な措置が得られるという特例がございますので、この事業に申請をした事業所にとっては、非常に有利な法律となっております。

以上でございます。

○財政課長（上鶴明人）

先ほど、委員からありました普通交付税の関係でございます。減収額分の75％分は、普通交付税で措置される見込みでございます。

以上です。

○１９番（徳峰一成議員）

いずれにいたしましても、今回のこの条例改正によりまして、この市内の業者は、プラスとなる内容の利益をこうむるといいますか、この内容の改正であるようでございます。

当然まだ市当局も、ただいまの各課長の答弁にも見られますように、まだこれからですよね。勉強を含めて。ですから、ましてや一般の市民、関係ある業者というのは、また知識がゼロの状態だと思うんですよ。ですから、丁寧な今後説明が必要じゃないかと思うんですね。

恐らくこれは、時限的な、税務課長、措置じゃないでしょう。時限立法じゃないですよね。まあまあいいですけど。やはり制度としてできた以上、今後ずっとこの永続的に、多少この色は変わっても続く制度だと思いますので、大事なのは、市民に対しての、関係者に対しての、やはりこのお知らせが大事だと思うんです。わかりやすい形で。それは準備されておりますか。これはもう絶対商工会だけとしての説明だけじゃなくて、これは必要じゃないかと思っております。そのあたりどなたでもいいから答弁をしてください。やはり市民へのこのお知らせが、非常に大事だと思っております。

以上です。

○税務課長（桂原光一）

この法律に適用につきましては、この措置法の附則第２条で、「この法律は、施行の日から３年以内に廃止するもの」とありますので、時限立法になります。

以上でございます。

○商工観光課長（荒武圭一）

広報の手段につきましては、市のホームページ、それから広報等でも周知していきたいというふうに思っております。

○議長（原田賢一郎）

もう４回目。次に、今鶴治信議員の発言を許可いたします。

○８番（今鶴治信議員）

私は、議案第40号に出していたんですけど、もうほとんど同僚の徳峰議員が質問をしていただきましたので、今回、国の生産性向上特別措置法が、６日に公布されると。これが制定されたということで、市がそれに基づいて早く市税改正条例をされたことは、すごく評価しているところでございます。

今回、総務委員会に、商工会のほうから陳情も上がって、委員会の審査もあるんですけど、そこで確認でございますが、この中で固定資産税の市税改正と、もう一つ、導入促進基本計画の策定ちゅうのが、市町村に求められるという陳情でございますが、先ほどの商工観光課長の説明でありますと、申請業者が、先端設備導入計画を上げて、それに基づいて導入促進基本計画を策定されるのか。市町村がそれを策定して、それに見合う内容に対して、申請事業者がその計画を上げるのか。どういうふうに市のほうは取り組んでいらっしゃるか、お伺いします。

○商工観光課長（荒武圭一）

それでは、お答えいたします。

まず、市のほうで、導入促進基本計画というものを経済産業省のほうに提出し、承認していただくということが前提でございまして、その後、各事業所でこの採択事業を受けたいというところからは、計画書を出していただくと。計画書を市のほうで認定すると、固定資産税の償却資産分が減免になるということになっています。新しく購入した償却資産の分が減免になるということでございます。

以上です。

○８番（今鶴治信議員）

市税改正も早目に対応されて、今後の審議でございますけど、その中で、導入促進基本計画を市のほうで策定を先にしなくちゃいけないということで、陳情にも上がっているんですけど、これがいつぐらいまでに策定できる予定か。

また、固定資産税の免税も魅力あるところでございますが、やはり国のほうでも補助事業等も絡んでいるということで、これを市町村が制定した場合、有利な条件になるという御説明がございましたけど、どのぐらいまでに策定ができる予定かを伺います。

○商工観光課長（荒武圭一）

お答えいたします。

先ほど、説明会がございましたということで報告いたしましたが、そのときに計画のひな形というか、そういうものが示されておりました。

それで、今、担当のほうで、基本的な案を作成し、そして、事前に今見てもらっ

ている、確認していただいている状況でございまして、それでよしということがあれば、すぐ基本計画が策定できるということになっております。今、協議中ということでございます。

○８番（今鶴治信議員）

市税の改正から、商工課のほうも前向きに取り組んでいるということで、ぜひ急いでやっていただきたいと思います。

終わります。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

○１８番（迫　杉雄議員）

ちょっと通告外ですが、39号について、１点、確認、質問をいたします。

条例改正については十分理解したつもりですが、質問・答弁の中で、目標があるのかということで、ないということの答弁がありましたけど、今後の努力だと。

１点だけ、条例のほうの３条に出ておるように、便宜の供用、これについて規則のほうで取り消しだということですが、どの時点で補助金が進出業者に動くのかですね。

今のところ、聞いておるところは、メセナ温泉の近くということをしておりますが、ほかにも場所があったりすれば、やはり進出業者に対して案内するんだろうと思いますけど、この時点で、どの時点で条例第３条の便宜の供用が発生して、もしそれが規則において取り消し、規則において11条ですかね、取り消し通知等が動くのはどの時点なのか、答弁をして報告してもらいたいと思います。

○企画課長（橋口真人）

それでは、お答えいたします。

まず、条例上の第３条、便宜の供用でございます。これにつきましては、旅館・ホテルを建設しようとする事業者に対しまして、用地の取得のあっせん、その他、関連施設整備の促進という形でございますので、まだあっせんだけですので、金額の支出は行われないところでございます。要するに、我々職員がいろんなことをする形で便宜の供用をするところでございます。

実際の補助金につきましては、建設が済んだ後に、営業開始の翌日から起算して１年以内に申請がされます。要するに建設がされたものに対して補助金を交付することになりますので、また、この建設した補助金に対して、今度は、もし営業をやめた場合には返すという形がありますけれども、基本的には、補助金につきましては建設費に対しての補助金ですので、便宜の供用とはちょっと違う形になると考えております。

○１８番（迫　杉雄議員）

流れは大体こう理解できます。過去にさかのぼって誘致企業となると、歴史の中で大きな失敗をしているような歴史的なものもあるようですので、どうしてもこう曽於市としては宿泊施設を望みます。いっときも一日も早く、曽於市に旅館・ホテル業が進出してくれることを望んでいるんですけど、やはり十分あっせん等についても注意を施して進めて、できれば最善の努力をして、そして早い時期にということを願うところですので、市長の見解を求めたいと思います。

○市長（五位塚剛）

この間、曽於市内にホテル等を誘致したいということで、いろいろ協議をしてまいりました。また、道の駅周辺にもつくりたいという話も実際に今来ております。最終的には相手方が確定しないと、また銀行のほうも融資の関係もありますし、精いっぱい努力したいというふうに思っております。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

○１５番（海野隆平議員）

通告外でありますが、議案39号につきまして、質疑をさせていただきます。

曽於市内の旅館・ホテルでありますけど、実数ですね、旧町ごとに調べていらっしゃると思いますので、一つお聞かせいただきたいと思います。

それと、市内の、そうした場合、旅館・ホテルの収容能力、どの程度の収容能力があるのか、まずお聞きしたいと思います。

以上、２点です。

○企画課長（橋口真人）

お答えいたします。

まず、ホテルの実数でございますが、具体的な名前を申し上げますと、大隅のほうで、みよしやさん、川野旅館さん、ビジネスホテル岩川さんがございます。それから末吉のほうが、メセナ住吉交流センターと愛の里さんがございます。それから財部のほうが古里庵さんがございます。以上６件が旅館業法に基づく届け出をしております。

それから、収容能力でございますが、和室等がございますので、ちょっと大体の数字になりますが、120から130人が１日当たりの収容定員だと考えているところでございます。

○１５番（海野隆平議員）

収容能力につきましては、今、課長のほうから答弁がありましたので理解したい

と思いますが、先ほどから新規ビジネスホテルについていろいろ質疑が出ておりますけど、確かに条例上は、34年の３月31日までというふうな形に、５年間の時限立法になっているわけでありますけど、私の一般質問の中で、３月のですね。計屋さんでしたかね。屋久島の業者の方で、計屋さんという業者がいらっしゃったということでありますが、まださほど進んでいないような、今、感を受けるところでありますが、６月まで、３月から、この間３カ月しかない間に、いろいろ計屋さんとのほうとも話し合ったと思うんですけど、今、今までの進捗状況ですよね。何回お会いしてどういう状況になっているのか、もうちょっと詳しくお示しいただきたいと思います。

○市長（五位塚剛）

屋久島にホテルを持っていらっしゃる計屋さんにつきましては、この間、屋久島のホテルに、私も含めて見学をさせていただきました。非常に屋久島空港のすぐ目の前のホテルでありまして、非常にお客さんも多くて、やっぱり高級感を感じいたしました。また、もう一つ海の近くにもホテルを持っていらっしゃいまして、特に若い人たち、外国の方々を含めて宿泊が多かったところでございます。

この計屋さんとは、ことしの２月か３月だったと思うんですけど、静岡のほうに大きなホテルがあるということで、ぜひ見学をしてくださいということで、私も一緒にまた行きまして、その静岡のホテルを見学させていただきました。非常に特色あるホテルづくりでありまして、計屋さんの言われることは、やはりただ安いだけのホテルではだめですよということで、やはり特長あるものをつくらないと人は来ませんという話もされまして、非常に参考にはなりましたけど、まだ具体的に、計屋さんが、この曽於市で決定をするというところまでは至っていないところでございます。

○１５番（海野隆平議員）

なかなか話が非常に難しいような状況だということで受けたわけでありますけど、先ほど、課長の徳峰議員の質疑のときに、現地視察が１件あったというような答弁があったわけでありますけど、これは、また計屋さんとは別の業者なんでしょうか。お聞きしたいと思います。

○企画課長（橋口真人）

この業者さんにつきましては、エーエフマネジメントとは、また別な会社でございます。視察場所は10号線沿いでございました。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案２件は、配付いたしております議案付託表のとおり総務常任委員会に付託いたします。

―――――・――・―――――

日程第３　議案第41号　曽於市国民健康保険条例の一部改正について

日程第４　議案第42号　曽於市ひとり親家庭医療費助成金支給条例の一部改正について

日程第５　議案第43号　曽於市子ども医療費助成金支給条例の一部改正について

日程第６　議案第44号　曽於市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第３、議案第41号、曽於市国民健康保険条例の一部改正についてから、日程第６、議案第44号、曽於市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてまでの以上４件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案４件は、配付いたしております議案付託表のとおり文教厚生常任委員会に付託いたします。

―――――・――・―――――

日程第７　議案第45号　曽於市末吉原口地区特産物加工センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第７、議案第45号、曽於市末吉原口地区特産物加工センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可いたします。

○１９番（徳峰一成議員）

原口地区の研修センターの条例改正の一部改正についての質問で、３点、質問をいたします。

質問の第１点は、改正の内容を説明をしてください。改正内容を見る限りにおいては、使用料等が変わるとかいった問題でなくて、全体的にこれまでの条例を整理

するような内容であるようでございますけれども、説明をしてください。

それから、第２点目は、原口のこの加工センターについては、いつ設置されてきたのか。大分古いと思うんですけれども、現状でこの利用状況はどうであるのか。また修繕や、今後手を加えなければならない箇所があるのかどうかを含めて、説明してください。

それから、質問の第３点目は、同じようなこの加工センターが、例えば末吉町だけを見ましても、岩崎にもあります。また諏訪にもあります。この条例を見ますと、今回改正されるこの原口の研修センターと同じようなこの規定になっております。扱い方もですね。利用状況、時間も含めてですね。今回、なぜ、この原口だけがこの条例改正を行って、残りのこの諏訪と深川、岩崎については条例改正を提案されなかったのかでございます。

以上、３点です。

○農林振興課長（竹田正博）

お答え申し上げます。

まず、この改正の内容についてでございますが、原口地区の特産物加工センターは、現在、深川研修センターの隣にございます。この場所を旧深川の学校給食センターのほうへ移転するというようなことで、当初予算で計上させていただいておりました。それに伴って、洗濯室、それから乾燥機利用というものがございましたけれども、それを廃止するということでございます。

理由といたしましては、加工センターの老朽化もございますが、施設内にトイレがないということもございました。あと洗濯室については、利用が年々減少している状況でございましたので、移転に伴って廃止をすると。

（「洗濯室と何ですか。配置するのが洗濯室と」と言う者あり）

○農林振興課長（竹田正博）

洗濯室と乾燥機でございます。はい。乾燥機につきましては、もう以前から使用がありませんでしたので、今回から条例上廃止ということにしたいということでございます。

あと、いつ設置されたかでございますが、この原口地区の加工センターにつきましては、平成２年に県単事業で整備をしているところでございまして、あと、これの利用状況でございますけれども、昨年の利用状況ですが、みその加工で667名、その他一般の加工で935名と、それから洗濯の利用が54名ほどございました。利用料金は54万730円の利用料金が収入として入っている状況でございまして、修繕といいますのは、やはり機械類の老化による修繕、取りかえ等は毎年出てきている状況でありますが、やはりみそ加工で、内壁等がかなり老朽化している状況でござい

ます。

あと、岩崎、諏訪、それぞれ末吉地区には、あと二つあるわけですけれども、それぞれどちらも老朽化しているといえば老朽化している施設でございます。

特に、今回、この条例改正に当たりましては、最初、設置の位置の部分の地番、これを変更するところでございましたが、使用料金、使用時間のところを見ますと細分化されておりました。午前、午後、夜間という形でなっておりましたけれども、これをもう一括して、午前８時半から10時までという形に変更させていただいております。

岩崎も諏訪も同じような利用時間の設定になっておりますけれども、今回、深川、原口だけをこのような使用時間の変更をさせていただいておりますけれども、諏訪と岩崎につきましても、今後、同じような形で改正が必要かというふうに考えているところでございます。

以上です。

○１９番（徳峰一成議員）

まず、質問の第１点でありますが、この岩崎と諏訪も、この同じ曽於市民、特に旧末吉町の方々を中心として利用されると思いますので、今回のこの深川の原口の研修センターの加工センターの改正に伴って、同時に行ったほうがよかったと思うんですけどね。それはもう準備でできなかったんですか。もう一回一回、議会にまた提案せにゃいかんですよ。

だから、合理的なやり方をやっぱりやるべきじゃなかったと思っておりますけれども、いずれにいたしましても、今回提案されていないですので、これは早急にやはりセットすべきじゃないでしょうか。いい方向での条例改正でありますので、これですね。午後１時からというのが、言わば午前中から使えると言うことでしょう。ですから利用者にとってはいいことでありますので、これが質問の第１点でございます。

それから、質問の第２点目ですね。今回のこの改正は移転に伴うということで、このあたりを詳しく説明をしてください。委員会外でありますので。

関連して、この乾燥室はもう今後使わないということでありますけれども、これも実情がよくわからないですけれども、新しい施設でもってこの利用できるんであったら、このあたりのやはりこの工夫や配慮も必要じゃないかと思うんですけれども、事情はどうなんでしょうか。

結構、だから課長答弁にありますように、利用者も、みそで667人、そのほかにも935人という、もうあの地域にしては、もう結構利用されていますよね。そういったことで、今後、定着した事業、研修センターとして利用されるためには、その

あたりも工夫や配慮が必要じゃないかと思いますけれども、今後のことを含めて答弁をしてください。

以上です。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

まず、条例改正につきましては、おっしゃるとおりでございます。諏訪、岩崎につきましても、条例改正のほうで進めていきたいというふうに思っております。

（「いつごろの議会に」と言う者あり）

○農林振興課長（竹田正博）

次の議会には上程させていただきたいと思っております。

それから、移転に伴ってのこの工夫、配慮、それから洗濯に関してでございます。

まず、洗濯・乾燥に関しましては、機械もかなり老朽化しておりまして、利用人数も年々減少をしている状況でございました。

今、民間のいわゆるコインランドリー、そういったところも、布団であったり毛布であったり、大きなものも洗濯・乾燥ができるような状況でございます。そういったこともございまして、老朽化もありましたので、今回廃止をさせていただくということ。

それから、この加工室だけを移転するということによりまして、研修センターと、いわゆる距離が若干出てまいります。このことにつきましては、私も地区の公民館長さんと打ち合わせをさせていただきました。それで、公民館としましては、加工室が移動することについては、了承いたしますということでございました。

ただ、管理上、今シルバー人材センターのほうにお願いしておりますので、昼間の研修センターの利用、あるいは環境整備、そういったものにつきましては、加工室の利用がないときには環境整備も移動して、していただくということ。それから夜間の利用につきましては、研修センターの夜間の利用につきましては、公民館の館長さんが鍵を持っていらっしゃいます。そういった形で管理をしていただくということで御了解をいただいたところでございます。

また、あそこに電話が設置されております。これは研修センターの電話でございますけれども、公民館の館長さんといたしましては、電話は、その加工室のほうに移動させてもらっても構いませんということでございましたので、後は、その管理をされるシルバー人材センターとの、いわゆるその就業の形態でありますけれども、そういった部分を打ち合わせをしていかなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

以上で通告による質疑は終わりました。ほかに質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第45号は、配付いたしております議案付託表のとおり建設経済常任委員会に付託いたします。

ここで10分間、休憩いたします。

―――――・――・―――――

休憩　午前１０時５１分

再開　午前１１時０１分

―――――・――・―――――

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

―――――・――・―――――

日程第８　議案第46号　平成30年度曽於市一般会計補正予算（第１号）について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第８、議案第46号、平成30年度曽於市一般会計補正予算（第１号）についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、徳峰一成議員の発言を許可します。

○１９番（徳峰一成議員）

一般会計の補正予算について、約10項目ほど、質問いたします。

まず最初に、通告用紙には入れませんでしたけれども、市長に総体的な点について質問いたします。

今回のこの補正予算は、５億7,668万1,000円を増額して、総額で一般会計が237億1,068万1,000円となっております。この５億7,668万1,000円の増額の95％に当たりますけれども、額にして、特に３つの事業が大きな事業であります。１つは、産地パワーアップ事業３億7,657万1,000円、次に６次産業支援事業が8,500万円、そして３番目に、岩川小学校の改築に伴う設計関連の委託料が8,888万円、これが３つで５億5,045万2,000円と、全体の補正額の95％を占めております。

質問であります。この１年に定例議会が４回行われ、３月は１年間の当初予算での予算提案が行われています。残りは、６月、９月、12月、特に事業等の関係、各事業課の事業等関係では、本来ならば６月で提案、３月の当初に間に合わなかった

分は６月で追加計上を含めてされるというのが、一般的ではないかと受けとめております。ところが、今回の補正予算では、今、申し上げましたように、この３つの大きな事業以外の事業費がほとんど見られません。特にこの建設課あるいは耕地課などの、いわゆる事業化の目立った予算額が見られません。

市の予算とその執行が、地域経済や、あるいは市内の業者にその時々において、どのようないい意味での影響を与えるか、私は、常に市のトップはそのことを考え、留意しながら予算づくりを行うべきじゃないかと個人的には思っております。

その点で、例えば、やり方としては、事業の前倒し、あるいは追加措置を含めて、一般財源を一定額投入する、そういった点での予算をつくる段階での検討はされなかったのかどうかでございます。

市の財政を考えますと、財政上、一般財源を一定額入れることは十分可能だと考えておりますので、その点で、やはりこの基本的な予算をつくるに当たっての、地域経済等を鑑みての予算のあり方についての、市長の基本的な考え方をお聞かせ願いたいと考えております。

次に、具体的には、質問の第１点でございます。

19ページについて、文書廃棄業務委託料48万4,000円があります。

第１点は、ここで言う、いわゆる文書の定義、あるいはこの文書の範囲については、どのようにこの市としては受けとめているか。これが第１点。

それから、第２点目、この文書の保存期間、あるいは廃棄のチェック、あるいは廃棄の方法、さらには、これらの行う上での担当課のこの指導上の確認は、最終的には担当課長の裁量に任せているのかどうか。文書の中には非常に重要な文書もあろうかと思います。ですから、例えばこうした文書の場合は、最低、市の三役のチェックが必要とかいった取り決めがあるのかどうかを含めての質問でございます。

次に、２点目、35ページの産地パワーアップ事業でございます。これは大変金額が大きな事業でございます。質問は３点であります。

第１点は、産地パワーアップ事業について説明をしてください。余り聞きなれない文言、言葉でございます。この事業は、質問の第１点、いつできたのか。対象となる事業はどのような事業であるのか。そして、事業の内容はどういった内容であるのか。そして、これまで市では、たしか南之郷早馬もこのパワーアップ事業だと思うんですけれども、このお茶一つ、事例ではどういった前例が曽於市の場合はあるのか。これが質問の１項目であります。

次に、質問の２項目でございます。今回のこの補正予算の追加については、もともと総合振興計画に入っていたのかどうか。これは確認かたがたの質問であります。あるいは、この対象となる業者のこの事業について若干伺います。このお茶を生産

されている業者の方の代表者名、あるいはこの１年間の取扱高生産額を含めて、そして今後のこの事業を取り入れてやった場合の今後の目標額。さらにこの取り扱いをして、この販売する場合の販売先は大体どういったところが販売されているのかですね。

さらに、この資金が、自己資金が３億7,657万1,000円となっております。当然全額、自己資金だけでは難しいと思いますので、銀行等からの、この金融機関からの借り入れ等もあろうかと思うんですが、それはどうなっているのかどうか。そして、これは借り入れに対してのいわゆる担保、これはどういった扱い方がなっているのか。当然これだけの大変な金額の借り入れでありますので、そうした項目は提出が義務づけられていると思いますので、お聞かせ願いたいと考えております。

そして、この事業をもし議会が予算を認めた場合に、これは、本年度、30年度内に終わる予定で計画であるのかどうかでございます。これが２項目め。

それから、質問の項目の３項目めでございます。こうした今後、やはり大きな国の補助を受けての事業を行った場合に、やはりお茶生産というのは、一定のこの現在では厳しい環境の中で、なかなか頭打ちというか、厳しい状況でありますが、現在、市が把握している市内のお茶農家の現状、経営形態を含めて、あるいは生産額を含めて、生産額の推移を含めてお答え願いたいと考えております。

以上が、この産地パワーアップ事業についての質問でございます。

次に、36ページの６次産業支援策の8,500万円についてお聞きいたします。質問は３項目であります。

まず、この8,500万円は、総合振興計画に盛り込まれているかどうかの確認かたがたの質問であります。

次に、２点目、これは、「センリ」食品と読んだらいいんでしょうか。「チサト」ですか。

（「千里（センリ）です」と言う者あり）

○１９番（徳峰一成議員）

千里株式会社のこの概要説明をお願いいたします。所在地あるいは代表、従業員、業務内容、あるいは実績等を含めて説明をしてください。

それから、質問の３点目、この市の補助金に対する考え方についてもお聞かせ願いたいと考えています。どういったことかといいますと、先ほどの産地パワーもそうでありましたが、全額、国からの補助でありまして、曽於市としては、いわゆるトンネル予算といいますか、トンネル事業でございます。

ただ、これまで思い起こすに、昨年、一昨年も出されましたけれども、森林組合等に対するこの補助については、それに市が一定額を、この市長の裁量に基づきま

して、抱き合わせた形で補助を行っている経過がございます。曽於市のもともとこうした国等の補助を受けてのこの事業を行う場合に、市がどこまで一般財源を抱き合わせるか、あるいは今回のように全くしないか、そのあたりのこの基本的な市の補助金に対する考え方をお聞きしたいんですよ。今回は全く出されておりません。地元の企業でありますけれども、その点でお聞かせ願いたいと考えております。

次に、38ページの清流の森、大川原峡の管理費の125万2,000円、これも事業の内容、説明をお願いいたします。

次に、39ページの渓谷の森、大鳥峡の管理費の129万6,000円、これもトイレ改修となっておりますが、事業内容と、そしてこの大鳥峡については、現在はどうなっているのか。利用は基本的にはできないようになっていると受けとめているんですけれども、現状について報告してください。

次に、40ページのこの市単独の土地改良事業の500万円、これも事業内容について説明してください。

あわせて、この間のこの台風豪雨災害等で、市単独で改修をしなければならないこの種の箇所というのが一定あると思うんですけれども、どれぐらい、もしあるとしたらあり、そして今後はどういった計画を持っているのかどうか、説明してください。

次に、42ページの農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の118万8,000円であります。これも事業内容について説明してください。

また、この事業の全体概要についてと、現在の到達点について報告してください。当初でも592万2,000円が計上されておりますが、これらを含めて説明をしてください。

次に、44ページから45ページのこの市道整備についてでございます。この44ページから45ページを見ますと、例えば、44ページの場合も、大隅の河原・飛佐線は約1,700万円の追加予算の計上でありまして、一方で、末吉の川内、高松、それから大隅の二重堀、川路山、それから、おとといも同僚の重久議員が、もっと予算を追加して道路改良をお願いしたいと一般質問がありました、笠木・かんじん松線。これは予算増額によって予算が180万円カットされております。一方で予算をふやし、一方でなぜ予算を減らしているのかですね。その事情を含めて。

同じく45ページについても、同様にこの橋の修繕工事について、２カ所は減額、そして財部の堂之渡橋は予算が増額されています。つまり予算の基本的な組み替えで行っております。そのあたりで、これは地元の方々を含めて納得できるような組み合わせであるのか。

先ほど、私が冒頭に申し上げました。やはりせっかくの１年に３回しかない途中

の定例議会、特に大事な６月議会でありますので、基本的には、住民のこの利益に合致するような内容は、予算減額ではなくて、予算をこの追加する方向で、そう大きな予算は伴いませんので、投入するやり方が私はもろもろが考えてもいい、よりよいこの議案のつくり方、出し方ではないかと思っておりますので、この点からの若干疑問点も残りましたので、質問でございます。以上の説明をお願いいたします。

次に、46ページから47ページにかけてでございますけれども、これは、末吉のこの高岡の市営住宅が火事によりまして焼失したために、当初予算の段階では、地域振興住宅を建設しようという提案がされましたけれども、途中事情がありまして、この46ページで、ほぼ同じ内容のこれは市有住宅になりますね。国の補助がありませんので、市営じゃなくて市有住宅に、振興住宅から切りかえるための言わば予算提案であろうかと思っております。

質問でありますけれども、この事業名を変えた理由について質問でございます。また事業の内容についても説明してください。また、床面積等も変わらないと思うんですけれども、そのあたりを含めて説明してください。

そして、最終的には、市有住宅になろうかと思うんですけれども、この確認でございます。あわせて家賃についても説明をしてください。

一般的に、この２万数千円を限度とするこの家賃の設定に曽於市の場合はなっておりますが、高岡の場合、これも上高岡であります。高岡の場合に、振興住宅でなくて市有住宅を建設した場合に２万数千円の家賃で入り手がいるのかどうか。そのあたりを含めて、入居者があるであろうということを前提にしての提案であろうかとは思っておりますけれども、その点での確認を含めた質問であります。

以上です。

○市長（五位塚剛）

補正予算の提案の基本的な考え方についてお答えしたいと思います。

まずは、やっぱり当初予算の中に、１年間の事業を考慮して、十分検討して提案をしたいというふうに思っております。大きな事業につきましては、県、国との打ち合わせの中で予算の裏づけがないと提案できません。

今回の場合は、なぜ産地パワーアップ、また６次産業の提案が補正になったかといいますと、これについても、前回も話しましたように、二、三年前から国に対して予算要求といいますか、補助金のお願いをしておりましたけど、なかなか決定が出されませんでした。３月議会以降に内示を受けましたので、このような形での提案になりました。

また、岩川小の測量設計につきましては、当初予算に提案をしたいということで、私たち行政、教育委員会も一体となって、県のほうに無償譲渡の締結を一日も早く

していただきたいということで、ずっと昨年からお願いしてきました。結果的に、岩川高校の中で、過去に化学関係の学科があったということで、土壌汚染の審査をして、問題がないということがはっきりしないと、無償譲渡の締結ができないということで、このための調査が長引きまして、今回、どうしても提案をしないと、基本設計ができないと、事実上の34年度の開校ができないという、もうスケジュールは、もう今回が精いっぱいでありました。そういう関係で提案をいたしました。

また、補正につきましては、当初予算で提案できなかった、また緊急性のあるものについては、当然ながら６月補正、９月補正、場合によっては12月補正で、市民の生活を守るため、また市民の必要なその事業については、当然ながら予算を出してまいりたいというふうに思っております。

以上です。後は、各担当課長から答弁をさせます。

○総務課長（今村浩次）

それでは、私のほうから、委員会説明資料の19ページ、文書の関係についてお答えを申し上げたいと思います。

まず初めに、文書の定義、範囲はということでございます。一般的なところから申し上げますが、一般的な文書の定義につきましては、個人あるいは機関が文字で書き記したものの総称ということであって、発信者と受信者が特定されているものというふうにされております。その発信者と受信者との関係が公的な場合は公文書、私的な場合は私文書というふうにされているところでございます。

なお、本市の文書管理規則というのがございますけれども、これに照らして申し上げたいと思います。文書は、本市の職員が職務上作成し、または取得したものでありまして、種類が幾つかございますが、まず条例規則などの法規文書、告示・公示・公告などの公示文書、訓令等の令達文書、それから通知・照会・回答、これを往復文書、復命あるいは事務引継等の内部文書、あるいは議案、陳情、契約書、請求書等もろもろあるところでございます。

文書の範囲についてでございますが、取得した文書及び図面、それから磁気テープ、磁気ディスクなどのコンピュータによる情報処理に用いられる記憶媒体、これも文書に含まれるところでございますが、一般に市販されております新聞、雑誌、書籍などは除かれるものというふうにされております。

２つ目の質問の保存期間、チェック方法、担当課の課長の、任せているのかというようなところでございます。お答えをいたします。

（「あと廃棄について」と言う者あり）

○総務課長（今村浩次）

廃棄についてですね。文書の保存期間につきましては、先ほど申し上げました市

の文書取扱規則に定められております。文書の内容によりますけれども、永年保存の文書、それから10年保存の文書、５年保存の文書、３年保存の文書、１年保存の文書に大きく分かれるところでございます。

廃棄のチェック方法でございますが、まずそれぞれが、それが末吉で本庁で申し上げますと、３段キャビネットがございますが、上の２段のほうに現年度分が、今で言えば30年度分、下の１段に29年度分があります。28年度分につきましては、それぞれ先ほど申し上げました３年保存、５年保存、10年保存とございますので、廃棄する日を記入いたしまして、それを書庫のほうに保管をすると。その保管している文書箱の中が同じ保存期限でございますが、その保存期限が到来いたしますと、システムより打ち出しましたリストをもとに、各課長・局長の責任のもと、原則として各課・局に文書主任というのを置いておりますが、ほとんどが課長補佐が担当しておりますが、この責任のもとに廃棄手続をしているところでございます。

その廃棄につきましては、先ほど申し上げました保存文書の３年が経過したとき、５年保存の５年が経過したとき、10年保存の10年が経過したときに、それを廃棄する手続を行うところでございます。

その廃棄の方法でございますが、29年度、今回お願いしているのは、30年度から新しい方法でというふうに考えておりますが、29年度までを御説明申し上げますと、これは、最終的にはクリーンセンターに持っていって焼却処分するわけでございますが、クリーンセンターもなかなかこれ全部で十数トン、廃棄文書が１年間に出てまいります。紙だけで。それを一気に焼却いたしますと、その炉の関係がございますので、指定をいたしまして、生ごみが出る日にあわせまして、各課ごとに日を指定いたしまして、クリーンセンターに運んで処分をするというような形をとっていたところでございますが、今回、30年度の予算を計上をお願いしていますこの件につきましては、御存じのとおりクリーンセンターが、ことしの５月から修繕に入って１炉になりましたので、30年度からは、これをクリーンセンターで焼却するのではなくて、業者のほうに委託をして処分をしたいというところで、今回予算計上をお願いしたところでございます。

それから、三役のチェック等はという話もあったかと思いますけれども、これは、その年限が来たときに機械的に廃棄しておりますので、その内容につきまして、三役等がそれを確認することはしておりません。

以上でございます。

○市長（五位塚剛）

先ほどの質問の中で答弁漏れがありました。市が、補助のあり方の問題で質問がありましたけど、昨年は森林組合に、おが粉製造工場をつくっていただきました。

それに対して市のほうも支援をいたしました。これについては、やはり農家の畜産農家の方々から、のこくず、おが粉を加工するのが非常に厳しいという状況がありまして、その要望を受けて、私たちはどうすべきかという議論をいたしまして、やっぱり最終的には、公共的な森林組合のほうに、このおが粉製造加工場をつくってもらったほうがいいだろうということでお願いをいたしました。

森林組合としても、とてもじゃないけど、森林組合だけの予算では難しいということで、国の補助事業をいただきましたけれども、どうしても森林も補助対象外というのがいろいろありましたので、その支援をしていただきたいという要請がありまして、十分詰めた中で、市も一定の支援をしましょうということでやりました。

この間、民間のお茶工場の方々もＦＡ工場をつくりましたけど、民間の方については、なるべく国の補助事業を受けてもらってトンネル的なものがありました。また平成25年度に大隅の南校区にＪＡが冷蔵庫施設をつくりました。これも国のトンネル事業でありましたけど、残念ながら県は、補助金、補助事業支援をもらえませんでしたけど、市は補助対象外ということで1,500万円支援をした経過があります。基本的には、市の考え方というのは、公共的に、やっぱり市民農家が全体的に供用ができるものについては、一遍十分検討して、一定枠は支援をしたいというふうに思っております。

残念ながら個人については、いろいろ補助事業のあり方についての一生懸命支援をいたします。また、小さなものは、この前も話しましたように、それなりのことを対象でしております。

以上です。

○農林振興課長（竹田正博）

私のほうからは、まず、産地パワーアップ事業につきまして、この産地パワーアップ事業、いつから始まったのかということでございました。これに関しましては、ＴＰＰ関連政策大綱によりまして、平成27年からこの事業は始まっているものと理解しております。

この対象事業となるものについてですが、高収益な作物の体系へ転換を図る取り組みということになっております。それにかかわる、いわゆる施設整備であったり、機械整備ということになるということでございます。

それから、総合振興計画には、計画に31年度で計画しておりましたけれども、今回、30年度に前倒しという形で変更させていただいているところです。

それから、代表者名につきましては……。

（「前例があるのかということです。前例。その前例があるのか」と言う者あり）

○農林振興課長（竹田正博）

産地パワーアップ事業については、前に取り組んだ経緯もございます。それから……。

（「前だったら、前のを言ってください」と言う者あり）

○農林振興課長（竹田正博）

済みません。今ちょっと資料を持ち合わせておりません。

それから、たからべ製茶さんについてでございます。今、代表が堤利文さんという方でございまして、５戸の農家でこれを構成されているところでございます。

それから、取扱量でございます。今、この５つの方々で37.1haございますが、これを目標として、48haまで目標等を掲げておられます。

それから、目標額でございます。目標額と販売でございますけれども、この施設につきましては、全て契約栽培のティーバッグにするプラントということになっておりまして、この目標額、それから販売額等については、この計画の中にはうたっていないところでございます。

それから、販売先につきましては、契約でございますので、伊藤園さんとの全面契約ということになるということでございます。

それから、補助残の借り入れの関係でございますが、これにつきましては、計画書の段階で借り入れのその審査もされたということでございますが、今ちょっと手元に資料がございませんので、後ほど答弁したいと思っております。

それから、年度内に、30年内に終了するのかということでございますが、30年内に終了をする予定でございます。

それから、市内のお茶農家の現状はということでございますが、29年産におきましては、平均でしますと、キロ当たり906円ということになっております。今年度、30年産の一般の荒茶生産につきましては、非常に今、昨年と同じように非常に厳しい現状であるというふうに認識しているところでございます。

それから、６次産業化支援事業でございますが、これにつきましても、総合振興計画に掲載されているかということでございますが、これにつきましても、総合振興計画、31年度に計画しておりました。この分を前倒しということで変更しております。

それから、千里食品さんの概要でございますが、末吉町の岩崎2855―６、設立が25年の８月１日でございまして、代表者が勝目千里さん、それから従業員数が３名ということになっております。

それから、次の大川原峡ですかね。

（「業務の内容とか」と言う者あり）

○農林振興課長（竹田正博）

業務の内容は、青汁の加工をするということで、ケール、それからアシタバ、それを加工して、青汁を精製して出荷するという計画でございます。

それから、大川原峡の事業の内容でございます。大川原峡の管理費につきましてですが、今年度から財部北地区の公民館へ指定管理しておるわけですけれども、４月の下旬に、指定管理者の方々と打ち合わせをさせていただきました。その中で希望として、今後、もくもく館のところで食事の販売を手がけていきたいということで、御希望を伺ったところであります。

その中で、現況、ついておりますエアコンが、平成22年災のときに室外機が水没した関係で、冷房が全然きかないという状況がわかりました。そういったことで、現況のエアコンを夏の繁忙期に向けて取りかえをしたいということと、あと、どうしても食事提供ということで、冷蔵庫が大きいのがなかったものですから、備品として冷蔵庫、それから木製のトレイを、大きなやつを杉の木でつくれないかということで、これを委託料として組んでいるところでございます。

あと、市内の方から、ヤギを無償提供したいということがありまして、これをミニ動物園のはしりとして、ヤギのいわゆる柵をつくりたいということで、原材料費として計上しているところでございます。

それから、39ページの大鳥峡の管理費でございます。これにつきましては、一番奥のほうにあります、ふれあい広場というのがございます。これにつきましては、地元の岩元自治会のほうに管理をお願いをしているところでございますが、ここのトイレの内壁が、シロアリによる食害が発生をいたしました。現地を見ましたところ、やはり早く取りかえたほうがいいだろうというようなことがありましたので、今回、このトイレのシロアリの被害の修繕を行いたいということで計上させていただいているところでございます。

以上です。

○耕地課長（小松勇二）

それでは、私のほうからは、40ページでございます。市単独土地改良事業費の補正についてでございますが、この内容につきましては、鶴路地区の崩落をしました縦排水路の復旧工事を実施するに当たりまして、山腹ののり面の雑木等を伐採したところ、地山が軟弱なシラス土壌であったことから、山腹ののり面を保護しまして、再度の崩落を防止するためにモルタル吹きつけを行うものでございます。

それから、国の災害にかからない災害等につきましては、例えば、農道、排水路の崩土なり、それから倒木等がございますが、これにつきましては、建設業組合のほうに年度当初、委託をしております。そして随時応急作業で対応しているところでございます。

それから、農地の10万円以上40万円未満の、この国の災害にかからない分ですが、これにつきましては、市の単独の災害復旧事業で対応をしているところでございます。

それと、工事で金額がかなり大きな災害の箇所がございますが、長年、経年劣化で何年かたってからわかったようなものでございますが、そういうものにつきましては、国の災害にかかりませんので、緊急性とか、それから必要性を考慮しまして、随時、市の単独事業のほうで対応しているところでございます。

以上です。

（「積み残しがあるのかという質問」と言う者あり）

○耕地課長（小松勇二）

積み残しというか、その国の災害にかからない分につきましては、実際まだ数件あるところでございます。

○大隅支所産業振興課長（冨吉浩幸）

それでは、お答えします。

議案第46号の42ページの補正予算で提案した理由、事業の内容、事業の全体計画とその内容等について、御説明いたします。

補正予算で提案した理由でございますが、曽於市と霧島市の市境変更の議案が、６月の県議会で提出されることに伴い、補正予算に提案するものであります。

事業の内容につきましては、立馬地区の区画整理に伴うもので、事業実施面積が11.5ha、事業費が２億3,430万円、受益戸数が34戸となっており、国の負担が55％、県の負担が15％、地元の負担が30％であります。

事業全体の計画でありますが、区画整理が8.4ha、道路工2,325ｍ、用水路工3,297ｍ、排水路工2,810ｍとなっております。それで、後は、来年の３月までに換地処分の登記まで終わる予定となっております。

それから、事業は、補助事業のほうは終わったんですが、どうしても圃場整備ということで、１年から２年ぐらい様子を見ないと、排水が悪かったり、それから減ったりということで、補完工ということで、ことしも500万円程度、予算を計上しております。

以上です。

○建設課長（新澤津順郎）

それでは、44ページの市道整備事業等についての事業の組み替えた理由、または事業の内容等について、お答えいたしたいと思います。

この社会資本整備総合交付金事業につきましては、国からの平成30年度予算割り当ての内示の変更によるものでございます。

本事業をこれまで実施しておりました舗装修繕が、本年度から国の補助事業の対象外とされたことが主な理由で、予算割り当てがなくなったということになります。この事業で計画しておりました４路線のうち、緊急性のある２路線、末吉の緩毛原・七村線、それから財部の日光神線については、起債事業等に変更をして対応しているところでございます。残りの２路線、末吉の川内・高松線、それから大隅の二重堀・川路山線につきましては、次年度以降への先送りということで計画したところでございます。

また、改良工事として計画しております２路線、大隅の河原・飛佐線については、国が重要路線と位置づけたために、国からの予算の割り当てが増額されたところで、もう１路線の大隅の笠木・かんじん松線については、国からの予算が減額割り当てとされたところでございます。

それから、45ページの橋梁長寿命化修繕事業でございますが、これにつきましても、社会資本整備総合交付金事業の防災安全交付金が、平成30年度の国の予算割り当てが変更されたものによるものでございます。

この補正につきましては、昨年度、作成をしておりました橋梁長寿命化修繕計画において、今回、現地調査をし、見直したところでございますが、この長寿命化計画は、平成30年度予算の対象とすることが国の方針でありますので、国の方針でこの31年度予算の31年度から対象となるということでございますので、今回の大隅の坂元馬庭橋については、対象外とされたところでございます。かわりまして、その間に、今まで修繕計画に入っておりました財部の堂之渡橋を対象とするということで割り当てが来たところでございますので、その処理を行ったところでございます。

それから、46ページ、47ページについての住宅建設及び地域振興住宅建設事業についてお答えいたしたいと思います。

議員のおっしゃったとおりでございますが、地域振興住宅については、本年度ここを建設する計画で予算化をしておりましたが、うち１戸を平成28年で火災焼失した市営住宅高岡団地について、今回計画しておりましたが、入居者の募集をしたところでございますが、しかしながら、今回、入居者募集に対しまして、高岡地域からの申し込みがなかったところでございます。

このために、この地域振興住宅から市有住宅に変更をして、住宅１戸を約90ｍ^{2}になるわけでございますが、建設をするために住宅建設費への補正をお願いするものであります。つきましては、委託料、工事請負費、補償補塡及び賠償金等の増額補正をお願いするものであります。

また、それに対しまして、地域振興住宅建設事業につきましては、この１戸の減になるために、委託料及び工事請負費、負担金補助及び交付金、それから補償補塡

並びに賠償金の減額補正をお願いするものであります。

また、家賃設定につきましては、地域振興住宅が２万1,000円で設定されておりますが、まだこの住宅についての家賃は設定していないところでございます。他の市有住宅との公平性を考慮しながら、慎重に検討し、設定したいと思っているところでございます。

（「床面積は同じですか」と言う者あり）

○建設課長（新澤津順郎）

床面積は、90ｍ^{2}で同じでございます。

○１９番（徳峰一成議員）

２回目の質問に入ります。１回目は、冒頭でこの補正予算を組むに当たっての市の基本的な考え方についてお聞きいたしましたけれども、市長答弁にありましたこの３つの産地パワーアップを含めた事業の流れ、経過については、理解いたしております。前もって課長等からお聞きいたしましてですね。

私の質問の含意というか、中心は、今回のこの補正予算５億5,045万円の中で――今回のこの５億7,668万円の中で、この３つのいわゆる大きな事業が５億5,045万円、つまり全体の95％を占めると。荒っぽい単純な言い方をしますと、今回の補正は、この３つの大きな事業のための補正予算ではないかと。この財源を見る限りですね。そうでいいのかどうかと。やはり年に３回しかない、特に頭の６月議会の定例議会でありますので、この地域経済とか、あるいは市民のこの経営を初めとした今の暮らしの実態も見ながら、特に建設課あるいは耕地課サイドについては、一定額の事業の前倒し、あるいは追加措置を含めての、この一般財源を一定額を投入した予算の立て方がいいのじゃないかと。それがまた財政上、曽於市の場合は一定可能じゃないかといった問題提起を含めた質問でありました。

ただいま１回目の課長の答弁にありましたけれども、例えば、耕地課関係でも、この事業の積み残しが３件ほど残っている。あるいはただいまの建設課長の説明がありましたけれども、この事業の中で、本年度からこの舗装関係の修繕が対象外ということで、一つは１億円の予算減額となっています。

ですから、先送りとなっておりますが、これについても、地元のこの切実なやはり問題でありますので、事業でありますので、一定額を市が、この一般財源を上乗せする形の措置はとれなかったのかという一例でありますけれども、こうしたことを含めての問題提起であり、冒頭の質問でありました。今後に生かす上でも、市長の考え方をお聞かせいただきたいと考えております。

次に、具体的な質問に入ります。課長、産地パワーアップについては、資料準備できましたか。はい。先ほど漏れた分を含めて、これまでの前例を含めて、あるい

は特に大きな事業でありますので、やはり市として、担当課として、特にどういった点にこの注意を払いながら対応したいということを含めて、答弁をしてください。

それから、この市内のお茶農家の現状ですね。もう細かくはお聞きいたしませんけれども、こうした大きな補助を受けた事業が行われることによって、ほかの市内の同業者には、この影響、支障はないのかどうか。いうことを含めて、現状について、あるいはそれらに対しての市の対応は、もう何もしなくていいのかどうか。補助を受けられる農家はこれでありがたいんですけれども、補助を受けないまま何とかこのやっていきたいという農家はいっぱいあります。そういった点、農家に対しては、全くこの手だてはしなくていいのかどうか、あるいは検討の余地はないのかどうかですね。

例えば、昨年、一昨年だったですか、末吉の早馬の渡辺組系のお茶施設関係ができたときも、あるかなり大きな業者の方でありますけれども、お茶栽培、私のところに飛んで来られました。飛んで来られました。私たちに影響はないのかどうかということですね。やはりそういった心配点はあろうかと思いますので、そのあたりの目配りも大事じゃないかと思っておりますので、お答え願いたいと考えております。

次に、この６次産業については、見守ってまいりたいと考えております。

この道路関係については、先ほど申し上げましたけれども、なるだけせっかくの当初予算での予算計上でありますので、これは組み替えだけに終わらせることなく、やはり予算計上をしたところは、なるだけこの先送りさせないようなあり方が大事じゃないかと思っておりますが、この点で、市長には先ほどの大きな観点からの答弁をいただきたいんですが、担当課として、そのあたりについての対応についても、これは大事な点でありますので。担当課としては一生懸命仕事をされていると。国の事情等でやむなく組み替えを行ったと。私は、もうこれでいいのかという問題提起を含めた質問なんですよ。ですから、今後のこともありますので、一応考えていただきたい点ではないかということでの質問でありました。建設課長、何か答弁があったらお聞かせください。

以上です。

○市長（五位塚剛）

補正予算のあり方でございますが、私たちも当初予算を組む中で、いろいろな各課からの要望があります。なるべく事業をする場合は、補助事業を取り入れられるものについては、やはりその補助事業をもらったほうが、非常に市としてはありがたいですので、それを前提として一生懸命予算編成をいたします。

全体的にどうしても先送りをしたものの中で、これは、どうしても６月補正、

９月補正で、やはり住民サービスを守る上で大事だと思った点については、積極的に今後も補正でお願いをしたいというふうに思います。市単独だけでやる事業については、いろいろほかの事業との問題もありますので、その効果を見ながら提案をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○農林振興課長（竹田正博）

お答え申し上げます。

私のほうからは、先ほど答弁漏れがありました分をまず最初に、産地パワーアップ事業の今までの取り組みでございます。平成29年に、ごぼうの集出荷の関係で、冷蔵庫の導入を２件しております。1,800万円でございます。

それから、もう一つが、補助残の借り入れ４億3,680万円ほどですが、これにつきましては、農業経営基盤強化資金、いわゆるスーパーＬ資金という資金ですけれども、これが25年の償還で10年据え置きということになっておりますが、金利が0.2から0.3％ということで、法人におきましては、10億円が限度ということで、これにつきましては、その金融機関が融資を決定しているということでございますので、事業計画に沿った形で借り入れができるものと思っております。

それから、産地パワーアップ事業の、注意して実行するものはということでございます。国庫事業につきましては、毎年７月から８月にかけまして、県のほうに、次年度、いわゆる翌年度の事業計画を各市町に出します。その中でＪＡさんであったり、こういった各法人であったり個人であったり、希望を上げられてこられます。その間に上がってきたものについて、翌年度、こういった希望がありますということで、県のほうと協議をいたします。

そして、県のほうが導入が早くできそうなもの、そして、資金の計画とかいろんなものもありますが、そういったものについては、計画協議を行ってまいります。その中で資金の面であったり、そういった規模の面であったりということで協議を重ねていくわけでありまして、その時点で、総合振興計画にも次年度の計画という形で上げていっているところでございます。

それから、お茶の農家の現状について、ほかの同業者に影響はないかということでございます。財部地区のお茶の形態につきましては、ほとんどが契約栽培という形になっておられます。旧末吉、旧大隅の体系につきましては、荒茶の市場出荷、あるいは個人で有機栽培をされる方もいらっしゃいますし、そういったいわゆる差別化商品をつくられて出荷される方もいらっしゃいます。

せんだって、整備しましたメルヘン農園の工場につきましても、これも伊藤園さんとの契約の100％契約ということになっておりまして、今回、整備を予定されて

おります、たからべ製茶株式会社におきましても、100％がそういった体系ということで、販売体系は全く違う体系でございまして、ほかのお茶の農家の方の事業の導入に関しましては、それぞれ活動火山の周辺整備事業で、摘採機能付き洗浄機であったりとか、そういったものの希望も上げてこられておられますので、随時、導入していただいているというような状況でございます。

危機感と申しますか、価格的には危機感を持っているわけですけれども、そういったお茶の事業者の方から、今回のこの整備について危機感を持っているということについては、私どものほうには届いていない状況でございます。

以上です。

○建設課長（新澤津順郎）

それでは、お答えいたします。

市長の答弁のとおりでございますが、今回のこの先送りした２路線につきましては、現地調査をして、先送りが可能ではないかということで判断をしたところでございます。

国の割り当ての残といいますか、減につきましては、これまでも起債事業でいろいろと対応してきた経緯があるところでございます。議員の言われたように、できるだけ早い対応ができるように今後も努力してまいりたいと思います。

○１９番（徳峰一成議員）

先ほど、１点だけ言い忘れましたので、この高岡のこの市有住宅については、家賃は振興住宅なり、２万1,000円当たりを考えているということでありましたけれども、これは十分考えて一応設定をすべきじゃないかと思っております。

振興住宅でも、この申し込みが、課長、なかったわけですよね。あの地域ですね。また、今あるこの振興住宅を含めて空き部屋がありますよね。幾ら新しい住宅でも、あの地域、２万1,000円で入居者がおったらいいんですけれども、もし万が一、せっかく作ったのにやはりいないちなると、これは五位塚市政に対しても批判が恐らく出るだろうしですね。

ですから、十分このあたりは地域性を考えて、特にあそこの高岡地域は大変難しい地域であります。私はよく知っておりますけれども、もう課長も出身地でありますのでよく御存じだと思うんですね。ですから十分留意して、とにかく建設したからには、入居していただくということを大前提に家賃設定はすべきじゃないでしょうか。一応、もう答弁はよろしいですので、考えてください。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

次に、今鶴治信議員の発言を許可します。

○８番（今鶴治信議員）

大体、徳峰議員が先に質問をされましたので、重複するところは割愛させていただきたいと思います。

34ページの農業農村活性化推進施設等整備事業補助金について、伺います。

今回、お茶と大隅ごぼう機械利用組合が上げていらっしゃるんですけど、大隅ごぼう機械利用組合でどのぐらいの面積をつくられているのか。何人ぐらいいらっしゃるのか、伺います。

それと、この事業は、こういう機械導入に対する助成、３分の１の助成でございますが、ほかにも、どういうものに対しての利用ができるのと、適用条件とかがあったら、お示しください。

それと、次の産地パワーアップ事業は、もう徳峰議員が詳しく聞かれたんですが、１点だけ。５戸の農家の方々で37.1haが現状である。将来的は48haを目指したいということで、ティーバッグを製造されるということでございますが、全てをこれをティーバッグに加工されるのか。それと、近隣の農家の方々の茶葉も購入されて、そういうのも利用される計画はあるのかを伺います。

それと、通告に出していなかったんですけど、耕地課関係の41ページの多面的機能支払交付金の返還金が出ているんですけど、どういった事情で返還があったのか、伺います。

そして、先ほど、何度も聞かれたんですけど、私の地元でございますので、46ページの市有高岡団地ですけれども、火災の後に90ｍ^{2}の市有住宅を建設されるということで、今回、この予算が認められれば、いつごろ造成されて、完成はいつごろになるかを伺います。

以上、お願いします。

○農林振興課長（竹田正博）

お答え申し上げます。

まず、34ページの大隅ごぼう機械利用組合についてでございます。

この組合につきましては、今回、事業導入に際して設立した任意組合でございまして、株式会社ファーム曽於、それから株式会社岩永農園、それから米倉明彦氏、この２法人と１個人の３名でございまして、導入されるのが、ロータリートレンチャーと２畦マルチを２台ずつということになります。

面積的なものでございますが、現在、面積は12haございますけれども、将来的には、24haを計画をされているところでございます。

あと、この事業につきましては、こういったいわゆる機械導入でございますと、アタッチの機械でありますとか、そういったものは対象になっているところでござ

います。助成は３分の１ということでございます。

それから、産地パワーアップ事業についてでございますが、この５戸の農家で48haを目指すということでございます。全て加工するのかということでございますが、今の計画では100％、伊藤園さんとの契約ということになっているようであります。したがいまして、面積もこれからふやしていかれます。37.1haを48haという計画がございますので、恐らく系列の契約農家、そういった部分も含めて契約栽培のそのティーバッグ用のお茶の生産という形になるということで、計画を聞いております。

以上です。

○耕地課長（小松勇二）

それでは、多面的機能支払交付金事業について、御説明申し上げます。

事業の内容につきましては、国の補助金が50％、それから県が25％、市が25％ということで、この交付金を活用しまして、現在、曽於市内で42の活動組織がございますが、その組織の方々が、農地、水路、農道等の維持管理、もしくは長寿命化機能向上を図っていただいている事業でございます。

今回の補正の内容につきましては、高松地区の活動体の受益面積の中の2.8haが、補助対象から外れましたので、それについてちょっと遡及して補助金を返還するものでございます。理由につきましては、その2.8haが農振農用地から外れたということでございます。

以上です。

○建設課長（新澤津順郎）

それでは、お答えいたします。

これからの進捗についてということでございますが、この地域振興住宅と同じタイプを、この火災で焼失しました宅地に建設する場合に、敷地面積が狭く建設できない状況でありますので、敷地造成が必要となります。

担当者において測量設計をし、それから測量、敷地造成、それから住宅建設に着手するということになりますので、他の地域振興住宅より、少し工程がおくれるということが予想されます。しかしながら、年度末までの完成を計画しておりますので、それを目標に努力していきたいと思っているところでございます。

○８番（今鶴治信議員）

大体説明でわかりました。もう一点だけ通告を出しておりませんでしたけど、６次産業化支援の36ページですね。今回、青汁加工ということで、ケールとアシタバの加工をする施設をつくられるということでございますが、千里食品さんは、大麦若葉もつくられているんだけど、大麦若葉は、もうここでは加工できないのか、

伺います。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

一応事業計画の中には、ケールとアシタバというふうになっておりまして、大麦若葉も加工はできるというふうには聞いております。

○議長（原田賢一郎）

以上で、通告による質疑は終わりました。ほかに質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第46号は、配付いたしております議案付託表のとおり各常任委員会に付託いたします。

――――――・――・――――――

日程第９　議案第47号　平成30年度曽於市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第９、議案第47号、平成30年度曽於市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第47号は、配付いたしております議案付託表のとおり文教厚生常任委員会に付託いたします。

――――――・――・――――――

日程第10　議案第50号　平成30年度曽於市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）について

日程第11　議案第51号　平成30年度曽於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第１号）について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第10……。

（「議長、まだやるんですか。通告用紙出しているんです。これは」と言う者あり）

（何ごとか言う者あり）

○議長（原田賢一郎）

あと30分ぐらいだったら済むんじゃないですかね。

（「やろうか」と言う者あり）

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第10、議案第50号、平成30年度曽於市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）について及び日程第11、議案第51号、平成30年度曽於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第１号）についてまでの２件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可いたします。

○１９番（徳峰一成議員）

まず、公共下水道について質問を１点いたします。

17ページでございますけれども、180万6,000円の修繕料が計上されております。この内容について説明してください。

この公共下水道は、運用開始後、これまで何年たっているでしょうか。ほかの施設、この下水道関連ですね。あるいは希望等で、ほかに修繕が心配される箇所はないのかどうか、報告してください。

これらには、収支計画には、修繕関係は計上されていないと思うんですが、その関連性についても報告してください。

そして、基本的には、この修繕関係は、全て例外なく補助はなくて、一般財源のもちろん今回もそうでありますが、持ち出しになると思うんですが、そのように理解していいのかどうか。以上の質問でございます。

次に、生活排水について質問をいたします。

21ページのこの577万7,000円が減額となっております。国庫補助金が減額となっております。当初予算に比べて全体のこれは減額額は、率にして37％と大変大きな減額でございますが、この理由について説明してください。

あわせて、一方で、この当初予算との関連で質問をいたしますが、この当初予算では、この生活排水は総体として何基分が一応予算化されていたのか。今回のこの減額によりまして、何基となるのかを含めて説明してください。

一方で、あわせて平成29年度、28年度の生活排水の実績、何基設置されたのかも報告してください。

以上です。

○水道課長（徳元一浩）

議案50号の水道下水道事業の事業費の内容について、ページ17ページですが、お答えいたします。

何年たっているかということでございますが、まず今回提案させていただいた部分に関しましては、本年３月に下水道浄化センターのシステム制御の無停電電源装置でございまして、経年劣化等の原因で故障しております。その修繕に伴うものでございまして、無停電電源装置は、急な停電時にそのシステムがとまらないようのためのものでありまして、今の時期ですけど、これから大雨、台風等の災害の多い時期となりまして、停電の可能性が高まるため、今回補正をお願いしたものでございます。

年数でございますが、これは平成15年の供用開始から今まで修繕は、この設備装置にはなかったものでございます。途中、延命ということでバッテリーの交換を、平成25年ですかね、に１回だけ行っているだけでございまして、今回は本体のもう修繕でございます。

今後の修繕についてなんですが、一応全部施設が機械でありまして、延命をするように処置はしていますけど、その修繕計画というところまでは、今、考えていないところでございます。

あと、修繕については、ほとんどがもう一般会計になりますので、特別会計のほうのこの……。

（「修繕については、ほとんどですか、全額ですか」と言う者あり）

○水道課長（徳元一浩）

全額修繕は。

（「本会議だから、もうそこは」と言う者あり）

○水道課長（徳元一浩）

全額修繕については、一般会計のほうになります。

（「供用開始後、何年ですか」と言う者あり）

○水道課長（徳元一浩）

今、平成15年からですので、ことしで15年目になるところでございます。

以上でございます。

○財部支所長兼地域振興課長（吉野　実）

それでは、議案第51号の577万7,000円の減について、御説明を申し上げます。

この金額につきましては、国庫支出金の浄化槽市町村整備推進事業費補助金につきましては、平成30年度の交付決定により減額するものでございます。なお、この補助金は、平成27年度から平成31年度の５カ年で交付されるもので、その年度間におきましては、市町村の実績等に応じて交付額が決定されるものでございます。

なお、御質問のありました本年度当初予算は、50基を想定しておりまして、この補正後も50基を予定しているところでございます。なお、平成28年度設置数は43基、

平成29年度が31基、設置したところでございます。

以上です。

○１９番（徳峰一成議員）

まず、公共下水道について、質問をいたします。

課長答弁にありますように、平成15年運用開始でありますので、ちょうど15年たっていますね。公共下水道の場合、大体経験的にも何年たったら、この修繕が出てくるかというのは、当然一応検討はしていると思います。どのようにこの修繕については考えておりますか。

なぜかといいますと、この種の事業、公共下水道でありますので、やはりこの耐用年数というか、これが意外と短いと思うんですね。実際、だから課長答弁にありますように、これまでも部分的には一応修繕をしてきたけれども、今回は本体の修繕ですよね。また当初予算にも計上されております。これが今後のこの収支計画には、まだゼロ計上じゃないですか。ゼロ計上ですね。収支計画というのは、この１年、２年じゃないですよ。３年後、５年後も修繕がゼロ計上ですよ。基本的にはですね。そのように理解いたしております。

ですから、当然、この予想されることを含めて、収支計画に入れなけりゃいけないんじゃないですか。全額一般財源ですよ。この一般財源も国の交付税措置はないでしょう、下水道については。ないと理解いたしております。

ですから、もろもろの観点から見て軽く見ちゃいけないと思うんですよ、今後の下水道については。余りにもこの事業が金額が今後大きく膨らむ心配もありますので、その点で、やはり調査と検討、必要ならば収支計画に入れ込むというか、いう対応が大事じゃないかと思っておりますので、その観点からの答弁をしてください。

次に、生活排水について、ただいま課長答弁にありましたように、国庫補助金は、過去の５年計画でありますけれども、事業を鑑みて実績等に応じての交付でしょう。ですね。ですから、この実績が、今、課長答弁にもありましたように、28年度が43基、29年度、昨年度は31基です。それを今回も50基で、この50基をやはりやっていきたいということで、この国庫補助金のカットにかわる下水道事業債の計上を、課長、一方で一応出していますよね。

私が申し上げたいのは、やはりこの市民の方々が大いに利用されたら、どんどんそれを満額、予算計上して対応したらいいと思うんですよ。ただ、過去の28年度、29年度だけでなくて、流れから見て、本当に45基、50基、大丈夫ですか。大丈夫だったら今回のような補正予算は、私は大事だと思うんですよ。必要です。そうでなかったら、やはり実態に即した予算措置が大事じゃないかと思うんですね。

そのあたりを含めて、やはり今回はもうともかくとして、今後のあり方について

は、大体おおむね実績に照らした予算計上はできますので、可能でありますので、一応対応をすべきじゃないかと。そのことでなくて、今までどおり満額、50基の予算計上をすることで何かプラス面があるんでしょうか。財政的に。プラス面があったら、またその点も考えなけりゃいけないんですけれども、もしなかったら、やはり実績に応じた予算の対応が必要じゃないかと思っております。基本的には、予算の組み方としては。そのことを含めて答弁をしてください。

以上です。

○水道課長（徳元一浩）

今、質問がありました施設のその耐用年数でございますが、いろいろな設備がございまして、耐用年数にかなりのばらつきがございます。

議員の言われるとおり、その修繕計画を立てることがもう当然なんですが、今現在のところはございませんので、延命措置をしながら持っていきますけど、修繕計画を今後つくるように計画いたしますので、よろしくお願いいたします。

○財部支所長兼地域振興課長（吉野　実）

この国庫補助金の根拠でございますが、補助金の決定額につきましては、実績ではなくて、国の枠組みの中で決定されておりまして、具体的な根拠につきましては、示されていないというふうに聞いております。

それから、今後の50基の計画でございますが、先ほど議員から申されたとおり、過去一番多いときで、平成24年度が57基、平成25年度が59基というときもありましたが、今、言われたとおり、年々50基を下回っているという状況でございます。

そんなことにおきまして、今後、担当係長と協議して、来年以降につきましては、この計画基数を変更していきたいというふうに検討したいと思っております。

（何ごとか言う者あり）

○財部支所長兼地域振興課長（吉野　実）

はい。

（「不利益が伴わないように、それが大前提です」と言う者あり）

○財部支所長兼地域振興課長（吉野　実）

今後、来年度以降、計画を変更したいと思っております。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案２件は、配付いたしております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

――――――・――・――――――

日程第12　議案第54号　財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車）

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第12、議案第54号、財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第12、議案第54号、財産の取得について説明をいたします。

曽於市消防団大隅方面隊麓分団に配置している平成９年購入の水槽付消防ポンプ自動車を更新するため、平成30年６月７日の指名競争入札の結果、11日に売買の仮契約が成立いたしましたので、地方自治法第96条第１項第８号及び曽於市議会の議決を付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、本案を提出するものであります。

仮契約の相手方は、鹿児島県鹿児島市南林寺町16番６号で、株式会社鹿児島消防防災、代表取締役森利隆氏で、契約金額は3,456万円であります。

なお、財産の取得について、参考資料として、物品売買仮契約書、入札執行結果表、指名業者名及び選定理由書、水槽付消防ポンプの自動車の主要諸元表を添付しておりますので、御参照ください。

以上であります。

○議長（原田賢一郎）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○１９番（徳峰一成議員）

詳しくは、総務委員会で審議されると思いますので、基本的だけ、数項目、質問いたします。

第１点は、この提案が、この当初ではなくて６月補正でおくれた。特に６月の中でも、この途中で、本日急遽提案がおくれてされた理由について、報告してください。

２点目、現在、使っているポンプ自動車については、どれぐらい使っていて、もう非常にもう使うことが厳しくなったのか、説明してください。

そして、今回のこの消防ポンプ等は、基本的な性能等を含めて、同じであるのかどうか。その点でございます。

次に、３つ目の質問、入札参加者について、入札状況を含めて詳しく説明してく

ださい。

そして、予定価格は、幾らであったのかの説明もしてください。

今回、落札した株式会社鹿児島消防防災は、たしか以前も落札しておりますけれども、本市への実績等、アフターサービスを含めて、全く支障がないのかどうか。このことも説明、答弁してください。

以上です。

○市長（五位塚剛）

この提案は、当初予算で予算をいただきまして、その予算のもとに、今回早目の入札をした結果で、一番近い、今６月議会で提案するものであります。

あと、また添付資料も、落札価格を含めたのがついておりますので、参照を見ていただきたいと思います。

あと、細かいことについては、総務課長のほうで答弁をさせます。

○大隅支所長兼地域振興課長（濱田政継）

お答え申し上げます。

どれくらいの年数がたっているかというようなことでございますが、平成９年に更新しまして、それから21年経過しております。

それと、性能でございますが、今回、水槽付自動車でありますが、今回の導入予定の高圧二段バランスタービンポンプＡ１級、消防車専用部品を部材を採用したＰＰ製の水槽、それと、泡消火器装置自動混合システム等を新たに採用したところでございます。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

よろしいですか。

（「いや、まだ質問、予定価格とか」と言う者あり）

○財政課長（上鶴明人）

それでは、議員から説明のありました入札参加者等について、御説明を申し上げます。

参考資料のほうでお配りしました５ページのほうを開いていただければと思います。こちらのほうに、入札執行結果表が出ております。今回、鹿児島県内の自治体において、消防自動車の納入実績のある６者を指名して入札を実施しました。

予定価格のほうが、上のほうにございますが、3,628万8,000円でございました。アフター等につきましては、今現在納車をしておりますけれども、そういうことでいろいろ問題があったということは聞いておりません。

実績等についてですけれども、平成28年度から申しますと、恒吉分団の消防ポン

プ自動車、それから神牟礼分団の小型動力ポンプ、それから同じく28年度ですが、岩南分団の小型ポンプ積載車、それから財部北分団の小型ポンプ積載車等を納入しておるところでございます。

以上です。

○１９番（徳峰一成議員）

ほかのも、さまざまもろもろの入札と違って、近年、この種の自動車は、消防関係の全部、市外の業者が一応参加されて、そして落札して行っております。これまでのようなやり方、今後ももうせざるを得ないのかどうか。そのあたりは協議されていないでしょうか。宮崎県内を含めて、南九州を含めて、もっと広げることを含めて、支障がなかったら、そのあたりを含めてやってもおかしくはないんじゃないかと思うんですが、事情はどうなんでしょうか。どなたか答弁してください。

○市長（五位塚剛）

以前、市内の業者も参加をいたしましたけど、結果的には大変苦労されたようでございます。消防車、消防ポンプ車というのは非常に特殊な車でありまして、これを車を改造をしていかなきゃなりませんので、どこでもできるというものではありません。

都城を含めた、に会社もありませんし、ただ大きな宮崎県側のこういうポンプ車を受ける会社があると思いますけど、残念ながら私たちの曽於市のほうには、多分入札の指名願は出していないんじゃないかなと思っております。

今後、そういう都城の地域を含めたこういう事業ができるところがあれば、入札指名を出してもらえば、資格はあるというふうに思っております。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

○１２番（山田義盛議員）

１点だけ、質問をさせていただきます。

売買契約書の中に瑕疵担保の関係が入っていますが、当然、民法上で瑕疵担保の期間がわかっていると思うんですけど、何年ぐらいを瑕疵担保期間と考えていますか。教えてください。

○大隅支所長兼地域振興課長（濱田政継）

瑕疵担保については、12カ月を考えております。

○１２番（山田義盛議員）

１年ですか。１年。これは、民法上、大体２年ぐらいと私は記憶をしていますが、それは適用しないで、１年とした理由は何ですか。

○大隅支所長兼地域振興課長（濱田政継）

保証期間につきましては、消防自動車を導入する場合は、車両、本もとのポンプ、それから車両に搭載する備品、そして、艤装組立されて消防車両ができるわけですが、それぞれのメーカーが違うために、メーカー保証が大体１年ということでありましたので、１年とさせていただきました。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第54号は、配付いたしております議案付託表のとおり総務常任委員会に付託いたします。

―――――・――・―――――

日程第13　陳情第２号　生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画の策定及び固定資産税の特例措置について

日程第14　陳情第３号　教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度２分の１復元、複式学級解消をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第13、陳情第２号、生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画の策定及び固定資産税の特例措置について及び日程第14、陳情第３号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度２分の１復元、複式学級解消をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請についてまでの陳情２件は、配付いたしております陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は６月26日午前10時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

―――――・――・―――――

散会　午後　零時２７分

平成30年第２回曽於市議会定例会

平成30年６月26日

（第６日目）

平成30年第２回曽於市議会定例会会議録（第６号）

平成30年６月26日（火曜日）
午前10時開議
場所：曽於市議会議場

１．議事日程

（第６号）

（以下２件一括議題）
第１　議案第39号　曽於市旅館・ホテル施設誘致促進条例の一部改正について
第２　議案第40号　曽於市税条例の一部改正について
（総務常任委員長報告）

（以下４件一括議題）
第３　議案第41号　曽於市国民健康保険条例の一部改正について
第４　議案第42号　曽於市ひとり親家庭医療費助成金支給条例の一部改正について
第５　議案第43号　曽於市子ども医療費助成金支給条例の一部改正について
第６　議案第44号　曽於市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
（文教厚生常任委員長報告）

第７　議案第45号　曽於市末吉原口地区特産物加工センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
（建設経済常任委員長報告）

第８　議案第46号　平成30年度曽於市一般会計補正予算（第１号）について
（総務常任委員長、文教厚生常任委員長、建設経済常任委員長報告）

第９　議案第47号　平成30年度曽於市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について
（文教厚生常任委員長報告）

（以下２件一括議題）
第10　議案第50号　平成30年度曽於市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）について
第11　議案第51号　平成30年度曽於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第１号）について
（総務常任委員長、建設経済常任委員長報告）

（以下４件一括議題）

第12　議案第48号　平成30年度曽於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について
第13　議案第49号　平成30年度曽於市介護保険特別会計補正予算（第１号）について
第14　議案第52号　平成30年度曽於市笠木簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）について
第15　議案第53号　平成30年度曽於市水道事業会計補正予算（第１号）について

第16　議案第54号　財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車）
（総務常任委員長報告）

第17　陳情第１号　高規格道路都城志布志道路橋野インターチェンジ設置に関する陳情書について
（建設経済常任委員長報告）

第18　陳情第２号　生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画の策定及び固定資産税の特例措置について
（総務常任委員長報告）

第19　陳情第３号　教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度２分の１復元、複式学級解消をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請について
（文教厚生常任委員長報告）

第20　同意案第１号　教育委員会教育長の任命について

第21　閉会中の継続調査申出について

第22　議員派遣の件

追加
（第６号の２）

第１　発議第１号　教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度２分の１復元、複式学級解消をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書案

２．出席議員は次のとおりである。（19名）

１番　重　久　昌　樹	２番　松ノ下　いずみ	３番　鈴　木　栄　一
４番　岩　水　　豊	５番　渕　合　昌　昭	６番　上　村　龍　生
７番　宮　迫　　勝	８番　今　鶴　治　信	９番　九　日　克　典
10番　伊地知　厚　仁	11番　土　屋　健　一	12番　山　田　義　盛

13番　大川内　冨　男	14番　渡　辺　利　治	15番　海　野　隆　平
16番　久　長　登良男	17番　谷　口　義　則	18番　迫　　杉　雄
19番　徳　峰　一　成	20番　原　田　賢一郎	

３．職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長　持　留　光　一　　次長兼議事係長　森　岡　雄　三　　総務係長　吉　田　宏　明

専門員　　津　曲　克　彦

４．地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（26名）

市長	五位塚　剛	教育長	谷　口　孝　志
副市長	八　木　達　範	教育委員会総務課長	外　山　直　英
副市長	大休寺　拓　夫	学校教育課長	川　路　道　文
総務課長	今　村　浩　次	社会教育課長	岩　元　　浩
大隅支所長兼地域振興課長	濱　田　政　継	農林振興課長	竹　田　正　博
財部支所長兼地域振興課長	吉　野　　実	商工観光課長	荒　武　圭　一
企画課長	橋　口　真　人	畜産課長	野　村　伸　一
財政課長	上　鶴　明　人	耕地課長	小　松　勇　二
税務課長	桂　原　光　一	建設課長	新澤津　順　郎
市民課長	内　山　和　浩	水道課長	徳　元　一　浩
保健課長	桐　野　重　仁	会計管理者・会計課長	田　代　庄　市
介護福祉課長	小　園　正　幸	監査委員事務局長	吉　元　　剛
福祉事務所長兼福祉課長	川　添　義　一	農業委員会事務局長	中　山　純　一

開議　午前１０時００分

―――――――・――・―――――――

○議長（原田賢一郎）

おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

―――――――・――・―――――――

日程第１　議案第39号　曽於市旅館・ホテル施設誘致促進条例の一部改正について

日程第２　議案第40号　曽於市税条例の一部改正について

○議長（原田賢一郎）

日程第１、議案第39号、曽於市旅館・ホテル施設誘致促進条例の一部改正について及び日程第２、議案第40号、曽於市税条例の一部改正についてまでの２件を一括議題といたします。

議案２件については、総務常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（宮迫　勝）

おはようございます。

総務常任委員会付託事件審査報告。

総務常任委員会に付託された議案５件、陳情１件を６月18日に委員会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査した結果、それぞれ結論を得ましたので報告します。

議案第39号、曽於市旅館・ホテル施設誘致促進条例の一部改正について。

本案は、旅館業法の改正に伴い、関連する規定を改正するものであります。旅館業法の改正は、旅館業の健全な発達を図り、公衆衛生及び国民生活の向上に寄与することを目的に、ホテル営業及び旅館営業の営業種別を旅館・ホテル営業へ統合し、最低客室や１室当たりの最低床面積等の要件が緩和されました。これに伴い、本市条例の定義第２条第１号の中の「ホテル営業及び旅館営業」の文言を「旅館・ホテル営業」に改正するものです。

委員より、本条例の規則で定める補助基準である多目的ホールの床面積の要件を緩和し募集したほうが、応募の可能性があるのではないかとの質疑に対し、緩和する必要が生じれば検討したいとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第40号、曽於市税条例の一部改正について。

本案は、地方税法の一部を改正する法律及び生産性向上特別措置法が公布された

ことに伴い、曽於市税条例の一部を改正するものです。

地方税法の一部を改正する法律では、「生産性向上特別措置法による認定先端設備等導入計画にしたがって取得した先端設備等に該当する機械及び装置等に対する固定資産税の課税標準額を、新たに課税されることになった年度（平成32年３月31日までに取得した償却資産）から３年度分の固定資産税に限り、固定資産税の課税標準額をゼロ以上２分の１以下の範囲において、市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする」の特例が定められたことから、曽於市税条例附則第10条の２第10項で、その割合をゼロと定めるものです。

委員より、特例で固定資産税を３年間ゼロにすれば、税収が減ることになる。国からの支援策はないのかとの質疑に対し、減収分の75％は交付税措置される。また、ゼロとする特例措置を設けた市町村には、優先採択の対象となる補助事業と補助率の上乗せがあるとの答弁がありました。

どのくらいの要望があるのかとの質疑に対し、今のところ商工会に３社の要望・問い合わせが上がっている。商工会より商工観光課に基本計画策定の要望があり、今回の条例改正の提案に至ったとの答弁がありました。

委員より、早めに対応できてよかったのではないかとの意見がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（原田賢一郎）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○１９番（徳峰一成議員）

最初に、議案の39号の旅館・ホテル誘致条例の改正について質問いたします。

今朝ほど、私、間違って建設経済委員長に、この項目は通告を出しておりましたので、総務委員長には申しわけないですが、一応、質問を申し上げます。

質問は２点であります。

まず、第１点は、なぜ今回、旅館業法の改正となったのか、委員会審議で議論がされていたら伺いたいと思います。なぜ旅館業法の改正となったのかについてであります。

それから質問の２点目は、曽於市のホテル誘致の取り組みの中で、先日、総括質疑でも質問いたしましたけども、率直に言って課題や困難があると感じました。委員会審議の中でどのような点が課題、あるいは困難という点からの議論がされたのか。議論されていたらお聞かせください。

以上、２点です。

次に、議案の40号の市税条例改正についても、同じく質問は２点であります。

本条例の改正がなされて施行された場合、曽於市では毎年どれほどの固定資産税の免除の申請が行われる見通しであるのか。もし、当局との間で議論がされていたらお聞かせ願いたいと思います。

２点目は、本条例の改正がなされて施行された場合に、曽於市は中小企業者からの申請に対応するための、いわゆる受け皿の整備が必要となります。例えば、導入促進基本計画の策定も、その一つでございます。これらの受け皿整備について、委員会審議の中で議論がされていたらお聞かせを願いたいと思います。

以上、２点でございます。

○総務常任委員長（宮迫　勝）

まず、議案第39号の曽於市旅館・ホテル施設誘致促進条例の一部改正について、なぜ改正なのかという質問でありますけれども、先ほど報告いたしましたとおりに、国の旅館業法の改正が旅館業の健全な発達を図り、公衆衛生及び国民生活の向上に寄与することを目的、そしてホテル及び旅館の種別を旅館・ホテルということに統合する、１つは、この文言の改正、そして最低客室や１部屋当たりの最低床面積を７ｍ^{2}以上にする、こういうところが改正の主な理由であります。

ちょっと２番目のところ、私、聞き取れなかったので、再度質疑もらえればありがたいと思います。

それから、議案第40号の市税条例の改正について、固定資産税の申請についてですけれども、今、報告したとおり、今のところ商工会に３社の要望・問い合わせがあったということであります。商工会のほうから観光商工課のほうに基本計画の要望があり、今回のこの条例改正に至った、こういう流れであります。そして、導入促進基本計画は、今、観光商工課で策定中であるっていう説明は受けております。

以上であります。

○１９番（徳峰一成議員）

議案第39について、再度質問いたします。

曽於市のこの条例は、５年間の時限立法であります。この間の市の取り組みの中で、既に３社目、取り組みをいたしておりますが、まだ誘致の見通しは立っておりません。やはりさまざまな課題、あるいは困難があろうかと思っておりますが、委員会審議の中で、こうした今後の課題や困難があるとしたら、それをクリアしなければいけませんけれども、そうした立場での議論が当局の間で質問なり議論がされていたら伺いたいと思っております。

次に、議案第40号の市税条例改正です。委員長報告にありますように、今のところ３つの業者が問い合わせっていうか、一応、名前が出ているようでございますが、曽於市の毎年の中小企業者の設備投資といいますか、その結果としての固定資産税

の新たな課税というのは相当数になるのではないかと考えております。ですから、もし、この条例が改正されて、軌道に乗り、そして全ての関係者、市民に周知徹底が図られるならば、少なくない方々が申請をされるんじゃないかとも、ある面では期待感を持って思っております。

その点で、市として、曽於市の場合、どれほどの最終的な見通しを持っているのか、議論がされていたら伺いたいと思ったところでございます。３社だけの議論であったのか、今後、これを周知徹底をする中で、また受け皿整備が整う中で、もっともっと数多くの業者の方々が申請があるんじゃないかと期待感を持って思っておりますけれども、議論があったらお聞かせ願いたいと考えております。

以上です。

○総務常任委員長（宮迫　勝）

曽於市旅館・ホテル誘致促進条例の、これは時限立法で５年間であります。34年の３月31日まで。課題はなかったのかって言いますけれども、先ほど申しましたように、本条例の規則で定める補助基準である多目的ホールの床面積、これは前の曽於市にホテルをつくりたいっていう、ナガヤマさん、この方のときに議論になった宴会場、これが話題になりました。だから、こういう多目的ホールの床面積の要件を緩和したほうが、その他のホテル・旅館を曽於市に設置したいっていう方は応募しやすいんじゃないかと、その意見をまとめたのが、この多目的ホールの床面積の要件を緩和という文言であります。

それから、曽於市税条例の一部改正について、これからどれくらいの影響っていいますか、これは、曽於市の認定を受けられる中小企業の方々、いろんな要件はありますけれども、製造業でいえば３億円以下、300人以下とか、卸業で１億円以下、100人以下、その他いろいろあるわけですけれども、こういう方々がどれくらい設備投資をされるかで固定資産税の減免も変わってきますので、一概にどうこうというのは言えないという答弁でありました。

以上でございます。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

○１９番（徳峰一成議員）

旅館・ホテル誘致について、３回目でございますけれども質問いたします。

これは、ぜひとも実現したい条例じゃないかと個人的にも思っております。その点で、行政として改善するべき課題があるとしたら、あるいは客観的にいかんともしがたい困難性が一方であろうかと思っております。

例えば、ホテルといいましても、いわばビジネス客のためのホテルあるいは観光

客のためのホテル等を含めて、これらをいわば包含してのホテルで一般的にはあろうかと思っておりますが、曽於市の場合に、もしこの種のホテルを誘致した場合に、そういった観光等を含めて、あるいはビジネスのお客さんを初めとして、どれぐらいの方々がどれぐらいの割合で、やはり曽於市の場合は泊まっていただけるのか。行政としてそれなりの検討・研究がされているのかどうか。委員会審議の中で議論がされていたらお聞かせ願いたいと考えております。

そのあたりを議論した上で、行政としてもっともっと改善すべき点がもしあるとしたら、改善して、そこまでして、どうしてもいかんせん難しかったら、これはやむを得ないと思うんです。時限立法であと４年間しかないですので、そういった立場からの議論がされたかという質問であります。されていなかったらよろしいですけれども、お聞かせを願いたいと思っております。

○総務常任委員長（宮迫　勝）

お答えいたします。

委員会の中で、やはり観光とか、それからビジネス専門とか、そういういろんな意見はありました。ただ、具体的に、この旅館・ホテルをつくりたいという方が、実際、下見には来られたみたいだけど、詳しい話は聞いていないので、それ以上の突っ込んだ議論はしていないところであります。ただ、さっき言ったように、この本市の条例、これを緩和したほうが応募の可能性があるんではないかなと、こういうところから、やはりなるべくホテル・旅館を誘致したいので、条例を、さっき言った多目的ホールの床面積の要件緩和とか、こういうところを必要が生じれば検討したい。そして議会に相談したいという答弁はありました。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は１件ずつ行います。

まず、議案第39号、曽於市旅館・ホテル施設誘致促進条例の一部改正について討論を行います。反対の討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第39号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号、曽於市税条例の一部改正について討論を行います。反対の討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第40号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

―――――・――・―――――

日程第３　議案第41号　曽於市国民健康保険条例の一部改正について

日程第４　議案第42号　曽於市ひとり親家庭医療費助成金支給条例の一部改正について

日程第５　議案第43号　曽於市子ども医療費助成金支給条例の一部改正について

日程第６　議案第44号　曽於市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第３、議案第41号、曽於市国民健康保険条例の一部改正についてから日程第６、議案第44号、曽於市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてまでの４件を一括議題といたします。

議案４件については、文教厚生常任委員会に審査を付託していましたが、審査を

終了されております。文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（徳峰一成）

文教厚生常任委員会付託事件審査報告。

文教厚生常任委員会に付託された議案６件、陳情１件を６月19日に委員会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査した結果、それぞれ結論を得ましたので報告します。

議案第41号、曽於市国民健康保険条例の一部改正について。

本案の審査過程での主な質疑内容と結果を報告いたします。

国民健康保険法の改正に伴い、平成30年度から国民健康保険の運営は、これまでの市町村の運営から県と市町村が共同で運営しているため、改正するものであります。

委員より、県との共同運営に伴う事務処理上の変更点について質疑があり、被保険者が県内の他市町村へ住所が変わった場合でも、転入・転出の手続は必要となるが、国保の資格喪失や取得の手続は生じない。また、高額療養費の多数該当は被保険者が住所を変わっても県単位で通算されるようになったとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第42号、曽於市ひとり親家庭医療費助成金支給条例の一部改正について。

本案の審査過程での主な質疑内容と結果を報告いたします。

所得税法の改正に伴い、控除対象配偶者を同一生計配偶者に改めるものであります。

委員より、この条例の特徴や内容について質疑があり、この条例は父子・母子家庭あるいは祖父母などが保護者となっている世帯等が対象で、医療機関受診時の一部負担金については、曽於市子ども医療費助成金に優先する形で助成される制度であり、平成30年４月現在、対象者が959人であるとの答弁がありました。

また、控除対象配偶者と同一生計配偶者の違いについての質疑があり、この制度は生活が困難なひとり親家庭等が対象であるが、改正による所得指標の実質的な内容が変わるものではないとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会は本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第43号、曽於市子ども医療費助成金支給条例の一部改正について。

本案の審査過程での主な質疑内容と結果を報告いたします。

鹿児島県乳幼児医療費助成事業費補助金交付要綱が改正されたことに伴い、平成30年10月診療分から、住民税非課税世帯の未就学児を対象に、医療機関等での窓口

における自己負担金をなくすものであります。

委員より、対象者数及び対象となる医療機関についての質疑があり、現在、本市では子供医療費助成の対象者のうち、未就学児は1,342名。この中で今回の条例改正で医療費の窓口負担がなくなる者は190名である。また、今回の措置は県内の医療機関に限定されたものであり、都城市など県外の医療機関は対象外となるとの答弁がありました。

本市における子供の医療機関受診率は、県内が約55%、県外が約45%であるとの説明がありました。

委員より、今回、県は全ての子供が対象ではなく、なぜ住民税の非課税世帯だけに限定したのかとの質疑があり、窓口負担無償化により、医療機関の受診が増加することが考えられる。県としては、どの程度医療費が増加となるか検証したかったのではないかとの答弁がありました。

現在、九州本土で子供医療費の償還払いを行っているのは鹿児島県だけであります。このため、これまで県内の市町村や議会から償還払い制度については見直しを行うよう、県に意見書が提出されてきた経過があります。各委員より、市は引き続き県に対して抜本的見直しを行うよう要請していくべきではないかとの意見がありました。

以上、審査を終え、本委員会は本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第44号、曽於市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

本案の審査過程での主な質疑内容と結果を報告いたします。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準である厚生労働省令の改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件を改正するものであります。

改正内容は、教育職員の免許状は有しているが、放課後児童クラブに置くこととなっている放課後児童支援員の資格を有していなかった方でも、講習を受けることで支援員の資格を有することができること。そのほか、これまで中学校卒業者は放課後児童支援員になることはできなかったが、５年以上放課後児童健全育成事業に従事して、市長が適当と認めた場合は、講習を受けることで支援員となることができるとの説明がありました。

委員より、今回の法改正と条例改正の目的について質疑があり、この数年、放課後児童クラブの利用者がふえている。こうした利用者増に対応するために、支援員の資格要件を緩和した改正と理解しているとの答弁がありました。

本市では、平成29年度の放課後児童クラブは23カ所、登録児童数は670名、30年

度の放課後児童クラブは24カ所にふえているとの説明がありました。

以上、審査を終え、本委員会は本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（原田賢一郎）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○１５番（海野隆平議員）

議案第43号について、２点ほどお聞きしたいと存じます。

まず、子供医療費の窓口負担無償化の問題でありますけど、かなり議論がされたんだろうというふうに思っておりますが、今回、住民の非課税世帯だけに限定したというふうなことが書いてあるわけでありますけど、できれば全員無償化ということが理想なわけでありますけど、限定された場合、何％ぐらいの無償化が実現されるのか、まずお聞きしたいと存じます。

それと、無償化、非課税世帯だけというふうに限定されていますけど……。

（何ごとか言う者あり）

○１５番（海野隆平議員）

失礼しました。なら、それで。

それと、県議会のほうでも、一応、無償化についてはいろいろ議論がされているわけでありますが、なかなか全部というわけにはいかんわけでありますけど、見通し等について県議会のほうでもいろいろ議論されているという話は聞いておりますけど、何かそういったものについて情報とか出ていたらお聞きしたいと存じます。

○文教厚生常任委員長（徳峰一成）

お答えいたします。

まず、大きな観点から全体を整理いたしますと、鹿児島県は就学前、小学校に入るまでは県が２分の１、市町村が２分の１で子供の無料措置を行っております。曽於市の場合は御承知のように、市単独で高校３年生相当時まで無料化を行っております。九州本土を見ますと、鹿児島県のように就学前まで無料化を行っておりますけれども、ただ、残念ながら、九州本土では鹿児島県、沖縄を含めて２県だけでありますけれども、いわゆる医療費の立てかえ払いを余儀なくされております。曽於市の市民の方々、保護者が例えば市内の医療機関、あるいは都城に行きましても、一旦、立てかえ払いを行って、事後、この医療費について無料となる制度でございます。この全部は委員長報告でも言いましたけれども、議会を初めとして、市町村を初めとして、これまで再三、いろんな形で県当局あるいは県議会にも、ほかの県と同じように立てかえ払いはやめるべきではないかといった陳情や要請が行われてきて、今回、やっと初めてでございますけれども、この住民税の非課税世帯の子供

さんに限って、立てかえ払いがなくなりました。全体的には就学前の子供たちの５％から７％程度であります。ですから、委員会審議の中でも、なぜ全ての子供を対象として立てかえ払いを、この際なくさなかったのかといった質問に対して、報告にありましたように、恐らく県としては、これをやってみて、そしてどれぐらい医療費がふえるか、つまり立てかえ払いをなくすとお医者さんにかかる方々がふえるのではないかといった県の考え方があるようでございまして、とりあえず、数は少ないけれども住民税の非課税世帯に限っての、今回の措置でございます。

ですから、後ほど一般会計の補正予算でも説明を行いたいと思っておりますけれども、どれぐらい医療費がふえるかといいますと、一般会計の補正予算の説明中の28ページでありますけれども、178万7,000円でございます。178万、これを少ないと見るか、多いと見るか、恐らくほとんど全員が大した医療費の増とはならんと、この点も委員会審議では議論となりました。

だから、最終的には県当局のトップの決断にかかっているといった、そうした感触でありました。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は１件ずつ行います。

まず、議案第41号、曽於市国民健康保険条例の一部改正について討論を行います。反対の討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第41号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号、曽於市ひとり親家庭医療費助成金支給条例の一部改正について討論を行います。反対の討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第42号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号、曽於市子ども医療費助成金支給条例の一部改正について討論を行います。反対の討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第43号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号、曽於市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について討論を行います。反対の討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第44号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

―――――・――・―――――

日程第７　議案第45号　曽於市末吉原口地区特産物加工センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第７、議案第45号、曽於市末吉原口地区特産物加工センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案については建設経済常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（迫　杉雄）

建設経済常任委員会付託事件審査報告。

建設経済常任委員会に付託された議案３件、陳情１件を６月18日に委員会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査した結果、それぞれ結論を得ましたので報告いたします。

議案第45号、曽於市末吉原口地区特産物加工センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について。

本案は、末吉原口地区特産物加工センターの老朽化に伴い、末吉町深川7549番地の旧曽於市深川小学校給食共同調理場に機能移転するものであります。

次に、質疑の概要を申し上げます。機能移転に至った経緯について質疑があり、当施設は平成２年に完成し、加工室、洗濯・乾燥室、シイタケの乾燥施設を有していたが、近年、洗濯・乾燥の利用者は減少し、シイタケの乾燥施設も利用されていない状況である。また、トイレがないなどの理由により移転することにしたとの答弁がありました。

次に、加工施設の条例の一本化や建てかえ計画について質疑があり、条例の一本化は現在の各条例の比較作業を行っているが、各地区の地域性や歴史等も考慮しながら検討していく予定である。建てかえ計画については、諏訪・岩崎地区の農業研

修センターが衛生的な面からも建てかえの時期が来ているので、財政課と協議していきたいとの答弁がありました。

委員より、移設後の施設の取り扱いや各加工施設の位置づけを明確にしてほしいとの意見がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（原田賢一郎）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第45号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

――――――・――・――――――

日程第８　議案第46号　平成30年度曽於市一般会計補正予算（第１号）について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第８、議案第46号、平成30年度曽於市一般会計補正予算（第１号）についてを議題といたします。

本案については、各常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。まず、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（宮迫　勝）

議案第46号、平成30年度曽於市一般会計補正予算（第１号）について（所管分）。

本案の審査過程での主な質疑内容と結果を報告いたします。

総務課関係では、文書管理事務費で48万4,000円は、文書廃棄業務委託料であります。今までは市役所などから廃棄される書類等はクリーンセンターで焼却処分してきたが、紙類の焼却は高温になり、炉の負担が大きい。また、平成31年度までクリーンセンターの改修工事があるので、業者に委託するとの説明がありました。

委員より、どのような方法で処理するのかとの質疑に対し、業者が引き取った後、シュレッダーにかけ、トイレットペーパー等に再利用するものであるが、職員の立ち合いも可能であるとの答弁がありました。

期間はいつまでかとの質疑に対し、クリーンセンターの改修工事が済んでも、これからは業務委託で処理したいとの答弁がありました。

非常備消防費の10万8,000円は、財部中央分団等の駐車場借り上げ料であります。平成30年３月議会で、曽於消防署財部分署の建設に際し、財部中央分団等の駐車場を確保するようにと付帯決議がなされました。それに対処するための予算措置であります。

財政課関係では、財政調整基金の繰入金につきましては、今回の補正予算において、国・県支出金の増に伴う財源調整により、基金6,279万1,000円を繰り戻しております。

財政調整基金に関しては、繰越予定額を約６億円程度と見込み、このうち３億5,000万円を積み立てる予定である。今後は普通交付税、特別交付税等の決定に伴い、平成30年度末残高見込み額30億円を目標に繰り戻しを行うとの説明がありました。

次に、合併特例債の今後の見通しについての質疑に対し、合併特例債は平成37年度まで期限延長がなされた。これまでに134億円ほど借り入れているので、あと37億5,000万円ほど借り入れができる。今後は計画的に少しでも有利な形で使っていきたいとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（原田賢一郎）

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（徳峰一成）

議案第46号、平成30年度曽於市一般会計補正予算（第１号）について（所管分）。

本案の審査過程での主な質疑内容と結果を報告いたします。

福祉事務所関係の歳入では、保育所等整備交付金4,331万7,000円、認定こども園施設整備補助金1,163万7,000円がそれぞれ増額されています。

これらは、認定こども園きらり園新築工事にかかわる部分で、平成29、30年度の

２カ年事業で行われています。この事業の補助対象となる全体事業費は２億3,281万8,359円、国・県・市の補助総額は１億3,014万円であります。

歳出では、福祉事務所関係の生活保護システム改修業務委託料234万8,000円は、５年に１回行われる制度改正に伴うものであります。

子供医療費助成事業178万7,000円の増額は、先ほど議決をされました曽於市子ども医療費助成金支給条例の一部改正により、非課税世帯未就学児の医療費の償還払い制度がなくなることに伴い、医療機関の受診者が増加することを想定しての措置であります。

教育委員会総務課関係の岩川小学校施設整備事業8,888万1,000円は、岩川小学校の移転・改築・解体等であります。主なものでは、岩川小学校改築基本・実施設計業務委託6,341万7,600円、旧岩川高等学校校舎等解体工事設計業務委託745万2,000円、旧岩川高等学校用地現況測量業務委託210万6,000円、岩川小学校校舎耐力度調査業務委託1,490万4,000円であります。

本委員会は審査に当たって、あらかじめ岩川小学校と旧岩川高等学校の現地調査を行い、また、補正予算提出の経過について、検討委員会、岩川小と旧岩川高校の現況、岩川小改築の計画、違約金の根拠についてなど10項目の資料の提出を求め審査を行いました。

各委員から出された意見や質疑の多くは、保護者や住民に対する説明が不十分ではないか。議会の議決後も、保護者等への説明を十分に行うべきではないかといったものでありました。これらの意見や質疑に対して、今後の事業全体のスケジュールを再検討する中で、保護者等に対する説明会は行っていきたいとの説明がありました。

さらに、違約金が発生する事由や法的根拠についても質疑があり、鹿児島県と本市が取り交わした県有土地建物譲与契約書の中に、平成34年４月１日までに指定用途をしなかった場合、１億117万4,949円、指定用途以外の用途に供した場合３億352万4,847円の違約金を支払う契約条項がある。この条項の法的根拠としては、鹿児島県財産に関する条例が根拠となるとの答弁がありました。

学校教育課関係では、ＡＬＴ語学指導事業費16万円の増額は、外国語指導助手の増員に伴うものであります。平成30年８月からＡＬＴ語学指導員は３名から４名に増員となり、小学３年生から６年生までの語学指導に活用を図っていきたいとの説明がありました。

社会教育課関係では、スポーツ大会派遣費103万4,000円の増額は、公益財団法人日本オリンピック委員会から、強化選手及び有望選手として認定されている者が出場する国際大会において、監督、コーチ、選手に対する補助金であります。５月

８日から５月15日にオーストラリアで開催されたアジアパシフィックレガッタには、選手とコーチの２名に33万4,000円、９月にスロバキアで開催されるオリンピックホープスには、選手とコーチの３名に70万円を補助するものであります。

委員より、今回のスポーツ大会派遣費補助については、初めてのことであり、検証を行いつつ今後につなげることが大事ではないかとの意見がありました。

以上、審査を終え、本委員会は本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

また、委員会において、平成30年度曽於市一般会計補正予算（第１号）の所管分が原案可決されたことに伴い、平成30年度補正予算の小学校施設整備事業に対する付帯決議案、審査報告書に添付のとおりでありますが、提案され、討論、採決の結果、議案第46号、平成30年度曽於市一般会計補正予算に対する付帯決議案は全会一致で原案のとおり可決するものと決定しました。

なお、本委員では、次のとおり付帯決議を提出いたしました。岩川小学校の移転・改築では、保護者等への説明が十分なされたとは言えない。このため、臨時のＰＴＡ総会を開くなどして、理解と納得が得られるよう取り組まれたい。

○議長（原田賢一郎）

次に、建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（迫　杉雄）

議案第46号、平成30年度曽於市一般会計補正予算（第１号）について（所管分）。

本案に係る所管分の歳入については、県支出金、荒茶加工施設建設工事等の追加により産地パワーアップ事業費補助金を３億7,657万1,000円、青汁加工施設建設工事等の追加により食料産業・６次産業化交付金を8,500万円それぞれ追加するものが主なものです。

歳出については、市有高岡団地建設工事の追加により、住宅建設費を1,992万2,000円それぞれ追加するものが主なものです。

次に、質疑の概要を申し上げます。

農林振興課関係では、食料産業・６次産業化交付金が上限額１億円の85％となると1,500万円の資金不足があるのではないかとの質疑があり、国から上限額１億円の85％である8,500万円の交付額になるとの通達があった。資金不足の1,500万円については、建屋の構造を変更し、対応する方向であり、国・県や千里食品株式会社と協議済みであるとの答弁がありました。

清流の森大川原峡管理費について質疑があり、本年度より財部北地区公民館が管理を行っており、４月下旬に協議したところ、エアコンの室外機が平成22年度の災害で冠水し、昨年度まで使用していたが、現在は使用不能となっている。冷蔵庫も

使用不能である。トレイ作製業務委託については、もくもく館で食事提供をしたいとのことで、配膳用のトレイを20枚備えるものである。

ヤギ飼育柵は、ヤギ２頭の寄贈希望者があり、バンガロー側に飼育用の柵を設置するものであるとの答弁がありました。

委員より、当初計画にない内容なので、計画的な運営をしてほしいとの意見がありました。

次に、耕地課関係では、多面的機能支払い交付金返還金についての質疑があり、農業振興地域の見直しにより対象農用地から2.8haが除外されたことにより、協定を締結した平成24年度までの６年間分を返還するもので、平成24年度から平成26年度分は協議会より直接返還し、制度が変更になった平成27年度から平成29年度分は市を経由して返還するとの答弁がありました。

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の大隅町立馬地区の事業完了に伴う換地業務委託について質疑があり、換地士資格を有する土改連に委託するもので、事業主体は市であるため個人負担はない。補完工を平成31年度まで計画しているとの答弁がありました。

次に、建設課関係では、社会資本整備総合交付金の減について質疑があり、道路舗装修繕は事業対象外となり、４路線のうち２路線を先送りし、重要路線である河原・飛佐線、笠木・かんじん松線を整備するものであるとの答弁がありました。

住宅建設費では、平成28年度に火災焼失した市営住宅高岡団地跡地への市有住宅建設については、他の場所への建設はできないのかと質疑があり、地域振興住宅建設の予定で入居者募集を行っているが、申し込みがなかったため、市有住宅に変更して住宅を１戸建設するものであり、保険の関係で現地建てかえであるとの答弁がありました。

委員より現地建てかえではなく、別な場所に建てかえるのが望ましいのではないか。また、市有住宅は市独自で家賃を設定できるので、入居しやすい家賃になるよう検討してほしいとの意見がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

ここで10分間休憩いたします。

―――――・――・―――――

休憩　午前１０時５５分

再開　午前１１時０５分

―――――――・――・―――――――

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの各常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○１９番（徳峰一成議員）

文厚委員長には、何名かの常任質問があろうかと思いますが、私が先立って、お二人の委員長に質問いたします。

その前に、質問者もあろうかと思うんですが、先ほどの文教厚生委員長の質問の中で、教育委員会総務課に係る岩川小学校の施設整備費8,888万1,000円は、岩川小学校の移転、改築、解体等であります。これは率直に言って、この文章が正確でございませんので、「解体等に関連する予算であります」に訂正方お願いしたいと思います。解体等を含めて今回は設計関連が入っております。

まず、総務委員長に３点ほど通告要旨出しておりますので質問をいたします。

まず、先日の総括質疑でも質問いたしましたけども、今回の補正予算の５億7,668万1,000円は、国・県の補助を使った大きな事業が中心でありまして、一般財源は、補正予算書を見ますと3,831万7,000円、ある面では、わずかに3,831万7,000円の支出にとどまっております。地域経済の活性化や市民の要望に積極的に応えて、そして対応した、率直に申し上げて視点が弱かったように思っております。これらについて議論がなされていたらお聞かせ願います。

第２点目は、説明書２ページの住宅分譲地売り払い収入177万9,000円減の内容理由について説明してください、金額が小さいですけども。

それから、３点目は、３ページの財政調整基金繰入金マイナス6,279万1,000円でございます。このことにつきましては、先ほど委員長の合併特例債を含めて説明がありましたけれども、この財政調整基金を初めとした各基金や財政の現状あるいは市の財政運営において討論がなされてあるようでございますので、もう少し詳しく説明をお願いしたいと思っております。財政調整基金だけじゃなくって説明報告にもありましたけども、例えば合併特例債もその一つでございます。合併特例債は、当初は平成32年度でいわゆる期限切れでございましたけども、これが報告にありますように38年度まで延長をされております。その中で委員長報告にもありましたけれども、35億円がまだ今後自由に使える金額でございます。37億5,000万円です。

関連して質問でありますけども、この37億5,000万円の中で、既に総合事業振興計画等の中でこのことを使う計画に入っている財源が少なからずあろうかと思っております。それを差し引いた純粋にフリーハンドっていいますか、自由に使える今後の合併特例債はどういうことであるのか、議論がされていたらお聞かせ願いたい

と考えております。

次に、建設経済委員長に５点ほど質問をいたします。

質問の第１点は、35ページの産地パワーアップ事業３億7,657万1,000円でございます。総括質疑でも質問いたしましたけども、これは国県の大きな補助を受けての事業であります。順調に業績が今後伸びることを個人的にも期待いたしておりますが、質問でございますが、たからべ製茶株式会社の役員体制、あるいは資金の調達、５名で役員体制がなっておりますが、あるいは今後の経営あるいは販売などについて議論がされていたら伺いたいと思っております。例えば、資金調達では少なくない金額を自己資金で借り入れを含めて対応をすることになろうかと思っておりますが、このあたりの資金調達の考え方が質疑をされていたらお聞かせください。

次に２番目、36ページの６次産業化支援事業8,500万円についてでございます。先ほど若干これも１億円が8,500万円になった経過については説明がありましたけども、同じく産地パワーアップと全く同じ観点からの質問でございます。

３点目は、40ページの市単独土地改良費の500万円についてでございます。総括質疑の中で私はこの種の市が取り組むべき地域はほかにもあるのじゃないかといった質問に対して、あると言った答弁であったように考えております。もっと市の積極的な予算措置と今後の対応等が必要じゃないかと思っておりますが、議論がされていたらお聞かせください。

次に４番目、44ページの市道整備事業の205万9,000円についてでございます。これも先日の総括質疑で質問をいたしました。先ほどのこの市単独土地改良事業費と同じような観点からの質問でございます。例えば、予算説明書を見ますと、組みかえが中心でございます。つまり、結果的に予算検討になっている市道が見られます。一般財源の施設は、わずかにこの項では６万8,000円の増にとどまっております。市はもっと積極的な予算の対応はできなかったものか、特に市道整備は、地域住民にとっては毎日利用する切実なやはり生活道でありまして、せっかく当初予算で計上した以上、市単独のこの財源対応は当面できなかったものかを含めての議論がされていたら伺いたいと思っております。

最後に５番目、46ページの住宅建設費1,992万2,000円並びに47ページの地域振興住宅建設事業マイナス2,200万2,000円、総括質疑でも質問いたしましたし、ただいまの委員長の御報告の中でもございました。先日の総括質疑で私は上高岡と言いましたけども下高岡地区でございますが、下高岡地区へ住宅を建設すること自体は大事なことであり高く評価いたします。ただ、報告にありましたように、つくった場合に入居者が果たしておられるかどうかでございます。地域振興住宅でも希望者がないということで、今回のこの補正予算でのいわゆる組みかえ的な提案でございま

す。ですから、委員長報告にもありましたけども、場所を含めて家賃を含めて考えていかなければ長期的に見て、今でも下高岡は住宅に空き家があるようでございますけれども、そうなりかねない、個人的には心配もいたしております。家賃を含む課題が議論されておられるようでございますけれども、改めてお聞かせ願いたいと思っております。

以上です。

○総務常任委員長（宮迫　勝）

今回は、委員長報告に対する質疑だという観点から答弁したいと思います。

まず、補正予算の中で地域経済の活性化または市民の要望に応え、これに対応した視点が弱いようだと思う。これについてはもう総括質疑でいっぱい議論がありましたので、総務委員会ではそれ以上の議論はありませんでした。

次に２ページの企画課の177万9,000円の減ですけども、今、議員がおっしゃった47ページの地域振興住宅、これの中に入っていますけども、大隅の笠木のところで分譲地が１区画残っておりました。ここに地域振興住宅を建てるためにこれが減となったところです。

それと、財政調整基金についてはもう先ほど報告の中でありましたように、国・県支出金の増に伴う財源調整によるものであり、もうそれ以上の詳しい中身については議論はありませんでした。

それと、さっきの報告で述べましたけども、財政調整基金に関しては、繰越予定額を６億円と見込み、この内の３億5,000万円を積み立てる。そして、今後、普通交付税、特別交付税等の決定に伴い、平成30年度末残高見込額を30億円をめどに繰り戻しを行いたい。もうこれが全てであります。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

（何ごとか言う者あり）

○建設経済常任委員長（迫　杉雄）

お答えする前に、先ほどの報告の中で、建設経済常任委員会の３ページの上から９行目に農地から2.8haということを2.8kmと何か報告したみたいですので訂正しておきます。

それでは、徳峰議員の質問にお答えします。

まず１点目が、産地パワーアップ事業ですが、特に３億7,657万1,000円という国からのトンネル事業ということです。内容的にいろいろ質問がありましたが、まず、質問の内容につきまして、体制はどうかということで、５戸の農家で現在37.1haの

面積から48haにふやすということであります。そして、質問に出ておりましたように、販売先はということですが、伊藤園、そしてキロ906円という金額があったようです。

次に、２点目の６次産業支援、１億円事業でありますが、これについては内容がやっぱりトンネル事業で、ケール、若葉、明日葉等を使って当初の計画では１億円補助ということでしたけど、その後に国からの通達があって85％、8,500万円という金額が今回補正としてトンネルで上がってきておりますが、内容につきまして、1,500万円をどうするかということになりますが、建屋等の事業費を対応して8,500万円の支援事業をするということの報告がありました。

（何ごとか言う者あり）

○建設経済常任委員長（迫　杉雄）

資金の調達については、聞き出しも議論もなかったようですが、トンネルということで各事業主体が持つというふうに受け取っております。

次が40ページの土地単独事業の500万の件が質問でしたけど、これにつきましては、末吉町の鶴路の崩壊山腹のモルタル吹きつけでありますが、最初対応したところが、山腹の地盤が悪くて今回新たにモルタル吹きつけをするんだということで、委員会ではそれ以上の議論は出ておりません。

次が、44ページの市道整備事業ですが、市道整備について内容的には30年度の国の割り当てで、質問の内容が金額が少ないと６万8,000円ということですが、思惑といいますか、その分の対応は、減額が増額を狙った対応であるというふうに建設課から聞いております。

次に、46ページの住宅建設費の質問でありますが、質問のないようで御承知のとおり、消失した後の建てかえで、当然質問の内容としていきますと、そこに建てる自体がどうかということ等ですが、これには地域振興住宅として募集をかけたということで、募集に１人も引っかからなかったということで、今回、市有住宅に切りかえて建設するものと、同じ場所ということのいろんな意見が出ました。同じ場所でいいのかということでしたが、やっぱり保険との関係で同じ場所に市有住宅を建設するということで、あと市有住宅の家賃等につきましては、市のほうで設定できますので、検討委員会に諮って検討をしているという答弁が残っております。

以上です。

○１９番（徳峰一成議員）

建設経済常任委員長に１点だけ質問いたします。

住宅建設自体は、私は積極的に賛成をしたい項目の一つでございますが、いかんせん、建設したからには最初から入居者がおられるということが大前提であります

ので、そのあたりは抜かりなくやっぱり対応が大事じゃないかと思っております。

質問は１点です。産地パワーアップ事業あるいは６次産業の支援事業でございますが、産地パワーアップ事業これまで総括質疑でも答弁がありましたように、なかなか予算がつかなくて、今回年度途中で予算がついたという金額も非常に大きな事業でございます。６次産業含めてどうしても成功をさせたい事業でございますが、特に産地パワーアップは、補助額も３億7,000万を超える大きな補助額でございますけども、自己資金はそれ以上です。全体が８億数千万円の事業でありますので、ですから、自己資金の調達の中には当然金融機関からの借り入れもあろうかと思っております。一定額利子がつきます。

質問の１点目でありますが、５名の役員体制ということでございますが、この５名は全て名前のとおりに出資をしての５名であろうかと思っておりますが、その点、質問がなされていたらお聞かせ願いたいと考えております。うまくいった、なかなか厳しい場合もやはり金融機関からの借り入れに対する償還を行わなければいけない、そのあたりで５名の関係がどうなっているか、質疑がなされたらお聞かせ願いたいと考えております。

そして、毎月どれほどの、もし借り入れがあるとして、自己資金ももちろん一方であろうかと思うんですが、そう１億も２億も自己資金というのは通常はなかなか厳しいと思うんです。ですから多くが借り入れにならざるを得ないと思うんですが、そのあたり月々どれぐらいの返済となっているのかを含めて質疑が行われていたらお聞かせ願いたいと考えております。

どうしても成功させたいというそうした思いからの質問でございます。よろしくお願いいたします。

○建設経済常任委員長（迫　杉雄）

たからべ製茶です、今１回目で答弁しましたけど５名ということで、いろいろ今徳峰議員の心配といいますか考えといいますかその方向ですが、やはり委員会の中ではいろいろ聞き出しやら議論がされて報告いたしましたように、販売先が伊藤園との契約ということで、それ以上の話は進みませんけど、伊藤園との契約ということで、資金的なもの等々については細かな数字は聞き出しておりません。ただ、伊藤園との契約だということです。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

○１４番（渡辺利治議員）

文厚委員長に１点だけお尋ねいたします。

教育委員会総務関係の岩川小学校施設整備事業、委員会説明資料50ページでござ

いますが、事業費8,888万1,000円は、岩川小学校並びに旧岩川高校に関する事業費であると理解しておりますけど、「岩川小学校の移転、改築、解体等とであります」先ほど文言訂正がありましたけど、実際はあれは委員長が勝手にするんじゃなくして、委員会手順とすべきでございます。

主なものとしてはちゃんとここに列記されております。説明資料のとおりでございますけど、この文言からいきますと、「移転、解体」という文字は委員会説明の中でも説明資料の中でも一言も小学校に関しては出ておりません。旧岩川高等学校校舎解体というのは触れてありますけど、岩川小学校の改築はあっても「移転、解体」という文言は来ておりません。もしこれがあったとするならばこの予算の範囲内のどこの部分に触れるのでしょうか。

○文教厚生常任委員長（徳峰一成）

予算説明書の50ページをちょっと渡辺議員見ていただきたいんですが。

○１４番（渡辺利治議員）

見ています。

○文教厚生常任委員長（徳峰一成）

見ていますね。

○１４番（渡辺利治議員）

はい。

○文教厚生常任委員長（徳峰一成）

先ほど訂正いたしましたけど、移転、解体等に関連するということで、例えば解体でいいますと、この測量設計業務委託料の中の旧岩川高等学校校舎解体ってあります。ここの項目でございます。ほかも数項目いろいろあります。岩川小学校、岩川高等学校です。こうした予算でございます。

○１４番（渡辺利治議員）

今、委員長が説明されましたけど、委員長の今の説明は、旧岩川高等学校の解体を言いましたけど、私が指摘したのは、「岩川小学校の移転、改築、解体であります」としっかりと書いてありますけど、実際はこれ岩川高校のことであって、岩川小は別に移転、解体までは予算化されていませんよ。だから、この場合は、はっきり言いますと、「岩川小学校の移転、改築、解体等」ってあります、これは要らないような文言で思います。ですから、「事業費8,888万1,000円の主なものは」で始まれば、これはもう当然何も疑問に思うところはございませんが、ただ、この前の１行がどうも引っかかるもんですから、質疑を要するところでございます。

これは本当に岩川小の解体、移転、そこまで含めるんですか。解体に関しましては、旧岩川高等学校校舎解体とちゃんと説明されてありますよ。小学校に関しては

まだ全然触れておりません。ですから、ここの文はおかしいんじゃないでしょうか。

○文教厚生常任委員長（徳峰一成）

まあ、そこまで言われるんだったら、若干加えて岩川小学校に「等」を入れてください。「等」に。説明書の50ページの一番最下段、岩川小学校の耐力度調査業務委託というのがあります、1,490万です。全く関係ないわけじゃないんです。だから、岩川小学校、岩川高校も入れたほうがよかったかと思いますが、だから、「岩川小学校等」に入れてください。書いてもらいたいと思っております。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑ありませんか。

○４番（岩水　豊議員）

文厚委員長にお伺いいたします。

今回の、岩川小学校設備整備事業の8,888万1,000円の予算が上がっておるわけですが、これについては、総事業費の17億6,200万円をここでもう決めたということにつながるような気がしますが、それについての議論があったかをお伺いいたします。

次に、議会報告会等でも多くの現地建てかえの声があったわけでありますが、今回、意見書等をつけて説明会を開きなさいということで出ておりますが、地元の意見を集約しなければいけないというようなこととは議論されたかどうか。市長の私の一般質問の答弁では、地元の意見を集約するつもりはないというようなことでありますが、それについての議論があったか。

次に、県との無償譲渡契約がありましたが、無償譲渡契約の内容の……。

（何ごとか言う者あり）

○４番（岩水　豊議員）

済みません。譲与でしたね。それについての契約が締結した時点で議会に報告がありましたが、契約事項等についての説明が全協の中でもされておりませんでした。それについて委員会としての内容について御審議があったか。

また、一般質問の答弁で、市長が私の答弁で、地元の県議も頑張ってくれる思っていましたが、残念な状況であるというような答弁がありましたが、実際その地元の県議にそういう要請をしたり相談をされたりした事実、そしてかかわりについてのことについての議論があったかどうか。それについて委員会の審議の中を御説明ください。

次に、児童数がこれから開校時に当たっては30名ほど減ります。その後を含めて現在の300名を予定した建築についての中で、その後児童数が２割ほど減になる状況においての学校の規模等についての意見は出なかったかをまずお伺いいたします。

○文教厚生常任委員長（徳峰一成）

質問は５点だったかと思います。

最初に、総合振興計画等でも総事業費が17億6,200万円とありますが、このことを一応委員会としては認めての前提としての議論であったのか、承認であったのかといった質問じゃなかったかと思います。そういうことを各委員の皆さんが目的、指摘にどれだけ頭に入れての議論だったかは定かでございません。まあ、論理的にといいますか流れから見ますと、岩水議員が言われるように、当然今回これを認めるということは、やはり流れとしては総事業費を認めるということに基本的には論理的にはなろうかと思っております。このことで、具体的に突っ込んだ意見はございませんでした。

質問の２点目、説明会の地元の意見です。これは岩水議員も一般質問でも質問されましたけども、これについての質疑がどういった形でどれだけあったのかでございますが、これは委員会審査の中でも最も時間をかけた各委員からの率直な質問でございました。結論から言いまして、岩水議員、今言われましたように、４月末の全協での各議員の指摘を受けまして、当時７名前後の方々がやっぱり地元説明会を早急に６月の提案以前に行うべきじゃないかといった意見じゃなかったかと思いますが、これを受けて、教育委員会は、いわゆる地元説明会は２回ほど、ＰＴＡ総会での説明会を１回行っておりますが、まず率直に言って参加者が非常に少な過ぎる。またＰＴＡ総会での説明会もどれだけ時間をかけたんかといった質問に対して、わずか10分ほどの説明であったといった説明であったんです。ですから、委員会としては、委員全員の方々がもっと説明会を十分に行うべきじゃないかって、まあ、ある委員の中には、議決をしたとしても、この十分説明をやってから、その執行は行うべきじゃないかといった強い意見を含めての多面的な意見がございました。それを大方集約する形で先ほどの決議となったわけでございます。ですから、決議の中身もＰＴＡ等ということで、「等」ということであえて書いてあるのがそこなんです。その「等」の中には地元のことを含めての意味合いが含まれているということは御理解いただきたいと考えております。

次に、３番目の無償譲与のことについてでございますけども、これについても、あらかじめ無償譲与についての法的根拠を出していただきました。２つございます。１つは県の条例、もう一つは要綱でございます。これに基づきまして、客観的にはこうした基本的な根拠があるということを、まずその評価はまあともかくとして、言うことは確認されたのじゃないかと思っております。評価はともかくとしてもですね。法的根拠に基づく……、これは違約金です。無償譲与についてもこの条例等に基づきましての根拠が示されたことでございます。ちょっと答弁が不十分であっ

たら再度質問してください。

次に、４番目のこの地元県議への要請、かかわりについては、議論はされておりません。

最後に、この児童数の今後の減少の関連性についても質疑がなされ、また資料も出されております。ただまあ現状では、今のこの岩川小学校の児童数、これを基本的にはベースに基本にしているようでございます。順調にいけば、平成34年度の開校になろうかと思っておりますが、この30年度の児童数をベースに若干幾らかの違いはありますけども、基本的なベースにしているような説明なり、あるいは答弁じゃなかったかと思っております。

以上です。

○４番（岩水　豊議員）

再度、質問させていただきますが、私、無償譲与の契約が締結されたというときに、議会に違約金条項があるということについて、説明されなかったことが委員会として議論はなかったか、それについての見解というのは、皆さんどういうような見解を持たれたかということであります。

それと、地元の意見が反映された上での今回の提案と私は思っておりませんが、地元の意見を集約して一度予算を立ちどまって、そういう意見集約をしてから再度建設費を決めてからというような意見はなかったかをお聞かせください。

それと、もう一つ、社会教育課関係で、国際スポーツ大会等の派遣が出ておりますが、２大会の国際大会でありますけど、その国際大会に参加する全体費用としては、幾らなのか。その補助は何％、何分の１補助なのか、それについて議論されたかを説明ください。

○文教厚生常任委員長（徳峰一成）

違約金については、全協で説明がなかった。いきなりと言いますか、６月の予算の中で一応出されたということで、この点について委員会ではどういった議論がされたか、もちろん率直に申し上げて、結果としては、この予算には全員賛成だったんですが、そのことについては委員会の中でも厳しい意見が当然のことながら出されました。これは、もうあえて言葉を砕いて言いますと、議会だけでなくってもっと県に対して教育委員会、市当局も腹を立ててもいいような内容じゃないかといった、そうした厳しい意見も出されましたけども、いずれにいたしましても、法的な根拠、要綱、条例がある以上、最終的には、この契約書を認めるかどうかでございまして、その点で、委員会は全員一致で決議を添えて認めたという経過でございます。

次に、関連いたしまして、地元意見の集約について不十分であるということは、

もう率直に言いまして、委員会審議の中でも教育委員会も認めたわけでございます。

２番目の質問の予算を立ちどまってということもあったかと思いますが、この点についても議論して、最終的には、一応予算は認めるというこれも全会一致の承認となりました、委員会としては。これを保留とかいう意見ではございませんでした。

それから、社会教育課の海外への派遣の問題です。これも資料を出していただきました。資料を出していただきまして、これは、一応教育委員会としては、指導要綱を改正しての今回の提案でございます。ですから、委員会としても、これ、初めてということで申し上げましたけども、改正してのことでございます。その要綱の中には、そうしたどれだけ支給するか、これも委員会の中で議論がありまして、それについて細かいといいますか、そうした要綱等に基づいての説明がありましたけども、細かい点はもう答弁の中では省かさせていただきたいと考えております。これまでなかったのを改正して今回こうした海外等のこの要望選手に対する支援措置を行ったという最初の事例でございます。

以上です。

○４番（岩水　豊議員）

それでは、社会教育課のスポーツ大会について、国際大会ですから大きな費用がかかる。逆に言えば、こういう大会に我が市から出るということは、曽於市の世界的なアピールにもなる機会であり、非常にすばらしいことであり、頑張っている選手の皆さん方また指導者の方々にはすごい敬意を表しているところでありますが、先ほどちょっと説明がなかったようですが、まず全体費用、そしてまあ補助率が何％だったかがもし議論されていればと思いますし、また、こういうせっかく我が市をアピールする大きな機会でもありますので、保護者の負担、監督・コーチを含めた負担等の軽減を考えれば、それを補えるような補助率であったのかを審議されておられましたら御説明ください。

○文教厚生常任委員長（徳峰一成）

全体費用については、質疑がなかったんですけども、細かく言いまして、曽於市全国大会等参加補助金等交付要綱という、これに基づいての今回の措置でありまして、その補助金についても質疑がありました。その中で、第４条に書いてあるんですけども、補助金の上限を１会計年度について１人当たり40万円を限度とするというのがあるんです。最高40万円ということでございます。そのほかにも金額等について、要綱の中にうたわれておりますけども、いずれにいたしましても、この要綱に基づいて法的には問題はないと、これをよしとしての委員の受けとめ方やなかったかと思っております。そして、初めてのことでございまして、これは今後の実行を通して今後に有効につなげていただきたいという委員長の報告となった経過がご

ざいます。御理解をいただきたいと思っております。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

○１５番（海野隆平議員）

文厚委員長に１点だけお聞きいたしますが、まずは５ページを開いていただきたいと思います。報告書の５ページです。下のほうにありますけど、今回、「全会一致で議案のとおり可決すべきものと決定いたしました」ということでなって、またその後に、委員会においては、附帯決議案というようなことが提案されて、文章上載っているわけでありますが、これについて私も今まで長いこと議員置いていますけど、附帯決議案というのが提案され、そしてまた、この附帯決議案も全会一致で一応議案のとおり可決されたというふうになっておるわけでありますけど、これは全員の中で審議された結果なのか、それと、むしろ意見書というような形で文章上に載せて、最終的には「可決すべきものと決定いたしました」でとどめておいてもよかったんじゃないかなと、これはもう文章上のことですけど、その点について委員長の見解を聞きたいと思います。

○文教厚生常任委員長（徳峰一成）

まず、その前提として、先ほど岩水議員の質問でも関連いたしますが、私たち議会は、４月末の全員協議会におきまして、やはりこの岩川小学校の移転、改築に関する予算等を含めて提案する前段階として、保護者等含めて十分な説明をされたいという７名前後の委員の方が強い意見があったんです。それを踏まえて、この６月議会までに教育委員会としては、説明会を行ったわけではございますけども、しかし、結果的にこれが非常に不十分であったという委員会の委員の認識だったんです。それをだから一応予算は認めるけども、どういった形でこれをこの委員長報告の中で出すかということで提起したんです、私も。今、海野議員も言われましたように、これを意見書ということを含めてどういった形にしますかということで投げかけたんです。３月の当初予算における文厚委員長の報告の中では、数項目意見ということで挙げました。これを含めて挙げたんですけども、やはり大事な問題であるということで、この移転、改築等の問題は、やはり決議という形で出したほうがいいだろうって、まあ、３月当初予算でも総務委員会が財部の消防関連の決議を出しております。ああいった形がいいだろうということで、今回、決議という形でまとめていただいたという経過がありますので、理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○１５番（海野隆平議員）

今、委員長のほうから説明をいただきましたが、中身は意味合いとしてはわから

ないことはないんですよ。やはり慎重に予算執行するなり、また、保護者等での説明も十分行っていただきたいというそのニュアンス、趣旨等についてはわかるんですけど、ただ、何度も申し上げますけど、附帯決議案というのは、ちょっと何か今までこういった形での報告というのは、私も余り見たこともないし、ちょっと合点がいかんわけでありますけど、そこんとこもう一回ちょっと、意見をこの文章上の中に入れればよかったんじゃないかなというふうに私は思いますけど、今、委員長の言った強い意味合いはよくわかるんです、それは。まあ、附帯決議案ちゅう形でどうなのかなと、非常に疑問を持つわけでありますけども、再度答弁をお願いします。

○文教厚生常任委員長（徳峰一成）

海野議員も長いこと私と同じ同僚議員でありますけども、旧町時代を含めて合併後も議会が委員会があるいはその中で委員長報告等の中で決議ということは、普通事例が少ないんです。率直言って、これからと思います、この形態は。今回の委員長報告、海野議員言われるように、どのように最後に文章か表現かするか、議会事務局とも課長を含めて意見交換しました。その中で率直に言いまして正直に申し上げて、最初は弱かったんです。これを「以下、別紙のとおり決議いたします」という内容もありました。それでは、議事録に載らないのじゃないかということを含めて、あるいは傍聴者にもわからんのやないかっていうことを含めて、今回このような形になりましたけども、これが絶対で最良のものとは私も思っておりません。これからのやはり試行錯誤を経ての最も曽於市に合った形でのやり方になろうかと思っております。まあ、これからだと思っております、正直申し上げて。理解いただきたいと思っております。

○１５番（海野隆平議員）

まあ、これからの検討課題だというような答弁であったわけでありますけど、委員会等で審議ですので、委員会の中でやはり委員の皆さん方からこの附帯決議案のこの形で全員が一応全会一致と書いてありますけど、これに対する反発されるような意見等は委員の中では出なかったのか、再度そこをお聞きしたいと思います。

○文教厚生常任委員長（徳峰一成）

言葉としては出ませんでした。

私は委員長であります。海野議員も委員長の経験あります。やはり委員長の立場としては、大きな立場から見て、この移転、改築問題というのは、非常に大事な問題なんです。そこにやはり大きな目的、主眼を置いて全体の議員を多数で、まあ、賛成というよりも、やはり全会一致で承認ということが今後にいいことじゃないかと、私は個人的に思っております。そうした形での今回の決議ということで理解し

ていただきたいと思っております。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。

ここで、昼食のため、休憩をいたします。午後は、おおむね１時再開いたします。

文厚委員会の皆さんに申し上げます。文厚委員会をこの後、開いていただくようにお願い申し上げます。

―――――・――・―――――

休憩　午前１１時５１分

再開　午後　１時００分

―――――・――・―――――

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

文教厚生常任委員長より、訂正申し出があります。

○文教厚生常任委員長（徳峰一成）

先ほどの審議の中で、渡辺議員あるいは海野議員の質問や意見も参考にしながら、先ほど文教厚生委員会を開きまして、一応、お手元の内容で訂正をさせていただきたいと思います。

平成30年度一般会計補正予算に関する文教厚生常任委員会付託事件審査報告に訂正がありましたので、会議規則第19条第１項の規定により、下記の表のとおりに訂正をいたします。

内容は、お目通しをお願いしたいと思います。

○議長（原田賢一郎）

ただいま議題となっております委員長報告の訂正については、これを承認することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。よって、委員長報告の訂正については、これを承認することに決しました。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

○４番（岩水　豊議員）

議案第46号、平成30年度曽於市一般会計補正予算（第１号）について、反対の立

場で討論します。

理由として、岩川小学校施設整備事業が提案されておりますが、地元では、現在地建てかえを望む声が多数あり、現在地建てかえか、岩川高校跡地建てかえか、意見集約がされないまま、高校跡地に移転計画することであります。多くの市民の声を聞いて、建設地を決めるべきであり、なお、岩川小学校の改築に反対するものではなく、建設地が岩川高校跡地ありきであることであります。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（原田賢一郎）

賛成の討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第46号を採決いたします。本案に対する各常任委員長の報告は可決であります。本案は、各常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（原田賢一郎）

起立多数であります。よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

――――――・――・――――――

日程第９　議案第47号　平成30年度曽於市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第９、議案第47号、平成30年度曽於市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）についてを議題といたします。

本案については、文教厚生常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（徳峰一成）

議案第47号、平成30年度曽於市国民健康保険特別会計予算の補正について（第１号）。

本案の審査過程での主な質疑内容と結果を報告いたします。

歳出の葬祭費100万円の増額は、平成30年度の実績を見込み、不足分を追加し、

財源を法定外繰入金で対応するものであります。

以上、審査を終え、本委員会は本案について採決の結果、全会一致で議案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（原田賢一郎）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第47号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は、常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

――――――・――・――――――

日程第10　議案第50号　平成30年度曽於市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）について

日程第11　議案第51号　平成30年度曽於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第１号）について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第10、議案第50号、平成30年度曽於市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）について及び日程第11、議案第51号、平成30年度曽於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第１号）についてまでの以上２件を一括議題といたします。

議案２件については、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（宮迫　勝）

議案第51号、平成30年度曽於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第１号）について。

今回の補正は、国庫支出金の交付決定や人事異動等によるもので、歳入については、国庫支出金を577万7,000円、一般会計繰入金を21万1,000円、それぞれ減額し、市債を580万円追加しています。歳出については、生活排水処理事業職員給を21万1,000円減額し、予備費を２万3,000円追加しています。

委員より、浄化槽の設置基数の目標が多過ぎるのではないか、減らしたらどうかとの質疑に対し、平成14年から33年の20年間で4,000基、１年間で200基を目標にした。しかし、諸般の事情により、平成22年ころから年間設置基数が減少し、最近では50基を目標としてきた。この目標が５年間の枠組みの中で国から交付金として確約されたものである。今回の補正予算は、ここ数年の設置基数の減により、前もって交付された交付金の減額が確定したものであるが、今後も年間50基の設置を目標としたいとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（原田賢一郎）

次に、建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（迫　杉雄）

議案第50号、平成30年度曽於市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）について。

今回の補正は、無停電電源装置取替修繕料の追加及び人事異動等によるもので、歳入については、繰越金を178万8,000円追加し、歳出については、施設管理費を180万6,000円追加するものが主であります。

次に、質疑の概要を申し上げます。

無停電電源装置の耐用年数や現状、必要性について質疑があり、耐用年数は、６年であるが15年が経過しており、途中で１回バッテリーを替えたが現在は故障で使用できない。この装置は、停電時にシステムの不具合がでないようにするためのものであるとの答弁がありました。

次に、緊急性があるのであれば、予備費等で対応しなかったのかとの質疑があり、災害の多い時期に間に合うよう６月補正で対応したとの答弁がありました。

委員より、市民の生活を預かっている施設なので、耐用年数の６年をめどに入れ替えるべきではないか、他の機器についても修繕計画等を作成し、早目の対応をしてほしいとの意見がありました。

以上、審査を終え、本委員会では、本案について採決の結果、全会一致で原案の

とおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

ただいまの各常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は１件ずつ行います。

まず、議案第50号、平成30年度曽於市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）について、討論を行います。反対の討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第50号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は、常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号、平成30年度曽於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第１号）について、討論を行います。反対の討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第51号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は、常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

――――――――・――・――――――――

日程第12　議案第48号　平成30年度曽於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について

日程第13　議案第49号　平成30年度曽於市介護保険特別会計補正予算（第１号）について

日程第14　議案第52号　平成30年度曽於市笠木簡易水道事業特別会計補正予算(第１号)について

日程第15　議案第53号　平成30年度曽於市水道事業会計補正予算(第１号)について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第12、議案第48号、平成30年度曽於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）についてから日程第15、議案第53号、平成30年度曽於市水道事業会計補正予算（第１号）についてまでの以上４件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案４件については、会議規則第37条第３項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。よって、議案４件については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は１件ずつ行います。

議案第48号、平成30年度曽於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について討論を行います。反対の討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第48号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号　平成30年度曽於市介護保険特別会計補正予算（第１号）について討論を行います。反対の討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第49号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号　平成30年度曽於市笠木簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）について討論を行います。反対の討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第52号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号　平成30年度曽於市水道事業会計補正予算（第１号）について討論を行います。反対の討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第53号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

――――――・――・――――――

日程第16　議案第54号　財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車）

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第16、議案第54号、財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車）を議題といたします。本案については、総務常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（宮迫　勝）

議案第54号、財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車）。

本案は、曽於市消防団大隅方面隊麓分団に配置している水槽付消防ポンプ自動車の老朽化により、同車両を更新するため、地方自治法第96条第１項第８号及び曽於市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき提案されたものです。

契約の内容について、１、財産の名称、種別及び数量は水槽付消防ポンプ自動車、水Ｉ―Ａ型１台、２、取得の目的は、曽於市消防団大隅方面隊麓分団の水槽付消防ポンプ自動車の更新、３、取得の方法は、指名競争入札による契約、４、取得の金額は、3,456万円、５、取得の相手方は、住所、鹿児島県鹿児島市南林寺町16番６号、商号または名称、株式会社鹿児島消防防災、代表者職氏名、代表取締役森利隆、以上の説明がありました。

委員より、価格が高いのではないか、もっと安いものがあるのではないかとの質疑に対し、水槽付消防ポンプ自動車は初期消火に対応するもので、麓分団は大隅方面隊の中心的役割を果たし、全部の校区の火災に出動するので、タンクの容量が大きいものである。また、初期消火が大事なので、これからは小型ポンプ積載車を更新する際は、水槽付小型ポンプ積載車への更新を考えているとの答弁もありました。

更新時期の年数に関して質疑があり、20年をめどに更新しているとの答弁があり

ました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

○議長（原田賢一郎）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○１９番（徳峰一成議員）

２点、総務委員長に質問いたします。

ただいまの委員長報告の中にも価格が高いのではないかと、委員会審議の中で意見があったようでございますが、質問の第１点は、今回落札した株式会社鹿児島消防防災は、資料によりますと、平成20年度以降、曽於市が取得した消防自動車、今回含めて合わせて27台です。27台の中でその３分の２に当たる18台を今回を含めて受注いたしております。27台中18台です。今後の入札のあり方について、委員会審議で議論がされたら伺いたいと思っております。

特に、最近のこの平成23年度以降は、落札率が今回は95％台でありますが、95％台から99％台まで一つの例外もなく高い落札率でございます。以前の資料を見ますと、例えば平成20年度76％とか、あるいは平成22年度も76％というのも、これはほかの会社の受注によりますけども、落札した経過がございます。ほかの県内あるいは都城市を含めて市における例えば消防自動車等の購入状況、取得状況はどうであるのかを含めて議論がされていたらお聞かせ願いたいと考えております。

率直に申し上げまして、やっぱり九十数％から100％に近い落札率が例外なく毎回行われているということは、先日も申し上げましたけども、市当局としても研究の余地があろうかと思っております。そういった立場からの質問であります。

質問の第２点目は、人口減少が続く中で、今後の非常時消防のあり方について議論がされていたら伺いたいと思っております。

この問題については、合併直後の何年かにわたっては、議会を含めて議論がありました。以来もう10年がたっております。人口も大分減少しておりますが、議論自体は必要で大事なことではないかと思っておりますので、議論がされていたら伺いたいと思っております。

以上、２点です。

○総務常任委員長（宮迫　勝）

まず、今回の落札に関しての委員会での議論ということでした。確かに過去の契約状況の一覧を見ながら意見の中ではあったんですけども、明確に答弁を求めるまでの議論には達しておりません。ただその中で、平成24年度の財部消防防災の方、それから平成20年度の同じく金田消防防災株式会社、こちらの方が落札したときに

は、大分苦労したらしいよという話は委員会の意見の中で出たところであります。

それから、２番目の人口減少に伴う今後の非常時消防のあり方については、細かく議論が出なかったとこであります。

以上です。

○１９番（徳峰一成議員）

さまざまな事象や問題について問題提起を含めて今後、市当局にいろんな形で委員会を含めて本会議を含めて問題点を提起するというのは、議会人として非常に大事な一つだと思っております。

消防関係は、今後もそれぞれの地、分団においてやはり古くなったら買いかえが当然必要でございまして、その点での、私が申し上げたいのは、この落札した業者が悪いとか高いとかいった観点じゃなくって、今後の入札のあり方にもっともっと検討の余地があるんじゃないかという立場からの質問でありまして、委員会審議の中、市当局としてほかの市町村の事例を含めてもっと勉強するように検討すべきじゃないかといった意見は出されなかったのか、当面、そこからのやはり取り組みの改善の必要があるんじゃないかと思っておりますので、もし意見があったらお聞かせ願いたいと考えております。

○総務常任委員長（宮迫　勝）

入札の関係で、先日の総括質疑でありましたけども、宮崎県の業者とかいろいろ話がありました。ただ、指名願いが出ていない以上は、この参加している業者で今回、入札を図ったという返事でありました。雑談の中でさっき言ったように、やっぱりいろんなところにも声をかけるべきじゃないかなといった意見もあったのを紹介しておきます。

以上です。

○１９番（徳峰一成議員）

先日の総括質疑で、指名願いが出されたかどうかというのは一つの考え方であって、まあ、ある意味では受け身です。例えば、非常に金額が大きいところでは、社会教育課の文化センター関係の専門については、やはり本州本土までいろいろ行かなければ専門の業者はいないということで、これまで教育委員会も苦労した経過がございます。そうした町の姿勢じゃなくて、積極的な受けとめ方でこの問題もちょっと恒常的な問題でありますので、やるべきじゃないかと思っておりますので、今後お互い勉強して考えていきたいと思っております。答弁よろしいです。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第54号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は、常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

――――――・――・――――――

日程第17　陳情第１号　高規格道路都城志布志道路橋野インターチェンジ設置に関する陳情書について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第17、陳情第１号、高規格道路都城志布志道路橋野インターチェンジ設置に関する陳情書についてを議題といたします。

本件については、建設経済常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（迫　杉雄）

陳情第１号、高規格道路都城志布志道路橋野インターチェンジ設置に関する陳情書。

本陳情は、東部公民館長、中田一男氏、橋野連合会会長、春田博氏、南部公民館長、島子正一郎氏と合わせて1,046名の署名を添えて提出され、平成30年３月定例会より継続審査となっていたものであります。

本委員会は、６月18日に陳情者３名の出席を求め意見を聴取したところであります。

まず、陳情者より、橋野地区へのインターチェンジ設置については、高規格道路へのアクセス向上を初め、都城・志布志方面への買い物・レジャー等の利便性向上や子育て世代の移住による地域の活性化や空き家対策、救急医療機関への搬送時間

短縮、災害緊急時の物資搬送ルートの確保など多くの効果が期待されるとの趣旨説明がありました。

次に、委員より、都城志布志道路については、全線開通に全力を注いでいる状況であり、インターチェンジ設置となると全線開通への影響が懸念されるが、全線開通後の整備という認識でよいのかとの質疑があり、５月19日に行われた都城志布志道路整備・活用促進大会にも参加した。橋野地区は、畜産車両等の大型車両の交通量が多く危険であるため、全線開通が最優先であると認識している。インターチェンジ設置は、後付工事の一番目として要望する趣旨の陳情であるとの答弁がありました。

本委員会としては、採決の結果、本陳情は全会一致で採択すべきものと決定しました。

○議長（原田賢一郎）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○１９番（徳峰一成議員）

委員長に１点だけ質問いたします。

この陳情が一応議会で採択されたとして、その後の取り扱いです。例えば、意見書という形で陳情書という形で、いくつかの機関にこの内容を上げるのか、あるいは直接、議会代表が赴いて、この趣旨を含めて一応陳情されるのかを含めて、この取り扱いをどのような議論がされているのかお聞かせ願いたいと考えております。

○建設経済常任委員長（迫　杉雄）

委員会での審査の結果内容について今報告しましたが、今後の取り扱いについての例えば、発議とかそういう類の、まあ、雑談では話が出ましたけど、委員会の採決に向けての中では、今後の取り扱いについては、議論をいたしておりません。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

○１９番（徳峰一成議員）

本陳情には賛成いたします。

今後の取り扱いについては、やはり今後の検討が必要じゃないかということを申し添えて賛成討論といたします。

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより陳情第１号を採決いたします。本件に対する常任委員長の報告は採択であります。本件は、常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、陳情第１号は採択することに決しました。

――――――・――・――――――

日程第18　陳情第２号　生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画の策定及び固定資産税の特例措置について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第18、陳情第２号、生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画の策定及び固定資産税の特例措置についてを議題といたします。

本件については、総務常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（宮迫　勝）

陳情第２号、生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画の策定及び固定資産税の――特別、これを特例措置に直してください、ちょっと変換ミスがありました――特例措置について。

本陳情は、生産性向上特別措置法において、市町村から計画認定を受けた中小・小規模事業者の設備投資は、特例として、市町村は固定資産税を３年間、ゼロから２分の１に軽減できる措置を講じること、さらに固定資産税をゼロとした市町村の中小・小規模事業者に対して、ものづくり補助金等の優先採択や補助率引き上げによる重点支援を講じることを趣旨とした法のもと、地元商工業の発展と地域経済の活性化を図るため提出されたものです。

陳情の内容は、１、生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画を策定するよう執行部に働きかけること。２、上記に基づき、先端設備等導入計画の認定を受

けた設備投資について、固定資産税の特例率をゼロとする条例を制定することを求めるものであります。

委員会では、対象となる事業や支援を受けるための手続等について主に審査を行いました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本陳情について採決の結果、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

○議長（原田賢一郎）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○１９番（徳峰一成議員）

これは、先ほどの午前中の条例、この市税関係と表裏一体のものでありますが、質問でございますけども、この陳情を含めて採択されて今後市が実際そうした立場でこの施行したとして、一応窓口は商工観光課になるわけですかね、これが質問の第１点、確認方々の。

第２点目は、窓口となる商工観光課はもう既に勉強含めて受け皿体制はほぼできているんでしょうか、そのことを含めて、これは３年間のたしか時限立法ですよね、そういった点もありますので、これは早急にやはり職員を含めて勉強方々速やかに対応すべきじゃないかと思っておりますけども、確認方々の質問であります。

○総務常任委員長（宮迫　勝）

所管は、商工観光課であります。

さっきの曽於市税条例の一部改正でも報告いたしましたとおり、商工会より商工観光課にこの旨の要請があり、税務課のほうで減免の曽於市税条例の一部改正を出して、商工観光課では、促進導入計画を今策定中であります。

以上です。

（何ごとか言う者あり）

○総務常任委員長（宮迫　勝）

策定中でありますので、その方向だと思っております。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより陳情第２号を採決いたします。本件に対する常任委員長の報告は採択であります。本件は、常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、陳情第２号は採択することに決しました。

―――――・――・―――――

日程第19　陳情第３号　教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度２分の１復元、複式学級解消をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第19、陳情第３号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度２分の１復元、複式学級解消をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを議題といたします。

本件については、文教厚生常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（徳峰一成）

陳情第３号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度２分の１復元、複式学級解消をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請について。

本陳情は、子供たちの教育環境を改善するための計画的な教職員定数改善を推進すること。義務教育費国庫負担割合を現在の３分の１から２分の１に復元すること。教育の機会均等を保障するため、国の学校編成基準を改めて、学校統廃合によらない複式学級の開始に向けて適切な措置をとることを主な内容としています。

以上、審査を終え、本委員会としては、本陳情について採決の結果、全会一致で採択すべきものと決定しました。

○議長（原田賢一郎）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより陳情第３号を採決いたします。本件に対する常任委員長の報告は採択であります。本件は、常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、陳情第３号は採択することに決しました。

――――――・――・――――――

日程第20　同意案第１号　教育委員会教育長の任命について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第20、同意案第１号、教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第20、同意案第１号、教育委員会教育長の任命について説明をいたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定に基づき、曽於市教育委員会教育長に瀬下浩氏を任命するため提案するものであります。

同氏は、末吉町立末吉中学校を初任地として、鹿児島県教育長義務教育課主任指導主事、鹿児島県教育長大隅教育事務所所長などを歴任され、平成27年３月に鹿児島市立西紫原中学校校長を最後に定年退職されております。その後、鹿児島市城西公民館館長に就任され、今年３月末に退職されております。

これまでの職歴につきましては、学校教育及び社会教育全般に精通されており、人格的にも曽於市教育行政の権威者として適任であると考えるところであります。

なお、同法第５条第１項の規定により、同氏の任期は３年となります。

よろしく御審議くださるようお願いをいたします。

○議長（原田賢一郎）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○１９番（徳峰一成議員）

今の曽於市をめぐるといいますか、教育環境は、例えば課題としては、学力向上の問題とか、曽於高校においては、それを前に進めるということで、条例も時限立法ってありますけど、こうした問題、あるいはこれまで議論がありました岩川小学校の移転、改築という大きな事業の問題、その後は末吉小学校の移転、改築といった、これまた大きな問題等を含めてありまして、個人的には、今の教育長、あと頑張ってもらったほうがいいと思っていたんですけども、これはもうやむを得ない事情があるようでございます。質問一、二点申し上げます。

質問の第１点は、率直に申し上げて、曽於市内出身の方はおられなかったのか、検討されなかったのかでございます。

第２点目は、瀬下先生については、私だけでなくって恐らく同僚議員も皆さん御存じの方、どなたもおられないと思うんです。人格優秀ということであったけども、そこまで市長含めて知っておられるのかどうか、どういった経過で今回の提案となったのか、もし承認されたら少なくとも３年あるいは６年頑張ってもらわなければいけないと思っております。短時間ではやっぱり大きな問題解決なかなか困難だと思っております、その点で。

以上、２点にわたっての説明をしてください。

○市長（五位塚剛）

今回、教育長の任期が終えることになりました。新しい制度のもとに、３年間の教育長として任命をすることになりましたけど、基本的には、現教育長に引き続き頑張っていただきたいというのは、もう皆さんも御承知のとおりであります。それを前提としてお願いをいたしましたんですけど、どうしても家庭の理由で承認をいただけませんでした。

その後、教育長とも相談をしながら、やはり曽於市の教育行政のトップとしてふさわしい方をぜひ紹介してほしいということでお願いをいたしました。その後、一応私とも面談をいたしまして、経歴等もお聞きいたしまして、非常にすばらしい方であるということを認識いたしまして、今回提案をしたところでございます。

課題といたしましては、先ほど出ましたような小中学校の子供たちの学力向上また各施設の整備等を含めていろんな問題がありますが、これは私たち行政と一体となって十分対応ができる人であるということでお願いをするものでございます。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑ありませんか。

○１９番（徳峰一成議員）

さっき聞きゃあよかったんですが、中学校のときの一応専門は何に、どういった

教科を専門として教えておられたんでしょうか。あわせて、御本人を含めて御家族、健康状態はもちろんいいと思うんですけども、全く教育行政の先頭に立って頑張っていただかなければ今後なりませんけども、まだ、議会での私たちの厳しい質問にも対応できるような方でなければいけませんけども、健康状態は大丈夫ですね、この２点です。

○市長（五位塚剛）

私、瀬下先生が学校時代どのような詳しい状況だったかはちょっとわからないところはありますけど、数学が専門であったのではないかということもお聞きをしておりますけど、せっかくの機会でありますので、提案を私のほうに紹介していただきました教育長に、少し参考に、健康状態を含めて報告してもらえればありがたいと思います。

○教育長（谷口孝志）

ただいま市長のほうからありましたように、瀬下先生の専門教科は数学であります。健康状態はもう本人それから家族含めて元気であるというふうに伺っております。よろしいでしょうか。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第１号については、会議規則第37条第３項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。よって、同意案第１号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

○１９番（徳峰一成議員）

共産党議員団、賛成いたします。

まだ、仮定でありますので、途中です、谷口教育長の今後頑張っていただきたい

と思っております。

賛成です。

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより同意案第１号を採決いたします。この採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場を閉める）

○議長（原田賢一郎）

ただいまの出席議員数は19人であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第２項の規定により、立会人に岩水豊議員及び渕合昌昭議員を指名いたします。

投票用紙を配付します。

（投票用紙配付）

○議長（原田賢一郎）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（原田賢一郎）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第73条第２項の規定により反対とみなします。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号を読み上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（持留光一）

それでは、議席順に申し上げます。

１番、２番、３番、４番、５番、６番、７番、８番、９番、10番、11番、12番、

13番、14番、15番、16番、17番、18番、19番。

（投票）

○議長（原田賢一郎）

投票漏れはありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。岩水議員及び渕合議員の立ち会いをお願いします。

（開票）

○議長（原田賢一郎）

投票の結果を報告いたします。

投票総数19票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち、賛成18票、反対１票。

以上のとおり、賛成が多数であります。よって、同意案第１号は同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場を開く）

―――――・――・―――――

日程第21　閉会中の継続調査申出について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第21、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

―――――・――・―――――

日程第22　議員派遣の件

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第22、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員の派遣については、会議規則第167条の規定により、次

期定例会までお手元に配付のとおり、議員を派遣することとし、変更が生じた場合は、議長において決定することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。よって、お手元に配付のとおり、議員を派遣することとし、変更が生じた場合は、議長において処置することに決しました。

ここで、追加日程配付のため、しばらく休憩いたします。

―――――・――・―――――

休憩　午後　１時５３分

再開　午後　１時５５分

―――――・――・―――――

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま会議規則第14条第１項の規定により、発議１件が別紙のとおり提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。よって、発議１件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

―――――・――・―――――

追加日程第１　発議第１号　教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度２分の１復元、複式学級解消をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書案

○議長（原田賢一郎）

追加日程第１、発議第１号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度２分の１復元、複式学級解消をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書案を議題といたします。提出者の提案理由の説明を求めます。

○３番（鈴木栄一議員）

発議第１号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度２分の１復元、複式学級解消をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書案。

下記の議案を、別紙のとおり、曽於市議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成30年６月26日、曽於市議会議長、原田賢一郎殿。

提出者、曽於市議会議員、鈴木栄一。

賛成者、同じく、徳峰一成、賛成者、同じく、松ノ下いずみ、賛成者、同じく、上村龍生、賛成者、同じく、大川内冨男、賛成者、同じく、谷口義則。

提案理由、将来を担う子供たちの豊かな学びを実現するための条件整備は不可欠であり、子供たちが全国どこに住んでいても教育の機会均等が担保され、一定水準の教育を受けられるよう施策を講じる必要があることから、関係機関に意見書を提出するものであります。意見書につきましては、別紙のとおり御目通しください。

以上、御採択くださいますようお願いします。

○議長（原田賢一郎）

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第１号については、会議規則第37条第３項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。よって、発議第１号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより発議第１号を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、発議第１号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま意見書案が議決されましたが、その提出手続及び字

句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。よって、その提出手続及び字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

以上で、今期定例会に付議された事件は全て議了しました。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○市長（五位塚剛）

本６月議会におきまして、補正予算、また、条例の提案、そして新しい教育長の提案をお願いいたしましたところ、全て承認をいただきました。本当に感謝申し上げたいと思います。執行につきましては、慎重に進めてまいりたいと思います。

また、議会からの御意見等についても私、当局、精一杯努力してまいりますので、今後の御支援御指導のほどよろしくお願いいたします。大変ありがとうございました。

○議長（原田賢一郎）

以上をもちまして、平成30年第２回曽於市議会定例会を閉会いたします。

――――――・――・――――――

閉会　午後　２時００分

別紙

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

総務常任委員会

事件の番号	件名	審査の結果
議案第３９号	曽於市旅館・ホテル施設誘致促進条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議案第４０号	曽於市税条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議案第４６号	平成30年度曽於市一般会計補正予算（第１号）について（所管分）	全会一致 原案可決
議案第５１号	平成30年度曽於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第１号）について	全会一致 原案可決
議案第５４号	財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車）	全会一致 可決

文教厚生常任委員会

事件の番号	件名	審査の結果
議案第４１号	曽於市国民健康保険条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議案第４２号	曽於市ひとり親家庭医療費助成金支給条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議案第４３号	曽於市子ども医療費助成金支給条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議案第４４号	曽於市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議案第４６号	平成30年度曽於市一般会計補正予算（第１号）について（所管分）	全会一致 原案可決
議案第４７号	平成30年度曽於市国民健康保険特別会計予算の補正について（第１号）	全会一致 原案可決

建設経済常任委員会

事件の番号	件名	審査の結果
議案第４５号	曽於市末吉原口地区特産物加工センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議案第４６号	平成30年度曽於市一般会計補正予算（第１号）について（所管分）	全会一致 原案可決
議案第５０号	平成30年度曽於市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）について	全会一致 原案可決

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度２分の１復元，複式学級解消をはかるための，2019年度政府予算に係る意見書

学校現場における課題が複雑化・困難化する中で子どもたちのゆたかな学びを実現するためには，教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠です。特に小学校においては，18年度から新学習指導要領の移行期間に入り，外国語教育実施のため授業時数の調整など対応に苦慮する状況となっています。ゆたかな学びの実現のためには教職員定数改善などの施策が最重要課題です。また，明日の日本を担う子どもたちを育む学校現場において，教職員が人間らしい働き方ができるための長時間労働是正が必要であり，そのための教職員定数改善は欠かせません。

義務教育費国庫負担制度については，小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が２分の１から３分の１に引き下げられました。厳しい財政状況の中，独自財源により人的措置を行っている自治体もありますが，地方自治体の財政を圧迫していることや自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし，子どもたちが全国のどこに住んでいても，一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって，国会及び政府におかれては，地方教育行政の実情を十分に認識され，地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように，下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

１．計画的な教職員定数改善を推進すること。
２．教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため，義務教育費国庫負担制度の負担割合を２分の１に復元すること。

以上，地方自治法第99条の規定により，意見書を提出いたします。

平成30年６月26日

鹿児島県曽於市議会

衆議院議長　　大島　理森　殿
参議院議長　　伊達　忠一　殿

内閣総理大臣	安倍　晋三　殿
財務大臣	麻生　太郎　殿
総務大臣	野田　聖子　殿
文部科学大臣	林　　芳正　殿